

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：堀場 勇夫)

平成27年3月

一般財団法人 自治総合センター



## はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、国の制度改革の結果として地方の自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤が構築されてきた。

地方公共団体に対する義務付け・枠付け等の見直しについては、平成25年6月に「第3次一括法」が成立し、国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成26年5月に「第4次一括法」が成立した。

また、平成26年6月には、地方分権改革有識者会議において、地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等について、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」が取りまとめられたところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成26年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成27年3月

一般財団法人全国市町村振興協会  
理事長 山野岳義

一般財団法人自治総合センター  
理事長 若林清造



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井 英雄	近畿大学経済学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村 俊介	一橋大学大学院法学研究科教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤 慎	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	戸谷 裕之	大阪産業大学経済学部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	原田賢一郎	北海道大学公共政策大学院教授
	福重 元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本 正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船 洋	中央大学商学部教授
	望月 正光	関東学院大学経済学部教授



## 目 次

### 第1章 平成26年度調査報告

- 地方二税を含む法人課税改革について · · · · · 1
- 市町村民税均等割超過課税の活用  
－横浜みどり税の現状と評価－ · · · · · 64
- 豪州鉱物資源利用税が問い合わせたもの  
：税制改革・政府間財政関係のあり方 · · · · · 81
- 過疎地域の財政状況 · · · · · 102

### 第2章 参考資料

- 地方分権改革と第4次一括法 · · · · · 137
- 地方公会計基準の統一化等について · · · · · 159
- 社会保障制度改革について · · · · · 205



# **第1章**

## **平成26年度調査報告**



# 地方二税を含む法人課税 改革について

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学政策大学院

1

## 法人課税の現状

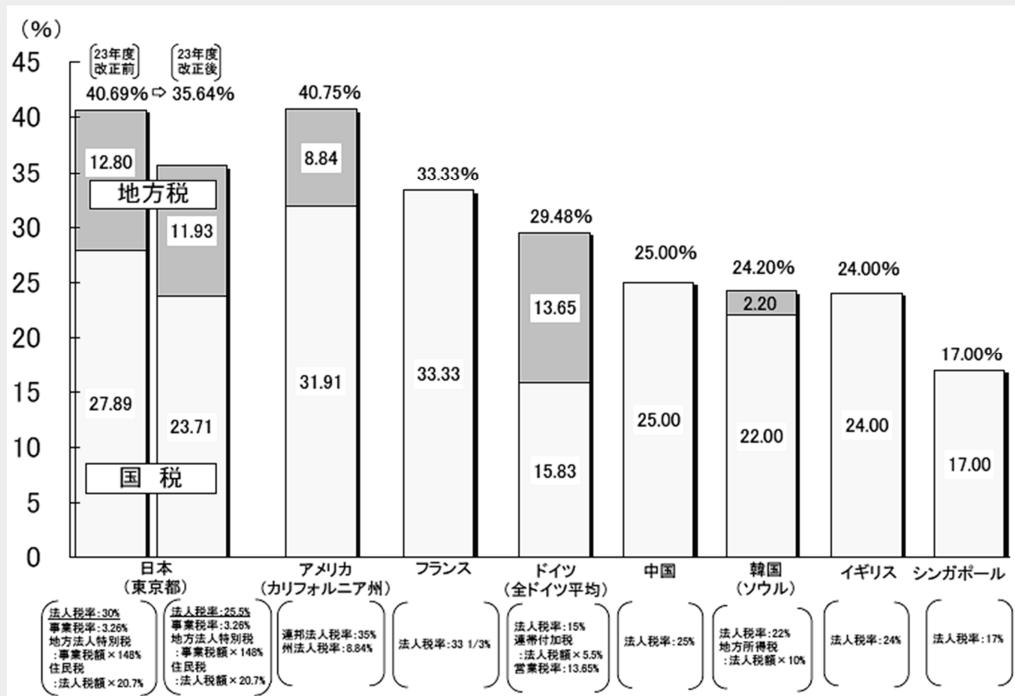
2

# 何故法人税率の引き下げか？

- ◆ 対外的要因＝経済のグローバル化
  - 国際的租税競争への対応
  - 国内立地企業の国際的競争力の確保
  - ✓ 法人税は競争力を阻害？＝税負担が製品価格に転嫁
- ◆ 対内的要因＝成長力の促進
  - 通念＝法人税減税は既存の(大)企業優遇
  - 経済的視点＝新興企業の活性化・新規事業の促進
  - ✓ 競争条件の均一化＝部門間・企業間の経済的実効税率の格差是正
- ◆ 法人税減税は景気対策ではなく、成長戦略
  - 景気対策＝時限付き措置
  - 成長戦略＝「将来」に渡る投資収益率の向上⇒投資・起業の促進

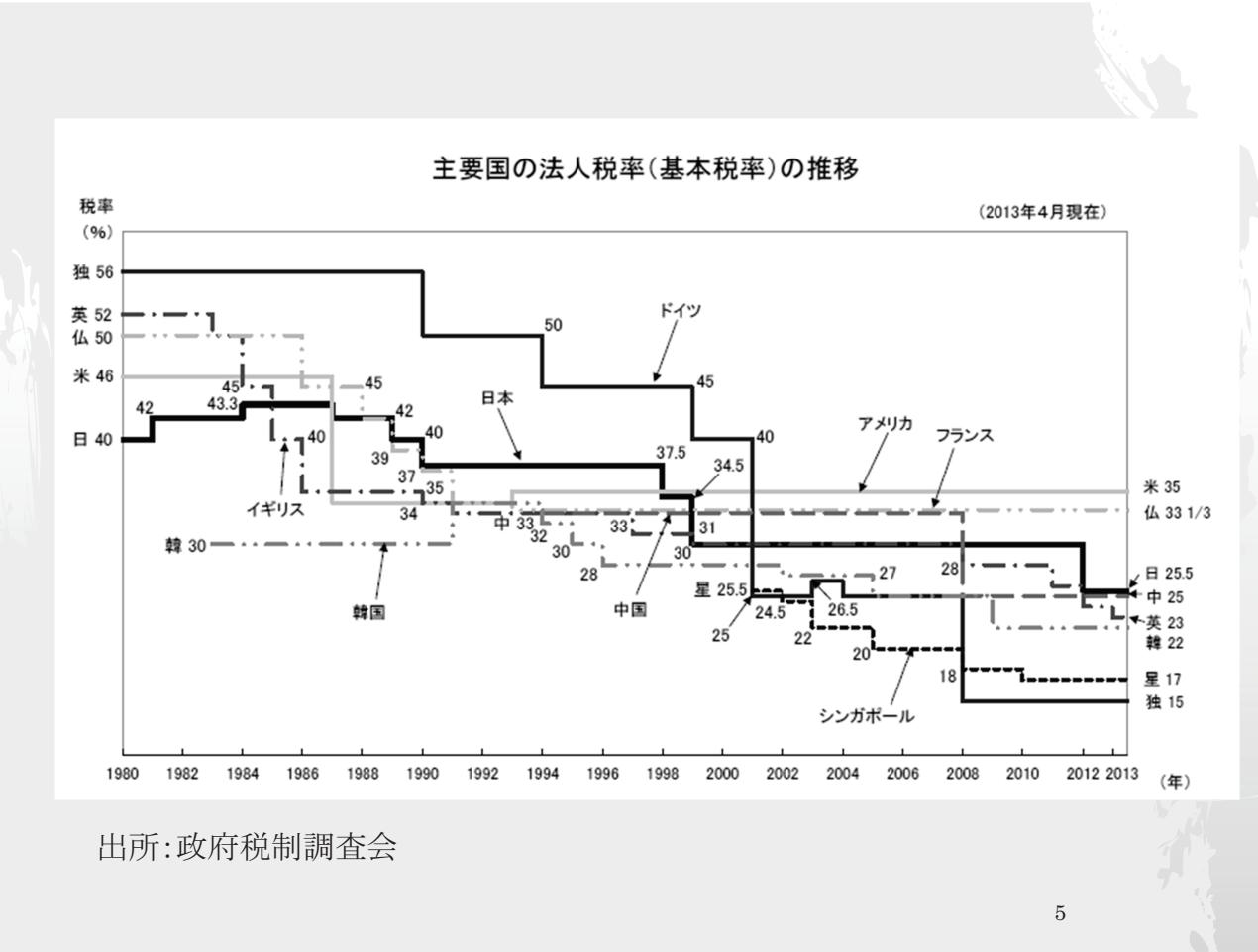
3

## 法人税率(実効税率)の国際比較



出所：財務省HP

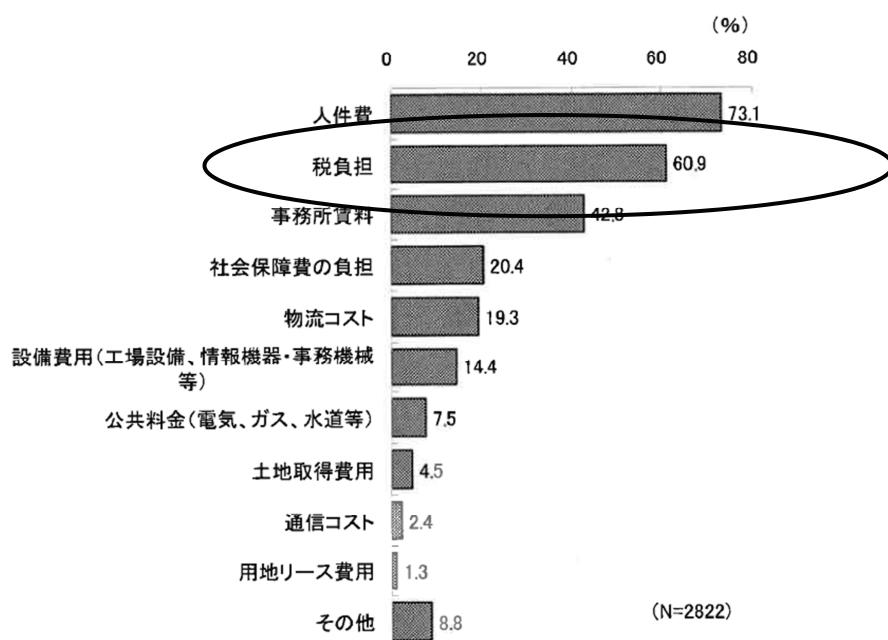
4



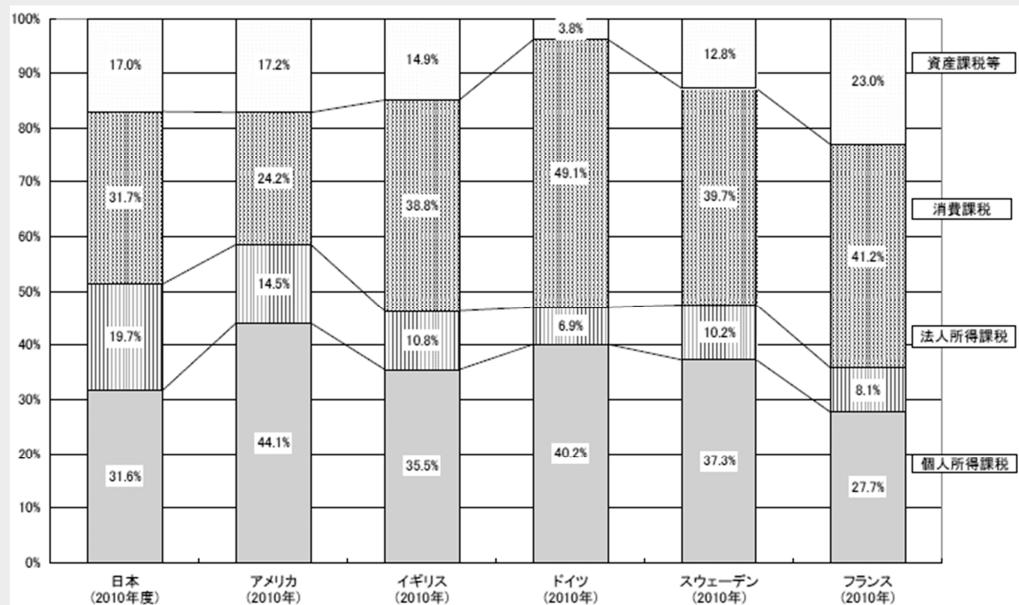
5

## 外資系企業が日本で事業を行うまでの阻害要因

12-1 図 ビジネスコストにおける阻害要因（複数回答：上位 3 つまで）



# 所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較 (国税+地方税)



出所:財務省HP

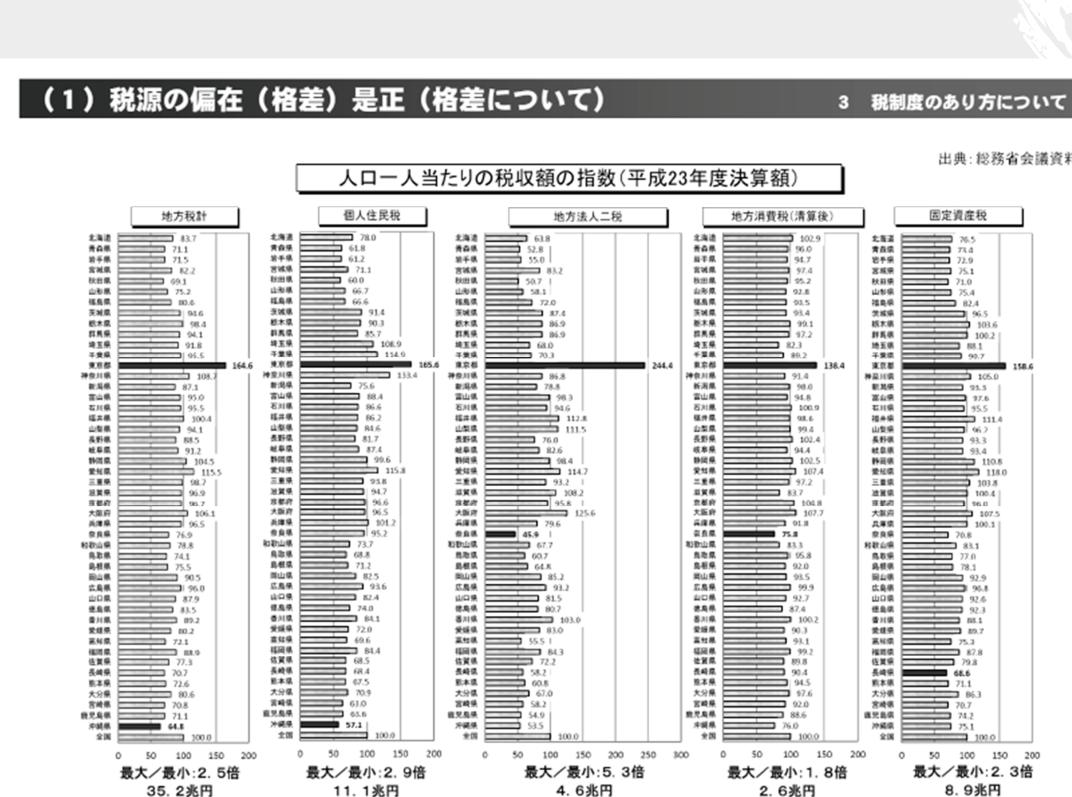
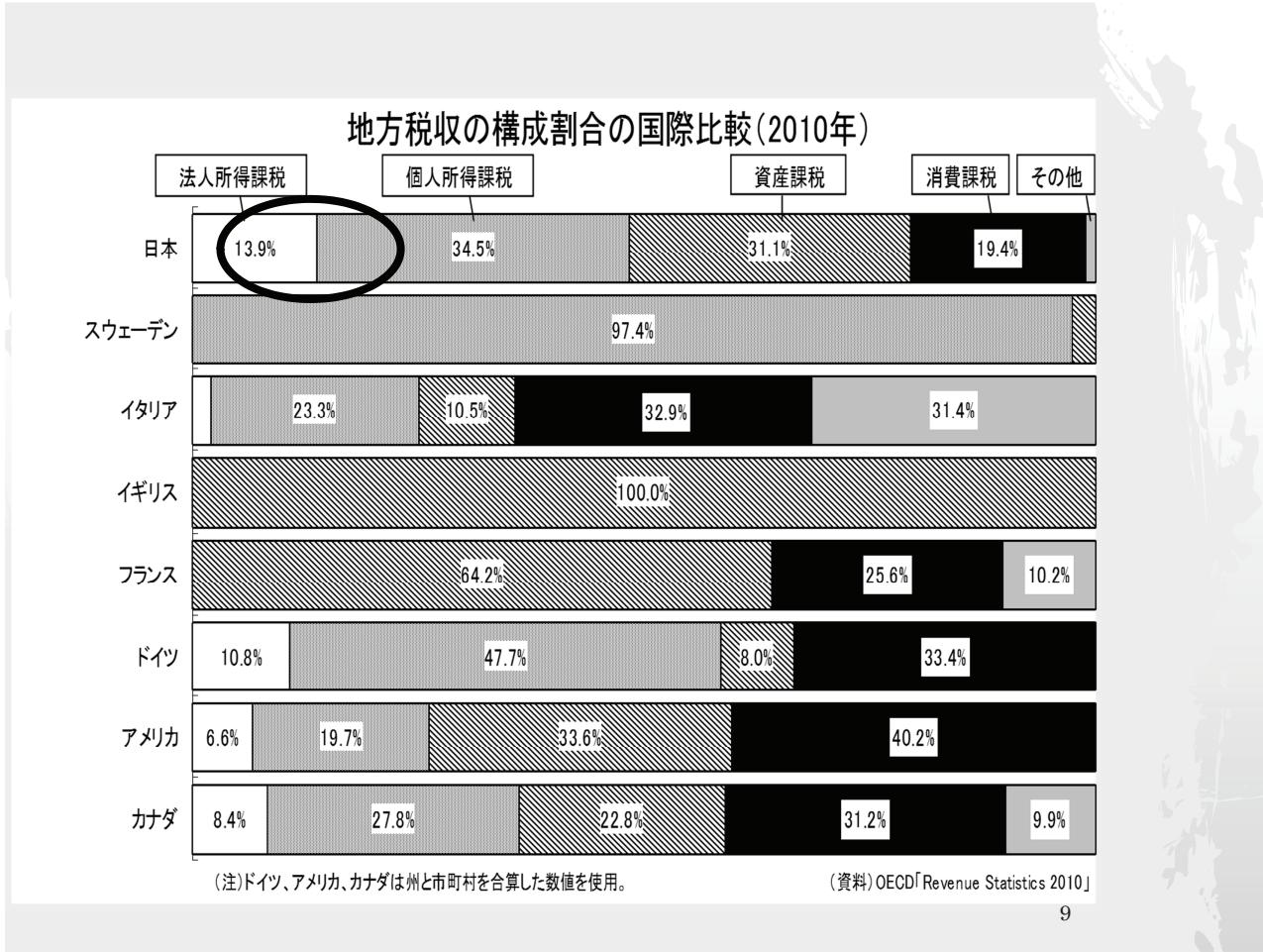
7

## 地方税の特徴と課題

- ◆ 法人課税は国税に限った問題ではない
  - 法人実効税率36%のうち約10%は地方法人二税
  - 高い法人課税依存に起因する課題が山積

	課題
法人課税への依存	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税収の不安定</li> <li>➢ 税源の偏在</li> </ul>
課税ベースのかい離	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税制の複雑化</li> <li>✓ 徴税コストの増加</li> </ul>

8



# 法人税改革を考える

11

## 法人税改革を考える

- ◆ 法人税改革は税率引き上げのみの「量的」縮小ではなく、課税ベースの適正化を伴う「質的」転換でなければならない。
  - ◆ 質的転換＝経済成長を支える税制の再構築
    - 広く薄い課税の実現
    - 新規起業・事業の促進に向けた「機会」の均等化＝経済的実効税率の均一化
    - 税制の簡素化
  - ◆ 補完的改革＝所得課税の再構築
    - 金融課税の強化と一体化
    - 所得課税ベース(所得税・住民税)の拡大と「広く薄い課税」
    - 所得税の再分配機能の回復
    - 所得控除から税額控除へ

12

# 法人税の機能

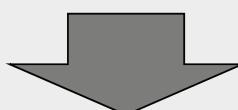
通念		経済学的理解
国税	応能課税	<input checked="" type="checkbox"/> 居住者課税＝個人資本所得税の「源泉徴収」機能 <input type="checkbox"/> 所得税の補完機能
地方税	応益課税 企業も地域社会の一員	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉地主義課税＝立地に係る「レント」(超過利潤)課税 <input checked="" type="checkbox"/> 応益課税＝住民課税(固定資産税・個人住民税等)に徹底すべき

13

## 理念と実態

### ◆ 美しい「理念」とそうでもない「実態」

理念		・利益を上げている企業への課税 ・行政サービスからの受益への応分の負担
実態	政治的本音	「取り易いところから取る」
	経済的帰結	➢ 税負担の「転嫁」 ➢ 課税ベースのかい離による税制の複雑化 投資の減少・国内の雇用の喪失・成長力の低下 ⇒課税の経済的コスト



実態に即した改革が必要

14

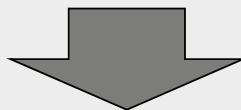
## \* 国民の二つの顔

異なる次元	国民の顔	重視するもの	何が決まるのか？
公共選択	有権者(市民)	課税の原則・理念 納得感	税率・課税ベースへの 合意形成
私的選択	納税者(消費者・労 働者・投資家)	私的利得の追求 =誘因効果	課税の経済的帰結

15

## 参考：法人税の帰着

負担の帰着先	税負担	税等価=効果が同 じ税金
消費者	製品・サービス価格の上 昇	消費税
労働者	雇用・賃金の低下	賃金税
投資家(株主)	配当の減少	金融所得課税



- 法人税は国民の負担
- ✓ 負担のパターンが累進的(再分配的)とは限らない

16

# 法人税の経済的帰結

		帰結
公共選択＝政策決定	税率(経済的実効税率)の選択	国際的租税競争
私的選択＝民間の反応	経済的実効税率の部門間・企業間格差	生産非効率性 (生産過程を歪める)
	資金調達の歪み	借入(負債)に偏った資金調達 ⇒破産リスクの増加
	税負担の転嫁	➢ 製品価格の上昇 消費者負担 国際的競争力の低下 ➢ 雇用・賃金の減少 労働者負担 ➢ 投資収益率の低下 国内貯蓄を阻害・資金流出
	税の回避	➢ 企業・利益の流出 ➢ 租税回避

17

# 法人税の経済効果

- ◆ 理論・実証面で法人税は他の税目に比して相対的に経済成長へのマイナス効果が大きい
- ◆ 実証分析(例)
  - Kneller , Bleaney and Norman (1999) Fiscal policy and growth: evidence from OECD countries, J Pub E
  - ✓ 分析: Barro成長回帰分析をベース
  - ✓ 法人税を含む所得課税等“歪みを与える税”的比重が高いほど成長率は低下
  - ✓ データ: OECD 22カ国パネル(1970–95)
  - Lee and Gordon (2005) Tax structure and economic growth, J Pub E
  - ✓ 法人税は経済成長にマイナス効果を及ぼす
  - ✓ データ=途上国を含むパネル( 1970–1997)
  - J.Arnold (2008) Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? OECD
  - ✓ 法人課税から消費課税へのシフト(税収中立)は経済成長を高める
  - ✓ データ=21 OECD 諸国パネル( 1971-2004)

18

# 改革の目的と手段

目的	手段
➤ 経済のグローバル化(国際的租税競争)への対応 ➤ 経済成長の促進	法人税率(表面実効税率)の引き下げ
➤ 「量的」財源の確保 ➤ 租税回避の是正	・減価償却費控除・(法人間)受取配当益金不算入の見直し ・支払利息控除・繰り越し欠損金への制限など
➤ 経済活動への「歪み」の是正 =効率化 ➤ 税制への信認確保	・租税特別措置の見直し ・(節税による)赤字企業対策等
➤ 再分配機能の維持・回復	金融所得課税の強化(一体化)

19

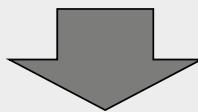
## 法人税改革をめぐる誤解(?)

通念	経済学的理解
法人企業の7割は赤字 法人で法人税を払っていないから、法人税減税は効果がない	✓ 税金の支払いが一部(全法人で3割)に偏った課税自体が問題(「広く薄い課税」に反する) ✓ 税率の引き下げ云々とは別に恣意的な所得分割(労働所得と法人所得)が可能な法人企業に対する措置を講じるべき(二元的所得税でも同様の課題)
法人税を減税しても企業にとっては「棚ぼた」であり、内部留保を増やすだけ	✓ 企業の内部留保=現金の積み上げではない(バランスシート上の問題) ✓ 法人税減税が新規投資に繋がるかどうかは現在の現金ではなく、「将来」の収益への見通しに依存(古い資本と新しい資本の区別) ✓ 法人税減税の恩恵は既存の大企業だけではなく、長期的には新興企業にも行き渡る(新興企業の育成がむしろ重要)
法人税減税をしても経済効果は定かではない	✓ 法人税が他の税目よりも経済成長にマイナス効果は高いとの実証分析はある(OECD等) ✓ 市場経済において企業が雇用・投資を拡大する「機会」を提供すること(市場メカニズムを阻害しない税制の構築)が重要

20

## 新しい資本と古い資本

法人税率の軽減	
古い資本	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業の課税後キャッシュフローの増加 =所得効果</li><li>・Windfall gain=再分配効果</li></ul>
新しい資本	将来投資からの課税後収益率の向上 =価格効果 ⇒ 投資を喚起



- ◆ 法人税減税の狙いは新しい資本(=新規投資・立地)の誘因  
づけ  
21

## 政府税制調査会 法人税の改革について(2014年6月)

- ◆ 問題意識
  - 「グローバル経済の中で、日本が強い競争力を持って成長していくためには、法人税もまた成長志向型の構造に変革していく必要がある」
- ◆ 地方税を含む二つの改革
  - 「立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げる」
  - 「法人税の負担構造を改革する…すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にする」

# 何故「広く薄い課税」か？

- ◆ 単なる財源確保ではない。
- ◆ 経済成長の促進
  - 「利益を上げている企業の再投資余力を増大させる」
  - 「収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革」
  - 「産業の新陳代謝が行われやすい環境」
  - ✓ 参考:経済的実効税率の引き下げ
- ◆ 中立性の視点:
  - 成長の機会を幅広い分野に確保
    - 「一部の企業だけではなく、広く税率引下げの効果が及ぶことから、新しい産業や新規開業が行われやすい環境を作る」
  - ⇒租税特別措置=特定の活動・部門への支援

23

## 課税ベース拡大の意味

性格		具体的内容	視点
量的	税収の確保	法人税の減収を抑制	財政の健全性
質的	課税ベースの適正化	租税特別措置等に起因する設備投資や資金調達などに係る非効率(ゆがみ)を是正	経済の効率性=成長力の強化
	信認の確保	他の納税者からの納得	税制への信認

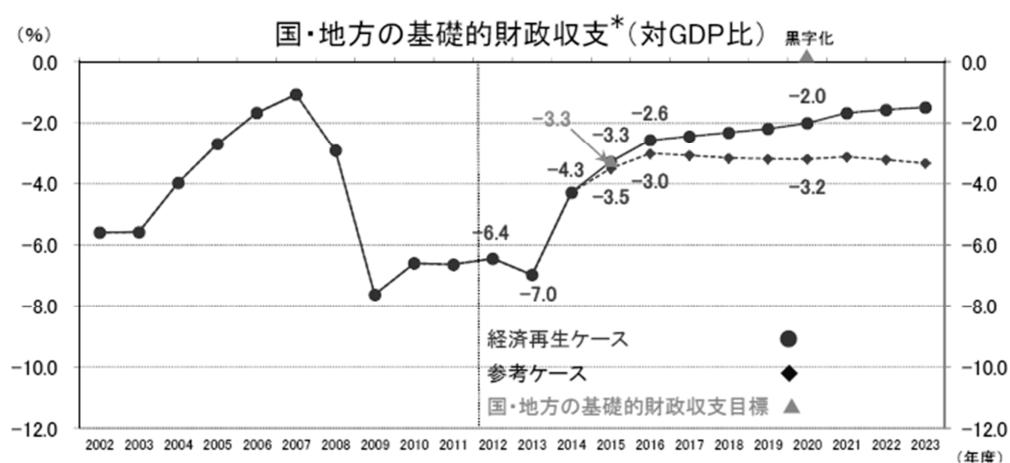
24

# 良い税収中立と悪い税収中立

- 「恒久的減税には恒久的財源」
  - ◆ 良い税収中立
    - 包括的税収中立=法人税に留まらず、税制(国税・地方税)全体で税収中立を確保
    - 中長期的税収中立=単年度ベースではなく、景気要因を除いた(潜在的GDPに対応した)税収を勘案した税収中立
    - 財政の規律と税制の抜本改革に繋がる税収中立
  - ◆ 悪い税収中立
    - 狹い税収中立=法人税の中で自己完結
    - 課税ベースの適正化・タックスミックスの見直しに波及しない
    - 税制改革を阻害する税収中立
    - 税率を下げない口実→却って既存の租税特別措置等を温存
    - 成長への楽観的見通しに頼った財源確保→財政規律の弛緩

25

## 財政収支の見込み



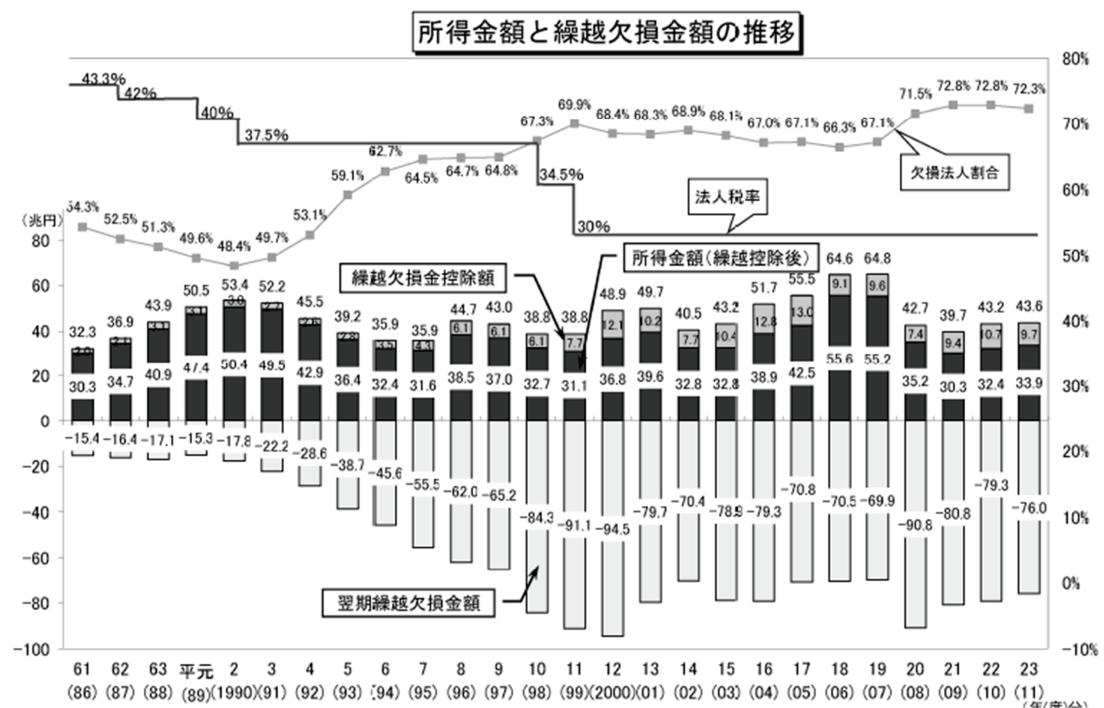
- ・社会保障・税一体改革関連法等を踏まえ、消費税率(国・地方)が2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げられること及び社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が段階的に生じることを想定<sup>3</sup>。

出所: 中長期の経済財政に関する試算(内閣府(平成25年8月8日))

## 課税ベースの拡大

- ◆ 租税特別措置の見直し
  - 「期限の定めのある」租特は原則廃止
  - 既存の租特の重点化と効果の精査
- ◆ 繰越欠損金の制限と繰越期間の延長
- ◆ 減価償却控除の「定額化」
- ◆ 法人間受取配当(パッシブインカム)の課税強化
- ◆ 公益法人への課税強化
- ◆ 軽減税率等、中小企業課税の見直しなど
  - 全法人の99%が中小企業(資本金一億円以下)
  - 中小企業の7割が赤字法人

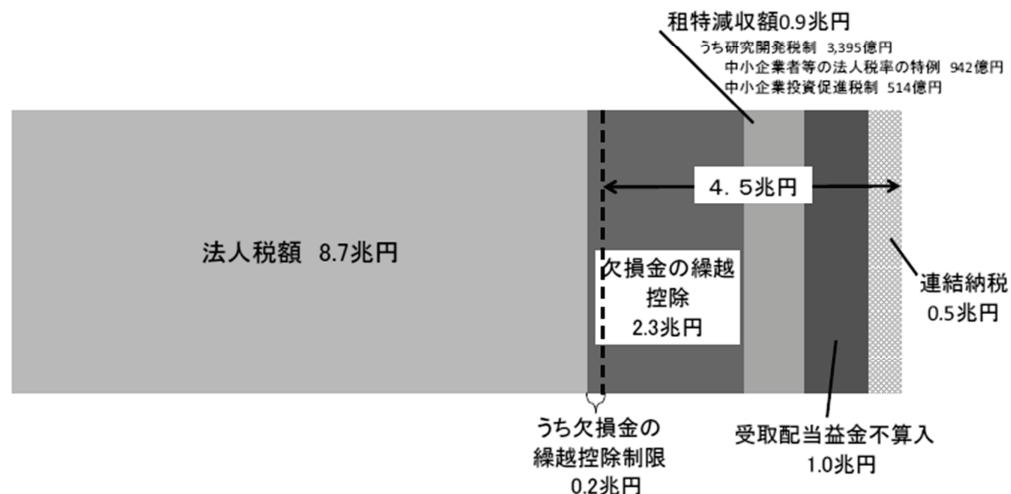
27



出所:政府税制調査会資料

28

## 法人税の課税ベース



注:平成23年度会社標本調査からの試算

出所:政府税制調査会資料

29

## 改革としての課税ベース拡大

課税ベース拡大	改革の狙い
・租税特別措置の縮減 ・中小企業への軽減税率の見直し	企業間・産業部門間での競争条件の均等化 ✓ 新陳代謝が行われやすい環境
減価償却控除の定額化	借入による資金調達バイアスの是正 ✓ 加速度的償却の場合、借入金と利払いの二重控除が発生
・同族企業の留保金課税の見直し	租税回避の可能性への対応
・赤字企業強化(損金算入の制限など)	法人成り等による会計操作(利益を給与として分配)の抑制

30

## 二つの法人成り(法人化)

- ◆ いわゆる「法人成り」について
  - 「個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。」

効果	性格	内容
所得シフト ＝税収移転	ゼロ(マイナス)サム	既存事業主が課税上の優位から法人化 ✓ 経済活動の実態を伴わない
付加価値創出	プラスサム	既存・新興事業の法人化で組織の規模(雇用)拡大、新規事業の推進に繋がる

31

## 参考:実効税率の引き下げ

		内容
制度改革による引き下げ		法定税率・課税ベース(租特を含む)の見直し
自律的引き下げ	市場(企業)	節税(利益移転) 立地拠点の変更(海外移転) 負債による資金調達
	政治	陳情合戦＝レントシーキング (租税特別措置の拡散)

32

## 他の税目の改革

### (a) 資本所得課税

- ◆ 「法人所得課税は、個人所得課税の前取りとの性格を有するものであることから、法人所得課税の減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。その際、金融所得課税の一体化の流れ等に留意する必要がある。」

### (b) 給与所得控除

- ◆ 「法人形態にすることでオーナー自身への給与等を損金に算入し、さらに個人段階では給与所得控除を受けることができるが、「法人成り」の誘因の一つであることが指摘されている。給与所得控除の水準を含めた検討が必要である。」

### (c) 住民税や固定資産税

- ◆ 「地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。」

33

## \*法人税改革の政治力学

O=賛成 X=反対	法人税率の引き下げ	税収中立	租税特別措置の縮減	外形標準課税
官邸・経済財政諮問会議	O	X(成長に期待)	△	?
自民党税調	△(消極的)	O(短期的・法人税枠内)	X(自分等の裁量を削ぐ)	?
財務省	△(消極的)	O(法人税枠内?)	O	O(代替財源として有力視)
経団連・経済産業省	O	X(成長に期待)	X(既得権益)	X(人件費課税)
総務省・自治体	△(地方財政に影響のない範囲)	O(地方財政の枠内)	O	O
政府税調	O	O(包括的・中長期的)	O	??

34

# 諸外国の税制改革に学ぶ

35

## 何を学ぶのか

### その1: 法人税改革

- ◆ 法人税率の引き下げと課税ベースの拡大＝広く薄い課税の実現
  - 利益移転(租税回避)への対応
  - 立地競争力の確保＝収益率の高い投資・事業への減税

### その2: 税収構成の見直し

- ◆ パッケージとしての税制改革
  - 法人所得課税から消費課税への軸の移動＝国内税制を国際的租税競争から遮断
  - 税額控除等給付による再分配の確保

36

# 欧洲の税制改革の特徴

- ◆ タックスミックスの見直し=法人課税から消費課税(付加価値税)への転嫁(パッケージとしての改革)
- 社会保険料の軽減・租税化(例:フランス一般社会税)
- ◆ 法人課税から個人課税へ
  - 国内の生産コストを高め、国際的競争力を阻害する法人課税・社会保険料(事業主負担)の縮減(Fiscal devaluation)
  - 再分配は個人レベルで担保
  - ✓ 勤労者・子育て支援(税額控除・給付)を通じた再分配
- ◆ 貯蓄(新しい資本)の喚起
  - 英国=非課税貯蓄口座(ISA)の拡充

37

## パッケージとしての税制改革

- ◆ 税制改革は法人税で自己完結させない
- ◆ タックス・ミックス(税収構成)の見直しとしての税制改革  
⇒新しい経済環境・課題への対応

### ドイツにおける税制改革のパッケージ

#### [パッケージ]

①2007年	・付加価値税率の引上げ(16%→19%) → 2/3は財政再建に、1/3は失業保険料の引下げに充当 ・所得税の最高税率の引上げ(42%→45%)
②2008年	・法人実効税率の引下げ(約39%→30%) ・併せて、定率償却制度の廃止等、課税ベースの拡大 → 下記③と合わせて法人税減収額の5/6を補填【ネット減税】
③2009年	・金融所得に対する源泉分離課税(税率25%)の導入

(出所)政府税制調査会資料

# 海外の税制改革

## □ ドイツ(2007~2009年)

- ◆ 法人税率の引き下げと付加価値税の増税
  - 「付加価値税は輸出品が免税(ゼロ税率)であることからドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない」
  - 「薄く広く負担するものであり特定のグループに負担を負わせる税よりも理解が得やすい」(政府税制調査会海外調査報告)
- ◆ 法人税の課税ベースの拡大措置
  - 法人所得の国外流出の防止=支払利息の損金算入の制限・移転価格税制の執行強化
  - 営業税(地方税)の損金算入の廃止
- ◆ 金融所得への分離課税(25%)の導入(2009年~)

39

## 諸外国の税制改革①ドイツの法人税改革

	増収項目	減収項目
法人税改革	<p>◆課税ベースの拡大等</p> <p>4兆円</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・税制度促進に伴う経済成長による全体的な税収増 0.6兆円</li><li>・定率償却制度の廃止 0.5兆円</li><li>・営業税(市町村税)の損金不算入 1.6兆円</li><li>・支払利息の損金算入制限 0.2兆円</li><li>等</li></ul>	<p>◆法人実効税率引下げ等</p> <p>4.7兆円</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人税率引下げ(連邦法人税分<u>25%→15%</u>) 1.9兆円</li><li>・営業収益税の基本税率の引下げ 1.1兆円</li><li>等</li></ul>
他税目	<p>◆付加価値税率引上げ(16%→19%)</p> <p>3.4兆円</p> <p>◆所得税最高税率引上げ(42%→45%)</p> <p>0.2兆円</p>	

資料:経済産業省

## 諸外国の税制改革②英国の法人税改革

	増収項目	減収項目
法人税改革	<p>参考:2008年法人税改革では、大法人に係る法人税率の引き下げ(30%→28%)の減収を補填することを目的として減価償却引当金制度の改正を実施</p>	<p>◆法人税率の段階的引き下げ &lt;2011~2014&gt; 合計0.8兆円</p> <p>&lt;2011年4月&gt; 28%→26% &lt;2012年4月&gt; →24% &lt;2013年4月&gt; →23% &lt;2014年4月&gt; →21%</p> <p>※2015年4月からは、更なる引下げ(21%→20%)を予定。</p>
他税目	<p>◆銀行税の創設・段階的税率引き上げ &lt;2011~2014&gt; 合計1.1兆円</p> <p>&lt;2011年1月&gt; (導入) 0.075% &lt;2012年1月&gt; →0.088% &lt;2013年1月&gt; →0.130% &lt;2014年1月&gt; →0.142%</p> <p>◆付加価値税率引上げ(17.5%→20%) &lt;2011~2014&gt; 合計7.1兆円</p>	<p>◆所得税減税 &lt;2011~2014&gt; 合計2.0兆円</p>

資料:経済産業省

41

## 経済的実効税率

- ◆ 新規投資(事業・立地)の伴う「将来的」法人税負担=フォワードルッキング
  
- 限界的実効税率
  - = (課税後)採算ギリギリの投資にかかる税負担の増分
  - 研究開発税制等、政策税制は限界的実効税率を法定税率以下に引き下げ⇒本来採算性ない事業まで支援の可能性
  - 平均実効税率=所定の收益率に対応した税負担
  - 法定税率>限界税率であるとき、收益率の高い投資(事業)ほど平均実効税率は増加

⇒收益率の高い投資への阻害要因

$$\text{平均実効税率} = Q * \text{法定税率} + (1 - Q) * \text{限界実効税率}$$



投資の收益率に依存したウェイト  
(收益率ともに増加)

42

## 参考：経済的実効税率という考え方

- ◆ 法人税の負担を決めているのは表面税率だけではない

参考：三つの実効税率

- ✓ 法定(国税+地方税)
- ✓ 「事後的」=法人税額/企業所得(=Aに相当)
- ✓ フォワードルッキング=新規投資・立地に係る法人税額を仮想的に算出
- 既存・新規企業の「誘因」(設備投資・立地、研究開発)に影響するのは経済的(フォワードルッキングの)実効税率  
=税率を含む制度要因を集約

決定要因			
経済的 実効税率  ✓平均 ✓限界	法定(表面)税率		
	課税ベースの算出	減価償却(≠経済的減価償却)	
		配当・利子払いの課税上の扱い	
		投資税額控除(租税特別措置)等	43

出所(例) : Devereux, M.P. and R.Griffith(2002) Evaluating tax policy for location decisions, International tax and public finance.

## 参考：資本コスト

	新株発行	債券発行	内部留保
課税後資本コスト		$c_h = \frac{\rho_h + \delta}{1 - \tau} \left( 1 - z - \tau \frac{\alpha}{\rho_h + \alpha} \right)$	
投資家の受け取る収益率 (個人課税前)	$\rho$	$r$ = 市場利子率	$\rho$
投資家に対する必要収益率 (企業負担)	$\rho_E = \frac{(1 - t_i)r}{(1 - t_D)}$	$\rho_B = (1 - \tau)r$	$\rho_R = \frac{(1 - t_i)r}{1 - t_c}$

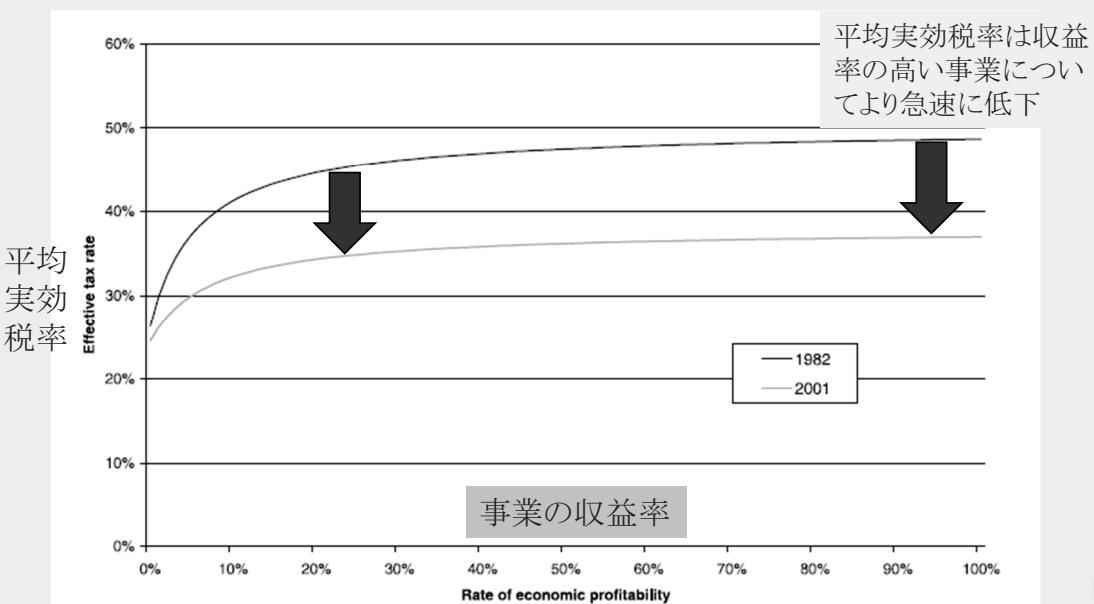
# 英国の法人税改革(90年代)

## 事実認識(英国の場合)

- ◆ その1: 1980年代から90年代にかけて①法定税率は低下
  - ◆ その2: 平均的に課税ベースは拡大、ただし、減価償却費控除の縮減効果はインフレの低下で緩和
  - ◆ その3: 実効限界税率は安定的、②平均実効税率は収益率の高い事業についてより急速に低下
  - ◆ その4: 法人税収の対GDP比は1965年以来安定的(=法人税のパラドックス)
  
  - ◆ ①何故法定税率の引き下げか? ⇒ 利益移転(租税回避)の動向に対抗
  - ◆ ②何故、平均実効税率の低下か? ⇒ 収益率の高い企業(特に多国籍企業)の誘致をターゲットにした誘致を図る  
➤ 実証: 収益率の高い企業の方が移動性(海外展開の比重)が高い
- 出所: Devereux, Griffith and Klemm (2002) Can international tax competition explain corporate income tax reform?  
Economic Policy

45

## 平均実効税率(英国)の低下

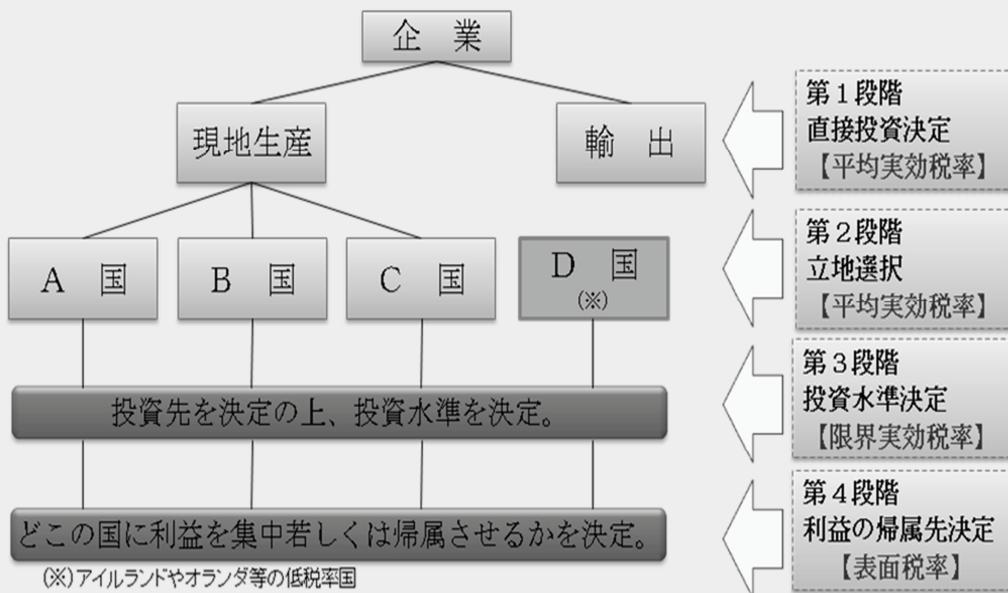


注: 株式での資金調達による機械設備投資に係る平均的税率を仮想的に算出

出所: Devereux, Griffith and Klemm (2002)

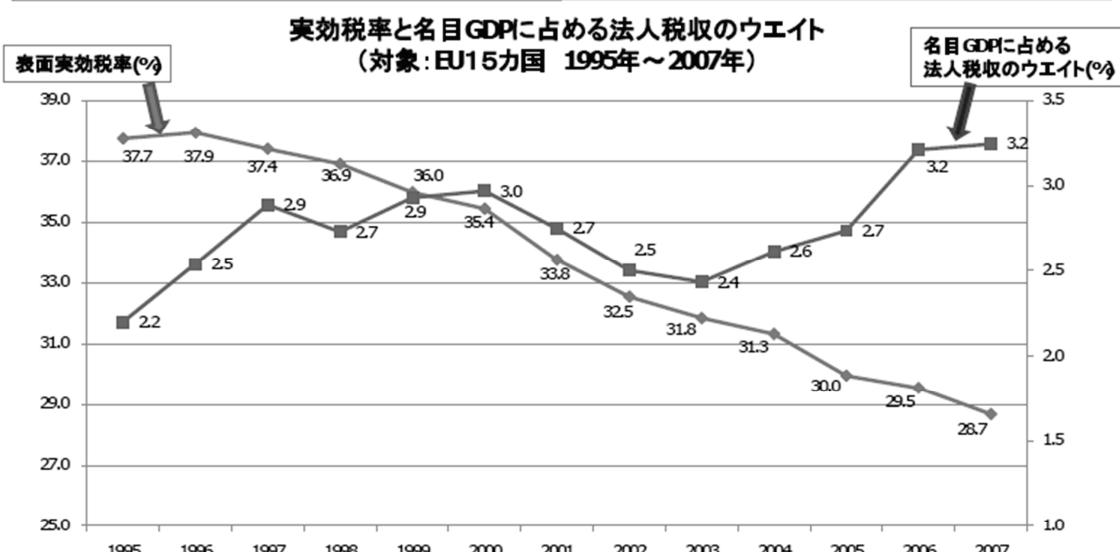
46

## 参考：多国籍企業の意思決定とそれに影響を及ぼす法人税率



47

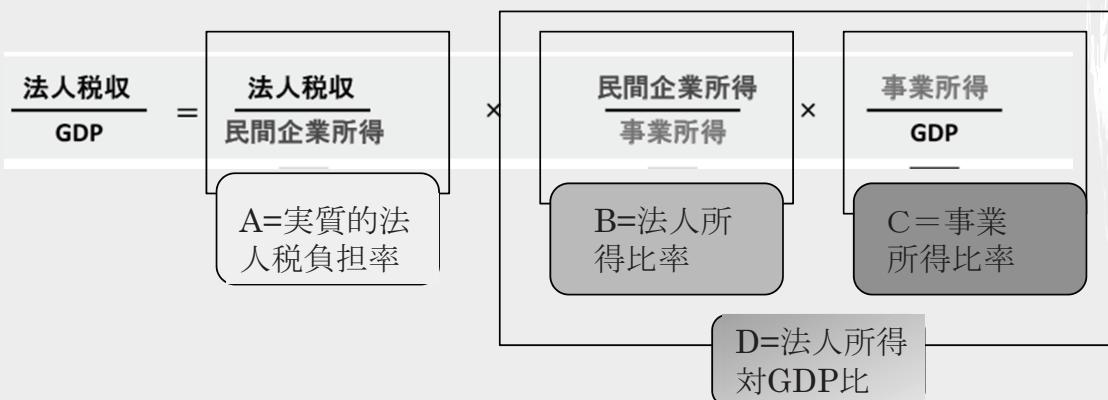
## 法人税のパラドックス



出所: 経済産業省資料

48

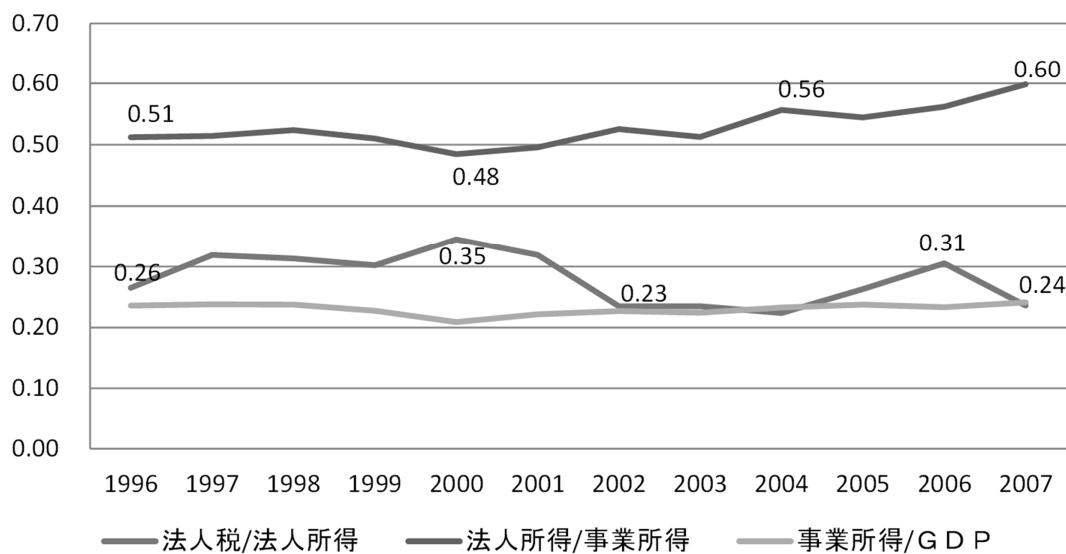
# 法人税収の決定要因



		決定要因
A=実質的法人税負担率		✓法定税率 ✓課税ベースの大きさ
D=法人所得対GDP比	B=法人所得比率	「法人成り」する事業の比率
	C=事業所得比率	✓ 生産要素(資本・労働)間所得分配 ✓ 新規起業(賃金所得→資本所得)

49

## 英國の場合



法定税率(%)

1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
33	31	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30

出所:EUROSTAT

50

# パラドックスから何を学ぶか？

- ◆ 経済のグローバル化の中、理論的「予測」に反して法人税は生き残った(so far) = 法人税収対GDP比は比較的安定的に推移
  - 経済成長などマクロ経済要因
  - 「法人成り」等の税要因
- ◆ 課税ベースの拡大を含め各国は「生き残る」ための税制改革を実施してきた=国際的租税競争への対応
  - 単純な①税率引き下げでも②税収中立でもない=改革戦略
  - グローバル化に適った法人税の抜本改革を模索
  - ✓ 経済に優しい税制の構築(中立・簡素)
- ◆ 日本の法人税をグローバル経済(及び高齢社会)にどのように適用されていくかが問われている。

⇒日本の法人税は(これまで)生き残れるのか？

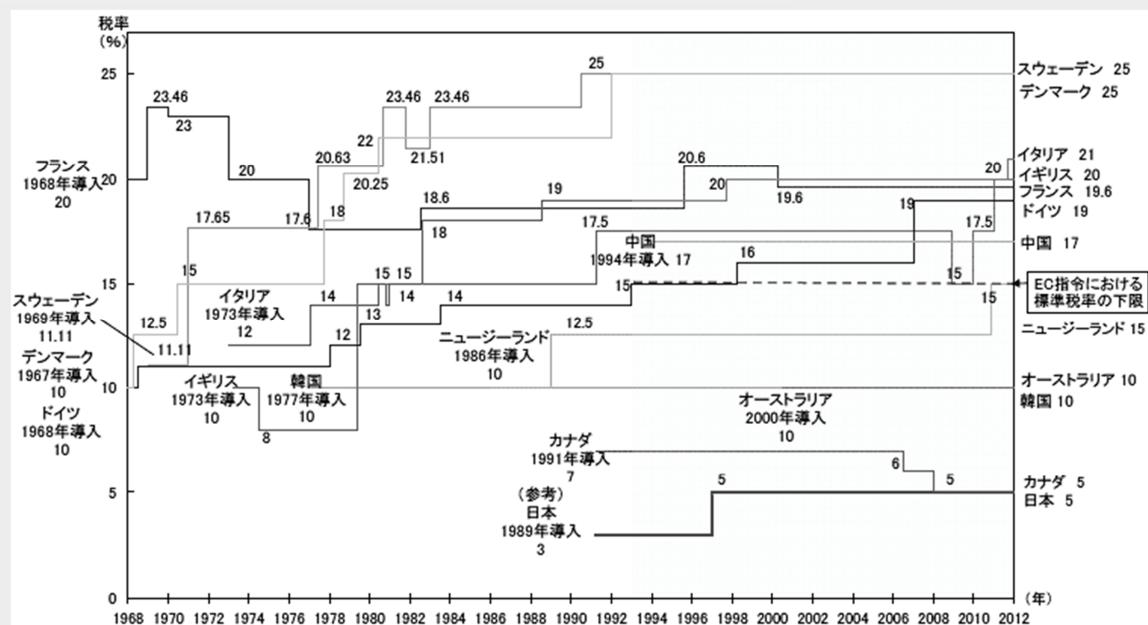
51

## Rate Cut base Broadening という考え方

- ◆ 何故、法人税率を下げて課税ベース(税額控除を含む)を拡大するのか？
- ◆ 法人税の構造改革=国内外の競争条件の均一化
  - 国内=産業間・部門間(例:製造業対サービス業)、既存企業・新興企業間の競争・投資機会に格差を与えない  
⇒特定部門・産業、経済活動を税制上、優位にする租税特別措置・加速度的減価償却の縮減
  - 国外=国外立地企業との国際市場における競争条件を揃える  
⇒法定実効税率の引き下げ
- ◆ 平均的(経済的)実効税率の引き下げ=本来、収益性の高い(競争力のある)企業・事業を税制によって不利にしない

52

## 付加価値税率(標準税率)の国際比較



参考:EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている

出所:財務省HP

53

## 何故消費税か？

- 「消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている」

社会保障・税一体改革大綱(2012年2月17日閣議決定)

視点	消費税の特徴
財政の健全化	高い財源調達力 ✓ 税率1% = 約2兆5千億円
世代間不公平の改善	高齢(退職)世代にも課税 ↔ 社会保険料 = 勤労世代に負担が集中
地方財政	税収は安定的・地域間偏在性が少ない

54

## 何故消費税か？(その2)

●経済学の視点=税の経済的帰結を重視  
⇒「経済活動に与える歪みが小さい」という特徴を担保する消費税の仕組みが重要

➤ Fiscal devaluation=企業の生産コストを高める(国際競争力を損なう)法人税・社会保険料から(仕向地主義)付加価値税への転換

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

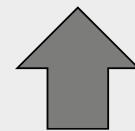
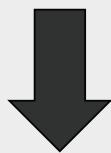
55

## 参考：消費税と法人税

	消費税	法人税
課税	消費課税	所得課税
納税者	登録事業者	法人企業
課税ベース	付加価値=売上-仕入れ	法人所得=収入-経費
経費	仕入れ額	損金
人件費	控除されない	控除
投資経費	即控除	減価償却として後年控除
課税原則	仕向け地主義	源泉地主義・居住地主義

## 参考：課税地原則とグローバル化

	源泉地主義課税	仕向け地主義課税
課税地	日本	日本
輸出品	税負担が製品価格を引き上げ	税負担は還付
輸入品	非課税	課税



企業の誘因  
＝税負担の低い海外で生産、日本に輸入・第3国に輸出

税負担は国内で完結・国際競争力に影響せず

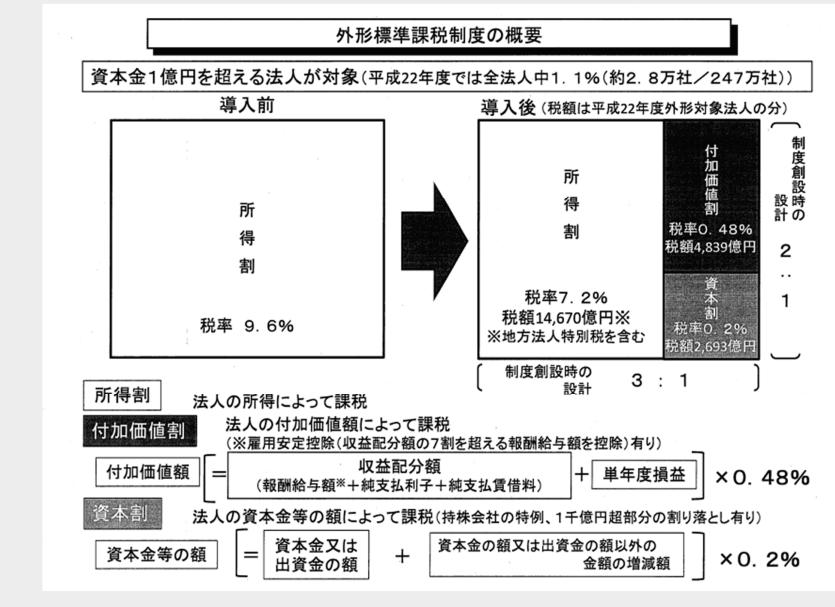
57

## 外形標準課税

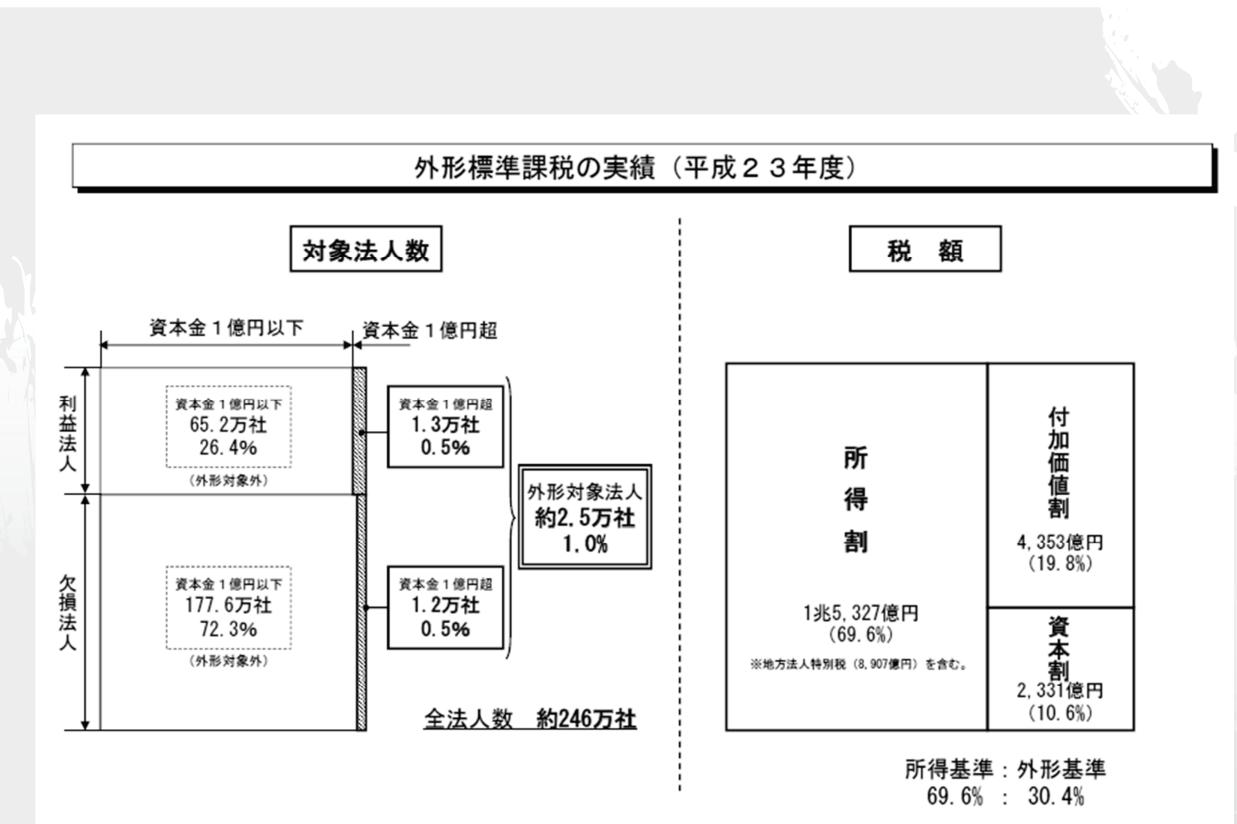
58

# 外形標準課税(法人事業税)

- ◆ 「税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進」(地方法人課税小委員会(平成11年7月))



59



出所:総務省資料

# 付加価値税としての外形標準課税

## 付加価値税の種類

付加価値税の種類

種類	課税ベース	
GNP型 付加価値税	売上額－仕入原材料額	賃金＋利子＋地代 ＋減価償却費＋利潤
所得型 付加価値税	売上額－仕入原材料額－減価償却額	賃金＋利子＋地代＋利潤
消費型 付加価値税	売上額－仕入原材料額－資本財購入額	賃金＋利子＋地代＋減価償却費＋ 利潤－設備投資

出所:総務省資料

61

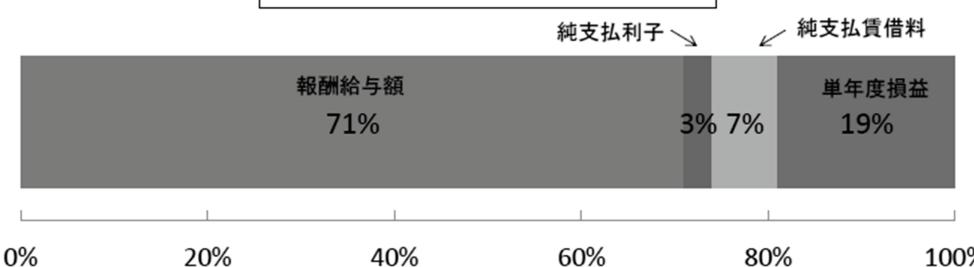
## 外形標準の課税ベース

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$

$$\text{付加価値額} = \text{収益配分額} + \text{単年度損益}$$

(報酬給与額 + 純支払利息 + 純支払賃借料)

### 付加価値割の内訳



出所:平成23年度「道府県税の課税状況等に関する調」における  
課税対象額を基に作成

62

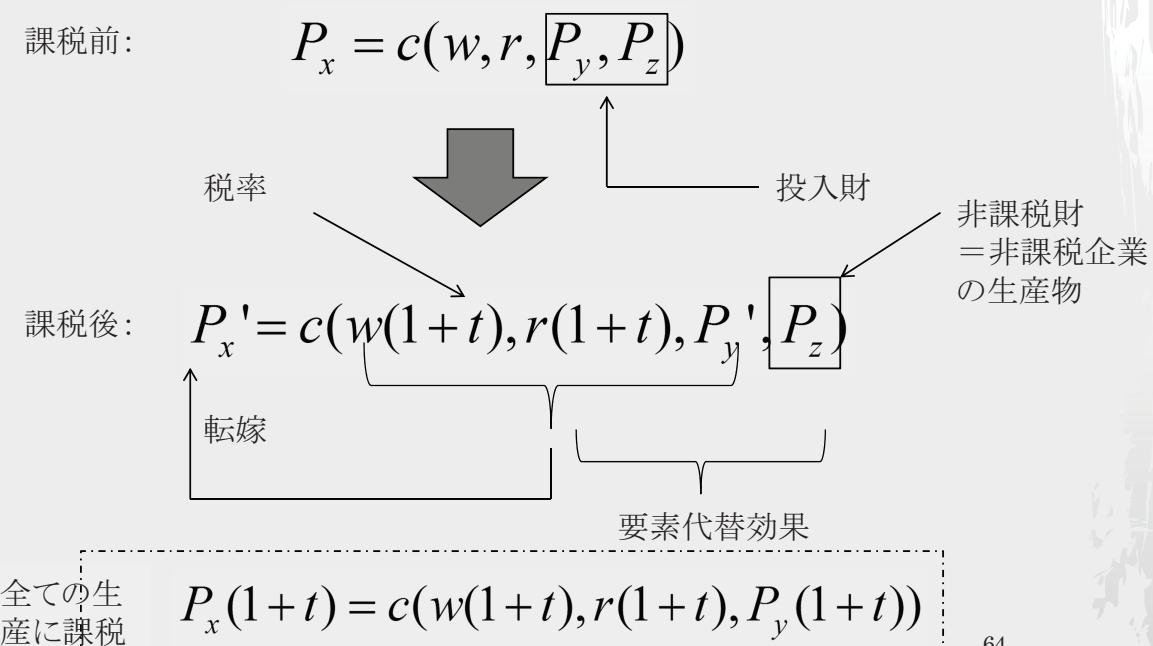
# 外形標準課税の二つの顔

製品への転嫁	外形標準課税 (所得型付加 価値税)	税等価	
		課税地原則	課税地原則
あり	物品税	源泉地主義	消費税
なし	(包括的)所得 課税		・(概ね)金融所得税 ・賃金税

- 人件費課税としての外形標準課税=源泉地主義・法人段階の賃金課税
- 配当・キャピタルゲイン課税は法人段階
- ✓ 転嫁しないことが前提

63

## 参考：物品税としての外形標準課税



64

# 外形標準課税？

- ◆ 「次善策」としての外形標準課税？
- 負担の転嫁の有無によって外形標準課税の性格は異なる
  - 付加価値税と税等価のとき消費税の方が経済上優位
  - ✓ 消費税であれば、①設備投資に中立的、②国際競争力から遮断(Fiscal devaluation)
- 所得課税と税等価であれば、所得税・個人住民税の強化(課税ベースの拡大)の方がより包括的
- ✓ 外形標準課税は課税対象が法人部門の勤労所得に限定
- ✓ 税等価に着目すれば外形標準課税より望ましい経済効果が消費税を含む「他税目」で達成可能

65

# 外形標準課税(その2)？

敢えて言えば……

- 企業への源泉地主義課税(物品税・所得税)にメリット？
- 応益課税？
  - ✓ 少なくとも資本金一億円以上の限定する根拠はない
- (輸出産業部門の)経済レントへの課税？
  - ✓ 現行の法人税もレント課税としての性格を持つ
- 赤字法人課税？
  - ✓ 法人成り対策(給与所得控除の縮減を含む)・留保金課税、課税ベースの拡大で対応
- 現行の法人事業税(所得割)よりは優位？
  - ✓ (転嫁がなければ)現行の所得割より直接的な人件費課税
  - ✓ むしろ、法人事業税の枠に留まらない他税目を含む包括的税制改革が望まれる

66

## \*参考：外形標準課税の二つの顔(その2)

	効果	ありうる利用法
所得型付加価値税	物品税、もしくは所得課税と「税等価」	消費税の補完 ✓ 金融活動税=金融サービスへの消費課税
みなし課税	所得税・法人税における所得捕捉の不備への対応	零細中小企業・事業者への代替ミニマム税

67

## 参考：消費税対外形標準課税

	消費税	外形標準課税(付加価値割)
設備投資	即100%控除(仕入れ税額控除) ⇒生産効率性の担保 =成長促進型	減価償却額を控除 ⇒税負担が帰着 ⇒投資抑制的
課税地原則	仕向け地主義 ⇒国際競争力から遮断	源泉地主義=輸出課税・輸入非課税 ⇒国内企業には競争上不利(輸出企業だけでなく、海外製品と競合する国内企業も同様)
税の帰着	最終消費者	消費者・労働者等に拡散

68

# 法人税改革：試案

69

## 改革のスコープ

- ◆ 「税収中立」を含めて法人税(国税)で自己完結すべきではない
  - ① 法人課税は国税だけに留まらない
    - 地方法人二税(事業税・住民税)・地方法人特別税(譲与税)、地方法人税を含めた法人課税改革
    - ✓ 実効税率36%のうち約10%は地方法人課税
  - ② 法人課税に留まらない
    - ◆ 所得税(金融所得課税を含む)、住民税・固定資産税等の他の税目(国税・地方税)を包括した改革
      - ✓ 安定的で遍在性の少ない地方税体系の構築
      - ✓ 所得課税の課税ベース拡大と再分配機能の回復
      - ✓ 法人段階から個人段階への金融(資本)所得課税の転換

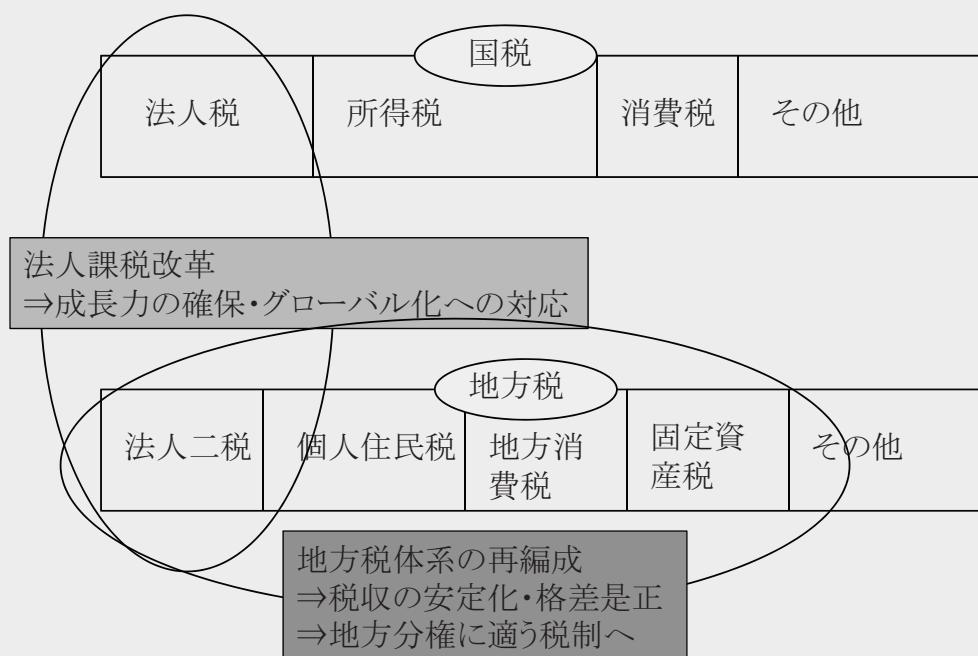
70

# 税収構成の見直し

- ◆ 税目によって経済成長に及ぼす影響は異なる
- ▣ OECD(2010) Tax Policy Reform and Economic Growth
  - 経済に対して阻害効果の少ない(より中立的な)課税は①資産課税(固定資産税を含む)、②消費課税(消費税等)の順、③法人課税は経済成長へのマイナス効果が最も大きい
  - 法人税は設備投資・技術革新、FDI(企業の立地)へのマイナス効果を通じて成長を阻害
  - ✓ エビデンス=OECD諸国のパネルデータによる実証分析
- ◆ 経済成長を支える税制の再構築(税構成の見直し)という考え方が必要
- ◆ 公平(格差是正)と効率(経済成長)のトレードオフ?
- 格差是正=再分配機能は所得税・社会保障で担保

71

## 改革のスコープ<sup>°</sup>



## 改革の論点(全体像)

	狙い	論点
法人課税改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人実効税率の引き下げ</li> <li>✓ 課税ベースの「適正化」(拡大)</li> <li>✓ 税制の簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効税率の引き下げ(地方法人二税を含む)</li> <li>・租税特別措置等の縮小</li> <li>・中小・零細(オーナー)企業課税の見直し</li> </ul>
所得課税改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人段階での資本(金融)所得課税の強化</li> <li>✓ 「広く薄い課税」の徹底=課税ベースの拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融課税の強化・一体化(損益通算の徹底)</li> <li>・給与所得控除・公的年金等控除を含む所得控除の見直し</li> </ul>
地方税改革	遍在性の少なく安定的な税体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人二税から固定資産税・個人住民税等への転換</li> </ul>

73

## 改革のメッセージ

対象	
国民(納税者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地方税の応益課税は地域住民にこそ徹底(地域社会参加の会費)</li> <li>➢ 経済活動を支える税制の構築が急務=広く薄い課税</li> <li>➢ 税制の再分配機能自体は強化</li> </ul>
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢社会で必要な社会保障サービスを安定的かつ公平に確保する財源の構築が不可欠</li> <li>➢ 法人二税は偏在性がある上、景気動向に左右されるためリスクが高い</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ セイフティーネットの提供は国・自治体、納税は国民の役割</li> <li>➢ 企業の役割は付加価値と雇用の創出</li> <li>✓ これができない企業は退出させるよう市場メカニズム<sup>74</sup>を働かせる(規制緩和・新規参入の促進)</li> </ul>

## 参考：改革で避けるべきこと

### ◆ 「理想」と「迎合」

- 理想=理念先行・神学論争化、理想的改革の追求
- 迎合=合意優先・既得権益に妥協

		帰結
理想	理念先行	経済コストを無視した応益課税の追求
	神学論争化	地域間格差・応益課税の定義を巡る不毛な論争
	理想的改革の追求	改革案が「理想的」ではない(課題が残る)という理由で(理想的でない)現状を肯定
迎合	合意優先	「玉虫色の解決」志向
	既得権益への妥協	実効性優先⇒改革への国民からの信認の欠如

75

## 改革の3つの柱

- ◆ 成長を支える(阻害しない)税制の構築  
=国・地方を含む税収構成の見直し
  - 法人所得課税から個人所得課税・資産課税、消費課税への転換
  - 中長期的(ダイナミック)・包括的税収中立
- ◆ 法人税の構造改革  
=広く薄い課税の徹底
  - (国・地方を含む)法定税率の引き下げと課税ベースの拡大
- ◆ 地方税制の見直し
  - 安定的かつ偏在性の少ない税体系の構築

76

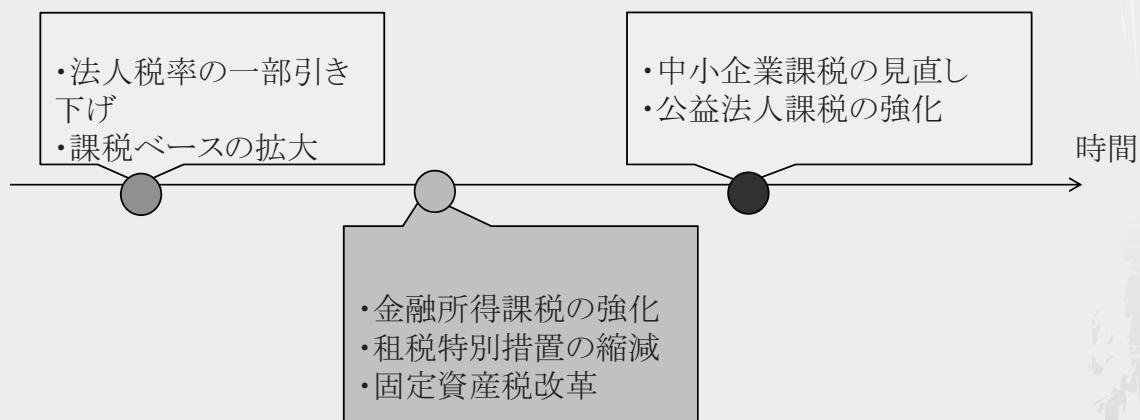
## 改革のメニュー

実効税率の引き下げ	改革のスコープ	改革
X%	(国)の法人税	<ul style="list-style-type: none"><li>・減価償却制度の定額化</li><li>・繰越欠損金控除の制限(期間の延長)</li><li>・受取配当課税の拡充</li></ul>
XX%		+ 稟税特別措置の見直し(縮減と重点化)
XXX%	+ 地方法人二税 + 他の税目	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方法人二税の縮小</li><li>・固定資産税の特例措置の見直し(課税ベースの拡大)</li><li>・金融所得課税(住民税(利子割当等))の強化</li></ul>

77

## 改革のステップ<sup>o</sup>

- ◆ あるべき税制の将来像を示した上で、現行制度を起点にこれを実現するためのロードマップを作成(5~10年計画?)
- ✓ 複数段階で実効税率を引き下げる?
- ✓ 税収中立は改革の各段階ではなく最終形で実現=包括的かつダイナミックな意味での税収中立



78

## 改革の工程表(例)

- ◆ 第1弾(2015年~)
  - ◆ 改革のスコープ=(国)法人税
    - 法人税率の引き下げ
    - 課税ベースの拡大
      - 課税ベースの平準化=減価償却制度の定額化、繰越欠損金の制限(繰越期間の拡大)
      - 「期限の定め」のある租税特別措置の延長停止
      - (受動的所得等に係る)受取配当益金不算入の縮減
    - 税収中立は前提としない
      - 将来の增收措置を前提に先行減税
      - 交付税法定分・法人住民税(法人税割)の減収には財源措置

79

## 改革の工程表(例)

- ◆ 第2弾(2016年~)
  - ◆ 改革のスコープ=中小企業課税、所得税・地方税
    - 租税特別措置全体の縮減
    - 中小企業課税
      - 同族会社への留保金課税の適用基準(現行、資本金一億円以下)の引き下げ
    - 所得税
      - 金融所得課税の強化
        - ✓ 一体化を前提に税率(現行20%)の引き上げ
    - 地方税
      - 固定資産税の課税ベース拡大
        - ✓ 小規模住宅等への軽減措置の見直し等

80

## 改革の工程表(例)

- ◆ 第3弾(2017年～)
  - ◆ 改革のスコープ＝個人所得課税、法人税・地方税
  - ▣ 所得税・個人住民税
    - 給与所得控除の縮減(上限所得の引き下げ)等課税ベース拡大
  - ▣ 法人税・地方法人二税
    - 公益法人の収益事業への課税強化
    - 軽減税率の適用基準(現行、資本金一億円以下)の引き下げ
  - ▣ 改革全体で中長期的(国・地方)税収中立

81

## 改革のポイント

- ◆ 二つの異なる要請
- ▣ 法人税制の一体化
  - 資本金、法人形態等による税率・租特の差異の縮減
  - ✓ 中小企業・公益法人課税の見直し
- ▣ 資金調達、収益分配に係る裁量の相違への配慮
  - 配当への二重課税の影響
  - 中小企業の資金調達は国内市場に限られるため二重課税の影響は大
  - ✓ 配当税額控除(大口株主への総合課税)の拡充
- 所得転換の誘因のは正
  - ✓ 給与所得控除の縮小
  - ✓ 同族会社への留保金課税の強化

82

## 改革の論点(全体像)

	狙い	論点
法人課税改革	✓ 法人実効税率の引き下げ ✓ 課税ベースの「適正化」(拡大) ✓ 税制の簡素化	・実効税率の引き下げ(地方法人二税を含む) ・租税特別措置等の縮小 ・中小・零細(オーナー)企業課税の見直し
所得課税改革	✓ 個人段階での資本(金融)所得課税の強化 ✓ 「広く薄い課税」の徹底＝課税ベースの拡大	・金融課税の強化・一体化(損益通算の徹底) ・給与所得控除を含む所得控除の見直し
地方税改革	遍在性の少なく安定的な税体系の構築	・法人二税から固定資産税・個人住民税等への転換

83

## 地方税改革

84

# 改革の課題

- ◆ (1) 地方税収の安定化
- ◆ (2) 税源の地域間偏在の是正
- ◆ (3) 経済のグローバル化(国際的租税競争)への対応

85

## 地方税改革

- ◆ 法人二税(事業税・住民税)の比重の引き下げ
- ◆ 固定資産税・個人住民税への転換
  - 単なる税率の引き上げではなく、課税ベースの拡大(特例措置の見直し)
  - 地方消費税の拡充も視野
- ◆ 応益課税(?)
  - ✓ 有権者=本来、地域住民にこそ徹底
  - ✓ 法人企業については法人住民税(均等割)で確保
- ◆ 一石二鳥の改革(?)
  - ①実効税率の引き下げ=グローバル化への対応・経済成長の促進
  - ②安定的・遍在性の少ない(自主財源としての)地方税体系の構築

86

## 試算データ

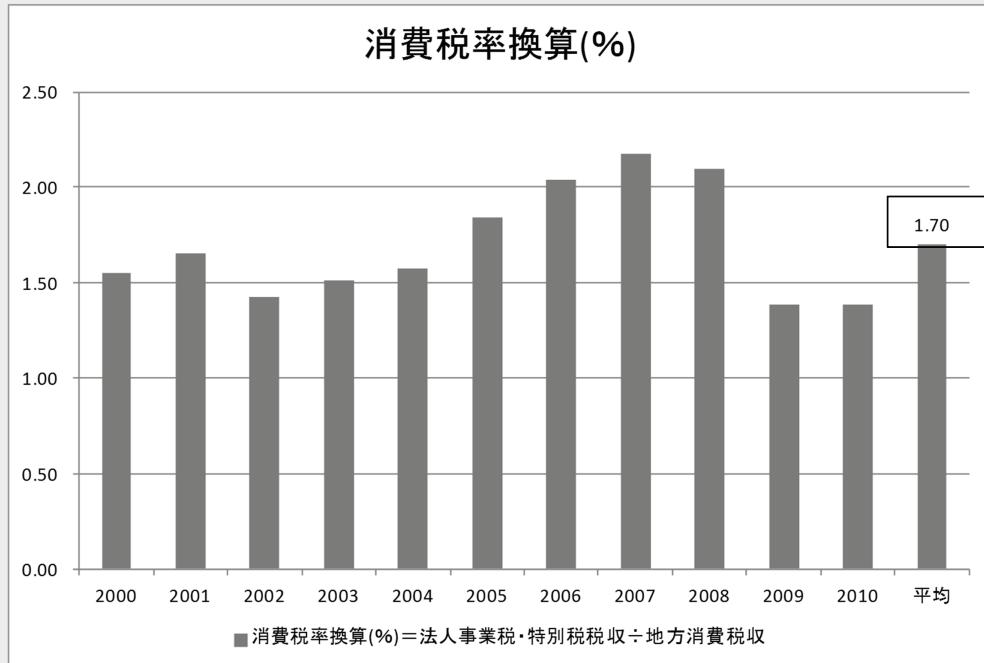
2000～2010年度平均	金額	消費税換算	住民税課税対象所得比	固定資産税評価額比
				百万円 % % %
消費税地方	2,519,298			
法人事業税・特別税	4,282,463	1.40	1.93	
外形標準課税(2010年度)	753,200			
法人住民税 (法人税割)	都道府県 市町村	750,081 1,893,430	0.30 0.41	
固定資産税評価額(1)	765,772,218			
課税対象所得(2)	183,095,095			0.25

注(1)固定資産税評価額は免税点以上の課税評価額

注(2)課税対象所得から給与所得控除・公的年金等控除は差し引かれている

注(3)法人事業税・特別税については外形標準課税分を除く

87



88

# 改革の工程表

	第1弾		第2弾
法人税改革	地方法人事業税・特別税と法人税の統合・共同税化	法人住民税(法人税割)の減税	共同法人税(地方シェア)の減税
地方税改革		固定資産税・個人住民税(所得割)の拡充	+地方消費税の拡充
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 税制の簡素化</li> <li>➤ 格差是正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実効税率の引き下げ</li> <li>➤ 法人課税依存の是正(税収の安定化)</li> <li>➤ 地方の財政責任(コスト意識の喚起)</li> </ul>

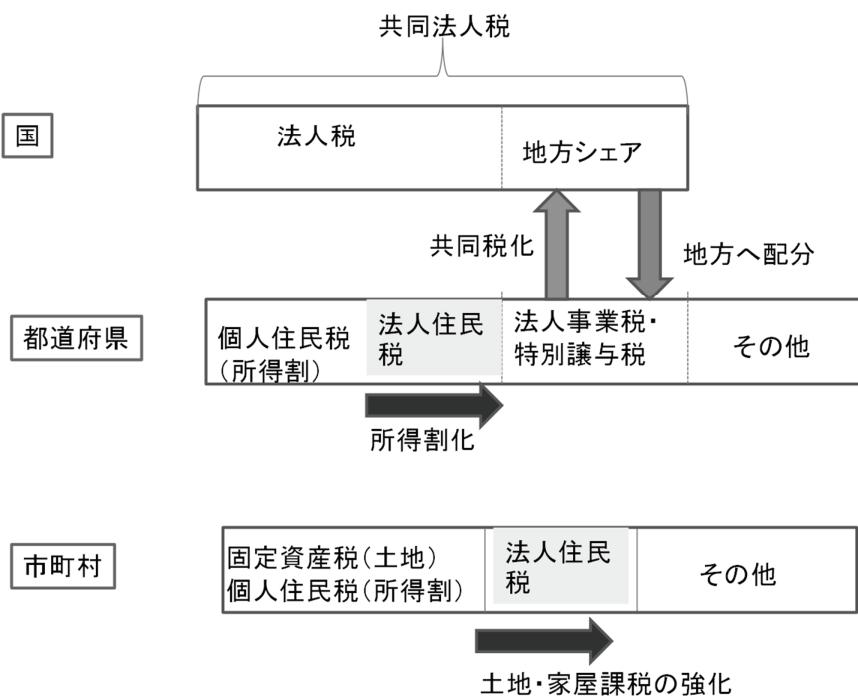
89

## 地方法人税改革

	狙い	改革
法人税実効率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ グローバル化・国際的租税競争への対応</li> <li>➤ 国内の成長促進</li> </ul>	法人二税を他の地方税(個人住民税・地方消費税・固定資産税)で代替
国・地方の課税ベースの統一	➤ 税制の簡素化	法人事業税(二税)と法人税の「共同税化」

90

## 【第1弾】税源構成の見直し

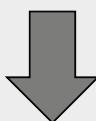


## 地方税の増税

	第1弾	第2弾
固定資産税(土地)	土地の実効税率を引き上げ	
個人住民税(所得割)	所得割の実効税率を合わせて引き上げ	
地方消費税		増税 真の一般財源化

## 【第2弾】地方消費税化

効果	
法人事業税・特別税 (=共同法人税の地方 シェア)の地方消費税 による代替	地方財政の要請 ▶税収の安定化 ▶税源偏在の是正
	グローバル化への対応 ▶法人実効税率の引き下げ



一石二鳥の改革

93

## 参考：地方消費税の分離独立化

	地方消費税率	帰結
現行制度	国の消費税の税率の一定割合	▶国の増税(一体改革)に便乗 ▶地方消費税の負担の所在が曖昧 ▶使途に国の関与=社会保障目的税化
改革案	地方消費税率を独立に明記(例: 2, 2%)	▶国の増税から切り離し ▶増税は地方自治体全体の共同責任(国と地方の協議の場で決定) ▶(現行よりも)負担の所在が明瞭化 ⇒地域住民の关心と監視の喚起

94

## 抜本改革のスコープ<sup>95</sup>

法人 実効税率	引き下げ幅	交換対象税目			(交換税額)	代替税目
		法人住民税 法人税割 [道府県民税]	個人住民税 所得割 [道府県民税]			
現行	34. 6%					
第1段階	30. 5%	▲9. 1%	▲4. 1%	▲1. 2% ▲2. 9% ▲1. 7% ▲1. 2%	(0. 75兆円) (1. 89兆円) (3. 53兆円)	個人住民税 所得割 [道府県民税] 個人住民税 所得割 [市町村民税] 固定資産税 (土地) [市町村民税]
第2段階	25. 5%			▲5. 0%	(3. 53兆円)	地方消費税

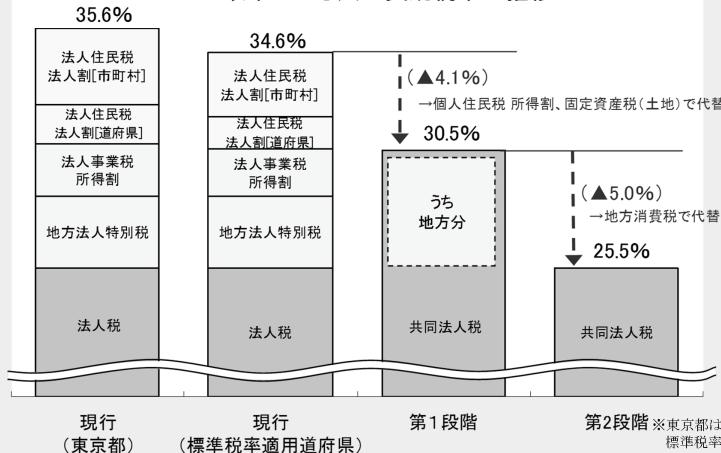
※1 法人実効税率計算対象法人は、標準税率適用道府県の外形標準課税対象法人(資本金1億円以上かつ年間所得800万円以上)。復興特別法人税は含まない数値を記載。

※2 第1段階では法人税・法人事業税・地方法人特別税が統合されて共同法人税に切り替えられるが、切り替え後の地方分減税は第1段階ではなく、第2段階で行われる。

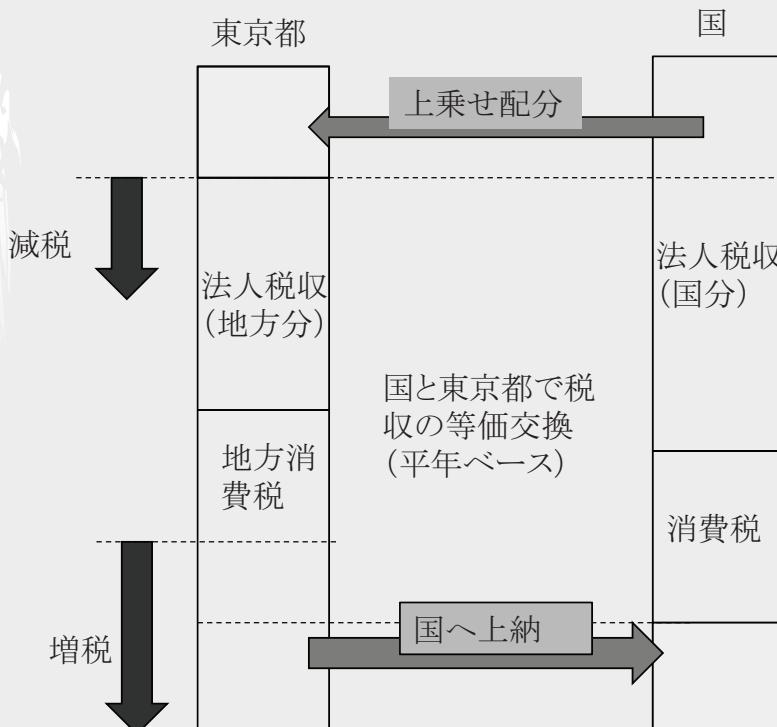
※3 法人住民税 法人割 [市町村税]▲2. 9%の内訳に関して、▲1. 7%は個人住民税 所得割 [市町村税]によって代替される分、▲1. 2%は固定資産税 (土地) によって代替される分。

※4 第2段階の交換税額は法人実効税率の引き下げに影響しない外形標準課税部分を除いた金額を記載。

改革による法人実効税率の推移



## 【第2弾】東京都問題: 税収の等価交換

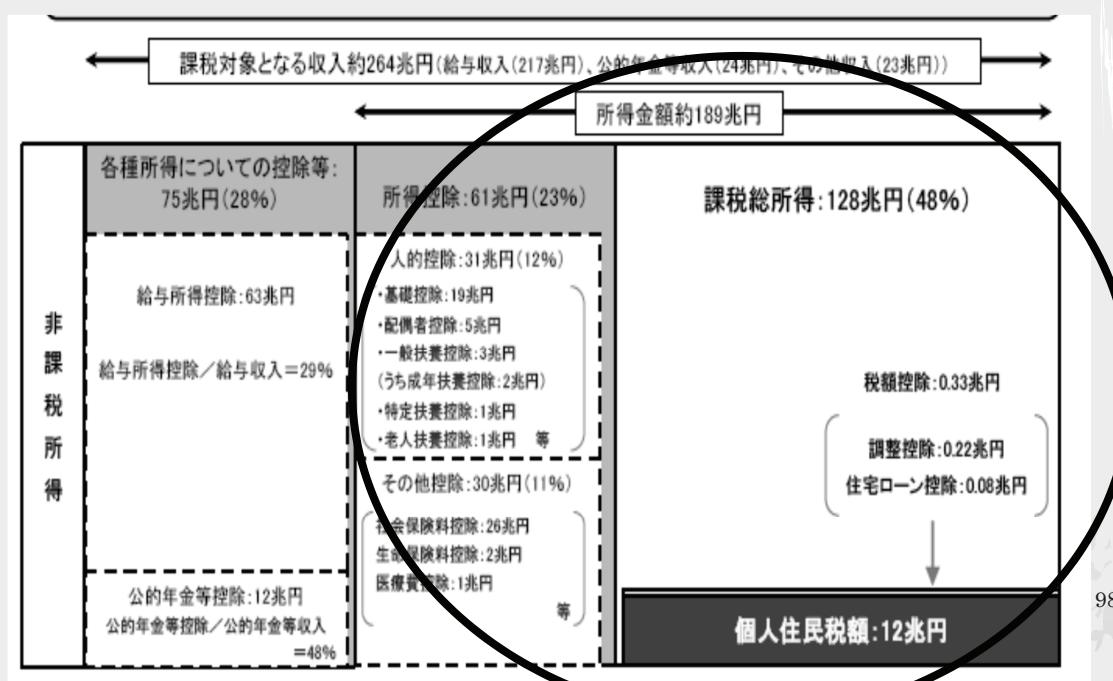


- 統合法人税(地方シェア)減税・地方消費税増税のタイミングで実施。
- 地方消費税の増税分の一部を東京都は国に上納
- 国は東京都に帰属する法人税(共同税)の一部を上乗せして東京都に配分
- 平年ベースで等価交換(実績ではなくみなし)



97

## 課税ベースの拡大



98

# 固定資産税の見直し

## 平成23年度税制改正大綱(抄)

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

#### 3. 資産課税 (3) 固定資産税

固定資産税は、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在しており、税源の偏りも小さく、地域主権改革の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目です。市町村が住民に身近な行政サービスを提供する上で、今後とも税収の安定的な確保が不可欠です。

このため、政策税制措置については、適用実態や有効性等を検証し、厳格に見直します。

また、平成24年度の評価替えに向けて、負担調整措置のあり方及び固定資産の適正な評価について検討を進めます。

99

## 固定資産税の見直し(その2)

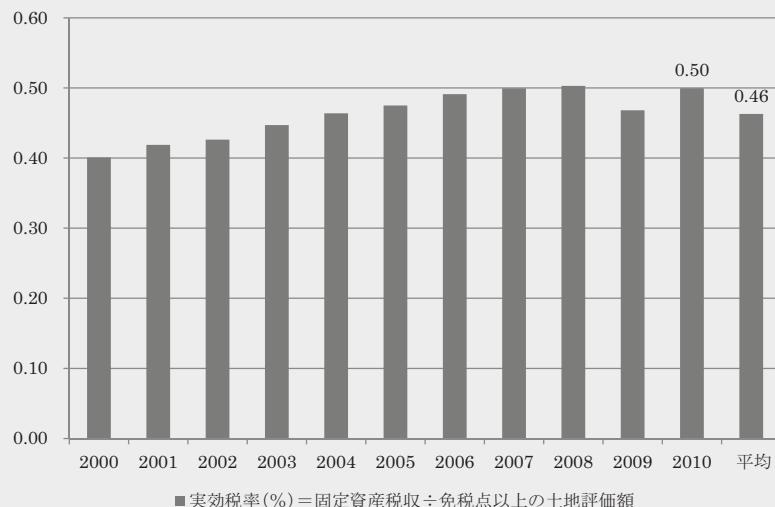
- ◆ 新築住宅(床面積120平方まで)=3年間の課税額を半面
- ◆ 小規模住宅(2百平方以下)=課税標準額を評価額の6分の1に圧縮(平成6年までは4分の一)
- ◆ 商業地=課税標準額を評価額(公示地価の7割)の6~7割に圧縮
- ◆ 都市部(「一般市街化区域」)の農地=農地の準じる評価
- ▣ 地域の再開発・再生の成果を課税評価額の反映しやすくすることで、将来の固定資産税を担保にした再開発・再生計画も可能に  
➢ 例:TIF(Tax Increment Financing)

100

# 固定資産税(土地)の実効税率

- 課税評価額に対して課税標準額を圧縮してきた結果、土地に係る固定資産税の実効税率(=評価額に対する比率)は0.5%程度に留まってきた  
⇒ 課税強化の余地はある
- 参考:固定資産税税率=1.4%

固定資産税の実効税率



101

# 償却資産課税(国際比較)

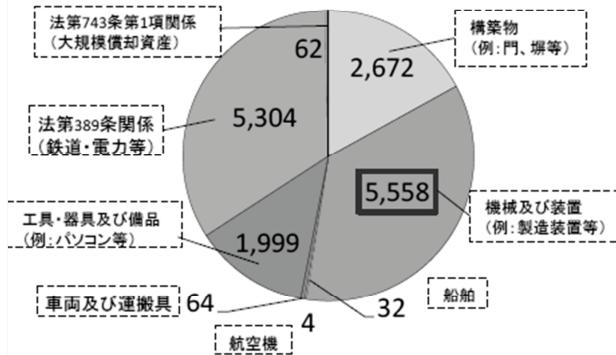
<償却資産(機械・装置)に対する固定資産税の国際比較>

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置)(注1)
イギリス	○		×
フランス	○		× (職業税を2010年廃止)
ドイツ	○		× (財産税を1997年廃止)
イタリア	○		×
アメリカ	○		△(一部州)(注2) ※近年廃止の動きあり。 (オハイオ州は2009年に免税化など)
カナダ	○		△(一部州)(注3)
韓国	○		×
中国	○		×
日本	○		○

(注1)船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く  
(注2)課税あり:38州、課税なし:12州　※ 税率は各州によって異なる  
(注3)課税あり:3州、課税なし:7州　　(出所)各種資料より経済産業省が作成

償却資産に対する固定資産税の内訳(推計値)

総額:約1.6兆円の内訳(億円)



出所:経済産業省

102

# 新しい法人税改革の提言

103

## 税制改革へのアイディア

- ◆ 新しい経済環境(グローバル化)に対応した新しい税制の模索
- ◆ 米国:大統領税制諮問会議報告書(2005年)
  - 租税特別措置の廃止
  - 中小企業課税のキャッシュフロー化(即時控除)
- ◆ 英国・マリースレビュー(ミード報告の後継)
  - 法人課税のキャッシュフロー化(「税等価」)
  - ✓ ACE・仕向地主義キャッシュフロー課税
- ◆ 個人所得税と法人(事業)課税の一体化
  - ✓ CBIT・二元的所得税
- ◆ 配当所得への二重課税の排除と法人成り(租税回避)の抑制
  - ✓ 「二元的所得税のアキレスけん」
  - ノルウェー:株主所得税(SIT)

104

## マーリース・レビュー

- ◆ 英米の経済学者による英国の抜本的税制改革への提言
  - 経済のグローバル化等新たな経済環境の対応
- ◆ 提言の視点
  - 最適課税論=所定の目的(財源確保・再分配)を実現する上で、最も効果的・効率的な税制のグランドデザイン
  - 生産効率性命題=課税は生産過程(部門間の資源配分・投入選択)を阻害すべきではない=成長力の最大化
  - Atkinson=Stiglitz命題=所得税が再分配機能を担う限り、間接税(消費税)は再分配目的に使われるべきではない
- ◆ 実現方法
  - 法人税のキャッシュフロー化(税等価ベース)
  - VATの一律税化と給付付き税額控除

105

## 大統領税制諮問委員会報告書(2005年)

### 法人課税に関する現行制度と改革案の比較

	現行税制	簡素な所得税制案		成長及び投資税制案
		大企業	中小企業	
年間売上規模 (過去3年間の平均)	一	1000万ドル超	1000万ドル以下	一
法人税率	35%	31.5%		30%
代替ミニマム税	税率:20% 基礎控除:40,000ドル	廃止		
事業体の取扱い	チェック・ザ・ボックス規則やS法人制度により、多くの事業体が構成員課税を選択できる	組織形態に関わらず法人課税	パートナーシップ等の取扱いについて、ルールの統一化を図るべきとしているものの、具体案は示していない。	個人事業主を除き、一律税率30%で課税
減価償却	機械設備:6類型 建物:2類型 等 小規模事業者については最大10.5万ドル(2005年)の即時償却枠有り	4類型に簡素化 個別資産ごとに管理	4類型に簡素化 但し、売上規模100万ドル未満の 小企業は土地・建物を除き即時償却	土地・建物を含めて全て即時償却
利子の取扱い (金融機関以外)	受取利子:課税 支払利子:損金算入	受取利子:課税 支払利子:損金算入		受取利子:非課税 支払利子:損金不算入
租税特別措置	多様な租税特別措置が存在 ・試験研究費税額控除 ・国内製造所得に係る控除制度 等	原則として全て廃止 (支払地方税額についても損金不算入)		
国際租税	全世界所得方式 ・国外源泉所得も課税対象(外国税額控除により調整)	国外所得免除方式 ・実質的な事業活動による国外源泉所得は課税しない		仕向け地課税方式 ・輸出品は、製造コストに係る法人税額を輸出時に還付。 ・輸入品は、損金不算入又は輸入時に課税

(出所)政府税調資料

## 二つの利潤

- ◆ 企業の利益 = 超過利潤 + 正常利潤
- 超過利潤 = 技術革新のボーナス・(市場への近接性など) 地域特有のレントに相当

	超過利潤(レント) = 経済学の利潤	正常利潤 = 資本コスト
課税の効果	中立的	非効率(歪み)
政策的示唆	キャッシュフロー課税 ACE課税	広く薄い課税

107

## 二つの選択肢

- その1: 正常利潤への広く薄い課税
  - ▣ 税率を抑えることで経済活動(雇用・投資等)への「歪み」 = 非効率を抑制
  - ✓ 税の超過負担は税率の二乗に比例
- その2: 超過利潤(レント)課税の強化
  - ✓ キャッシュフロー課税とその税等価

	超過利潤(レント) = 経済学の利潤	正常利潤 = 資本コスト
課税の効果	中立的	非効率(歪み)
政策的示唆	キャッシュフロー課税 ACE課税	広く薄い課税

108

# 改革の選択肢

課税地	課税ベース		正常利潤		支払い利子	
	課税	控除	課税	控除	課税	控除
居住地主義	現行制度				現行制度	
源泉地主義	CBIT		ACE		CBIT	ACE
仕向地(最終消費地)主義	キャッシュ・フロー課税					

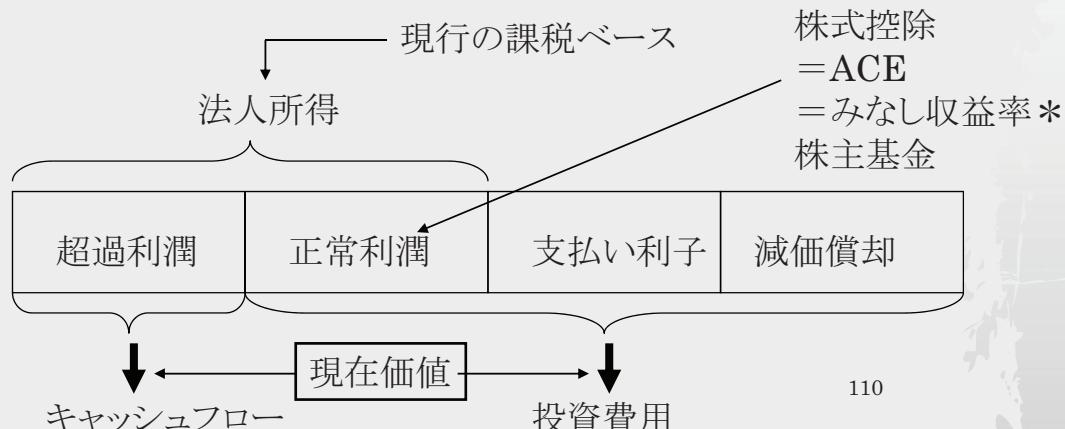
109

## ACE(Accordance for Corporate Equity)

- ◆ 課税ベース  
 = 収入 - 賃金 - 法定減価償却 - 利払い - みなし収益率 \* 株主基金  
 = 通常の法人所得 - みなし収益率 \* 株主基金  
 = 超過利潤に相当

⇒ 現在価値でみればR+F型キャッシュフロー

➤ みなし収益率 = 安全資産利子率 = 企業の割引率



110

# ACE(Allowance for Corporate Equity)

- ◆ ACE=R+Fベース課税⇒①借入課税(所定の投資を借入で賄った分、当該期以降の株主基金は減額)、②支払い利子控除
- ◆ 株主基金の変化=投資ー(法定)減価償却ー借入

今期の株主基金					
(+)		前期の株主資金			
		新株発行		(-)	減価償却
		前期の課税所得 +ACE	(+)	企業収益	
(-)		税額 純配当支払い			

↑  
内部留保に相当

111

## ACEの特徴

- ◆ 借入の対する課税=R+Fベース(キャッシュフロー課税)
  - ー借入↑⇒来期以降の株主基金↓⇒来期以降の課税↑
  - ー将来の利払い↑⇒来期以降の課税↓
- ◆ 課税上の(法定)減価償却の影響を受けない
  - ー今期の減価償却(例:加速度償却)↑  
⇒法人課税所得↓⇒今期の課税↓  
⇒来期以降の株主基金↓⇒来期以降の課税↑
- ◆ 時間を通じて影響を相殺=限界税率ゼロを確保
- ◆ 参考:インフレの影響も受けない

112

## 「ミード」報告(1978)

- 二つの「キャッシュ・フロー」

Rベース=実物取引に関わるキャッシュ・フロー

R+Fベース=実物取引と金融取引に関わるキャッシュ・フロー

	Rベース	R+Fベース
キャッシュ・フロー(+)	財貨・サービスの売却	Rベース+借入
キャッシュ・フロー(-)	借入原材料・賃金、固定資産への支払い	Rベース+借入の元利払い
実物取引と金融取引の区別	あり	なし
借入と株式の区別	なし	あり

113

## Henry Report (2010) オーストラリア

- ◆ RRT=天然資源産業に対するレント課税

- ◆ 今期の課税ベース= $A(t) * B(t)$
- ◆  $B(t)$ =非課税のまま累積したキャッシュフロー
- ◆  $A(t)$ =時間によって変更可能な政策変数

- ◆  $B(t+1) - B(t)$

$$= \text{「今期}(t\text{期})\text{のキャッシュフロー} - A(t) * B(t) + \text{金利} * B(t)$$

- ◆ RRT

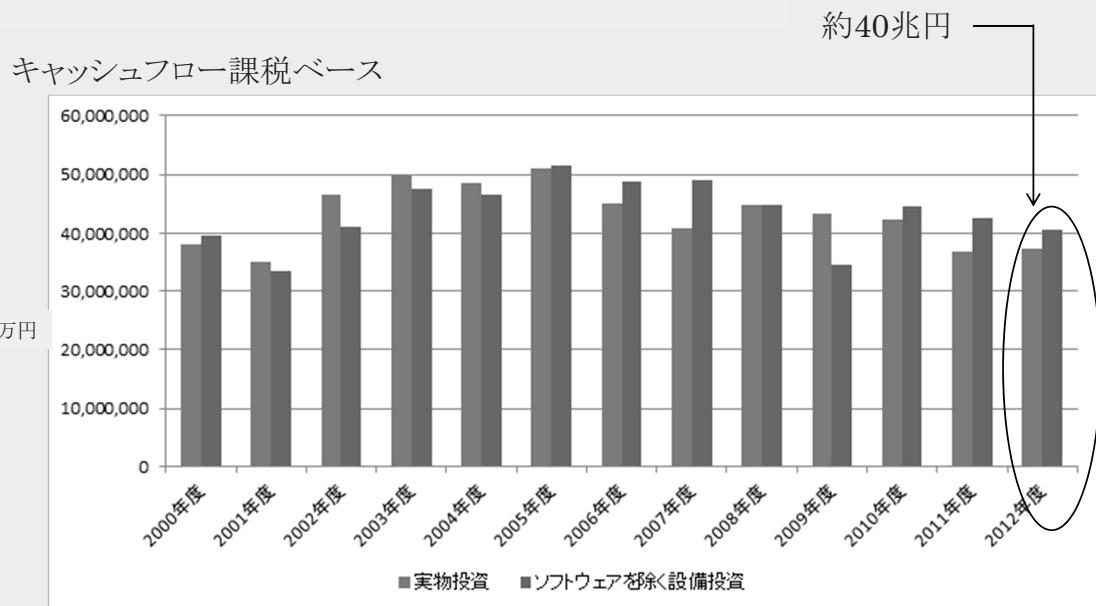
- $B(t) < 0 \Rightarrow A(t) = 0$

- $B(t) > 0 \Rightarrow A(t) = 1$

- ◆ キャッシュフロー課税と税等価

114

## 日本のキャッシュフロー課税？



キャッシュフロー = 営業利益 + 減価償却 - 投資  
対象: 保険・金融を除く法人企業

出所: 法人企業統計調査

115

## 外形課税かキャッシュフロー課税か？

	外形標準課税	キャッシュフロー課税
課税地原則	源泉地主義	
課税ベース	付加価値 = 法人所得 + 利払い費 + 人件費	レント(超過利潤) = 法人所得 + 利払い費 + 減価償却 - 設備投資
位置づけ	公共サービスへの応益課税 ✓ 応益性は付加価値よりレントに資本化	
課税の帰結	・製品価格への転嫁 = 物品税 ・賃金への転嫁 = 人件費課税	レント課税 = 原則中立的

116

# Japan—2014 Article IV Consultation Concluding Statement of the IMF Mission

- ◆ As an alternative to a CIT rate cut, consideration could be given to opt for an Allowance for Corporate Equity (ACE) system, which would be a more cost effective way of encouraging investment.
- ◆ An ACE treats debt and equity financing in the same manner and has recently been adopted in some advanced and emerging economies.
- ◆ ACEの導入事例
  - イタリア 2012年3月～
    - ✓ 2010年以降の株式についてACE控除を求める
    - ✓ 見做し収益率=3%
    - ✓ 個人事業にも適用(ただし、全ての株式にACE控除適用)

117

## 税の中立性

	ACE	CBIT	VAT型仕向地主義 キャッシュフロー法人税
課税原則	源泉地主義	源泉地主義	仕向地主義
現行の法人税に対する批判	○	×	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	×	×	○
金融取引と実物取引の区別の必要性	不必要	不必要	必要
株式と債券の区別の必要性	必要	不必要	不必要

118

## 改革の選択肢

課税地	課税ベース		正常利潤		支払い利子	
	課税	控除	課税	控除	課税	控除
居住地主義	現行制度				現行制度	
源泉地主義	CBIT	ACE	CBIT	ACE		
仕向地(最終消費地)主義	キャッシュ・フロー課税					

119

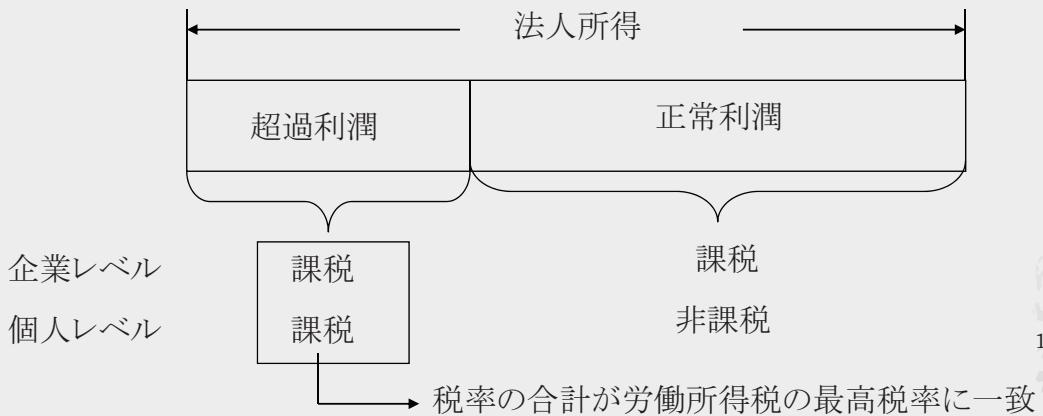
## 参考：配当所得への二重課税

- ◆ 配当所得は法人段階(法人税)と個人段階(所得税)の二段階に渡って課税される
  - ✓ 配当税率 =  $1 - (1 - \text{法人税率}) (1 - \text{所得税率})$   
 $= 1 - (1 - 0.35) (1 - 0.2) = 48\%$
- ◆ 二重課税は問題か？
  - 伝統的見解 = 二重課税は株式投資を阻害(資金調達が借入に偏重)
  - 新しい見解 = 内部留保を資金源とする投資であれば配当課税は影響しない
  - 経済のグローバル化 = 企業は国際市場で資金を調達・国内の所得税構造には左右されない
  - 中小企業 = 資金調達が国内市場に限られる中小企業にとっては二重課税は負担(投資コスト増)

120

# 株主所得税(ノルウェー)

- ◆ 矛盾する要請？
- 所得転換(租税回避)の抑制VS配当への二重課税の是正
- ◆ Shareholder Income Tax=「超過利潤」に対して個人(株主)レベルで「居住地主義課税」
- ◆ 二元的所得税における「法人成り」+「所得変更」(労働所得⇒資本所得)の誘因を排除



## 参考：中小企業課税

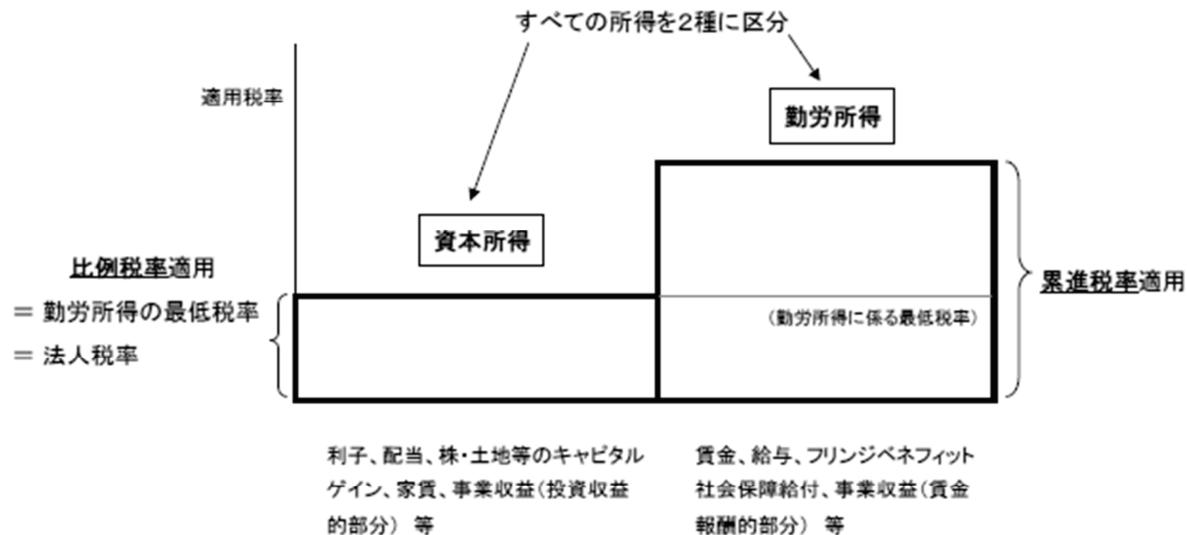
- ◆ 重視すべき誘因
  - －企業形態の選択(法人VS非法人)
  - －所得転換(労働所得⇒資本所得)「二元的所得税のアキレスけん」
- ◆ ①ACE・Shareholder Income Taxによる超過利潤への二重課税と  
②正常利潤への一段階課税
- ◆ 法人税・資本所得税、労働所得税の税率の調整が必要  
⇒超過利潤(正常利潤を超過した所得)課税 = 労働所得課税

$$1 - t_w = (1 - t_c)(1 - \tau)$$

↓              ↓              ↓  
 労働所得課税    資本所得課税    法人課税  
 (最高税率)      (個人段階)

122

# 二元的所得税



123

Table 1. Characterising capital income tax systems

Location of tax base	Type of income subject to business tax		
	Full return to equity	Full return to capital	Rent
Source country	1. Conventional corporate income tax with exemption of foreign source income	4. Dual income tax 5. Comprehensive Business Income Tax	6. Corporation tax with an Allowance for Corporate Equity 7. Source-based cash flow corporation tax
Residence country (corporate shareholders)	2. Residence-base corporate income tax with a credit for foreign taxes		
Residence country (personal shareholders)	3. Residence-based shareholder tax		
Destination country (final consumption)			8. Full destination-based cash flow tax 9. VAT-type destination-based cash flow tax

## 参考：何が改革を阻むのか？

- ◆ 改革を阻むのは既得権益だけではなく、「通念」（思想・思い込み）

	通念	実際
国民	高齢者は弱者	高齢者も多様
	経済の高成長を「当然視」	成長を支える財政・社会保障が不可欠
	✓福祉国家＝公平重視 ✓再分配＝大企業・金持ち課税の強化	✓非効率（成長阻害的）な福祉国家は持続しない ✓再分配は「広く薄い」個人課税（消費税等）が原則
学者 ？	既得権益は「制約」 ⇒現実的改革＝「迎合的」改革	既得権益は現行制度の「帰結」 ＝内生変数
	「短期決戦的」改革志向 ⇒挫折（改革＝非現実的）・「龍頭蛇尾」（改革＝腰抜け）	✓改革は長期（持久）戦 ⇒ 試行錯誤と工程表が必要 ✓大学教育＝改革の担い手の育成

125

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

# 「市町村民税均等割超過課税の活用」 —横浜みどり税の現状と評価—

関東学院大学経済学部

望月 正光

2014. 8. 7

1

## 報告の目的

市町村レベルで均等割(lump-sum tax)の超過課税の活用例としての「横浜みどり税」の検討  
(tax earmarkingの分析-牽連性の必要性)

- 市町村民税均等割に対する超過課税を活用した目的税として実施されている「横浜みどり税」の概要と課税状況(負担)について明らかにすること。
  - ※財政再建を目的としては夕張市で実施
  - ※復興財源確保のための税制措置(平成26年度から実施)
- 「横浜みどり税」の使途目的(受益)について、①樹林地を守る施策、②農地を守る施策、③緑をつくる施策をあきらかにすること。
- 「横浜みどり税」の政策効果を実際のデータで検証し、ファーストステップの中間評価として明らかにすること。
  - ※平成26年度よりセカンドステップがスタート

2

## 1. 先行研究

### ( i ) 広義の環境税

【都道府県レベル】: 森林環境税(高知県)、水源環境税(神奈川県)など33団体(平成24年4月1日現在)



- 砂原庸介・藤井康平(2008)
- 其田茂樹・清水雅貴(2008)
- 諸富徹・沼尾波子編(2012)他多数

【市町村レベル】: 横浜みどり税(横浜市)のみ



- 青木宗明(2009)  
類似点: ①財源調達、②環境保全の使途目的(受益)、  
③住民税の超過課税、④均等負担、⑤環境保全事業に使  
途限定、⑥住民参加  
相違点: ①相対的な相違点(地域限定)、②絶対的相違  
点(大都市限定、開発業者負担原則可能)

3

- 柴由花(2009)

超過課税の納税額と受益の一致⇒個々の施策の評価

- 吉村政穂(2008)

受益による課税説明=「フィクションにすぎない。」

牽連性(受益と負担)の必要性⇒特別会計の設置

### ( ii ) 均等割税(lump-sum tax)

Community Charge(Scotland in 1989, England & Wales in 1990)

→受益原則課税

- S.Smith(1991)

負担の所得階層別帰着: 旧レイトとほぼ同一

- R.W.Tresch(2009)

①効率性

(1)租税価格、(2)行政コスト削減、(3)Tiebout Sorting

②公平性

現行レイト(投票者の17.5%納税)より公平?

結果: 1992年廃止(効率面<公平面)

4

## 2. 「横浜みどり税」の概要と課税状況

### (1)「横浜みどり税」の概要

対象	税率 (市民税の均等割に上乗せ)	期間	備考
個人	900円/年	平成21年度～平成25年度	所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
法人	9%/年	平成21年4月1日から平成26年度3月31日までの間	法人税割が課税されない法人を除く ※「横浜みどり税条例」施行時によ、平成23年3月31日までは3年間延長

(出所) 横浜みどりアップ計画市民推進会議[5]、44頁より引用。

### (2)「横浜みどり税」の収支(表1: 平成20年度～平成24年度)

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	収入額	構成比	超過課税分												
法定普通税	657,959,992	90.2	5,581,019	641,738,497	89.9	5,236,554	627,747,091	89.6	5,999,301	631,151,874	89.5	6,534,373	629,430,264	89.8	6,584,158
市町村民税	371,763,370	51.0	5,581,019	354,923,973	49.7	5,236,554	336,054,175	48.0	5,999,301	335,498,154	47.6	6,534,373	345,373,016	49.3	6,584,158
個人均等割	5,411,869	0.7	-	6,852,596	1.0	1,416,132	6,983,441	1.0	1,610,221	6,983,939	1.0	1,614,441	7,047,989	1.0	1,616,753
所得割	301,616,226	41.3	-	299,600,570	42.0	-	277,551,913	39.6	-	272,325,981	38.6	-	280,124,299	39.9	-
法人均等割	11,164,736	1.5	-	10,907,790	1.5	11,170	11,611,493	1.7	447,032	11,761,916	1.7	490,316	11,710,361	1.7	512,877
法人税割	53,570,539	7.3	5,581,019	37,563,017	5.3	3,703,272	39,907,328	5.7	3,942,048	44,426,318	6.3	4,429,616	46,490,367	6.6	4,454,528
固定資産税	264,024,444	36.2	-	265,628,875	37.2	-	269,479,026	38.5	-	271,655,673	38.5	-	260,042,959	37.1	-
軽自動車税	1,738,129	0.2	-	1,785,920	0.3	-	1,819,373	0.3	-	1,835,081	0.3	-	1,859,080	0.3	-
市町村たばこ税	20,432,244	2.8	-	19,399,729	2.7	-	19,969,520	2.9	-	22,526,966	3.2	-	22,148,855	3.2	-
特別土地保有税	1,805	0.0	-	-	-	-	424,997	0.1	-	-	-	-	6354	-	-
法定外普通税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法定目的税	71497012	9.8	-	72,215,868	10.1	-	72,928,102	10.4	-	73,953,327	10.5	-	71,796,099	10.2	-
入湯税	84863	0.0	-	81,963	0.0	-	84,088	0.0	-	80,026	0.0	-	73,386	0.0	-
事業所税	16226440	2.2	-	16,573,685	2.3	-	16,563,960	2.4	-	17,125,460	2.4	-	17,313,702	2.5	-
都市計画税	55,185,709	7.6	-	55,560,220	7.8	-	56,280,054	8.0	-	56,747,841	8.0	-	54,409,011	7.8	-
法定外目的税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	729,457,004	100.0	5,581,019	713,954,365	100.0	5,236,554	700,675,193	100.0	5,999,301	705,469,201	100.0	6,534,373	701,226,363	100.0	6,584,158

(出所) 総務省資料「市町村決算カード」より作成。

「横浜みどり税」収支: 約20億円(当初計画: 24億円程度)

5

### (3)「横浜みどり税」の負担状況(表2: 平成24年度)

所得者区分	合計_均等割を納める者_納稅義務者数(A)	合計_均等割を納める者_均等割額(B)	合計_均等割を納める者(A)について標準税率で算出したもの(B)'	均等割と所得割を納める者_納稅義務者数(C)	均等割と所得割を納める者_均等割額(D)	均等割と所得割を納める者_均等割額(D)	均等割と所得割を納める者_均等割額(D)	均等割と所得割を納める者_均等割額(E)	均等割と所得割を納める者_均等割額(E)	
給与所得者	1,431,397	5,545,249	4,294,191	1,408,078	5,460,091	4,224,234	232,918,667	232,918,667		
営業等所得者	61,037	237,460	183,111	55,249	215,132	165,747	9,583,211	9,583,211		
農業所得者	147	573	441	129	503	387	16,649	16,649		
その他の所得者	319,599	1,243,335	958,797	292,348	1,139,046	877,044	33,751,760	33,751,760		
家屋敷等のみ	6,769	26,399	20,307	0	0	0	0	0		
計	1,818,949	7,053,016	5,456,847	1,755,804	6,814,772	5,267,412	276,270,287	276,270,287		

均等割のみを納める者_納稅義務者数(A)-(C)=(F)	均等割のみを納める者_均等割額(B)-(D)=(G)	均等割のみを納める者(F)について標準税率で算出したもの(G)'	均等割と所得割を納める者_均等割額(D)'と所得割額(E)の合計(D)+(E)=(J)	均等割と所得割を納める者_均等割額(D)-(D)'=(H)	均等割のみを納める者(F)について超過課税額(D)-(D)'=(H)	均等割のみを納める者(F)について均等割額超過比率(H)/(J)=(I)	均等割と所得割を納める者_均等割額(H)	均等割と所得割を納める者_均等割額(H)	合計_均等割を納める者(A)について均等割額超過比率(H)+(I)+(J)+(Q)'
23,319	85,158	69,957	237,142,901	1,235,857	15,201	0.521%	21.729%	0.527%	
5,788	22,328	17,364	9,748,958	49,385	4,964	0.507%	28.588%	0.556%	
18	70	54	17,036	116	16	0.681%	29.630%	0.772%	
27,251	104,289	81,753	34,628,804	262,002	22,536	0.757%	27.566%	0.820%	
6,769	26,399	20,307	0	0	6,092	*	30.000%	30.000%	
63,145	238,244	189,435	281,537,699	1,547,360	48,809	0.550%	25.766%	0.567%	

(出所) 総務省資料「平成24年度個人の市町村民税の納稅義務者等に関する調査」より作成。

### 【個人均等割額超過負担比率】

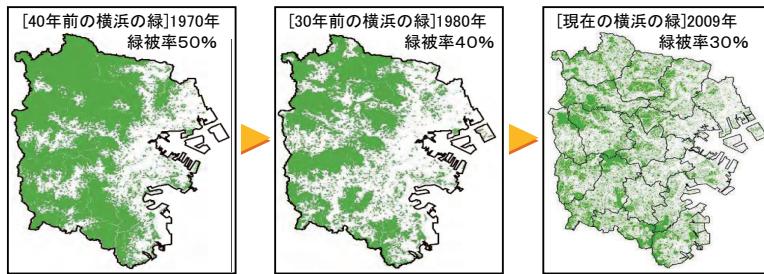
均等割と所得割を納める者: 軽課、均等割のみを納める者: 重課

6

### 3. 「横浜みどり税」と「横浜みどりアップ計画」

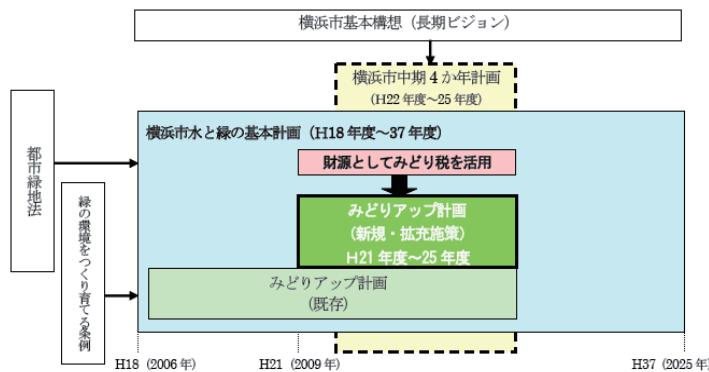
#### (1) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)

図1 横浜のみどりの移り変わり



(出所) 横浜市環境創造局 [1]、9 頁。  
※年によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

図2 横浜市水と緑の基本計画(平成18年度～平成37年度)

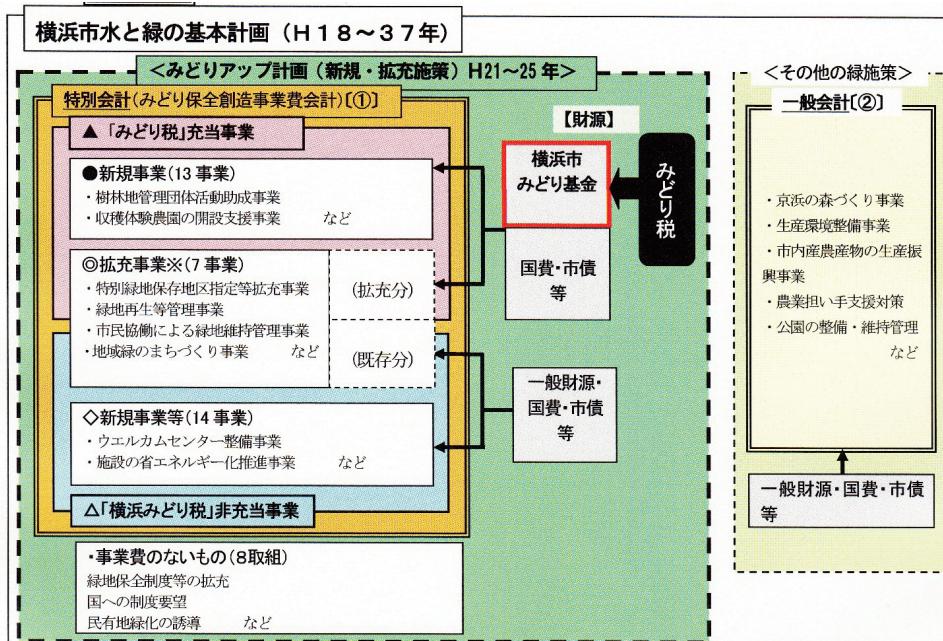


7

(出所) 横浜みどりアップ計画市民推進会議[5]、「見える化部会」作成資料より引用。

#### (2) 「横浜みどり税」と「横浜みどりアップ計画」

図3 横浜市のみどり施策における財源の考え方



(出所) 横浜みどりアップ計画市民推進会議[5]、「見える化部会」作成資料より引用。

#### ＜みどり保全創造事業費会計(特別会計)＞

「横浜みどり税」の充当事業(使途目的)→**20事業(1款1項)限定**

8

## 横浜みどりアップ計画事業一覧(表3:平成25年度予算)

[凡例] ●:新規事業(横浜みどり税充当)、◎:拡充事業(横浜みどり税一部充当)、△:新規事業(横浜みどり税非充当)

施策方針	施策内容・事業名	総額 (百万円)	横浜みどり税充当 1款1項(百万円)	横浜みどり税非充 当1款2項(百万円)
樹林地を守る施策	◎:緑地再生等管理事業	785	617	144
	◎:市民協働による緑地維持管理事業	24	23	1
	●:森づくりリーダー等育成事業	3	3	-
	●:樹林地管理団体活動育成事業	7	7	-
利活用促進	●:森の楽しみづくり事業	42	42	-
	●:みどりの夢かなえます事業	9	9	-
	◎:間伐材資源循環事業	10	9	1
	△:愛護会・森づくりボランティア活動拠点事業	10	-	10
確実な担保	△:ウェルカムセンター整備事業	47	-	47
	◎:特別緑地保全地区指定等拡充事業	11,826	8,711	3,115
	小計(みどり基金繰入)	1,2738(1,715)	9,420(1,715)	3,318(-)
農地を守る施策	△:特定農業用施設保全事業	2	-	2
	●:農園付公園整備事業	139	139	-
	△:共同直売所の設置支援事業	31	-	31
	●:収穫体験農園の開設支援事業	70	70	-
	●:食と農との連携事業	10	10	-
	△:施設の省エネルギー化推進事業	54	-	54
	△:生産用機械のリース方式による導入事業	44	-	44
	△:集団的農地の維持管理奨励事業	30	-	30
	●:水田保全契約奨励事業	36	36	-
	△:かんがい施設整備事業	33	-	33
農地保全	●:不法投棄対策事業	18	18	-
	●:環境配慮型施設整備事業	78	78	-
	△:機械作業受託組織育成事業	24	-	24
	△:担い手コーディネーター育成・派遣事業	4	-	4
担い手育成	△:農業後継者・横浜型担い手育成事業	27	-	27
	●:農地貸付促進事業	23	23	-
	●:市民農園用地取得事業	1,597	1,597	-
	●:農地流動化促進事業	22	22	-
確実な担保	小計(みどり基金繰入)	2,241(396)	1,993(396)	248(-)
	総計	16,106(2,791)	12,107(2,791)	4,000(-)
緑をつくる施策	小計(みどり基金繰入)	1,127(680)	694(680)	434(-)
	総計	16,106(2,791)	12,107(2,791)	4,000(-)

←約6割充当

みどり基金繰入  
約27億円

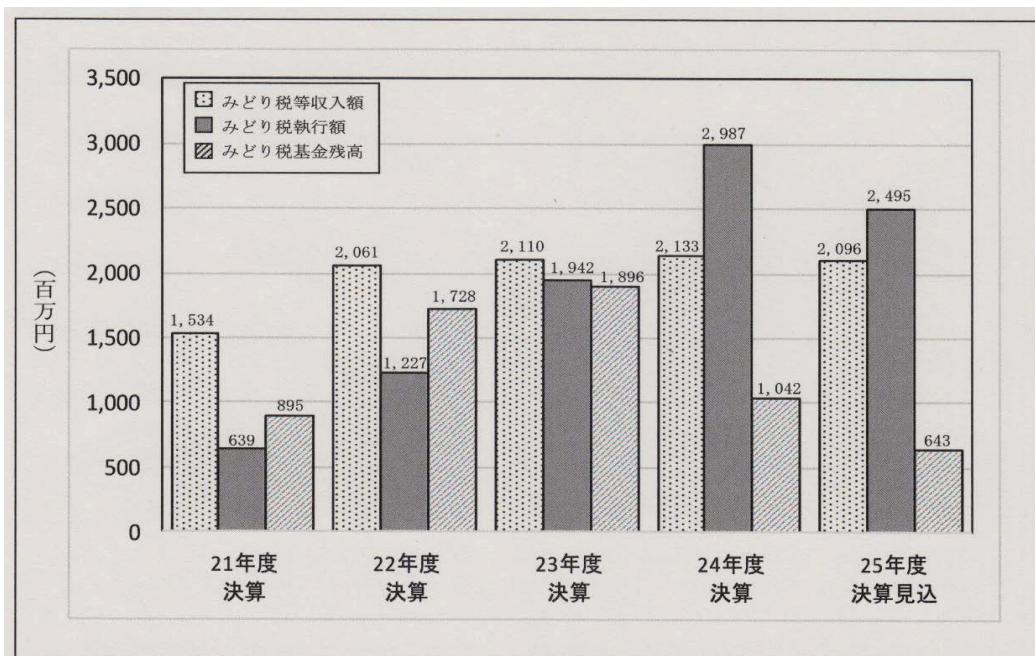
9

(出所)平成25年度横浜市特別会計「みどり保全創造事業費会計」より作成。

(注1)「みどり保全創造事業費会計」予算案総括表より基金積立金、公債費等を除く。

## 4. 「横浜みどり税」の執行状況

図4 「横浜みどり税」の執行状況の推移



(出所)横浜市環境創造局[3]、10頁より引用。

平均税収額: 約20億円 → 基金繰入支出(年度: 不均衡)

10

表4 みどり保全事業費の推移

	樹林地を守る施策		農地を守る施策		緑をつくる施策		【合計】	
	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税	事業費	うち横浜 みどり税
執行状況	平成21年度 決算額	4,810	(372)	123	(72)	472	(196)	5,405
	平成22年度 決算額	6,413	(883)	619	(136)	497	(209)	7,529
	平成23年度 決算額	7,972	(1,498)	563	(190)	595	(254)	9,130
	平成24年度 決算額	11,579	(2,100)	1,432	(332)	1,031	(555)	14,042
	平成25年度 決算見込額	10,519	(1,516)	1,997	(379)	1,009	(600)	13,525
	5か年累積 見込額 [a]	41,294	(6,369)	4,733	(1,109)	3,604	(1,814)	49,631
5か年 計画額 [b] ※						5か年累積 収入見込額 [c]	(9,935)	

(出所)横浜市環境創造局[3]、9頁より引用。

みどり保全計画事業費(5年間見込)執行率:約85%  
「横浜みどり税」(5年間見込)執行率:約88%

11

## 5. 「横浜みどり税」と「横浜みどりアップ計画」の評価

### (1)評価基準

〔成果に対する評価基準〕	A:計画を上回る成果	B:概ね計画通りの成果	C:計画を下回る成果
--------------	------------	-------------	------------

### (2)評価の考え方

#### ア 目標に対する進捗状況の評価

各事業・取組について、5か年目標や計画事業費に対する5か年の進捗率や執行率などをお示しし、以下の評価基準により進捗状況からの評価を行いました。

〔進捗状況についての評価基準〕	<input type="radio"/> 100%以上	<input type="radio"/> 70%以上～100%未満	<input type="radio"/> 70%未満
-----------------	------------------------------	------------------------------------	-----------------------------

#### イ 緑の量・質の両面の評価

緑の総量の維持・向上に対する評価や、計画における「街の姿」「生活のイメージ」に対しての貢献について評価を行いました。

#### 大都市だけどふるさとがある横浜

- 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ  
安全で明るく美しい森・森が気軽に楽しめる場として利用・間伐材等の資源が積極的に利活用
- 身近に農がある豊かな暮らし  
田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保全・身近に農を楽しみに集まる市民でにぎわう

#### 街なかに緑あふれる横浜

- 緑あふれる市街地  
地域ぐるみの緑化・快適な緑あふれる街・公共施設の緑化・子どもたちが芝生を楽しむ機会が増える
- 市街地にあって安らぎをもたらす樹林地・農地  
気楽に農に関わる魅力的な農環境が提供・土や緑に触れる潤いのある生活が街中に実現

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」(平成21年4月)から抜粋

12

### (3)樹林地を守る施策の評価・検証

表5 樹林地を守る施策(主要な事業・取組の進捗状況)

事業・取組		5か年の進捗状況	5か年の成果	5か年目標
12	緑地保全制度による新規指定等	527.2ha <延べ約 761 地区>	B	1,119ha
	買取り対応	124.6ha <延べ約 101 地区>		計画面積： 151ha
4	保全管理計画を策定した市民の森等	17か所	B	推進
5	森づくりリーダー等育成事業	森づくりボランティア 201人 森づくりリーダー 61人 はまレンジャー 62人	B	250人 25人 25人
7	森への関心を高める講座	3拠点他で延べ 314 回 約2万4千人参加	B	3拠点で 実施

(出所)横浜市環境創造局[3]、3頁より引用。

### 樹林地を守る施策：概ね計画通りの進捗

13

### (4)農地を守る施策の評価・検証

表6 農地を守る施策：評価・検証(主要な事業・取組の進捗状況)

事業・取組		5か年の進捗状況	5か年の成果	5か年目標
19	収穫体験農園の整備	21.0ha	B	23ha
24	水田の承認面積	118.8ha	A	50ha
27	農薬飛散防止ネットの設置	24.7ha	B	32ha
30	農業後継者等への経営改善支援	251 件	A	100 件
農地の保全		45.9ha	B	約 50ha
15	生産緑地制度の活用	2.1ha	B	制度運用
16	農園付公園の整備	事業推進： 12箇所(6.8ha) うち開設： 1箇所(0.4ha) 設計・整備等： 10箇所(5.7ha)	C	35箇所 7.5ha
32	市民農園用地の取得	事業推進 6.8ha うち用地取得 5.6ha		8ha
33	新規の農地貸借	37.0ha	A	20ha

(出所)横浜市環境創造局[3]、6頁より引用。

### 農地を守る施策：三者三様の進捗

14

## (5) みどりをつくる施策の評価・検証

表7 みどりをつくる施策:評価・検証(主要な事業・取組の進捗状況)

35	地域ぐるみで緑化計画策定に取り組んでいる地区 計画に基づく緑化の実施	16 地区 14 地区	B	30 地区 18 地区
36	民間保育園・幼稚園の園庭芝生化 生垣の設置	46 園 77.9m	C	100 園 1km
37	公共施設の緑化 うち 公立保育園の園庭芝生化 公立小中学校の校庭芝生化	10.9ha 延べ 42 園 延べ 43 校	A	10ha

(出所)横浜市環境創造局[3]、8頁より引用。

## みどりをつくる施策: やや計画を下回る進捗

15

## 6. 「横浜みどり税」と「横浜みどりアップ計画」の効果

図5 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移

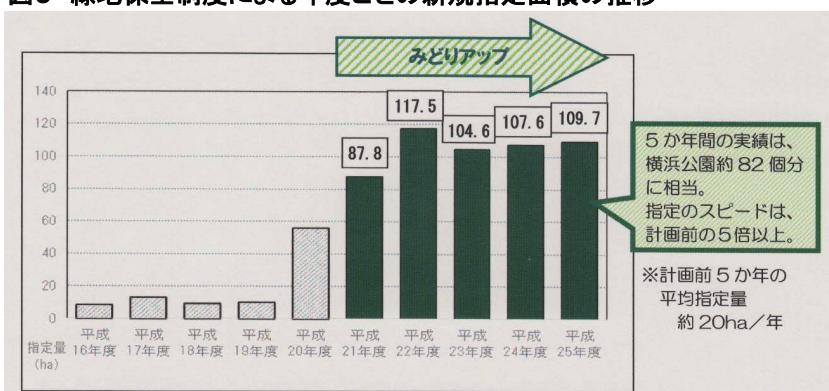
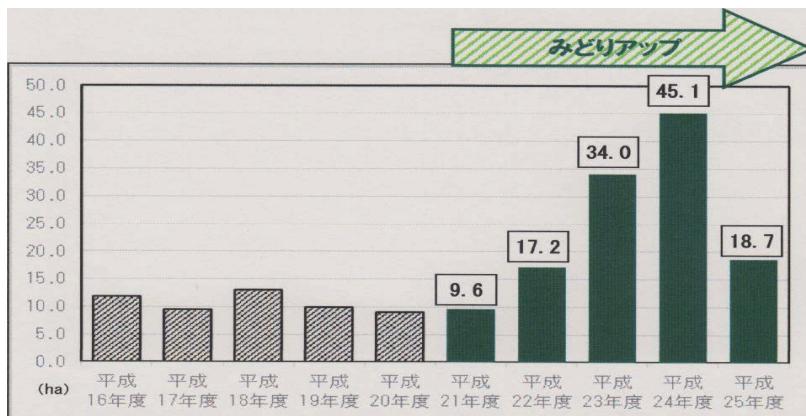


図6 取得した樹林地面積の推移



(出所)図5、図6とも、横浜市環境創造局[3]、3-4頁より引用。

16

図7 樹林地取得の事業費の推移

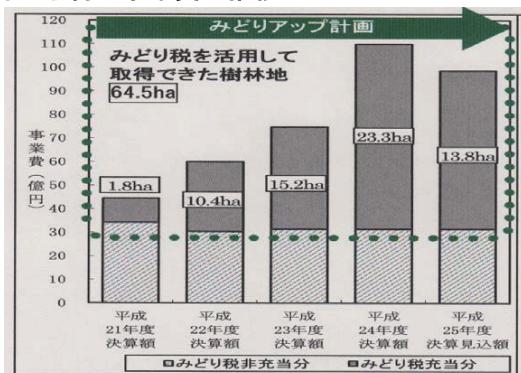
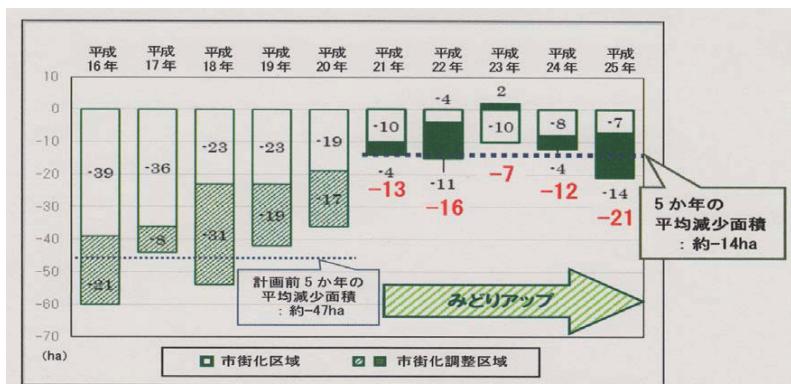


図8 課税地目山林面積の推移(※固定資産概要調書等をもとに集計)

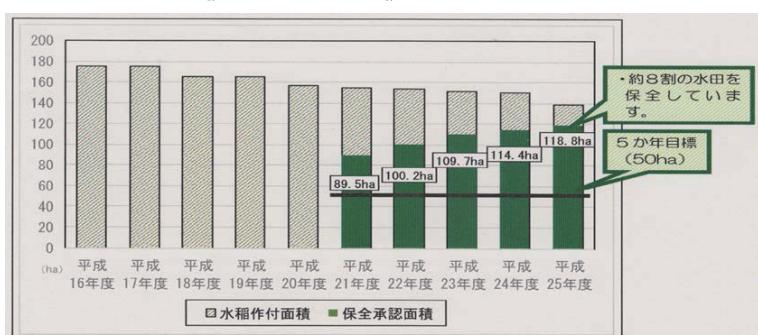


(出所)図7、図8とも、横浜市環境創造局[3]、4頁及び11頁より引用。

## 課税地山林面積の減少:大幅な低下

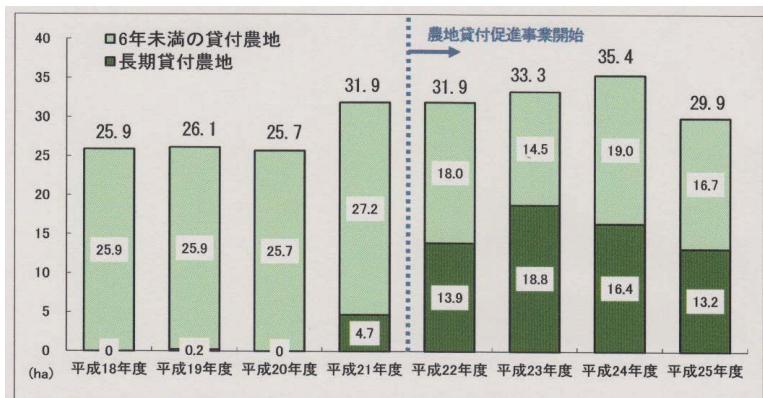
17

図9 水稻作付面積と保全承認面積



(出所)横浜市環境創造局[3]、6頁より引用。

図10 年度別利用件設定面積と長期貸付面積



(出所)横浜みどりアップ市民推進会議[6]、19頁より引用。

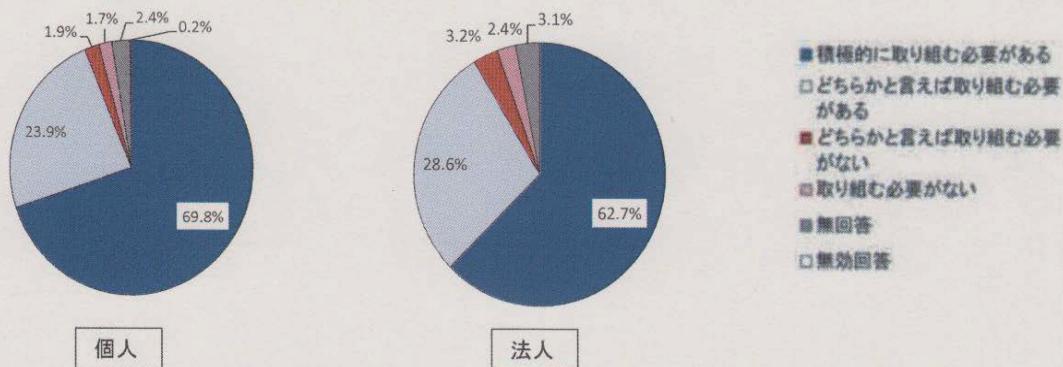
## 農地保全と生産性向上への取り組み:効果大

18

## 7. 市民意見募集の結果

※これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)に対する市民意見募集の結果  
募集期間:平成25年4月5日(金)~5月7日(火)

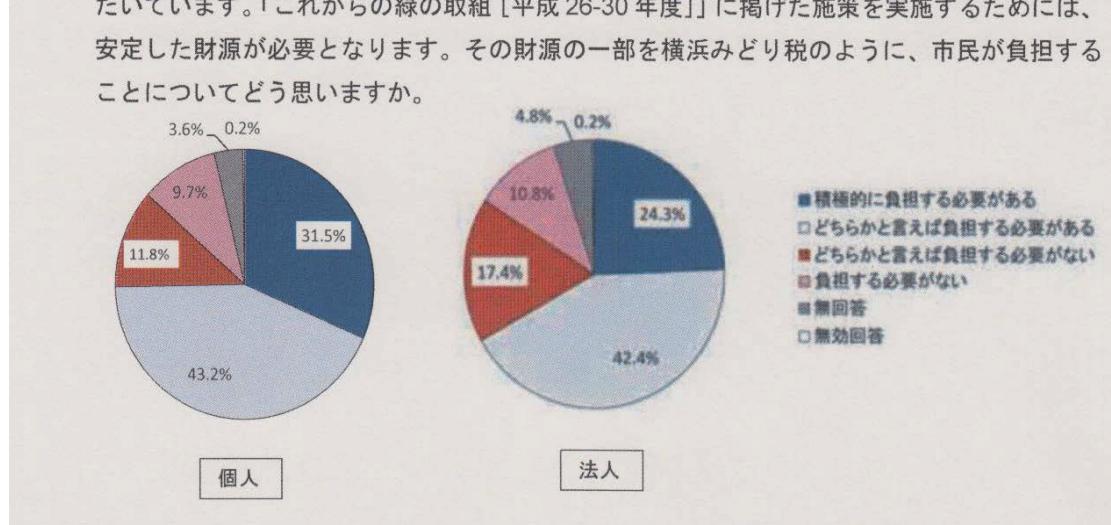
問1. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。



個人法人とも**8~9割**以上が、取り組む必要があると回答  
⇒受益(=緑の現状維持)

19

問7. 平成 21~25 年度の取組である「横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策)」を推進するため、財源の一部として、平成 25 年度まで横浜みどり税を市民の皆様（個人・法人）にご負担いただいている。「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を横浜みどり税のように、市民が負担することについてどう思いますか。



個人**7割**以上、法人**6割**以上が負担する必要があると回答  
⇒負担(=市町村民税均等割超過課税)  
牽連性の必要性⇒特別会計「みどり保全創造事業費会計」

20

## 8. 「横浜みどり税」の今後

横浜環境創造審議会答申(平成24年12月)

### 「緑施策の重点取組について」

- ①まとまりのある森を市民とともに守る
- ②市民と「食」「農」との関係を深める
- ③市民が「実感できる」緑をつくる
- ④地域で長く愛される公園をつくる

横浜市税制研究会答申(平成25年11月)

### 「課税自主権活用上の諸問題の整理及び平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いについて」

横浜市環境創造局公表(平成26年1月)

### 「横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)」

横浜みどりアップ計画市民推進会議発足(平成26年7月)

21

### 【主要参考文献】

- [1] 青木宗明(2009)、「横浜みどり税」とは何か—「森林・水源環境税」との類似性と相違点』『税』、第64巻第2号、4-23頁。
- [2] 柴由花(2009)、「緑地保全・緑化と税制との関連—施策誘導と財源の確保」『ジュリスト』、第1379号、112-121頁。
- [3] 砂原庸介・藤井康平(2008)、「地方政府における新税導入と政治—産業廃棄物税と森林税の分析から」日本財政学会編『財政研究』、有斐閣、第4巻、233-251頁。
- [3] 其田茂樹・清水雅貴(2008)、「地方環境税としての住民税超過課税の活用—その動向と課題」日本財政学会編『財政研究』、有斐閣、第4巻、304-319頁。
- [4] 日向寺純雄(1987)、『イタリア財政学の発展と構造』、税務経理協会。
- [5] 諸富徹・沼尾波子編(2012)、『水と森の財政学』、日本経済評論社。
- [6] 山下耕治(2001)、「地方政府の課税インセンティブ—超過課税に関する実証分析」『日本経済研究』(日本経済研究センター)、No.43、155-169頁。
- [7] 吉村政穂(2008)、「特定財源—受益と負担の牽連性は必要か」『ジュリスト』、第1363号、4-23頁。
- [8] Buchanan,J.M.(1967) Public Finance in Democratic Process :Fiscal Institutions and Individual Choice,The University of North Carolina Press.
- [9] Smith(1991) Distributional Issues in Local Taxation,The Economic Journal, Vol.101,May,pp.585-599.

22

[10] Tresch,R.W.(2009) Great Briain's Lump-sum Community Charge,in Public Sector Economics Example Bank,pp.1-4.

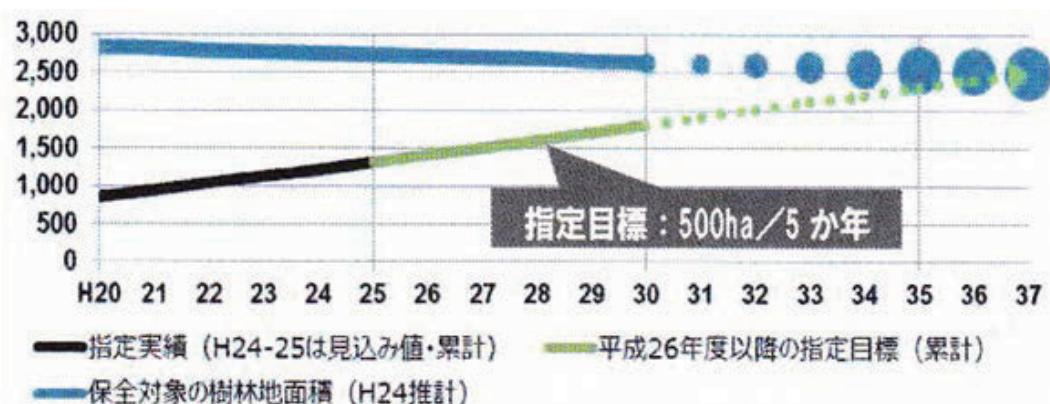
#### 【主要参考資料】

- [1] 横浜市環境創造局、『横浜みどりアップ計画(新規・拡充計画)』、本文＆資料編、平成21年4月発行。
- [2] 横浜市環境創造局、『横浜みどりアップ計画(新規・拡充計画)：事業報告書』(平成21年度～平成23年度)、平成22年4月、平成23年4月、平成24年4月各発行。
- [3] 横浜市環境創造局、『横浜みどりアップ計画(新規・拡充計画)：5か年(平成21年度～平成25年度)の事業・取組の評価・検証』、平成26年6月発行。
- [4] 横浜みどりアップ計画市民推進会議、『横浜みどりアップ計画市民推進会議：報告書』(平成21年度、平成22年度)、平成22年6月、平成23年5月。
- [5] 横浜みどりアップ計画市民推進会議、『平成23年度横浜みどりアップ計画の評価と提案』、平成24年6月。
- [6] 横浜みどりアップ計画市民推進会議、『横浜みどりアップ計画：5か年の評価と提案』、平成26年6月。
- [7] 横浜市税制研究会、『緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告書』、平成20年8月。
- [8] 横浜市税制研究会、『緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告書』、平成20年8月。

23

## 【参考図表】

図A 保全対象となる樹林地の面積と平成26年以降の指定目標



(出所)横浜市環境創造局「平成26年度以降の緑施策(素案)」、10頁。

24

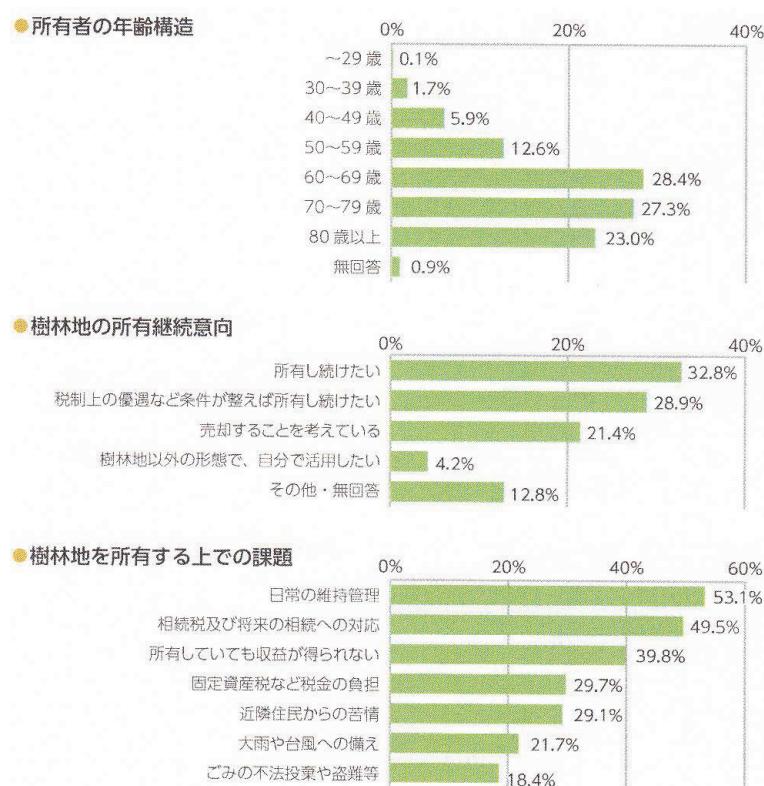
表 代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特 徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	まとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減 (課税地目:山林・原野) ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者のご協力のもと、緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市が買入れ申し出に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

(出所)横浜市環境創造局「これからの緑の取組[平成26‐30年度]」、11頁。

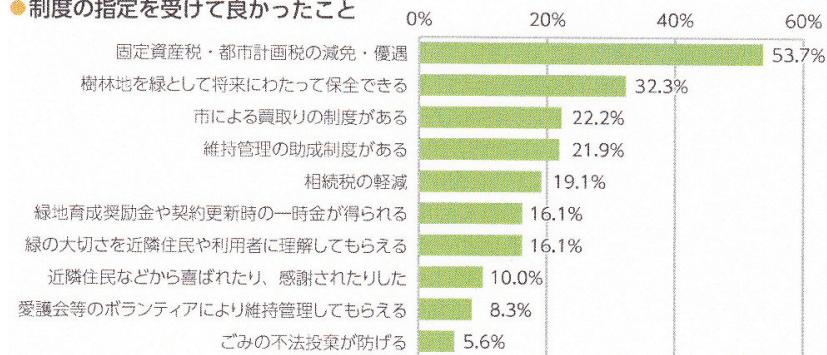
25

## 図B 樹林地所有者意識調査の結果(平成24年7月~8月)

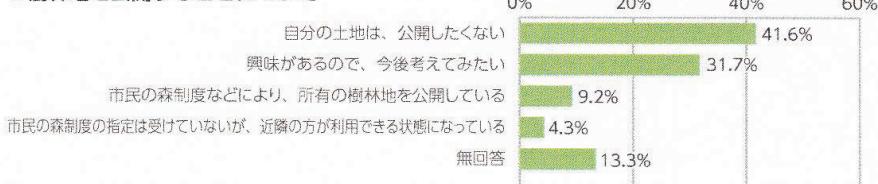


26

●制度の指定を受けて良かったこと



●樹林地を公開することについて



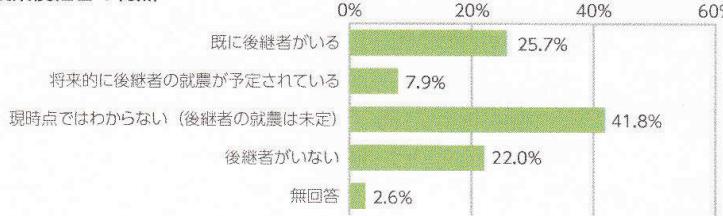
27

### 図C 農地所有者意識調査の結果(平成24年7月～8月)

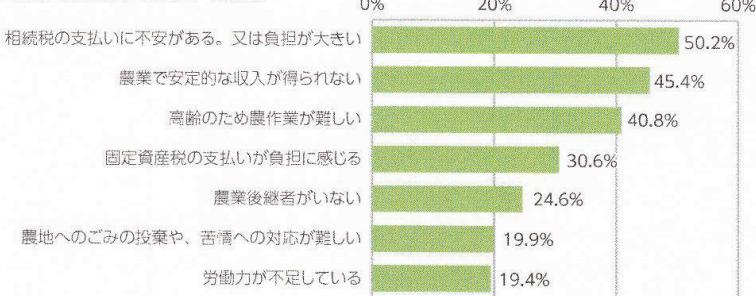
●農業を継続する意向があるか



●農業後継者の有無

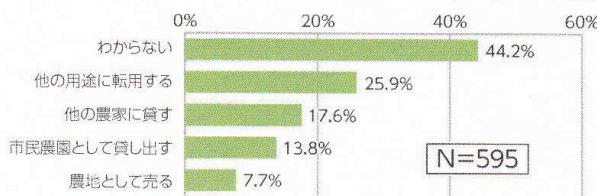


●耕作を継続する上での課題



28

●耕しきれない農地をどうするか〈農業を継続する意向があるか「どちらともいえない・いいえ」を選択した人が回答〉

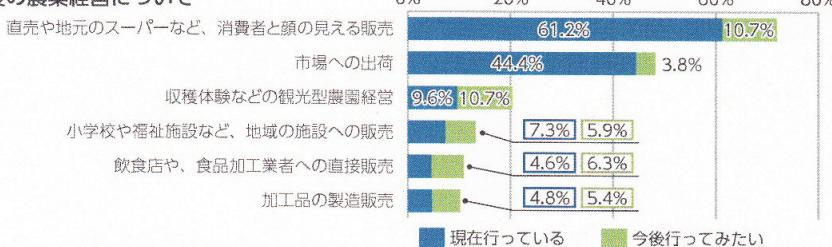


●農地を貸しても良い相手〈農地を貸しても良いと回答した人が回答〉

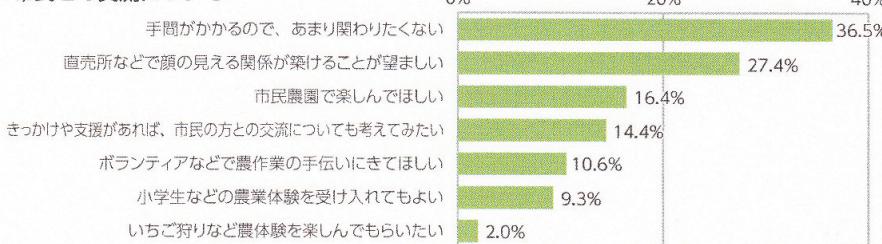


29

●今後の農業経営について



●市民との交流について



30

## これからの緑の取組[平成 26-30 年度](素案)に対する市民意見募集の結果(概要)

### 1 全体概要

#### (1) 募集期間

平成 25 年 4 月 5 日 (金) から平成 25 年 5 月 7 日 (火) まで

#### (2) 実施方法

##### (ア) アンケート調査

- ①個人 5,000 人 (住民基本台帳の満 20 歳以上の市民から無作為抽出)
- ②法人 5,000 社 (法人市民税課税台帳から無作為抽出)

##### (イ) 公募型自由記述

素案の概要パンフレットに添付のハガキ、電子メール、ファックス

#### (3) 回収数

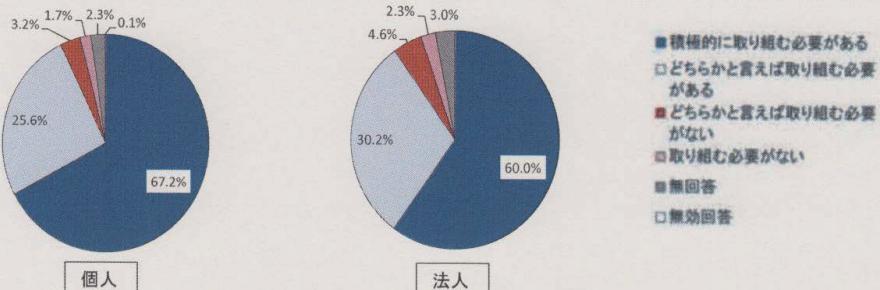
##### (ア) アンケート調査

- ①個人 1,545 名 (回収率 30.9%)
- ②法人 1,296 社 (回収率 25.9%)

##### (イ) 公募型自由記述

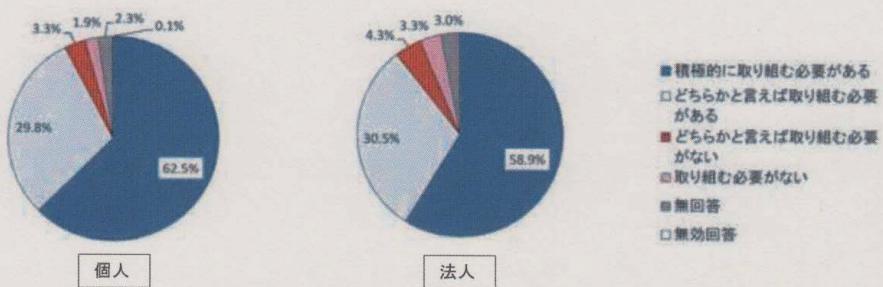
274 通 (意見総数 : 589 件)

### 問2. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、地域の特性に応じた緑の保全や創出、維持管理の充実により、緑の「質」を高めようとしています。このことについてどう思いますか。

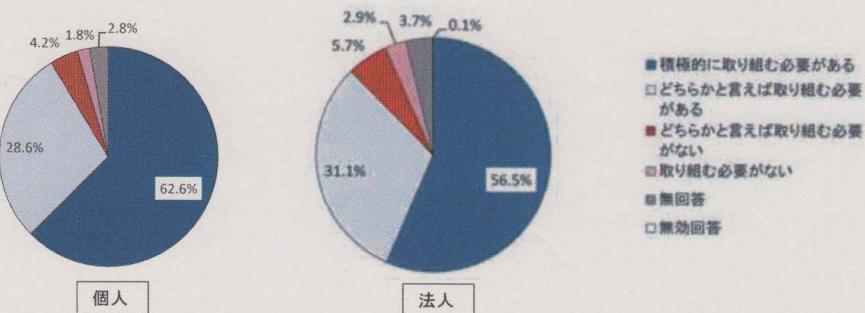


31

### 問3. 「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度]」では、市民と緑の関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

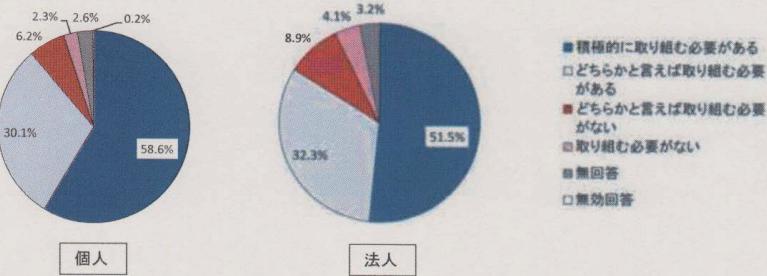


### 問4. 取組の柱 1 「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、緑地保全制度による樹林地の指定拡大や市による買取り、生物多様性・安全性に配慮した森づくり、森を育む人材育成、市民が森に関わるきっかけづくりに取り組みます。このことについてどう思いますか。

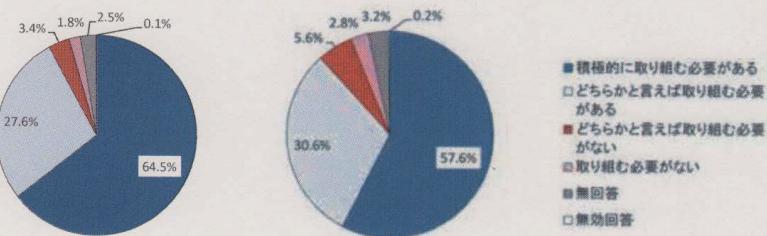


32

問5. 取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、水田など良好な農景観の保全、市民が農とふれあう場づくり、身近に感じる地産地消の推進や市民や企業と連携した地産地消の展開に取り組みます。このことについてどう思いますか。



問6. 取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」では、民有地での緑の創出や、公共施設・公有地での緑の創出、市民協働による緑のまちづくり、子どもを育む空間での緑の創出や、緑や花による魅力・賑わいの創出に取り組みます。このことについてどう思いますか。



# 「豪州鉱物資源利用税が問い合わせたもの： 税制改革・政府間財政関係のあり方」

花井清人  
成城大学経済学部

第3回基本問題研究会報告  
2014年11月14日

1

## 報告内容

はじめに：豪州政府間財政関係における租税構造等の特徴

- I. 豪州鉱物資源使用税導入・廃止をめぐる政治騒動
- II. 租税理論からみた天然資源課税
- III. MRRTの何が問題であったのか
- IV. 残された課題：税制のあり方、政府間財政関係

おわりに

2

## オーストラリアでの政府間税収構成 2012-13年度

連邦税（百万豪ドル）	2012-13
個人所得税	156,300
フリンジベネフィット税	3,922
法人税	66,911
年金税(スーパーアニュエーション税)	7,661
天然資源レント税	310
石油資源レント税	1,507
財サービス税	48,596
個別消費税	32,001
その他	9,218
税収総額	326,426
州税（百万豪ドル）	
給与所得税	20,788
土地税	6,192
その他不動産への課税	1,263
金融取引への印紙税等	14,188
ギャンブル税	5,493
保険への課税	5,526
自動車への課税	8,532
その他	1,225
(市税)	
レイト	290
州・市税総額	63,497

出所：連邦税に関しては、Budget Strategy and Outlook 2014-15 (Budget Paper No. 1) 第5章税収 表8Australian Government general government (cash) receiptsのデータより、州・地方税に関しては、5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2012-13のデータより作成。<sup>3</sup>

## 州・地方財政を支える 税収以外の財源

### 税収以外の収入

- ロイヤルティ収入
- 財産収入
- その他の収入

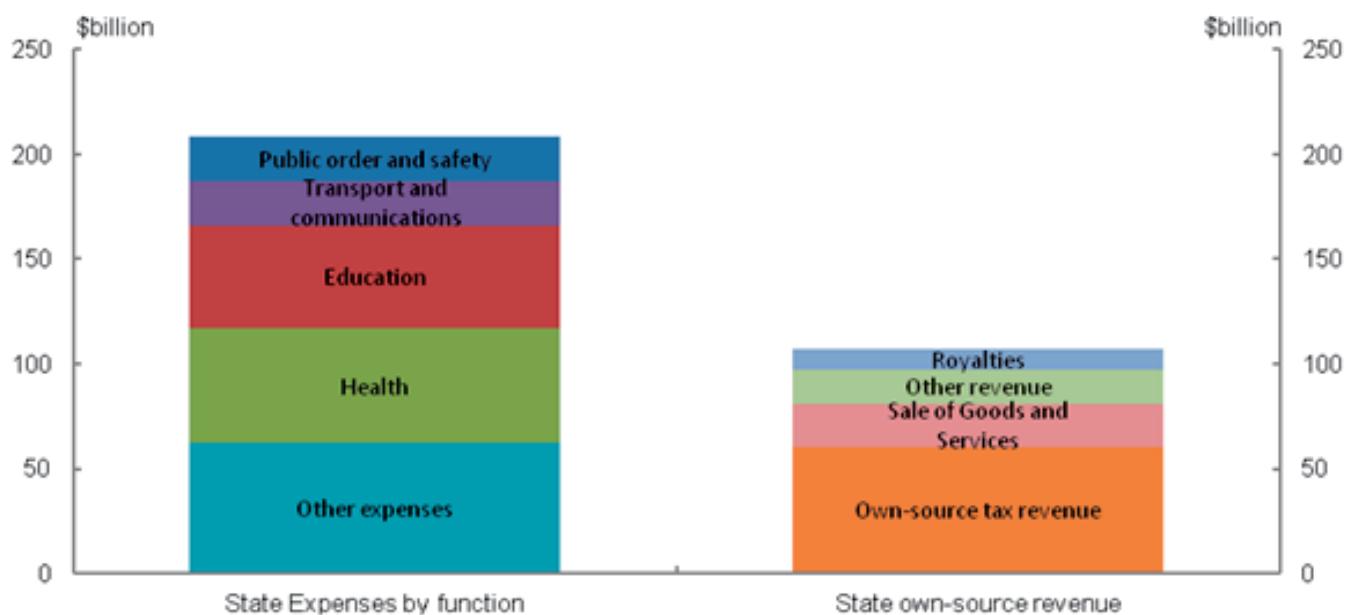
### 政府間での財政移転・補助金

- 交付税(GST税収総額)
- 特定目的補助金

### 地方債

オーストラリア政府間財政関係における垂直的財政不均衡(VFI): 州財政の  
歳出と独自財源に着目して

2011-12 State Budgets



Source: GST Distribution Review p.8

5

## 豪州の政府(連邦政府と州政府)間財政関係の特徴

### 歳入について

#### 【連邦税収】

- 所得税(特に法人税)のウエイトの高さ
- 2000年から財・サービス税(GST10%)を導入

#### 【政府間財政関係】

- GST税収による安定的財源確保(全額が州政府に交付金として配分される)

#### 【州・地方財政における歳入源】

- 独自の税源はあまりない(憲法的制約)。
- 1977年QLD州、1984年すべての州および連邦で相続税・贈与税を廃止(それまでは連邦・州政府双方が課税)
- 市(地方)財政の規模は小さく、財源はレント。

### 歳出について

#### 州財政を通じる歳出・州の政策権限(大きい)

6

# I. 豪州天然資源課税をめぐって何が起きたのか？

労働党政権下での天然資源課税導入

- ヘンリー報告書での資源レント課税の提案 ⇒
- ラッド政権下でのResource Super Profits Tax: RSPTの提案⇒
- ラッド首相失脚、ギラード首相への交替
- ギラード政権下でのMinerals Resource Rent Tax: MRRTの提案・実施

2013年9月の政権交代と自由党・国民党政権下でMRRTの廃止

- アボット政権はMRRTの廃止、法人税率を1.5%引き下げ28.5%にすることを提案(2014年9月2日 MRRTの廃止上院での可決。)
- 新政権下での税制改革に関してのビジョン(白書)は現段階では、まだ出されていない。

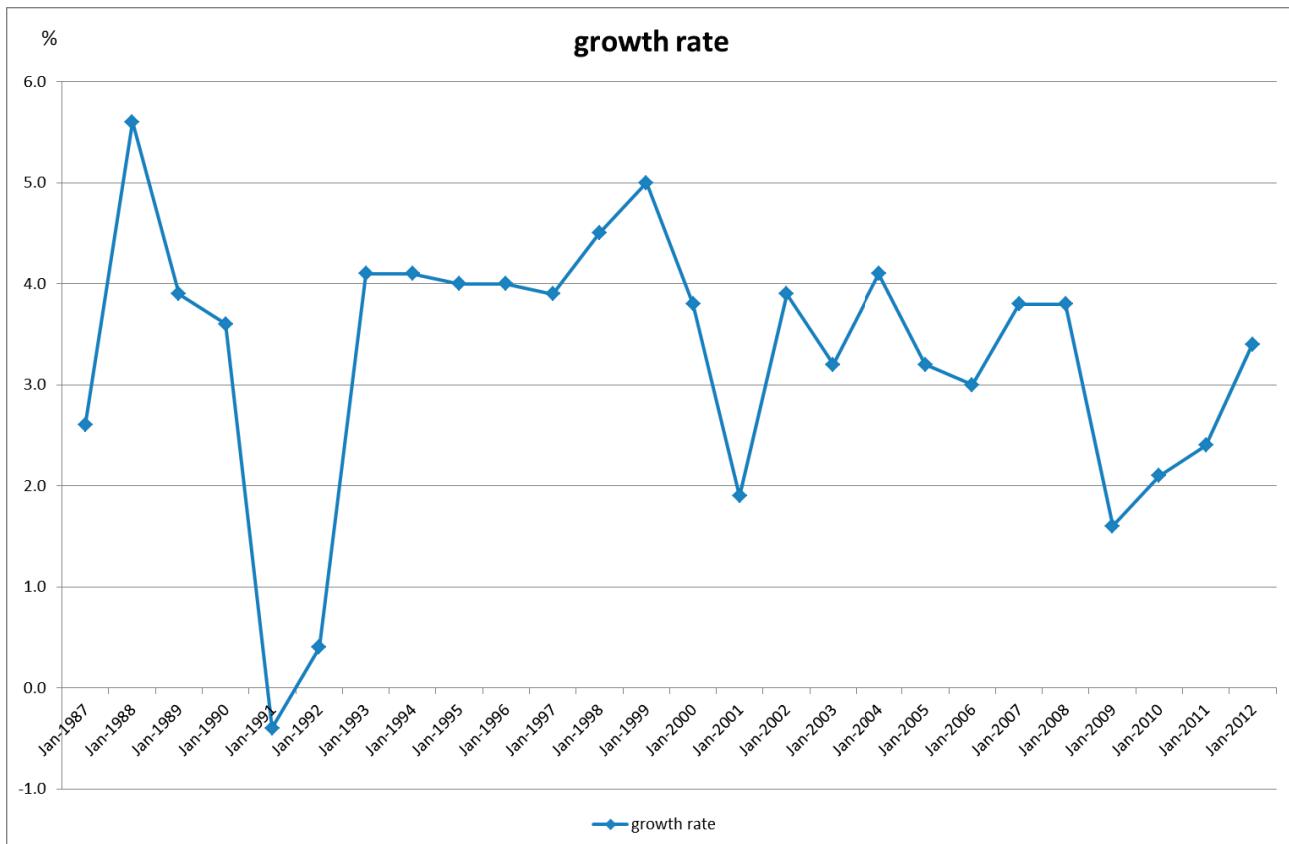
7

## 豪州での天然資源課税改革とその経済的背景

1. 豪州経済過去20年間の好景気(財政収支の健全化)
  - ・1990年半ばから20年近く続いた経済好景気
  - ・それを支えた資源ブーム
2. リーマンショック以降、急速に悪化する財政収支
3. 歳入確保の手段としての資源課税強化

8

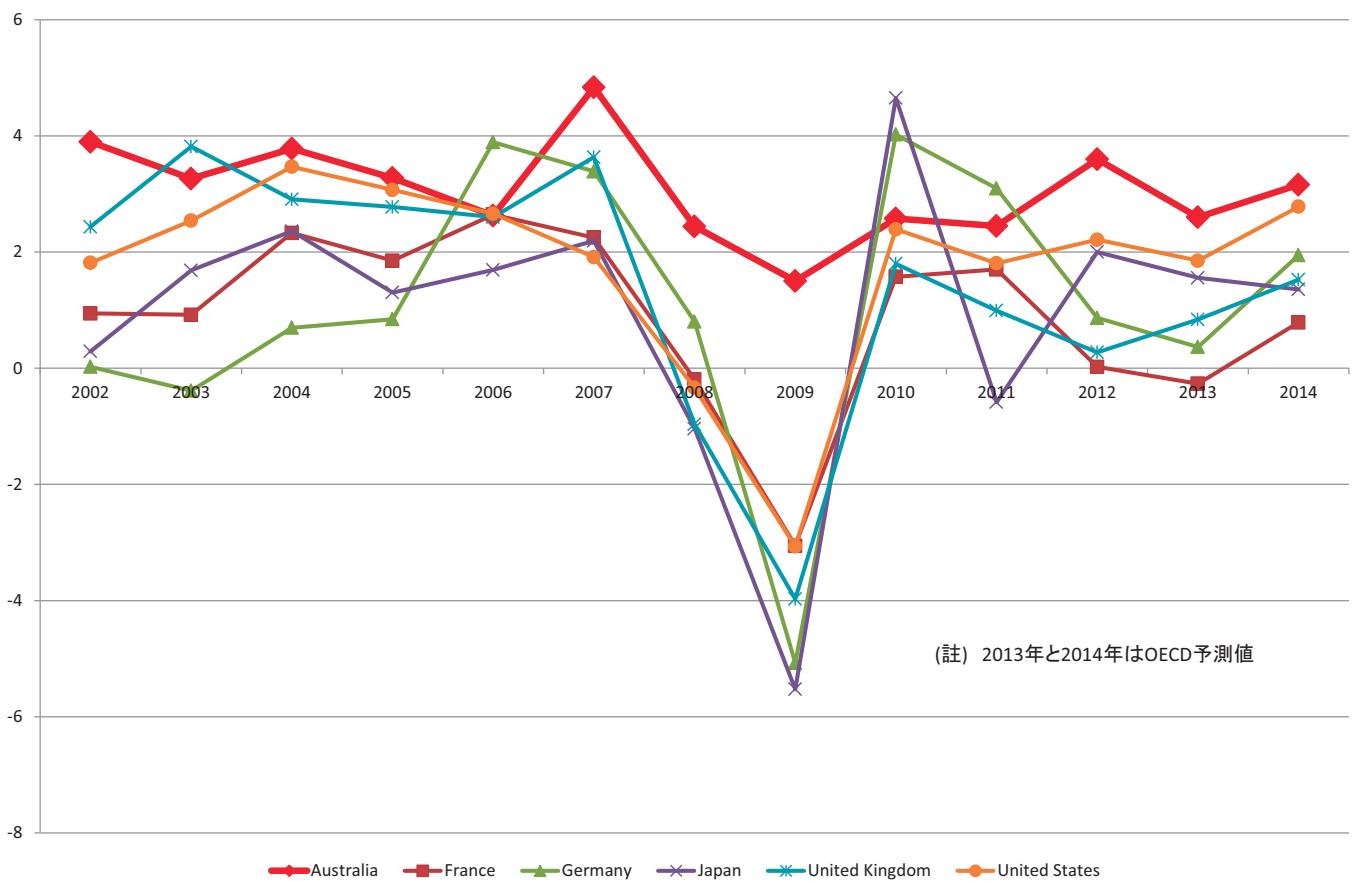
## 過去20年近くにわたる豪州経済の好景気



Data: ABS 5204.0 - Australian System of National Accounts, 2011-12 を基に作成

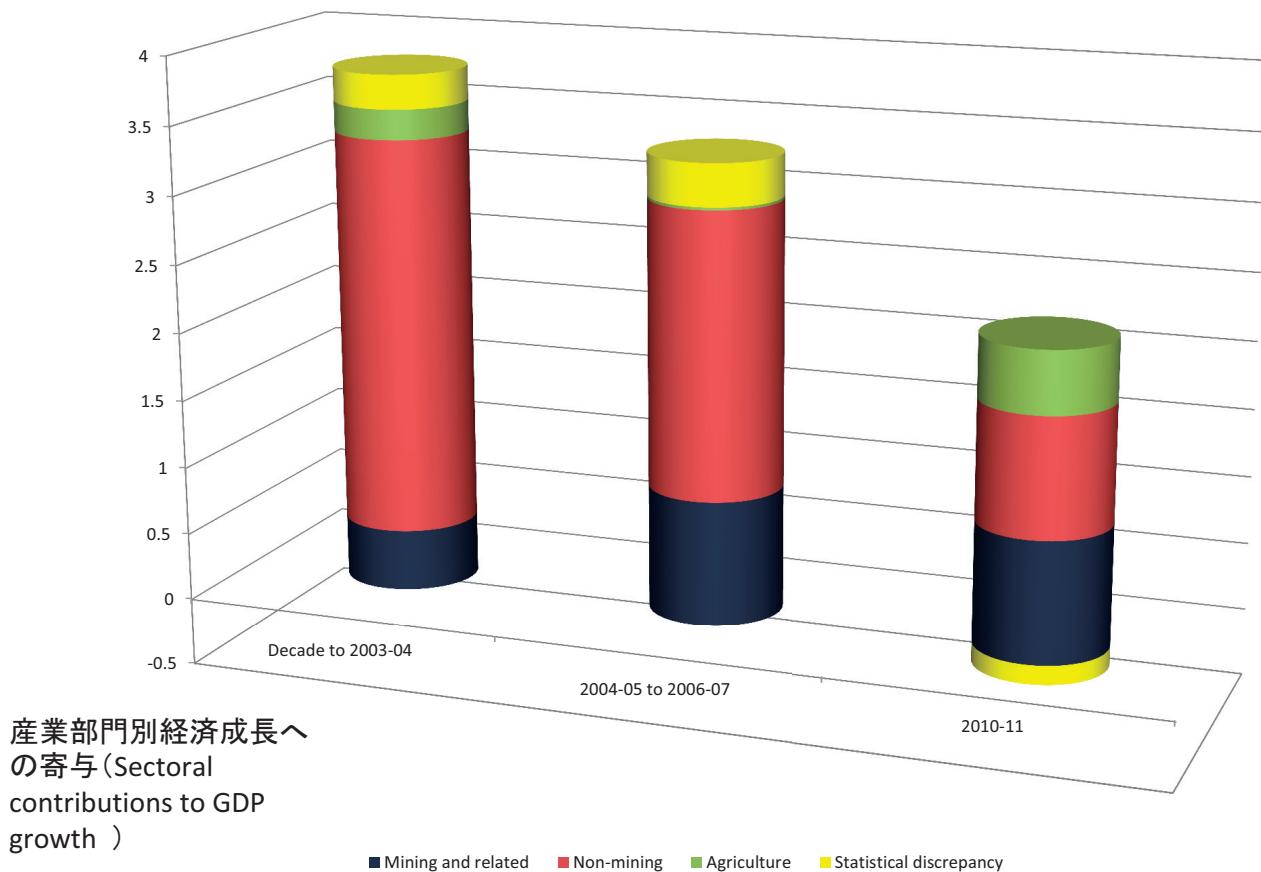
9

## 近年も続く豪州経済の好景気



Source: Dataset: OECD Economic Outlook No. 93

10



Source: OECD Economic Surveys: Australia 2012第5表のデータに基づき作成

11

#### 18.9 ECONOMIC DEMONSTRATED RESOURCES (EDR) OF MAJOR MINERALS—December 2009

Mineral	Quantity	Australia	World	Australia's percentage of world EDR	Australia's ranking in world holdings of EDR-2009
Bauxite	Gt	6	27	23	2nd
Black coal					
In situ	Gt	61	na	na	na
Recoverable	Gt	44	670(a)	7	5th
Brown coal					
In situ	Gt	41	na	na	na
Recoverable	Gt	37	148(a)	25	1st
Copper(b)	Mt	80	596	13	2nd
Diamond					
Gem and near gem(c)	Mc	105	na	na	na
Industrial	Mc	109	594	18	3rd
Gold(b)	t	7 399	47 000	16	2nd
Iron ore	Gt	28	168	17	2nd
Lead(b)	Mt	31	85	36	1st
Lithium(b)	kt	607	9 927	6	na
Manganese ore	Mt	181	1 420	13	4th
Mineral sands					
Ilmenite	Mt	200	1 252	16	2nd
Rutile	Mt	23	46	50	1st
Zircon	Mt	40	88	46	1st
Nickel(b)	Mt	24	69	35	1st
Silver(b)	kt	70	438	16	2nd
Tantalum(b)	kt	51	116	44	2nd
Uranium(b)(d)	kt	1 223	2 577(d)	47	1st
Zinc(b)	Mt	58	235	25	1st

国際比較から見た  
オーストラリアでの天然資源埋蔵・  
生産状況

na not available

(a) Geoscience Australia estimate.

(b) Quantity measured in contained metal.

(c) Detailed data are not available on world resources of gem/near gem diamond but Australia has one of the largest stocks for this category.

(d) From OECD Nuclear Energy Agency and International Atomic Energy Agency (OECD/NEA & IAEA) (2009). Compiled from the most recent data for resources recoverable at <US\$80 per kilogram of uranium.

Source: Geoscience Australia, Australia's Identified Mineral Resources, 2010.

12

Source: ABS (2012) 1301.0 - Year Book Australia

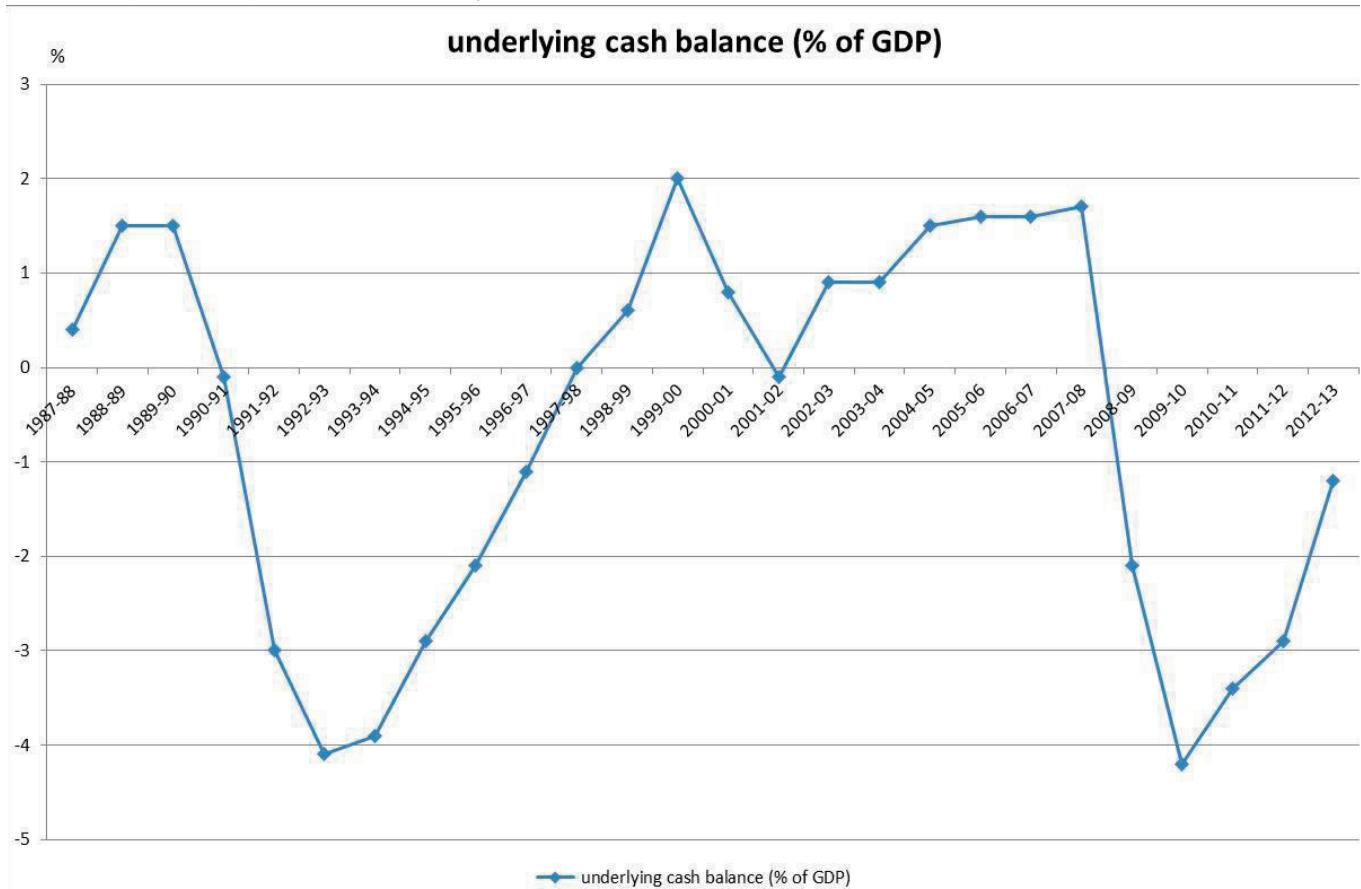
## Mining: Percentage of GVA at basic prices, current prices



Data: ABS (2012) 5204.0 Australian System of National Accounts, Table 5. Gross Value Added (GVA) by Industry データを基に作成。

13

## 連邦財政 財政収支の変化



Data: Australian Treasury (2014) Final Budget Outcome, Table 1: Australian Government general government sector receipts, payments, net Future Fund earnings and underlying cash balance の Data を基に筆者作成

14

## II 租税理論からみた天然資源課税： 豪州での税制改革への取り組み

- 『アスプリー報告(Asprey Review)』1975年
  - fairness-efficiency-simplicity framework
- 卸売上税を改革し、一般消費税(VAT)の導入を検討
- 個人所得税の減税を行う一方、キャピタルゲイン税、フリンジベネフィット税を導入することで所得税の課税ベースを広げる。
- インピュテーション方式(部分的)の提案 など<sup>15</sup>
- 『税制改革白書(Paul Keating財務大臣によるWhite Paper on Tax Reform)』1985年

### 労働党ホーク政権下：

- 一般売上税導入を断念
- 所得税課税ベースの拡張
  - 卸売売上税改革
  - キャピタルゲイン税の実施(1985年)
  - フリンジベネフィット税(1986年)
  - 外国税額控除制度の導入(1987年)
  - インピュテーション方式の導入(1987年)

## 付加価値税(財・サービス税GST)導入について ・『新しい租税システム The New Tax System』 1998年

- アスプリー報告での消費税導入の提案
- 『税制改革白書1985』での一般売上税の導入断念
- 野党党首John HewsonによるVAT提案と選挙(1993年)による敗北
- 自由党Howardによる財・サービス税(GST10%)導入の提案(GSTのすべての収入を州政府に配分) 1998年選挙での勝利
- 2000年GST導入

17

## 法人税改革の提案

- ラルフ報告(Ralph Report) 『The Review of Business Taxation : A Platform for Consultation』 1999年

More certain, equitable and durable taxation system to deliver largest benefits for all Australian

## 経済成長に貢献する税制のあり方の模索

- 経済のグローバル化に対応した国際課税
- 経済活動に中立的な租税システムの構築
  - 法人税率の引き下げ提案: tax rate from 36 to 30 per cent;
  - インピュテーション方式の見直し
  - キャピタルゲイン税の見直し

18

## 【天然資源課税につながる重要なレポート】

ヘンリー報告 『Australia's Future Tax System』

2010年5月

- ・ グローバリゼーション、高齢化、環境問題などの経済社会問題に配慮した租税体系の構築: GST増税はTORに含めず
- ・ 連邦・州地方間での複雑な多岐にわたる税制の簡素化、協力関係の構築
- ・ 資源ブームに沸く中で、資源採掘レントへの課税と法人税体系の見直し(グローバル化する経済において企業の国際競争力向上を目指した法人税減税)
- ・ 現行の鉱山業に対して連邦ベースの資源レント税(Resource Rent Tax, RRT)の導入を図る

19

## 租税理論からみた天然資源課税のあり方：どのような選択肢があるのか

- ・ 考慮すべき要因
  - 資源課税での効率性の確保
  - 不確実性
  - 経済レントへの課税
  - その他、天然資源課税の政治経済学:「資源の呪い」と天然資源への税収依存(特に発展途上国)など

20

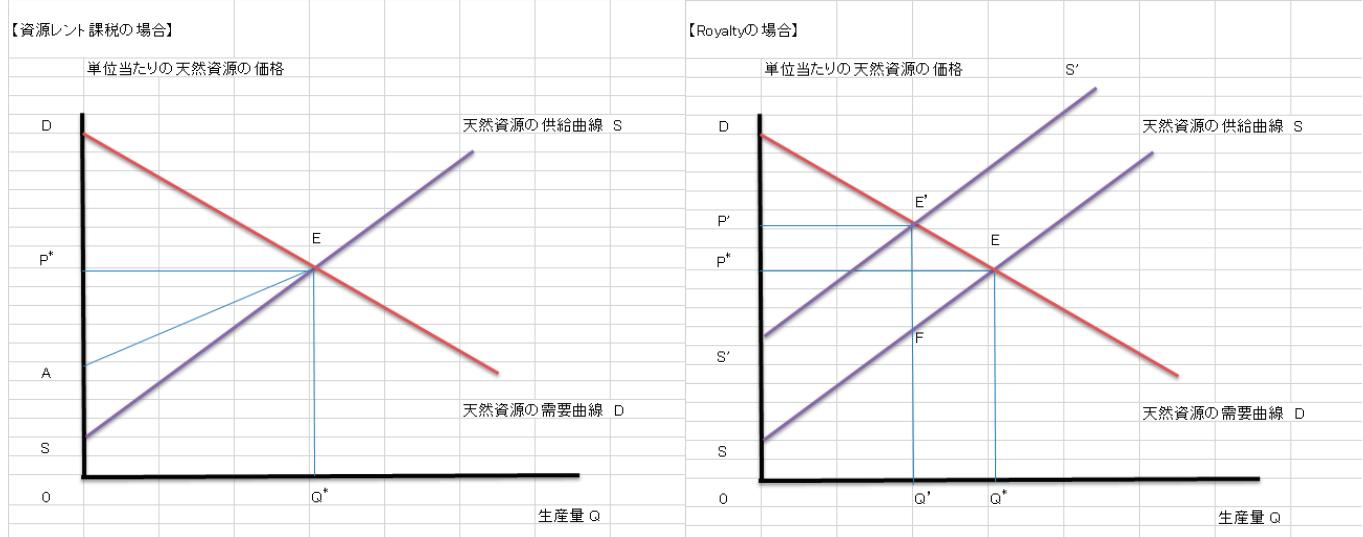
# 天然資源課税の選択肢 (Daniel, Keen and Mcpherson eds. 2010)

## - 資源採掘等に当たって発生する経済的レントへの課税として

- ① Brown tax: 資源プロジェクトの毎年のネットキャッシュフローに対して一定比率で課税が行われ、負のネットキャッシュフローが生じた場合は還付が行われる。
- ② Garnaut=Clunies Ross 資源レント税: 負のネットキャッシュフローに対して還付ではなく、一定値まで繰り越し将来の利潤からの相殺が行われるキャッシュフロー税
- ③ ACC (allowance for corporate capital) 税
- ④ 超過利潤税: 投資プロジェクトの回収比率が1以上の場合、プロジェクトのネットキャッシュフローへの課税

## - 利潤への課税やロイヤルティ

- ⑤ 法人所得税
  - ⑥ 利潤ベースのロイヤルティ
- 生産量を課税ベースとする
- ⑦ 従価もしくは従量ベースのロイヤルティ などが考えられる。<sub>21</sub>



## MRRTの特徴

- 付加価値ではなく、採掘レント(立地レント)への課税
- 税率は30%
- 資本的経費は即時控除、損失は繰り越し可能
- プロジェクトベースでの課税
- 州ロイヤルティ支払分はMRRT支払から全額控除される

Source: Australian Taxation Office HP

23

MRRT税収算定のプロセス（単純化して表示してある）



Source: Deloitte Access Economics (2013) 'The first six months of the MRRT tax take – how would it have differed under the RSPT?' p.7を参考に筆者作成

24

## RSPTからMRRTへの変更点(政治的妥協)

- 対象鉱物：鉱物資源すべて ⇒ 鉄鉱石および石炭のプロジェクト(オランショアの石油・天然ガスのプロジェクトについては、石油資源利用税に含める)
- 税率：40% ⇒ 30%
- 新規だけでなく既存のプロジェクト ⇒ 既存プロジェクトへ、中小プロジェクトへの配慮
- 資本費用および損失控除未利用分繰り越し：10年物(長期)国債利率 ⇒ 10年物国債利率 + 7%
- 休止プロジェクトに対する投資支出控除(未利用分)への還付：廃止
- 州ロイヤルティ控除：制限付き控除 ⇒ 支払い分全額控除
- 法人所得税引き下げ：28%ではなく29%への引き下げにとどめられる。

25

## 数値例で見た鉱物資源使用税

	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6
Resource Charge	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Revenue	0	520	830	910	1090	1100
Operating expenses	0	130	210	230	270	280
Expensing of capital	1000	0	0	0	0	0
MRRT allowance @ 13 per cent	0	130	96	28	0	0
MRRT unutilised losses	0	1000	740	216	0	0
MRRT profit/loss	-1000	-740	-216	436	820	820
MRRT @ 30 per cent	0	0	0	131	246	246
Extraction allowance @ 25%	0	0	0	33	62	62
MRRT after extraction allowance	0	0	0	98	185	185
Royalty @ 7.5 per cent	0	39	62	68	82	83
Uplifted Royalty offset	0	0	44	120	102	0
Net MRRT	0	0	0	0	1	102
Total resource charge	0	39	62	68	82	185
Company tax						
Revenue	0	520	830	910	1090	1100
Operating expenses	0	130	210	230	270	280
Depreciation	0	200	200	200	200	200
Total resource charge	0	39	62	68	82	185
Company taxable income	0	151	358	412	538	436
Company tax @ 29 per cent	0	44	104	119	156	126
Profit before tax	0	190	420	480	620	620
Total tax	0	83	166	188	238	311

Source: Policy Transition Group (2010) p.22

26

Table 1.1: Comparison of the MRRT and PRRT(a)

Feature	MRRT	PRRT
Basis of tax	Project-based tax	Project-based tax
Tax rate	30 per cent	40 per cent
Extraction allowance	25 per cent reduction in MRRT liability	None
Profit or loss calculation	Assessable receipts less deductible expenditure less uplifted carry forward losses	Assessable receipts less deductible expenditure less uplifted undeducted expenditure
Deductible expenditure	Non-deductible expenditure will be broadly consistent with PRRT	Expenditure directly related to the project that falls within the definition of exploration, general or closing down expenditure. Some expenditures are excluded from deductibility
Treatment of expenditure	Immediately expensed against revenue	Immediately expensed against revenue
Transferability of losses	Transferable to other MRRT projects	Transferability is restricted to exploration expenditure
Treatment of losses	Uplifted and carried forward to offset future revenue. Market value starting base not uplifted.	Undeducted expenditure uplifted and carried forward to offset future revenue
Uplift rates	A single uplift rate	Multiple uplift rates differentiated by the class and timing of expenditure
Treatment on sale of project interest	Losses and cost bases are transferred to new owner	Losses and cost bases are transferred to new owner
Treatment for income tax	Deductible	Deductible
Treatment of state royalties	Creditable against MRRT liability, excess will be uplifted to apply against future liabilities. Non-refundable.	Creditable against PRRT liability, excess will be uplifted to apply against future liabilities. Non-refundable.

(a) Some design aspects of the MRRT and the PRRT extension are not specified in the terms of reference. Where this is the case this comparison is restricted to the terms of reference.

Source: Policy Transition Group (2010) p.8

27

### III MRRTの何が問題であったのか。

- 税収が確保できない(MRRT導入当初2年間で105億豪ドル税収を見込んでいたが、実際3億豪ドル程度：予定の5%にしか達せず。Budget Paper No. 1 2014-15, Statement 5: Revenue Box 1: The MRRT has raised much less than originally forecast)。なぜ？

- レント課税だから
- 資源ブームが終わったから
- 政治の関与に伴い、RSPTに比べてMRRTは課税ベースが縮小したから
- 政府間財政関係(州政府ロイヤルティ支払い控除の問題など)の課題など

28

# MRRTと政府間財政関係のあり方 をめぐって

- ロイヤリティ引き上げ競争(Royalties hike competition)
- MRRTでの州ロイヤルティ支払い控除のあり方
- GST交付金配分と連動した天然資源課税問題
  - Threshold problems in GST grants allocation
    - Tax or Property revenue
    - Infrastructure expenditure
- 資源保有州、資源非保有州、連邦政府(および旧州首相NSW, VIC)によるレビューにより異なる解釈・政治的スタンス

29

2010年5月2日以降のMRRT関連天然資源に関する州ロイヤルティ引き揚げ提案と歳入増予想				
2010年	6月21日	西オーストラリア州による鉱石課徴金第1次引き上げ（3.75%から5.625%へ）：2010年7月1日実施		2010/11年3.4億万豪ドル
	9月16日	南オーストラリア州による一般ロイヤルティ引き上げ（鉄鉱石・石炭3.5%から5%へ）：2011年7月1日実施		2013/14年から3年間で6500万豪ドル
2011年	5月19日	西オーストラリア州による鉱石課徴金第2次引き上げ（2013-14までに7.5%へ）		2014/15年から3年間で200億豪ドル以上
	6月16日	タスマニア州による鉄鉱石・石炭に関するロイヤルティ引き上げ：2012年1月1日実施		360万豪ドル
	5月19日	西オーストラリア州による磁鉄鉱に関するロイヤルティ引き上げ（5%へ）：2010年7月1日実施		2014/15年までに1.6億豪ドル
	9月6日	ニュー・サウス・ウェールズ州による石炭に関するロイヤルティ引き上げ（MRRT賦課企業のみ）：2012/13年から実施		2014/15年から3年間で10億豪ドル
2012年	9月11日	クイーンズランド州による石炭に関するロイヤルティ引き上げ：2012年10月から実施		

30

出所：GST Review: Final Report p. 123より

## 州政府間で遍在するロイヤルティ収入

表 州政府歳入に占める鉱山収入(ロイヤルティ)の占める割合 2010/2011年度									
	NSW	VIC	QLD	WA	SA	TAS	ACT	NT	TOTAL
(%)	2.2	0.1	6.4	21.8	1.0	0.9	-	3.2	4.8
出所： GST Distribution Review, Interim Report, March 2012, Chapter 6. HFE and the mining boom より作成。									

表 一人当たり換算でみた鉱山収入(ロイヤルティ)額(連邦交付金委員会査定 豪ドル)									
年度	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	ACT	NT	連邦全体での平均
2008/2009	199	23	779	1,378	100	91	0	467	382
2008/2009	142	11	474	1,342	110	86	0	467	297
2010/2011	181	10	601	2,154	178	115	0	537	426

出所： Commonwealth Grants Commission, 2012 Update Report, 表B-1, B-2, and B-3, pages 109-111より作成

31

## 天然資源課税と連邦憲法規定

- 州政府は、連邦憲法第114条での「連邦は州に属するいかなる財産に対しても課税を行ってはならない」という規定を基に州ロイヤルティの正統性を主張している。
- また、連邦政府によるMRRT課税にあたっては、WA, QLD, NSWといった資源保有州を中心に、資源保有州への集中的賦課、企業に対して支払われる州ロイヤルティへの補償的控除が連邦政府による課税の差別的扱いにあたるとして、連邦憲法第51条2号「連邦政府は、州または州の一部の間で差別的な扱いを行ってはいけない」という規定に抵触する可能性を唱えている。
- 連邦憲法第90条「連邦政府のみが関税と内国消費税を賦課することができます」という規定：ロイヤルティは財産収入、使用料なのか税なのかという議論。

32

# 豪州GST交付金配分の特徴

- ・日本と同様：歳入歳出両面を考慮した配分計算（需要・財政力混合ベース型 持田編[2006]）
- ・交付金の配分の理念となる水平的財政均衡(HFE)原則を支える二つの柱
  - 連邦全体の視点からの歳入・歳出の標準化
  - 個別の州の政策の中立性の維持

33

## 豪州GST交付金配分計算における州ロイヤルティおよび資源採掘関連支出の扱い

- ・州ロイヤルティは税なのか財産収入(個別の州の特別収入)なのか
  - ・算定にあたって資源採掘関連支出評価の適切性
- 資源保有州、資源非保有州、連邦財務省間での解釈の異なり

34

表2 人口一人当たり相対係数(Relativities)の時系列的变化

	2004年度の相対係数 (Review)	2005年度の相対係数	2006年度の相対係数 (revised)	2007年度の相対係数	2008年度の相対係数 (rebased)
ニューサウスウェールズ州 (NSW)	0.8675	0.86846	0.87332	0.89079	0.88779
ビクトリア州 (VIC)	0.86534	0.87552	0.89559	0.90096	0.91393
クイーンズランド州 (QLD)	1.05504	1.04389	1.02387	1.00607	0.96118
西オーストラリア州 (WA)	1.03054	1.025	1.0048	0.94747	0.85782
南オーストラリア州 (SA)	1.20407	1.20325	1.18862	1.20791	1.23151
タスマニア州 (TAS)	1.55939	1.55299	1.54931	1.54465	1.66332
首都特別地域 (ACT)	1.1293	1.143	1.14575	1.16293	1.25457
北部準州 (NT)	4.26538	4.26682	4.32755	4.36824	5.25633
	2010年度の相対係数 (Review)	2011年度の相対係数	2012-13年度の相対係数	2013-14年度の相対係数	2014-15年度の相対係数の提案
ニューサウスウェールズ州 (NSW)	0.95205	0.95776	0.95312	0.96576	0.975
ビクトリア州 (VIC)	0.93995	0.90476	0.92106	0.90398	0.88282
クイーンズランド州 (QLD)	0.91322	0.92861	0.98477	1.05624	1.07876
西オーストラリア州 (WA)	0.68298	0.71729	0.55105	0.44581	0.37627
南オーストラリア州 (SA)	1.28497	1.2707	1.28472	1.26167	1.28803
タスマニア州 (TAS)	1.62091	1.59942	1.58088	1.61454	1.63485
首都特別地域 (ACT)	1.15295	1.11647	1.19757	1.22083	1.236
北部準州 (NT)	5.07383	5.35708	5.52818	5.31414	5.66061

出所：連邦交付金委員会 'GST Inquiries Update Report' (各年度版より作成)

35

## 連邦・州によって異なるインセンティブ要因の解釈

	連邦財務省	資源保有州	資源非保有州
州口イヤルティ引き上げの主要要因	MRRTにおける州口イヤルティ控除制度が問題を引き起こしている（必要ならば対抗処置が必要）	GST交付金配分額の減少・GST交付金配分算定制度が問題：州財政の歳入・歳出評価の問題	現行のGST交付金配分算定制度に問題なし（但し、経済力の大きい、VIC,NSWなどは人口に応じた交付金の配分を主張）

州ロイヤルティ引き上げ分を交付金計算に含めた場合と含めなかった場合のシミュレーション（GST Distribution Review, Final Report, October 2012による）：連邦政府が想定するGST配分を通じる州ロイヤルティ引き上げへの歯止め

New South Wales州が現行の交付金配分制度の下で、ロイヤルティ引き上げを行った場合のGST交付金効果を含めた州最終予算への影響 (\$m)

	NSW	VIC	QLD	WA	SA	TAS	ACT	NT	Total
政策変化に伴う追加的ロイヤルティ歳入 (\$m)	500	0	0	0	0	0	0	0	500
GST交付金効果を含めた州最終予算への影響 (\$m)	526	124	-127	-72	26	11	8	4	500

New South Wales州による同額ロイヤルティ引き上げを行った場合、その分をGST交付金算定に組み入れた（一人当たり実額を標準化の中に含めた）際のGST交付金効果を含めた州最終予算への影響 (\$m)

	NSW	VIC	QLD	WA	SA	TAS	ACT	NT	Total
政策変化に伴う追加的ロイヤルティ歳入 (\$m)	500	0	0	0	0	0	0	0	500
GST交付金効果を含めた州最終予算への影響 (\$m)	160	124	102	53	36	11	8	5	500

出所：GST Distribution Review, Final Report, October 2012, p.127

37

## 政策対応の選択肢 (GST Distribution Review 2012, Eccleston, R., N. Warren and T. Woolley 2013等 参考)

- 連邦政府・州政府間で政府間協議を行い、状況にあった形で州ロイヤルティの賦課
- 政府間で調整ができない場合、MRRTおよびPRRTの制度デザインをやり直す

州ロイヤルティとGST交付金の連関を打ち切る。

- [1] 州政府による石炭・石油ロイヤルティを引き下げ（もしくは廃止）に協力してもらう。一方、その補償としてMRRTおよびPRRT歳入を州に譲与税（交付金）として配分

MRRTおよびPRRTと州ロイヤルティの連関を打ち切る。

- [2] MRRTおよびPRRTにおける州ロイヤルティ控除を廃止
- [3] MRRTおよびPRRTで州ロイヤルティ控除させるのでなく、他の税（所得税等）での控除に変える
- [4] MRRTおよびPRRTにおける州ロイヤルティー律の金額控除

38

## IV 残された課題：税制のあり方、 政府間財政関係

政府間の協議はいかなる場所でおこなつたらよいのか？

- 政府間評議会： COAG (the Council of Australian Governments)
  - 政府間での政策フォーラム  
参加メンバー：連邦首相、州首相、ALGA(全豪自治体協会)代表から構成される

COAG HP (<http://www.coag.gov.au/>)

39

### オーストラリアのこれまでの 諸制度改革のレッスン

- これまで多くの制度改革がCOAGでの議論・交渉を通じて実現してきた。
  - 政府間財政関係
  - 規制改革・競争政策
  - 医療・保健制度改革
  - 教育改革
  - 労働改革
  - インフラ政策
  - 環境、住宅、先住民問題、テロ対策 など
  - 近年、州税改革についても組み込まれている。

40

# 今後予定される改革案提示 (自由党連合政権アボット首相)

## 【税制改革】

- calling for ‘A mature debate on federalism and GST’
- 税制改革白書作成にとりかかるとともに

## 【政府間財政関係】

- VIC, NSW, QLDなどで州選挙を終えた後
- 2015年4月/5月に連邦・州政府首相を交えたサミットを予定
- 2015年にグリーンペーパー作成
- 2016年半ばに政府間財政関係に関する白書提出予定

41

## 参考文献

- 中井英雄, 花井清人, 齋藤慎「オーストラリア州間財政調整と先住民への全体責任 - 財源保障型の相対係数による協調的連邦主義 -」2010年3月 近畿大学経済学会『生駒経済論叢』7巻 2・3号, p.p. 1-37
- 橋都由加子「オーストラリアの連邦・州間財政調整制度 - 効果と課題 -」PRI Discussion Paper Series, No.05A - 21, 財務省財務総合政策研究所 2005年10月
- 花井清人「オーストラリア天然資源課税と政府間財政関係」『地方財政』第52巻12号, 2013年12月
- 持田信樹(編)『地方分権と財政調整制度：改革の国際的潮流』東京大学出版会 2006年
- 米原淳七郎・矢野秀利『直接税対間接税-税制改革の流れを考える』有斐閣新書 1989年
- 山中雅夫「資源超過利潤税とオーストラリア鉱業」『オーストラリア研究紀要』第37号 2011年12月
- Australian Government (2010) *Fact Sheet: A New Resource Taxation Regime*, 2 July 2010
- Commonwealth of Australia (2008) *Architecture of Australia's Tax and Transfer System*, Commonwealth of Australia, Canberra
- Commonwealth of Australia (2010), *Australia's Future Tax System: Report to the Treasurer*, Commonwealth of Australia, Canberra
- Commonwealth of Australia (2012), *GST Distribution Review, Final Report*, Commonwealth of Australia, Canberra
- Commonwealth Grants Commission 'GST Inquiries Update Report' (各年度版より作成) website <https://cgc.gov.au/>
- Daniel, P., Keen, M., McPherson, C., (eds.) , (2010) *The Taxation of Petroleum and Minerals: Principles, Problems and Practice*, United Kingdom: Routledge
- Deloitte Access Economics (2013) 'The first six months of the MRRT tax take – how would it have differed under the RSPT?'
- Ernst & Young (2010) *Australia's proposed Minerals Resource Rent Tax: Much achieved but a long way to go*, Ernst & Young July 2010
- Eccleston, R. , N. Warren and T. Woolley (2013) Beyond the Blame Game: Political Strategies for State Funding Reform, *Australian Journal of Public Administration*, Volume 72, Issue 1, pages 14–30
- Ergas, H., Harrison, M. & Pincus, J. (2010). Some economics of mining taxation. *Economic Papers of the Economic Society of Australia*, 29 (4), 369-389.
- Maxwell, Philip ed. with the assistance of Pietro Guj (2013) *Mineral Economics: Monograph No 29*, second edition, Australasian Institute of Mining and Metallurgy
- Policy Transition Group (2010) *Technical Design of the Minerals Resource Rent Tax: Transitioning Existing Petroleum Projects to The Petroleum Resource Rent Tax and Policies, To promote Exploration Expenditure*, 1 October 2010

42

# 過疎地域の財政状況

2015年2月5日  
中央大学  
御船 洋

## 報告の内容

- 1 過疎地域とはどこか
- 2 過疎対策の経緯と概要
- 3 過疎地域の財政の状況
- 4 過疎対策の評価

# 報告の目的と手法

- ・これまでの過疎対策において、一貫して掲げられてきた「地域格差の是正」という目的は達成されたのか、という点(のみ)を検証したい。
- ・ただし、本報告では、地域格差を財政力の地域格差の視点から捉える。
- ・財政力の指標として「財政力指数」を用いる。
- ・地域格差を測る尺度として財政力指数の変動係数を用いる。

---

## 資料「過疎対策の現況」について

- ・昭和46年度版(自治省過疎対策管理官室編「過疎地域の現状と対策(過疎白書)」)から発行開始(1972年6月発行)
- ・昭和48年版・昭和49年版…自治大臣官房過疎対策管理官室編「過疎白書(過疎対策の現況)」
- ・昭和50年版…「過疎対策の現況(過疎白書)」(奥付なし)
- ・昭和51年版(1977年1月発行)～昭和56年版(1982年3月発行)…国土庁地方振興局過疎対策室編「過疎対策の現況」
- ・昭和57年度版(1983年4月発行)～平成9年度版(1998年8月発行)…国土庁地方振興局過疎対策室監修「過疎対策の現況」
- ・平成10年度版(1999年9月発行)…過疎地域活性化対策研究会編集協力「過疎対策の現況」
- ・過疎対策研究会編「過疎対策データブック」(2002年3月発行)
- ・平成13年度版(2003年1月発行)～平成19年度版(2010年2月発行)…過疎対策研究会編「過疎対策データブック－平成〇〇年度過疎対策の現況－」
- ・「平成20年度過疎対策の現況」から冊子体での発行がなくなり、概要のみ、総務省のウェブサイト(過疎対策室のページ)に掲載されている。

## 現在の過疎地域とはどこか

- (1) **過疎市町村(本過疎)**…「過疎地域自立促進特別措置法」第2条第1項の要件を満たす市町村
- (2) **過疎地域とみなされる市町村(みなし過疎市町村(みなし過疎))**…同法第33条第1項の要件を満たす市町村
- (3) **過疎地域とみなされる区域を有する市町村(一部過疎市町村(部分過疎))**…同法第33条第2項の要件を満たす市町村

---

## 現在の過疎地域とはどこか

(1) **過疎市町村(本過疎)**…「自立促進法」第2条第1項に規定された要件(人口要件と財政力要件)を満たす市町村。

## 現在の過疎地域とはどこか

(2)過疎地域とみなされる市町村(みなし過疎市町村(みなし過疎))…「自立促進法」第33条第1項の要件を満たす市町村。

「自立促進法」第33条第1項

過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

## 現在の過疎地域とはどこか

(3)過疎地域とみなされる区域を有する市町村(一部過疎市町村(部分過疎))…「自立促進法」第33条第2項の要件を満たす市町村。

「自立促進法」第33条第2項(要約)

合併市町村のうち合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律を適用する。

## 過疎対策の経緯

- ・過疎は、1960年代前半までは問題として認識されていなかった。
- ・1965(昭和40)年の国勢調査結果が端緒
  - ・46都道府県中(沖縄を除く)25県で人口減少
  - ・3,375市町村中(特別区は除く)2,574市町村(76.3%)で人口減少
  - ・10%以上の人口減少が897市町村
  - ・20%以上の人口減少が117市町村
  - ・30%以上の人口減少が36村

---

## 過疎対策の経緯

- ・1967(昭和42)年に、政府の公式文書で初めて「過疎」の言葉が用いられた。
  - ・「経済社会発展計画」(1967年3月)
  - ・「経済審議会地域部会報告」(1967年11月)
- 「…人口減少地域における問題を『過密問題』に対する意味で『過疎問題』と呼び、『過疎』を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、…」

## 過疎対策の経緯

- 1968(昭和43)年頃から、関係地方自治体から、国に対して過疎対策の早期確立の要望。
- 過疎対策の立法化の検討。
- 1969(昭和44)年、議員提案で国会提出→審議未了や衆議院解散のため廃案。
- 1970(昭和45)年、衆議院地方行政委員長提案で国会提出。→「過疎地域対策緊急措置法」成立。(当初自治省所管。1974(昭和49)年以降国土庁所管。)

---

## 過疎対策関連法

- (1) 過疎地域対策緊急措置法(1970～1979年度)
- (2) 過疎地域振興特別措置法(1980～1989年度)
- (3) 過疎地域活性化特別措置法(1990～1999年度)
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法(当初2000～2009年度、改正法により2020年度まで延長)

# 過疎対策の目的

緊急措置法	振興法	活性化法	自立促進法
1970～1979年度	1980～1989年度	1990～1999年度	2000～2020年度
<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>人口の過度の減少防止</u></li><li>・地域社会の基盤強化</li><li>・住民福祉の向上</li><li>・地域格差の是正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・過疎地域の<u>振興</u></li><li>・住民福祉の向上</li><li>・雇用の増大</li><li>・地域格差の是正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・過疎地域の<u>活性化</u></li><li>・住民福祉の向上</li><li>・雇用の増大</li><li>・地域格差の是正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・過疎地域の<u>自立促進</u></li><li>・住民福祉の向上</li><li>・雇用の増大</li><li>・地域格差の是正</li><li>・美しく風格のある<u>国土の形成</u></li></ul>

# 過疎対策の目的

- 「自立促進法」における新たな目的：  
「美しく風格ある国土の形成に寄与する」

「全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通して都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会を構築することを目的とした。」(平成24年度版「過疎対策の現況」(p.13))

# 過疎対策における事業実績

(単位: %、億円)

期 間	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興文化の振興	集落等の整備	その他	総事業費
緊急措置法	1970～1979	22.2	49.6	11.3	1.2	12.0	0.2	3.5	79,018
振興法	1980～1989	27.8	49.5	10.4	1.4	9.8	0.2	0.9	173,669
活性化法	1990～1999	29.3	39.3	17.6	3.1	1.7	6.8	0.3	1.8 363,286
自立促進法	2000～2012	28.7	36.1	19.3	4.6	2.7	7.0	0.5	1.1 310,866
実績合計	1970～2012	28.2	41.0	16.3	2.8	1.9	7.9	0.3	1.5 926,839

## 過疎地域自立促進特別措置法における特別措置の内容

特別措置の内容	
財政上の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の負担または補助の割合の特例 (小中学校の統合、保育所、消防署 等)</li> <li>・過疎対策事業債</li> </ul>
税制上の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例</li> <li>・所得税・法人税に係る減価償却の特例</li> <li>・地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん</li> </ul>
行政上の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備(都道府県代行制度)</li> <li>・公共下水道の幹線管渠等の整備(都道府県代行制度)</li> <li>・医療の確保</li> <li>・高齢者の福祉の増進 等</li> </ul>
金融上の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業金融公庫等からの資金の貸付 等</li> </ul>

## これまでの過疎対策の成果

- ・市町村道改良率  
9%(1970年度) → 51.2%(2009年度)
- ・市町村道舗装率  
2.7%(1970年度) → 68.6%(2009年度)
- ・集会施設整備80%(1970～79年度)
- ・産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加。

---

## 過疎地域の要件の推移(1)

- ・過疎地域対策緊急措置法(1970)
  - ・期間:1970(昭和45)年度～1979(昭和54)年度
- 
- ◆人口要件:1960(昭和35)年～1965(昭和40)年(5年間)の人口減少率 **10%以上**
- ◆財政力要件:1966(昭和41)年度～1968(昭和43)年度の財政力指数 **0.4** 未満

## 過疎地域の要件の推移(2)

- ・ 過疎地域振興特別措置法(1980)
- ・ 期間: 1980(昭和55)年度～1989(平成元)年度

◆人口要件: 1960(昭和35)年～1975(昭和50)年(15年間)の人口減少率 **20%以上**

◆財政力要件: ①1976(昭和51)年度～1978(昭和53)年度の財政力指数 **0.37** 以下

②公営競技収益 **10億円** 以下

## 過疎地域の要件の推移(3)

- ・ 過疎地域活性化特別措置法(1990)
- ・ 期間: 1990(平成2)年度～1999(平成11)年度

◆人口要件(以下のいずれか):

- ① 1960(昭和35)～1985(昭和60)年(25年間)の人口減少率 **25%以上**
- ② 1960(昭和35)～1985(昭和60)年(25年間)の人口減少率 **20%以上** かつ 1985年の高齢者(65歳以上)比率 **16%以上**
- ③ 1960(昭和35)～1985(昭和60)年(25年間)の人口減少率 **20%以上** かつ 1985年の若年者(15歳以上30歳未満)比率 **16%以下**

◆財政力要件:

- ① 1986(昭和61)～1988(昭和63)年度 財政力指数 **0.44** 以下
- ② 公営競技収益 **10億円** 以下

## 過疎地域の要件の推移(4-1)

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法(2000)
- ・ 期間:2000(平成12)年度～2009(平成21)年度

### ◆人口要件(以下のいずれか):

- ①1960(昭和35)～1995(平成7)年(35年間)の人口減少率 30%以上
  - ②1960(昭和35)～1995(平成7)年(35年間)の人口減少率 25%以上かつ  
1995年の高齢者(65歳以上)比率 24%以上
  - ③1960(昭和35)～1995(平成7)年(35年間)の人口減少率 25%以上かつ  
1995年の若年者(15歳以上30歳未満)比率 15%以下
  - ④1970(昭和45)～1995(平成7)年(25年間)の人口減少率 19%以上
- (①～③は1970(昭和45)～1995(平成7)年(25年間)の人口が10%以上増加している団体は除く。)

### ◆財政力要件:

- ①1996(平成8)～1998(平成10)年度 財政力指数 0.42 以下
- ②公営競技収益 13億円以下

## 過疎地域の要件の推移(4-2)

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法(2000)
- ・ 期間:2000(平成12)年度～2009(平成21)年度→(延長)～2020(平成32)年度
- ・ 2010年度に新たに追加された過疎地域の要件:

### ◆人口要件(以下のいずれか)

- ①1960(昭和35)～2005(平成17)年(45年間)の人口減少率 33%以上
  - ②1960(昭和35)～2005(平成17)年(45年間)の人口減少率 28%以上かつ  
2005年の高齢者比率 29%以上
  - ③1960(昭和35)～2005(平成17)年(45年間)の人口減少率 28%以上かつ  
2005年の若年者比率 14%以下
  - ④1980(昭和55)～2005(平成17)年(25年間)の人口減少率 17%以上
- (①～③は1980(昭和55)～2005(平成17)年(25年間)の人口が10%以上増加している団体は除く。)

### ◆財政力要件

- ①2006(平成18)～2008(平成20)年度 財政力指数 0.56 以下
- ②公営競技収益 20億円以下

## 過疎地域の要件の推移(4-3)

- ・過疎地域自立促進特別措置法(2000)
- ・期間:2000(平成12)年度～2009(平成21)年度→(延長)～2020(平成32)年度
- ・2014(平成26)年度に新たに追加された過疎地域の要件:

### ◆人口要件(以下のいずれか):

- ①1965(昭和40)～2010(平成22)年(45年間)の人口減少率 **33%以上**
  - ②1965(昭和40)～2010(平成22)年(45年間)の人口減少率 **28%以上**かつ  
2015年の高齢者比率 **32%以上**
  - ③1965(昭和40)～2010(平成22)年(45年間)の人口減少率 **28%以上**かつ  
1985年の若年者比率 **12%以下**
  - ④1980(昭和55)～2005(平成22)年(25年間)の人口減少率 **19%以上**
- (①～③は1985(昭和55)～2010(平成22)年(25年間)の人口が10%以上増加している団体は除く。)

### ◆財政力要件:

- ①2010(平成22)～2012(平成24)年度 財政力指数 **0.49** 以下
- ②公営競技収益 **40億円**以下

## 公示された過疎市町村数

		緊急措置法	振興法	活性化法	自立促進法		
期 間		1970～79	1980～89	1990～99	2000～09	2010～14	2014～20
公示市町村数	当 初	776/3,280 (1970.5.1)	1,119/3,255 (1980.4.1)	1,143/3,245 (1990.4.1)	1,171/3,229 (2000.4.1)	776/1,727 (2010.4.1)	797/1,719 (2014.4.1)
	最 終	1,093/3,255	1,157/3,245	1,230/3,229	718/1,727	775/1,719 (2013.4.1)	

(注1)公示市町村数欄の表示は、過疎市町村数／全市町村数。

(注2)「自立促進法」の下での過疎市町村数は「過疎関係市町村」数(過疎市町村数、みなし過疎市町村数、一部過疎市町村数の合計)。

## 過疎地域市町村数の変遷

(1)過疎地域対策緊急処置法に基づく過疎地域市町村数の異動状況					
年	月日	過疎地域市町村数	増減	異動事由	備考
1970	5.1	776	776	当初公示	1970.4.24～1980.3.31
	9.28	775	-1	合併	
1971	4.3	1,049	274	追加公示	
	5.1	1,048	-1	合併	
1972	4.22	1,047	-1	合併	
1973	3.31	1,048	1	追加公示	
	3.31	1,047	-1	合併	
	10.22	1,046	-1	合併	
1975	2.1	1,045	-1	合併	
	4.1	1,044	-1	期限切れ	
1976	4.1	1,042	-2	期限切れ	
	4.15	1,093	51	追加公示	

## 過疎地域市町村数の変遷

(2)過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域市町村数の異動状況					
年	月日	過疎地域市町村数	増減	異動事由	備考
1980	4.1	1,119	1,119	当初公示	1980.4.1～1990.3.31 「緊急措置法」失効時 点の1,093団体のうち 指定解除100団体、 継続指定993団体、 新規指定126団体
1981	4.1	1,151	32	追加公示	
1986	4.1	1,158	7	追加公示	
1987	4.1	1,157	-1	編入	

## 過疎地域市町村数の変遷

(3)過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域市町村数の異動状況					
年	月 日	過疎地域 市町村数	増減	異動事由	備 考
1990	4.1	1,143	1,143	当初公示	1990.4.1～2000.3.31 「振興法」失効時点の 1,157団体のうち指定解除 101団体、継続指定 1,056団体、新規指定87 団体
1991	4.1	1,166	23	追加公示	
	4.1	1,165	-1	合併	
1999	4.1	1,230			

## 過疎地域市町村数の変遷

(4)過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村数の異動状況					
年	月日	過疎地域 市町村数	増減	異動事由	備 考
2000	4.1	1,171	1,171	当初公示	2000.4.1～2010.3.31
2002	4.1	1,210			
2003	4.1	1,203			
2004	4.1	1,167			
2005	4.1	899			
2006	4.1	739			
2007	4.1	738			
2008	4.1	732			
2009	4.1	730			
2010	4.1	776			改正法(2010)により 2015.3.31まで期限延長
					改正法(2012)により、 2020.3.31まで期限延長
2012	4.1	775			775団体のうち、本過疎 581団体、みなし過疎34 団体、部分過疎160団体

ブロック別過疎地域人口の減少率											
区分	1965年 /1960年	1970年 /1965年	1975年 /1970年	1980年 /1975年	1985年 /1980年	1990年 /1985年	1995年 /1990年	2000年 /1995年	2005年 /2000年	2010年 /2005年	
北海道	12.6	17.3	15.8	6.3	6.7	9.8	6.5	6.0	6.3	7.9	
東北	10.3	10.6	7.6	2.9	3.6	4.6	4.2	5.4	4.9	6.9	
関東	11.6	11.6	8.0	3.7	4.9	4.1	3.8	5.8	6.2	8.4	
東海	13.1	13.8	7.5	5.6	5.8	5.6	4.7	5.8	5.8	8.5	
北陸	11.9	12.3	6.2	6.4	4.9	6.3	6.8	7.2	6.1	8.1	
近畿	13.9	13.0	7.0	6.2	5.5	5.3	3.4	5.1	5.7	7.3	
中国	14.0	12.6	7.0	3.5	3.9	5.1	5.1	5.7	5.4	6.6	
四国	13.3	14.0	8.7	4.3	4.4	6.5	5.6	6.4	6.7	7.6	
九州	15.0	14.0	7.7	2.0	2.8	5.0	4.3	4.8	4.9	6.5	
沖縄	11.2	20.4	14.8	3.8	7.0	3.5	2.1	2.2	0.7	4.5	
計	13.1	13.5	8.9	3.5	4.2	5.7	4.7	5.5	5.4	7.1	

### 人口規模別市町村数及び構成割合

人口規模	全国(a)	過疎関係市町村数(b)					過疎市町村数の割合((b)/(a))
		合計	過疎市町村	みなし過疎市町村	一部過疎を有する市町村		
~1,000	26	24	24				92.3
~2,000	49	47	47				95.9
~3,000	43	40	40				93.0
~4,000	67	58	58				86.6
~5,000	53	41	41				77.4
~6,000	51	41	41				80.4
~7,000	55	36	36				65.5
~8,000	51	27	25	1	1		52.9
~9,000	48	22	21		1		45.8
~10,000	37	26	26				70.3
~15,000	148	66	61	1	4		44.6
~20,000	148	70	61	2	7		47.3
~25,000	85	32	23	3	6		37.6
~30,000	76	30	21	2	7		39.5
~35,000	84	26	16	1	9		31.0
~40,000	62	24	10	4	10		38.7
~45,000	53	18	8	3	7		34.0
~50,000	45	11	5	1	5		24.4
~100,000	271	68	15	14	39		25.1
~300,000	196	53	2	2	49		27.0
~1,000,000	60	14			14		23.3
1,000,001~	12	1			1		8.3
合計	1,720	775	581	34	160		45.1

(注)市町村数は2013.4.1現在。  
人口は2010年国勢調査。

## ブロック地域別過疎市町村数割合の推移

年度	1972	1981	1991	2001	2012*
北海道	64.8	65.6	68.4	71.7	79.9
東北	29.3	36.7	37.4	38.7	53.7
関東	14.9	16.4	17.1	15.9	22.1
東海	11.7	12.3	18.7	19.1	22.5
北陸	17.1	17.1	21.6	23.4	33.3
近畿	15.5	15.6	19.9	20.1	25.8
中国	47.5	52.4	52.2	54.1	73.8
四国	49.3	47.7	50.0	51.4	69.5
九州	53.9	54.3	52.4	50.7	59.7
沖縄	0.0	37.7	41.5	39.6	43.9
合計	32.3	34.4	36.0	36.3	45.1

\*2012年度は、過疎関係市町村数の割合。

## ブロック別過疎地域人口の減少率

区分	1965年 /1960年	1970年 /1965年	1975年 /1970年	1980年 /1975年	1985年 /1980年	1990年 /1985年	1995年 /1990年	2000年 /1995年	2005年 /2000年	2010年 /2005年
北海道	12.6	17.3	15.8	6.3	6.7	9.8	6.5	6.0	6.3	7.9
東北	10.3	10.6	7.6	2.9	3.6	4.6	4.2	5.4	4.9	6.9
関東	11.6	11.6	8.0	3.7	4.9	4.1	3.8	5.8	6.2	8.4
東海	13.1	13.8	7.5	5.6	5.8	5.6	4.7	5.8	5.8	8.5
北陸	11.9	12.3	6.2	6.4	4.9	6.3	6.8	7.2	6.1	8.1
近畿	13.9	13.0	7.0	6.2	5.5	5.3	3.4	5.1	5.7	7.3
中国	14.0	12.6	7.0	3.5	3.9	5.1	5.1	5.7	5.4	6.6
四国	13.3	14.0	8.7	4.3	4.4	6.5	5.6	6.4	6.7	7.6
九州	15.0	14.0	7.7	2.0	2.8	5.0	4.3	4.8	4.9	6.5
沖縄	11.2	20.4	14.8	3.8	7.0	3.5	2.1	2.2	0.7	4.5
全国	13.1	13.5	8.9	3.5	4.2	5.7	4.7	5.5	5.4	7.1

## 地方ブロックの区分

北海道(1).....北海道

東 北(7).....青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関 東(9).....茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
山梨県、長野県

東 海(4).....岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

北 陸(3).....富山県、石川県、福井県

近 畿(6).....滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中 国(5).....鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四 国(4).....徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九 州(7).....福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖 縄(1).....沖縄県

## コ一ホート人口増減率

### (1)過疎地域

(単位: %。△はマイナス)

年齢区分	1975年 /1970年	1980年 /1975年	1985年 /1980年	1990年 /1985年	1995年 /1990年	2000年 /1995年	2005年 /2000年	2010年 /2005年
5~9歳	△2.2	2.0	1.0	△0.9	1.5	1.8	0.9	△0.9
10~14歳	△3.8	△0.8	△0.9	△1.9	△1.0	△0.8	△1.5	△2.3
15~19歳	△33.8	△26.4	△21.9	△22.1	△19.5	△18.7	△18.9	△18.6
20~24歳	△35.8	△33.7	△35.7	△39.8	△33.4	△32.7	△34.1	△37.0
25~29歳	△1.2	10.3	9.6	4.6	11.0	8.4	1.2	△0.7
30~34歳	△2.7	1.2	△0.2	△3.6	△0.1	0.4	△2.4	△3.8
35~39歳	△3.4	△0.0	△0.4	△2.6	△0.1	△0.1	△1.9	△2.9
40~44歳	△4.1	△1.8	△2.2	△3.1	△0.9	△0.9	△1.8	△2.2
45~49歳	△4.0	△2.8	△2.6	△3.5	△1.2	△1.3	△1.9	△2.2
50~55歳	△5.9	△3.4	△3.0	△3.5	△1.4	△1.2	△1.4	△1.6
55~59歳	△7.0	△4.7	△4.4	△4.3	△2.3	△1.6	△1.6	△1.8
60~64歳	△6.4	△5.7	△4.7	△4.6	△3.6	△2.3	△1.6	△1.7

## コート人口増減率

(2) 非過疎地域

(単位:%。△はマイナス)

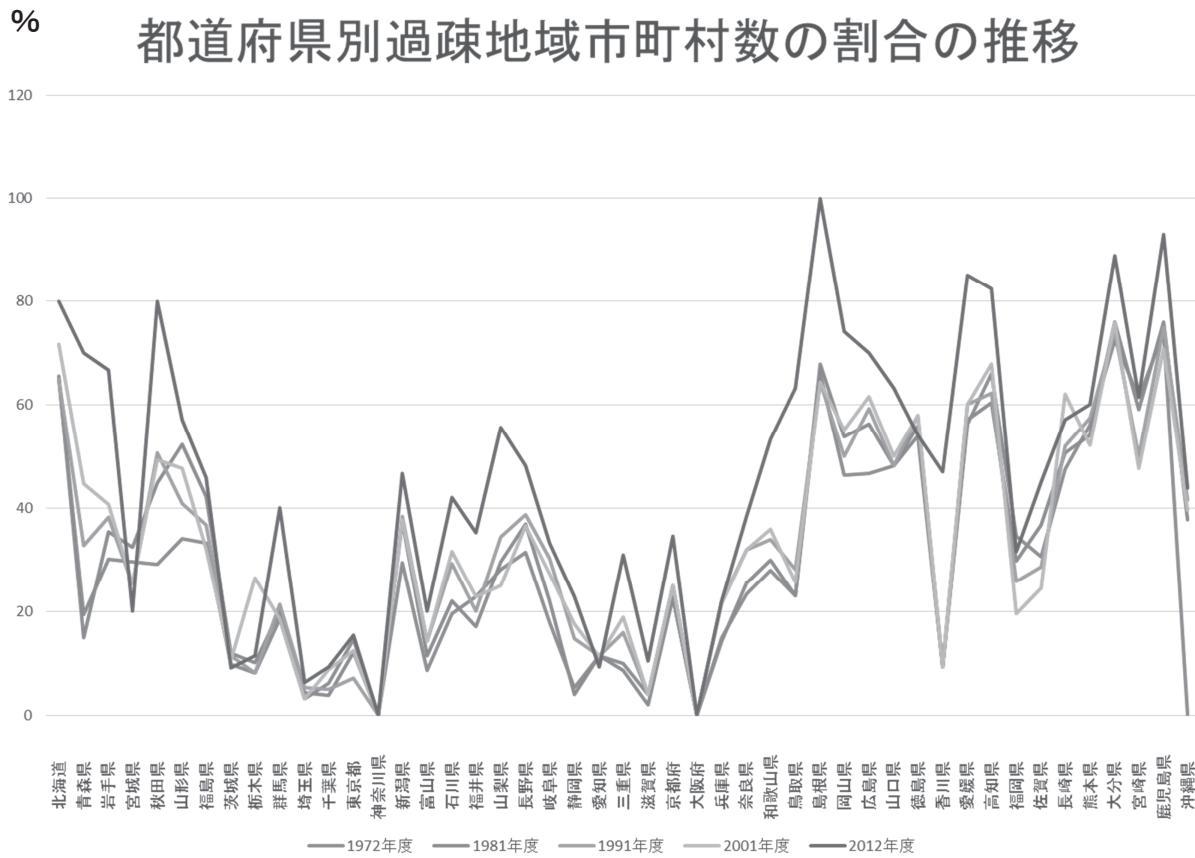
年齢区分	1975年 /1970年	1980年 /1975年	1985年 /1980年	1990年 /1985年	1995年 /1990年	2000年 /1995年	2005年 /2000年	2010年 /2005年
5~9歳	0.7	0.1	0.1	0.2	0.7	0.3	0.4	0.2
10~14歳	0.9	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1
15~19歳	7.8	4.5	3.1	2.1	2.7	2.3	2.4	2.7
20~24歳	4.6	3.5	3.4	1.7	1.6	1.2	1.1	0.8
25~29歳	0.8	△1.4	△1.2	△2.1	△0.8	△1.6	△2.0	△0.8
30~34歳	1.4	△0.4	0.2	△0.1	0.8	△0.2	△0.2	1.0
35~39歳	0.2	△0.5	△0.3	△0.3	0.5	△0.1	△0.4	0.5
40~44歳	△0.0	△0.9	△0.6	△0.5	0.1	△0.2	△0.3	0.2
45~49歳	0.2	△1.4	△1.0	△1.1	△0.3	△1.0	△0.9	△0.5
50~54歳	△1.6	△2.0	△1.8	△1.6	△1.0	△1.7	△1.3	△1.0
55~59歳	△2.7	△2.6	△2.5	△2.4	△1.6	△2.1	△1.8	△1.5
60~64歳	△3.3	△4.2	△3.5	△3.5	△3.2	△2.8	△2.2	△2.2

## 過疎市町村のブロック地域別分布状況の推移

(単位:%)

年度	1972	1981	1991	2001	2012*
北海道	13.2	12.4	12.4	13.0	18.5
東北	14.6	17.0	16.5	16.9	17.8
関東	9.3	9.5	9.4	8.6	11.4
東海	3.7	3.7	5.3	5.4	4.7
北陸	1.8	1.7	2.1	2.2	2.2
近畿	4.9	4.6	5.6	5.6	6.6
中国	15.5	14.9	14.2	14.7	10.2
四国	10.2	9.2	9.3	9.5	8.5
九州	26.9	25.3	23.3	22.4	17.9
沖縄	-	1.8	1.9	1.8	2.3
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*2012年度は、過疎関係市町村数を用いて計算している。



### ブロック地域別過疎市町村人口割合の推移

(単位: %)

年度	1970	1980	1990	2000	2010
北海道	26.6	19.1	17.0	18.3	21.5
東北	12.4	13.9	12.5	12.4	22.6
関東	2.0	1.5	1.3	1.1	1.2
東海	2.0	1.4	2.0	2.2	2.6
北陸	4.0	2.9	4.2	5.2	6.7
近畿	1.8	1.4	1.7	1.7	2.9
中国	15.2	13.5	11.6	12.0	16.3
四国	20.5	14.7	14.2	14.7	20.4
九州	24.3	20.2	17.1	15.3	19.6
沖縄	-	5.5	6.6	5.7	7.5
合計	8.6	7.0	6.2	6.0	8.1*

\*2010年度は、過疎関係市町村人口を用いて計算。

## 過疎市町村人口のブロック地域別分布状況の推移

年度	1970	1980	1990	2000	2010
北海道	15.5	13.1	12.6	13.8	11.5
東北	15.9	20.4	20.0	20.3	25.7
関東	7.2	6.9	7.0	6.1	5.3
東海	2.6	2.3	3.8	4.3	3.8
北陸	1.2	1.1	1.7	2.2	2.0
近畿	3.5	3.3	4.5	4.6	6.0
中国	12.0	12.6	11.8	12.4	12.0
四国	9.0	7.5	7.8	8.1	7.9
九州	33.0	32.1	29.8	27.3	25.0
沖縄	—	0.7	1.1	1.0	1.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
過疎地域人口	8,889	8,165	7,629	7,537	10,326*

\*2010年は、過疎関係市町村人口を用いて計算。

## ブロック別過疎地域面積の割合の推移

年度	1972	1980	1989	1998	2012*
北海道	64.4	59.7	62.9	66.8	75.2
東北	32.8	43.4	48.2	49.1	62.4
関東	21.5	24.5	25.8	24.2	30.6
東海	20.2	22.9	35.2	35.1	38.9
北陸	17.6	18.2	28.2	30.7	33.0
近畿	24.0	26.8	32.4	32.0	38.6
中国	53.6	56.4	53.3	55.3	66.2
四国	57.5	54.8	57.7	60.6	69.3
九州	60.1	60.9	59.8	59.4	64.0
沖縄	—	45.9	50.0	48.8	52.6
合計	41.5	44.1	46.4	49.2	57.2

\*2012年度は、過疎関係市町村の面積。

## 過疎地域面積のブロック地域別分布状況の推移

(単位: %)

年度	1970	1980	1990	2000	2010*
北海道	32.9	29.9	30.0	30.9	29.0
東北	16.6	20.3	20.3	20.4	23.0
関東	7.0	7.3	7.1	6.6	7.1
東海	3.8	4.0	5.7	5.5	5.3
北陸	1.4	1.4	1.8	1.9	1.9
近畿	4.3	4.4	5.0	4.8	4.9
中国	11.1	10.8	9.7	9.8	9.8
四国	7.0	6.2	6.2	6.3	6.0
九州	15.9	15.1	13.6	13.1	12.5
沖縄	-	0.6	0.6	0.6	0.6
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*2010年は、過疎関係地域市町村面積。

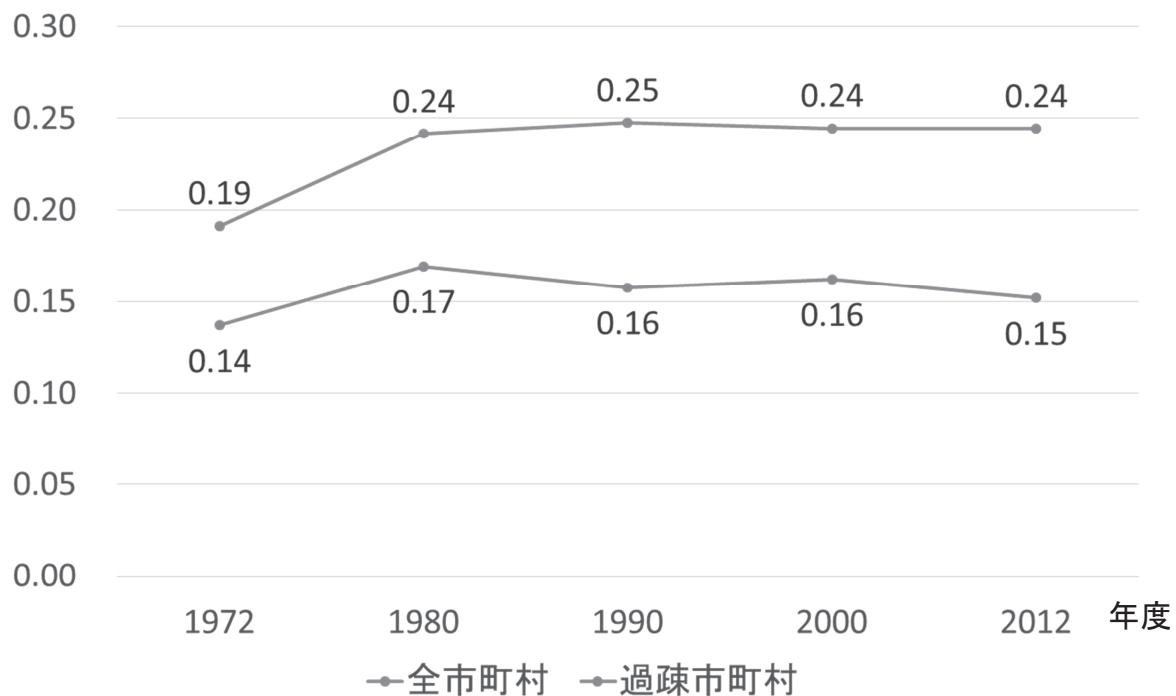
## 過疎地域の市町村数、人口、面積が大きい都道府県

(単位: %)

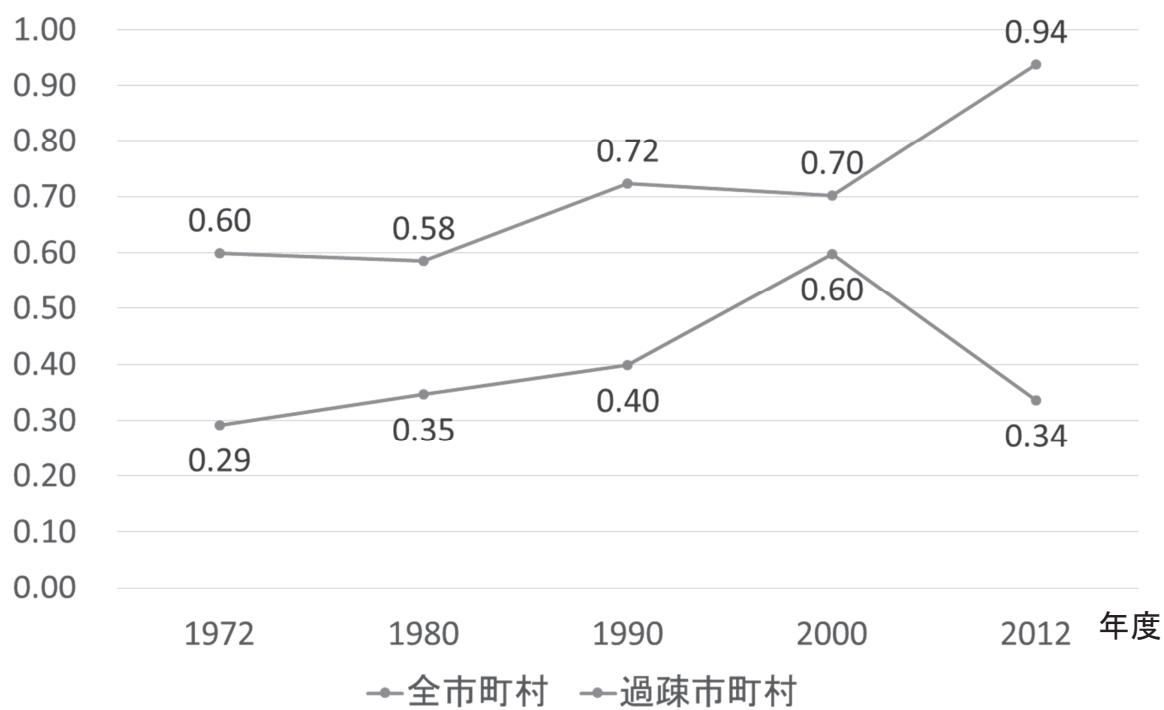
順位	市町村数割合	人口割合	面積割合
1	島根県 100.0	秋田県 63.9	秋田県 89.7
2	鹿児島県 93.0	島根県 48.9	大分県 87.5
3	大分県 88.9	大分県 40.9	島根県 85.4
4	愛媛県 85.0	鹿児島県 36.8	高知県 79.6
5	高知県 82.4	岩手県 35.6	鹿児島県 76.7

(注)過疎地域は2013年4月1日現在のもの。

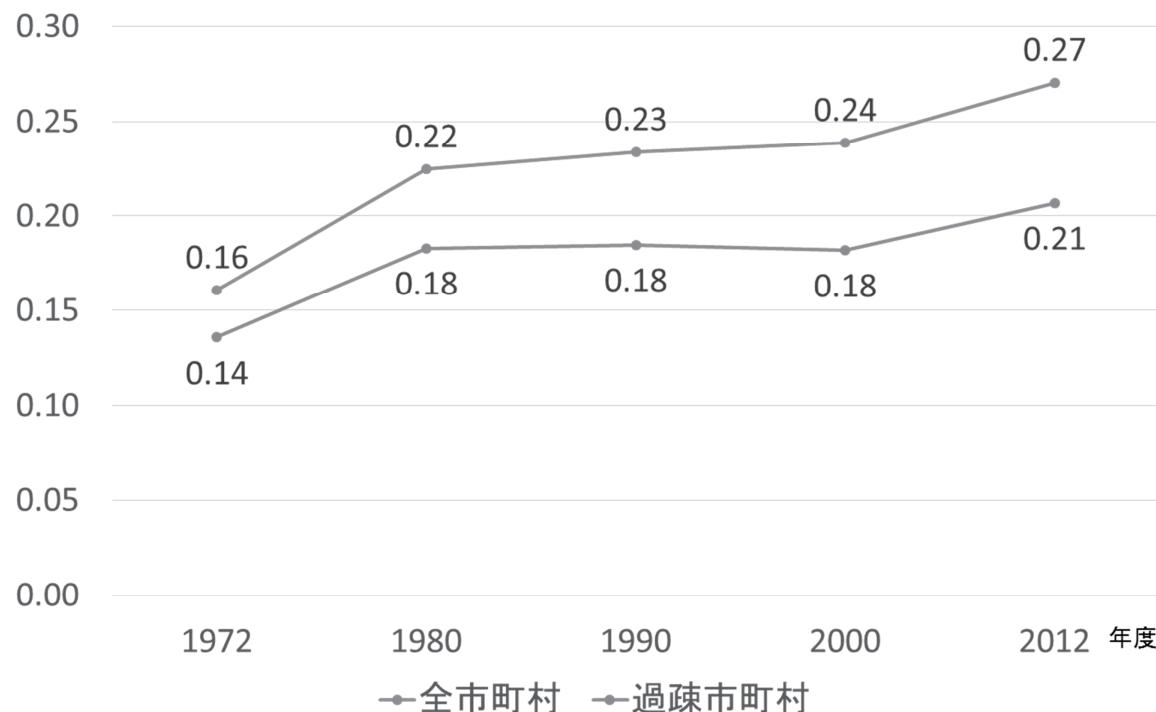
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (島根県)



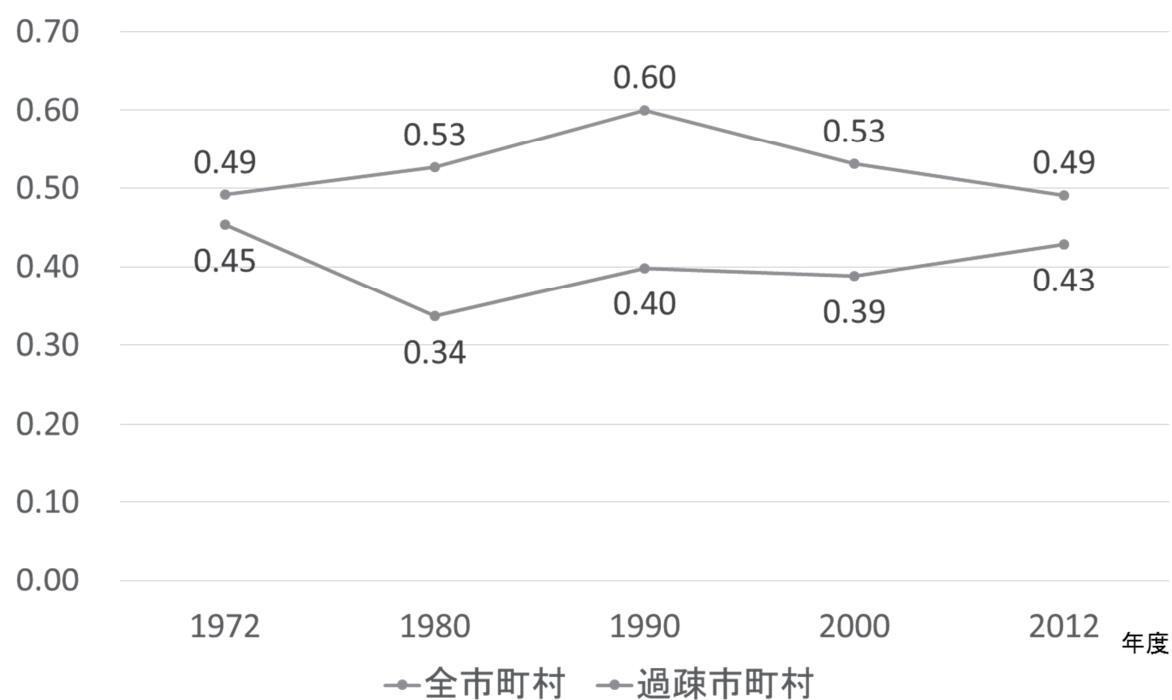
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (島根県)



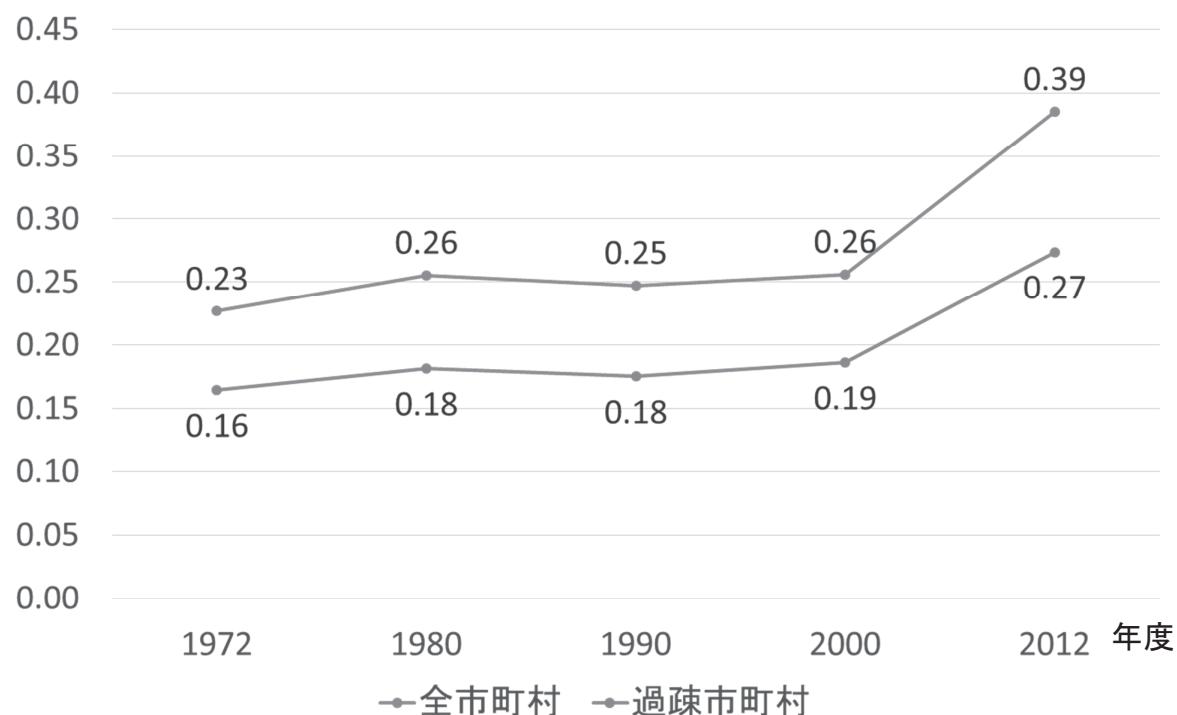
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (鹿児島県)



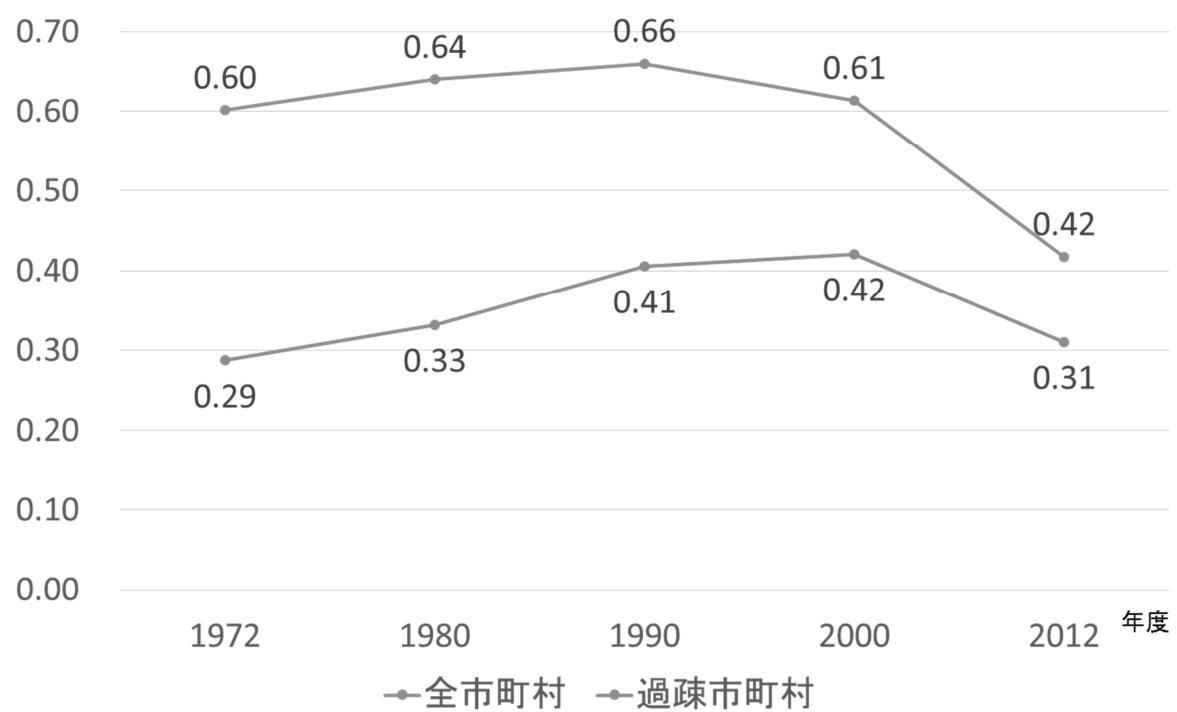
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (鹿児島県)



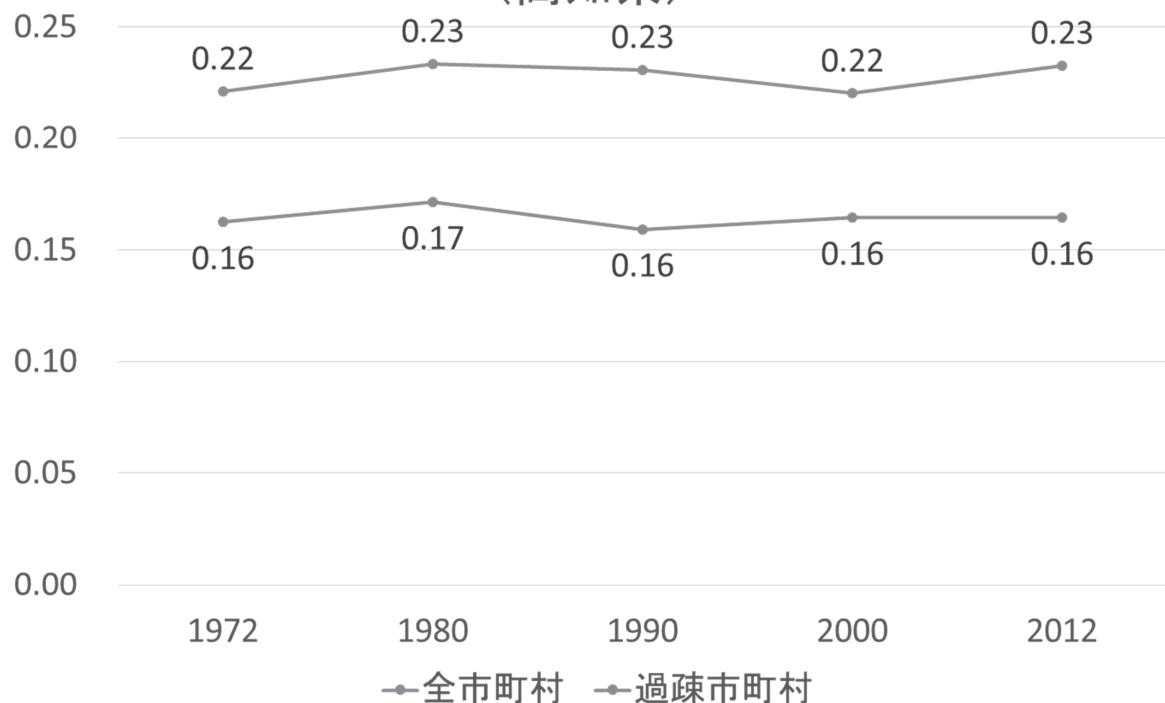
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (大分県)



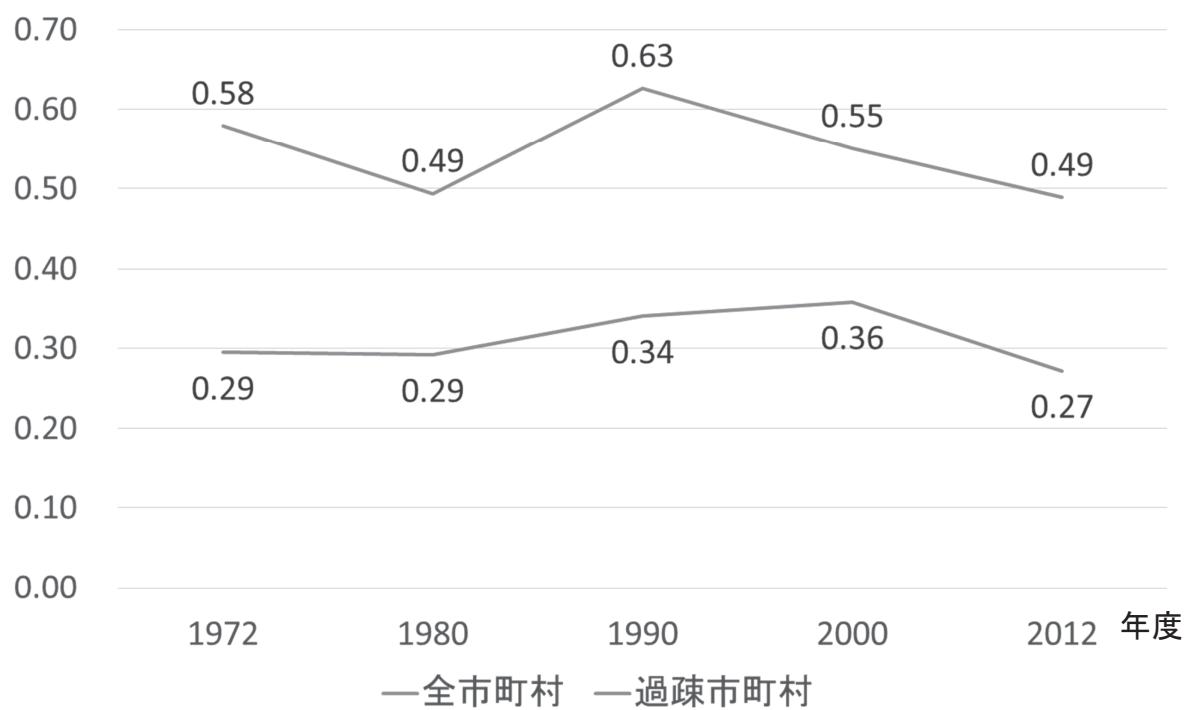
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (大分県)



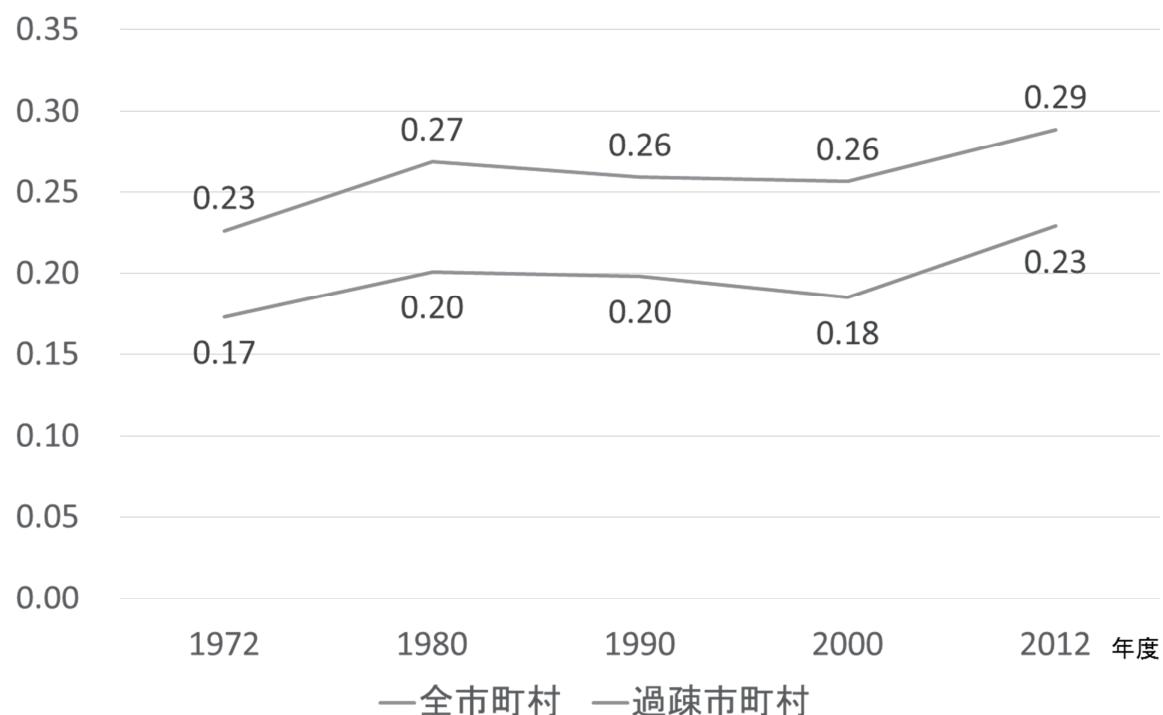
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (高知県)



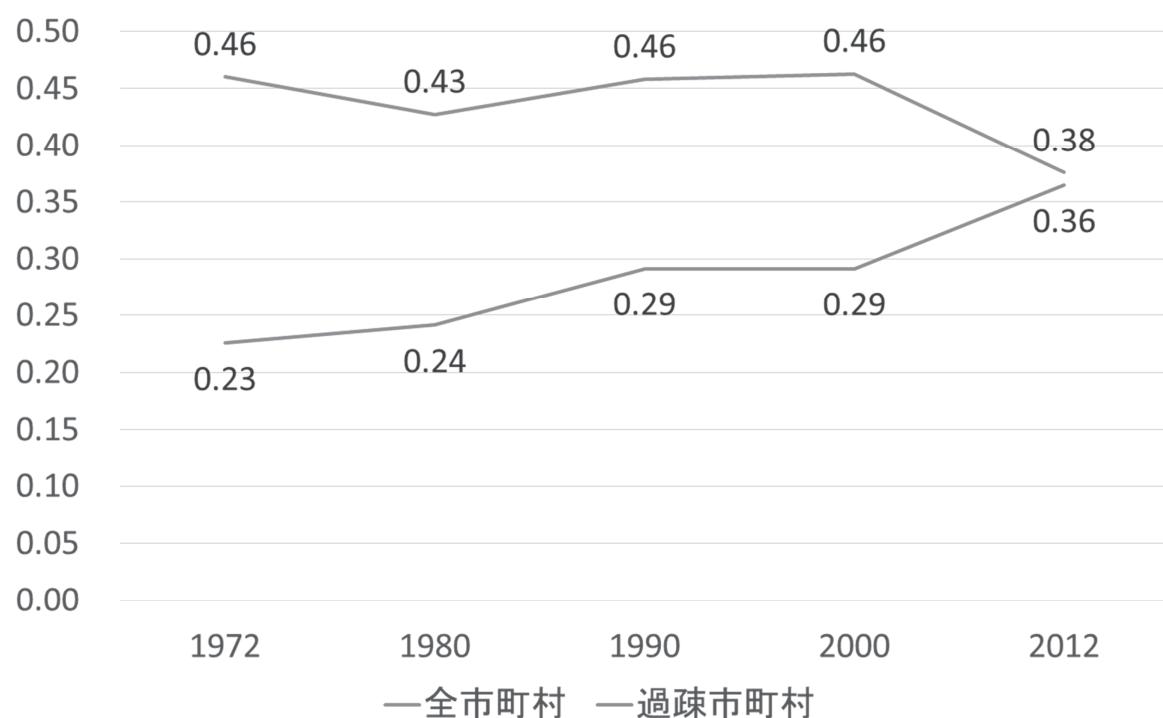
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (高知県)



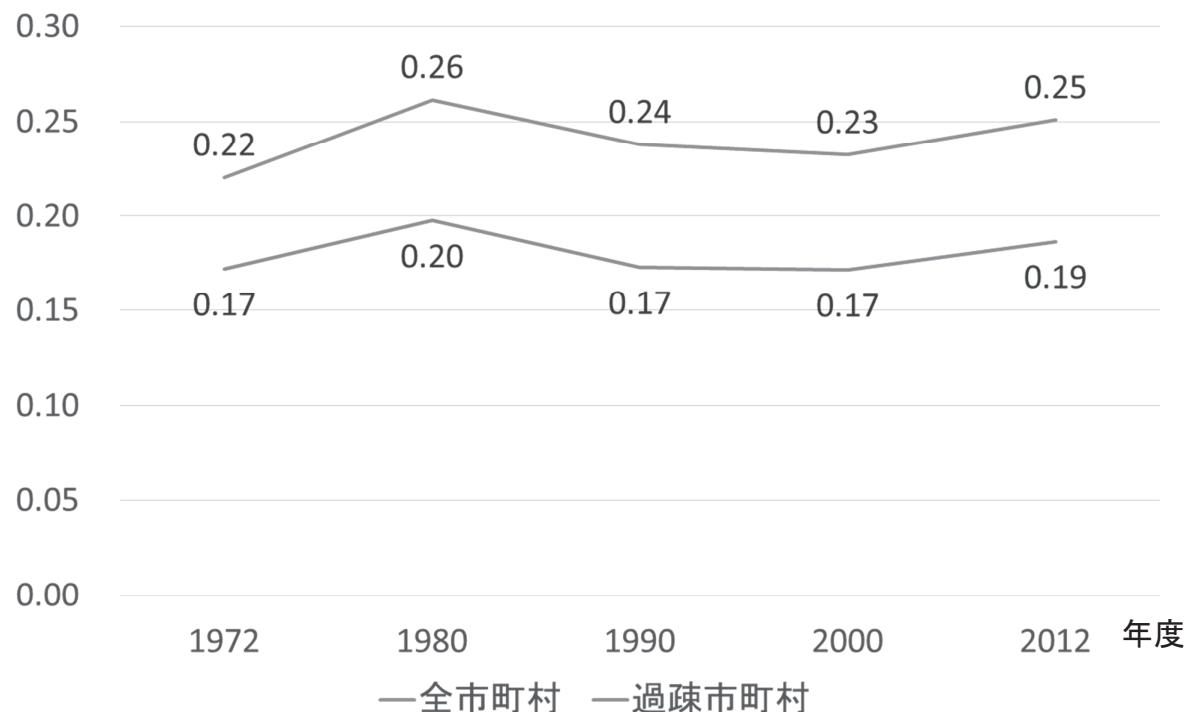
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (秋田県)



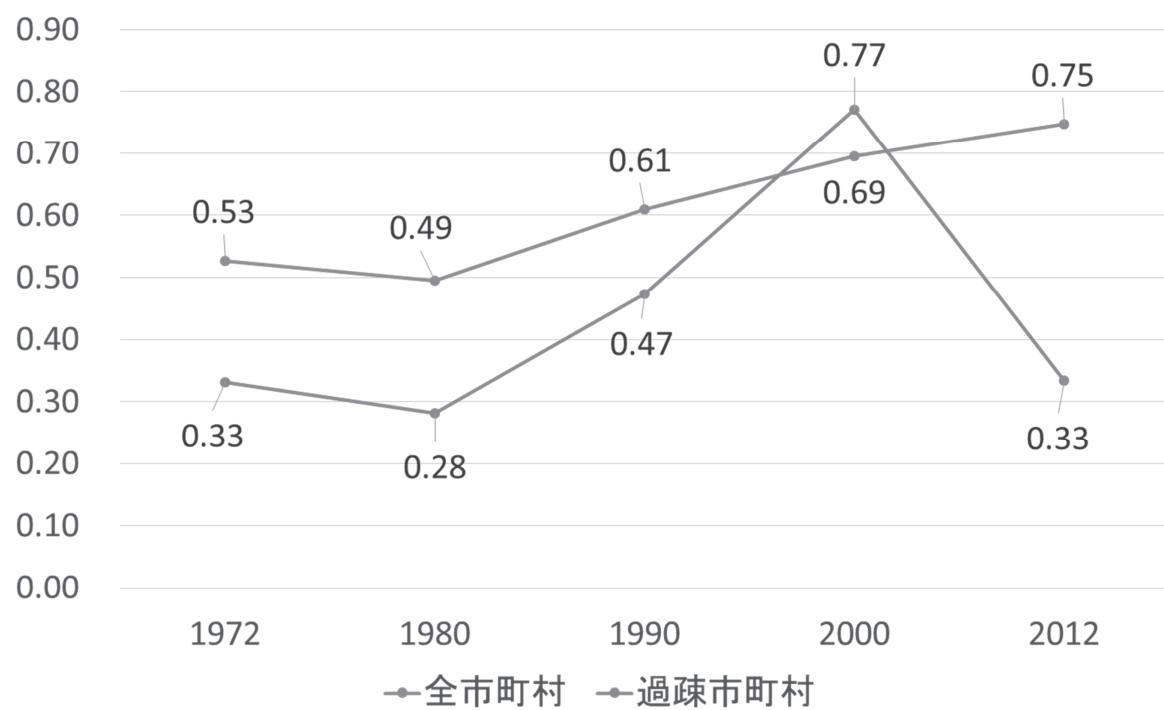
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (秋田県)



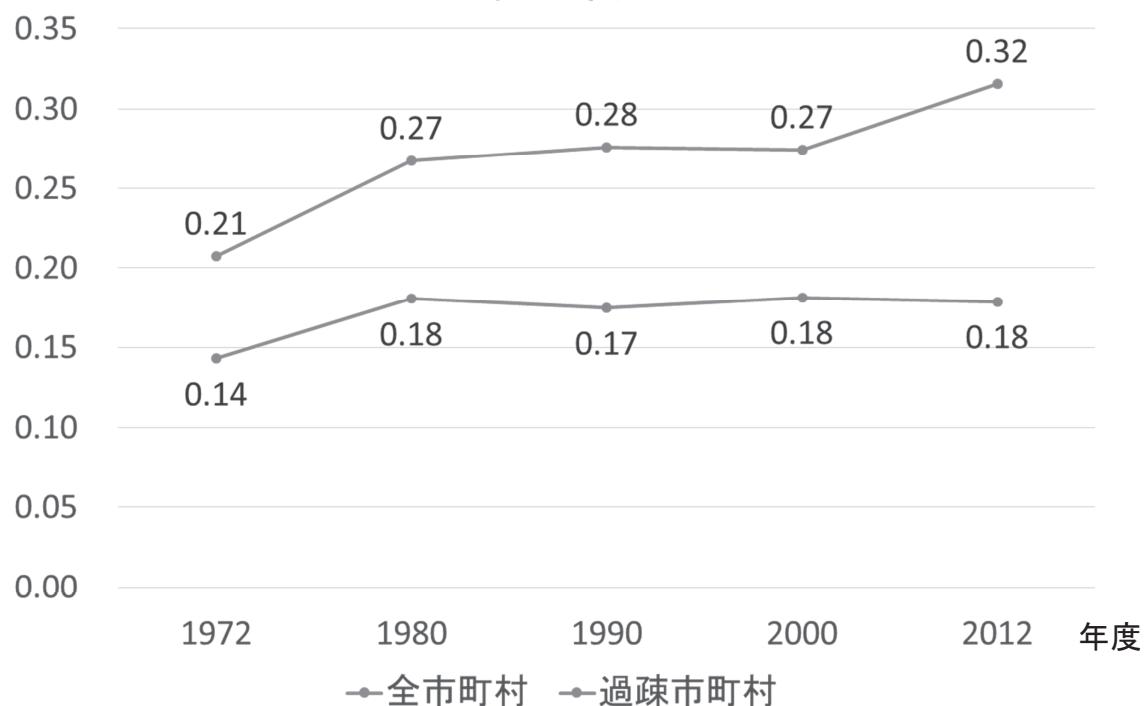
## 市町村財政力指数の道平均値の推移 (北海道)



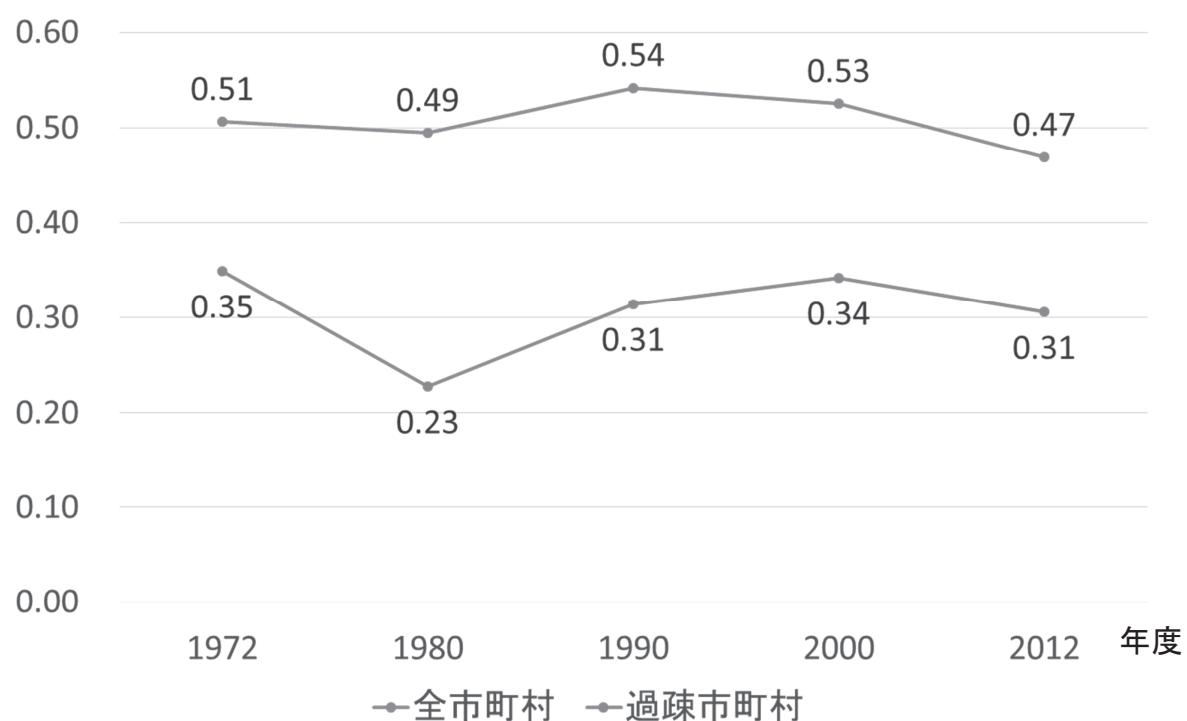
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (北海道)



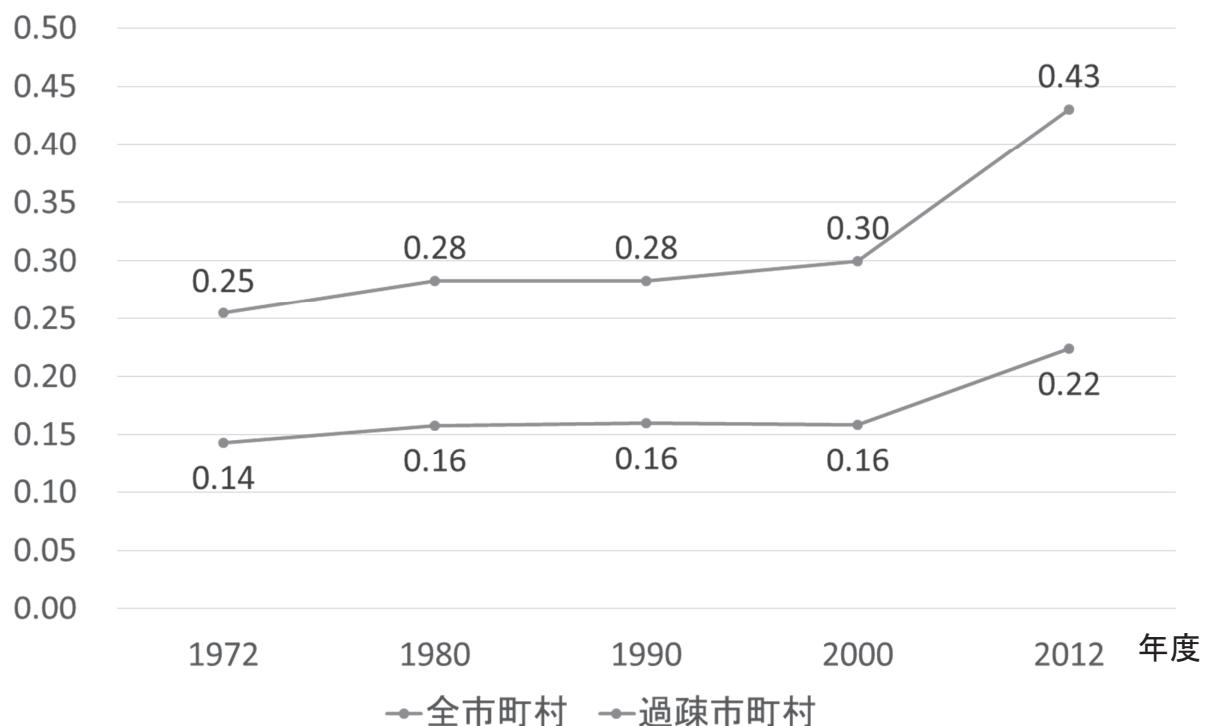
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (岩手県)



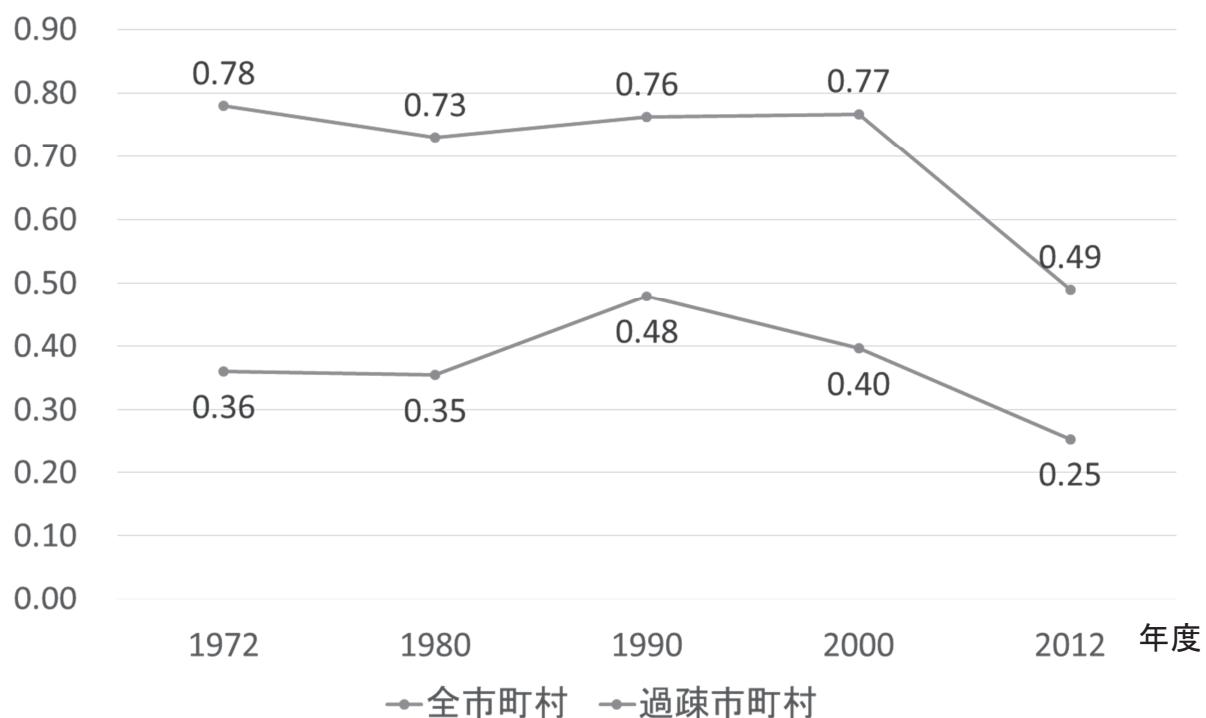
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (岩手県)



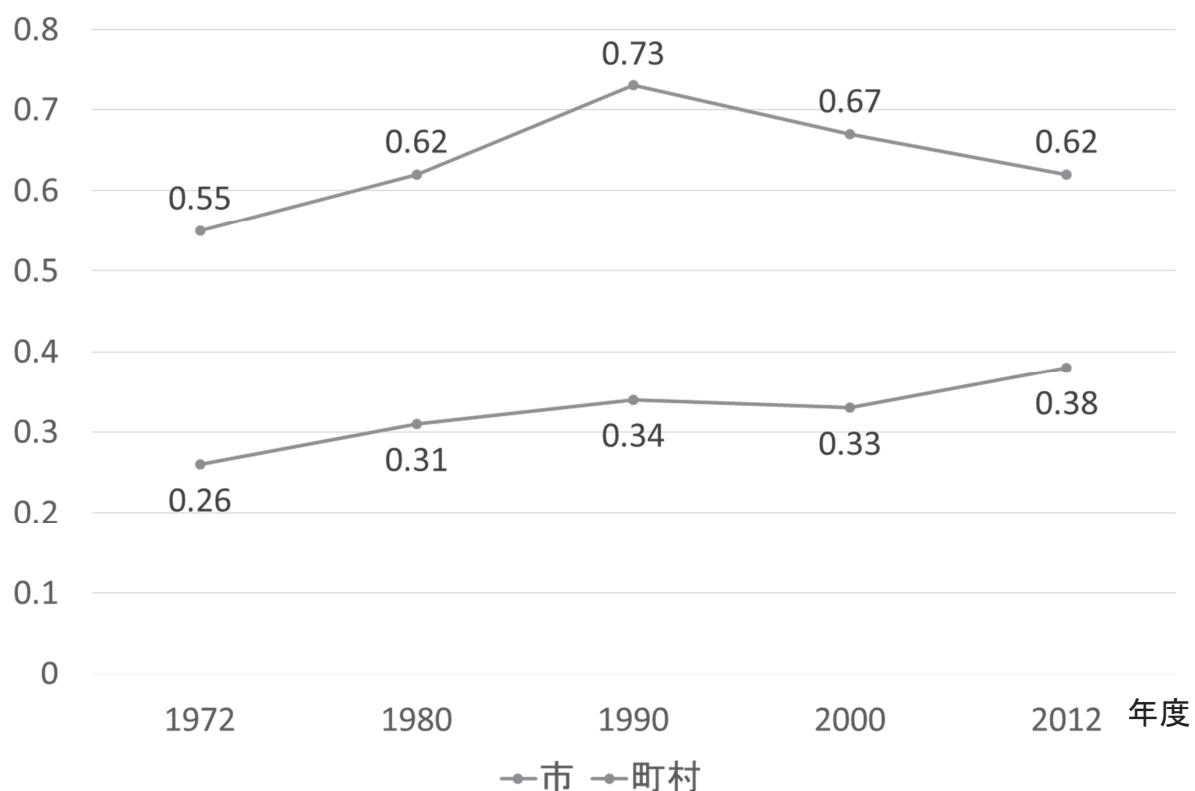
## 市町村財政力指数の県平均値の推移 (愛媛県)



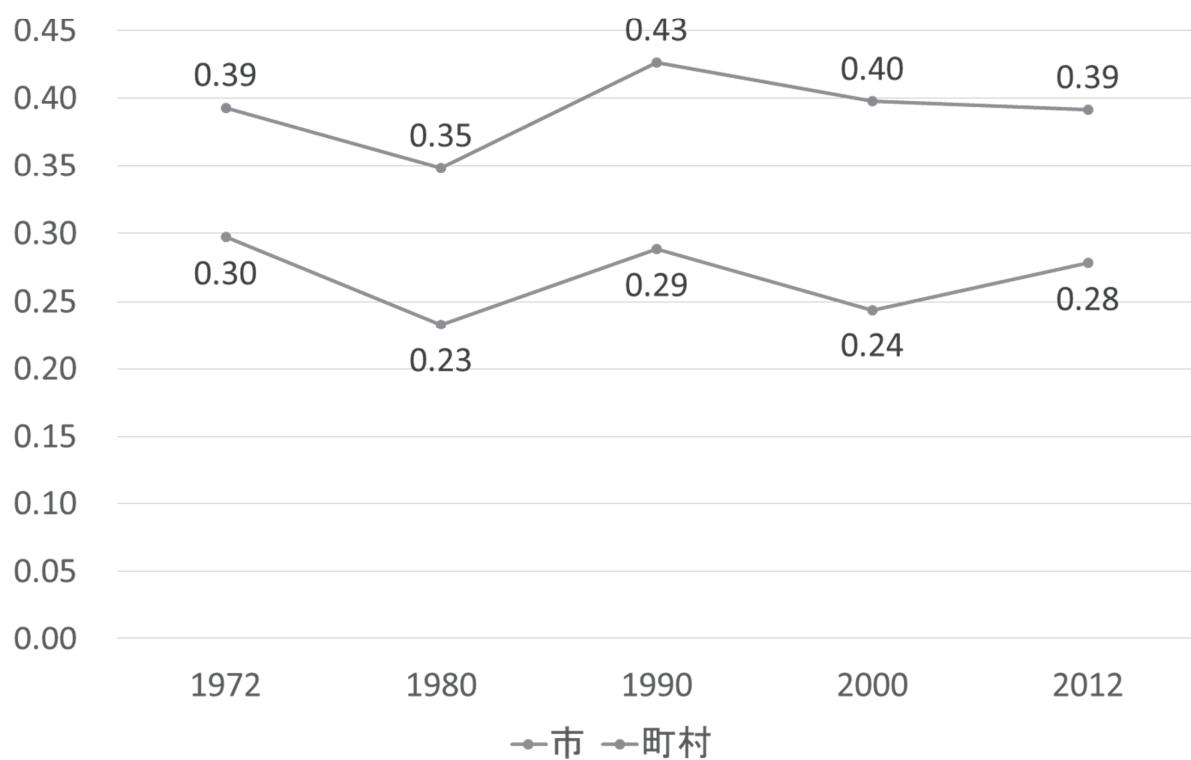
## 市町村財政力指数の変動係数の推移 (愛媛県)



## 財政力指数(都道府県別平均値)の平均値の推移



## 財政力指数(都道府県別平均値)の平均値の 変動係数の推移



## 財政力指数段階別過疎関係市町村数の割合の推移

(単位:%)

年度		1970		1980		1990		2001	2011
財政力 指数	0.1未満	3.3	0.1未満	4.3	0.1未満	9.2	0.1未満	6.9	2.5
	0.1以上0.2未満	37.2	0.1以上0.2未満	49.1	0.1以上0.2未満	54.2	0.1以上0.2未満	55.6	37.1
	0.2以上0.3未満	41.3	0.2以上0.3未満	39.9	0.2以上0.3未満	28.7	0.2以上0.3未満	27.9	36.8
	0.3以上0.4未満	18.1	0.3以上0.37以下	6.0	0.3以上0.44以下	7.8	0.3以上0.42未満	9.2	19.9
			0.37超	0.8	0.44超	0.2	0.42超	0.4	3.7
過疎市町村数合計		1,048		1,151		1,143		1,210	774

## 結論

- 財政力指数の変動係数を地域格差の尺度として計測した場合、1970年度以降過疎対策が累次にわたって行われたが、  
**地域格差は是正されたとはいえない。**

## 素朴な疑問

- ・過疎対策の目的とは何か。
  - ①過疎地域の人口を増やすことなのか。
  - ②過疎地域の数を減らすことなのか。
  - ③過疎地域の現状維持を図る(人口を減らさず、数も減らさない)ことなのか。
  - ④人口の減少に対応した措置を講ずることなのか。

---

ご清聴ありがとうございました。



# 第2章

# 参 考 资 料





# 地方分権改革と第4次一括法

平成26年8月7日  
内閣府地方分権改革推進室  
参事官補佐 田林 信哉

## 地方分権改革のこれまでの経緯と成果

内閣	主な経緯と成果	
宮澤内閣 (H3.11～H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5.8～H6.4)		
羽田内閣 (H6.4～H6.6)		
村山内閣 (H6.6～H8.1)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足 (委員長:諸井虔) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告	
橋本内閣 (H8.1～H10.7)		
小渕内閣 (H10.7～H12.4)	H11.7 地方分権一括法成立 ⇨ 機関委任事務制度の廃止、国との関与の新しいルールの確立等	
森内閣 (H12.4～H13.4)		
小泉内閣 (H13.4～H18.9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18.9～H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足 (委員長:丹羽宇一郎)	
福田内閣 (H19.9～H20.9)	H20.5 第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲等)	
麻生内閣 (H20.9～H21.9)	H20.12 第2次勧告(出先機関の見直し(国から地方への事務・権限の移譲等)、義務付け・枠付けの見直し等)	
鳩山内閣 (H21.9～H22.6)	H21.10 第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化等)	
菅内閣 (H22.6～H23.9)	H21.11 第4次勧告(地方税財政等)	
野田内閣 (H23.9～H24.12)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立 8 第2次一括法成立 ⇨ • 義務付け・枠付けの見直し 975/1316条項(実施率74%) • 基礎自治体への権限移譲 72/105事項(実施率69%)	第2次分権改革
安倍内閣 (H24.12～) (第2次)	H25.6 第3次一括法成立 12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定) H26.5 第4次一括法成立 ⇨ • 国 → 地方公共団体 66/96事項(69%) • 都道府県→指定都市 41/64事項(64%)	

# 地方分権改革の推進体制

## 【内閣としての政策検討】

### 地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣  
(地方分権改革)

本部員：その他全閣僚

#### 開催実績

平成25年 3月 8日(金) 第1回会合

・義務付け・枠付けの第4次見直しについて

平成25年 5月28日(火) 第2回会合

・地方分権改革の在り方にについて

・国から地方への事務・権限の移譲等について

平成25年 9月13日(金) 第3回会合

・国から地方への事務・権限の移譲等について  
・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について  
・地方分権改革の総括と展望について

平成25年12月20日(金) 第4回会合

・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について  
・地方分権改革の総括と展望について

平成26年 4月30日(水) 第5回会合(持ち回り開催)

・地方分権改革に関する提案募集の実施方針について

平成26年 6月27日(金) 第6回会合

・第4次一括法の施行等について  
・地方分権改革の総括と展望について  
・地方分権改革に関する提案募集方式について

## 【有識者による調査審議】

### 地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長：神野直彦

座長代理：小早川光郎

構成員：柏木 齊

東京大学名誉教授(財政学)

成蹊大学法科大学院教授(行政法)

(株)リクルートホールディングス相談役

(経済同友会地方分権・道州制委員会委員長)

後藤春彦

早稲田大学創造理工学部長(都市計画)

白石勝也

松前町長(愛媛県)

勢一智子

西南学院大学教授(行政法)

谷口尚子

東京工業大学准教授(政治学)

古川 康

佐賀県知事

森 雅志

富山市長

### 専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他の関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

※これまでの専門部会

雇用対策部会(小早川部会長)

地域交通部会(後藤部会長)

農地・農村部会(柏木部会長)

2

平成25年4月12日地方分権改革有識者会議資料

## 国の出先機関から都道府県等への事務・権限の移譲等をめぐる状況

### 先の自公政権当時の状況

▶ 19年5月：経済財政諮問会議の提案

地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出先機関の事務の分類等を提案。

▶ 20年12月：地方分権改革推進委員会第2次勧告

国の出先機関の事務・権限116事項の見直し、組織の改革等を勧告。

▶ 21年3月：「出先機関改革に係る工程表」を政府の地方分権改革推進本部で決定

第2次勧告を踏まえて出先機関改革(事務・権限の見直し、組織の改革等)のおおむね3年間の工程を定めるもの。

※直轄道路・直轄河川の事務・権限の見直しを含む。

※第2次勧告の勧告事項のうち組織の改革については、与党内にも強い反対あり。

▶ 21年9月：政権交代後、工程表は事実上凍結・白紙状態に

### 民主党政権当時の状況

▶ 22年8月：各府省の検討(同年10月に再検討)

出先機関の事務・権限473事項を移譲するかどうかを検討。その結果、全国一律・一斉に移譲可能とされたもの(A-a事務)は、473事項中78事項(うち工程表の116事項に対応するものは24事項)。

▶ 23年6月：移譲事務の工程案を地方側に提示

各府省の検討で移譲可能とされた「A-a事務」について移譲に向けた工程案を提示するも、地方側は「出先機関原則廃止には到底つながらない」として受け入れず。

▶ 23年夏以降：出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の検討本格化→24年11月法案を閣議決定(国会未提出)

▶ 23年12月：「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(地域主権戦略会議了承)→進捗なし

「A-a事務」と全国知事が特に先行的に移管を求める3事務(※)の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。

※「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」

### 対応策(案)

上記のこれまでの関係府省における検討内容や、地方の声を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施できるよう、移譲等の対象とする事務・権限について検討。

平成25年5月28日  
内閣府地方分権改革推進室

**国から地方への事務・権限の移譲等に関する  
各府省の回答の概要等**

1 平成25年4月16日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取りまとめたもの

2 検討対象は、

- (1) 平成21年の「出先機関改革に係る工程表」(地方分権改革推進本部決定)で見直すとされた事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの
- (2) 平成22年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの
- (3) 平成23年に全国知事会が特に移譲を希望した3分野の事務・権限等
- (4) ①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったもの

3 回答では、下表のとおり、措置済みの事項を除く約100事項のうち8割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

**【各府省の回答（区分表）】**

事務・権限の 事項数	区分			
	A (地方自治体へ移譲するもの)	B (個々の地方自 治体の発意に 応じ選択的に 移譲するもの)	C (移譲以外の見 直しを行ふもの)	D (国に残すも の) (既に必要な措 置が取られて いるもの)
126	55	17	8	21
				29

(注)事務・権限の事項数は、平成22年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

- 4 今後、精査を行い、有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象とする事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を目途に一定の結論を出すことを目指す。

**国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について【要旨】**

<H25.9.13 地方分権改革推進本部決定>

**1. 基本的考え方**

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

**2. 当面の方針**

**(1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1) : 44事項**

※例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。

**(2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2) : 29事項**

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

※例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

**(3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3) : 3事項**

※例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供

**(4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4) : 24事項**

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

※例：農地法に基づく農地転用の許可等

各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

**(5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。**

## 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の概要

- 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
- 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

### 現行の大都市等に係る制度の見直し

#### (指定都市制度)

- 「二重行政」の解消（都道府県から指定都市への事務移譲等）
  - ・ 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務)(重複除くと計35事務)は移譲を基本
  - ・ 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討(例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限)
  - ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要
- 事務移譲に伴う税財源の配分
  - ・ 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
  - ・ 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき
- 「都市内分権」による住民自治強化（特に人口が非常に多い指定都市）
  - ・ 区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等)
  - ・ 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき
  - ・ 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
  - ・ 区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき

#### (中核市、特例市制度)

- ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提)
- ・ 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- ・ 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要

#### (都区制度)

- ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

6

## 第30次地方制度調査会答申で示された 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

〔平成25年9月13日  
内閣府〕

### ○第30次地方制度調査会答申(要旨)(平成25年6月25日)

- ・ 指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るために、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要。
- ・ 指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

(参考)

1. 移譲対象事務の主な例
  - ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定
  - ・特別児童扶養手当の受給資格の認定
  - ・市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等
2. 安倍総理施政方針演説(抄)(H25.2.28)

「魅力あふれる地域を創ります。その鍵(かぎ)は、地域ごとの創意工夫を活(い)かすための、地方分権改革です。大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。」

### ○都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についての取扱い

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と合わせて、地方分権改革推進本部において、取り扱うこととする。

## 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

<平成25年12月20日 閣議決定>

### 1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

### 2. 国から地方公共団体への移譲等

#### ○ 移譲する事務・権限【48事項】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、  
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

#### ○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

### 3. 都道府県から指定都市への移譲等

#### ○ 移譲する事務・権限【29事項】

例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、  
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

#### ○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例：①バスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

### 4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

## 国から地方への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

### 自家用有償旅客運送※

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。  
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

### 直轄道路・河川

※今後の国と地方との個別協議結果等を踏まえ、具体的な財源措置等に係る内容について適宜見直しを行う。

(基本的な考え方)

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(移譲の対象範囲等)

- 「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない。
  - ・道路　原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
  - ・河川　区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。
  - ・この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

(財源措置)

- 以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
  - 国：地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方方に立って、以下のとおりとする。
    - ・建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率(3分の2等)並みの交付金の措置を講ずる。
    - ・維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。  
※バイパスの現道区間にについては、従前と同様の取扱いとし、協議・調整が整ったものから順次移譲する。
    - ・財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

(その他)

- 直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

## 国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

### 無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

[ 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体 164 団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在） ]

### 農地転用

#### 【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

#### 【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進
  - ・国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
  - ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用
  - ・荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
  - ・農用地区域における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等
  - ・畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

## 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

### 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

### 病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 (病床数19床以下)		○
病院の開設許可 (病床数20床以上)	○ →	

### 都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン※の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 (市街化区域と市街化調整区域の線引き)		○
都市計画区域マスタープランの決定 (区域区分の方針、都市計画の目標等)	○ →	

## 見直し方針における検討対象事項の措置状況について

	国から地方公共団体への移譲等 (当面の方針)				合計  見直し方針の事項ベースで整理。共管省の重複は除く。
	移譲する方向で見直すもの	地方が、各省提示の権限に加え、関連権限の移譲を求めているもの、財源措置の調整が必要なもの	移譲以外の見直しを行うもの	各省が国に残すべきとし、地方が移譲すべきとするもの	
見直し方針に盛り込む事項	47	7	3	9	66
◎ 移譲する事務・権限	(45)	(3)			(48)
○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限	(2)	(4)	(3)	(9)	(18)
見直し方針に盛り込まない事項		21		13	34
※1 地方・各省の調整が整わなかった事務・権限		(19)		(11)	(30)
※2 地方が移譲の要望を取り下げた事務・権限		(2)		(2)	(4)
※3 現行法により指定都市が処理することができる事務・権限					(8)
合計	47	28	3	22	100
都道府県から指定都市への移譲等 (第30次地制調答申)					64
					33
					(29)
					(4)
					31
					(23)
					(8)

(注)・国から地方公共団体への移譲等：検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項は、地方が取り下げた事項を除く 96 事項中 66 事項 (69%)。

・都道府県から指定都市への移譲等：検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項（現行法で可能なものを含む。）は、64 事項中 41 事項 (64%)。

### 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（事項一覧）

国から地方公共団体	都道府県から指定都市
<b>1. 移譲する事務・権限 (48事項)</b>	<b>1. 移譲する事務・権限 (29事項)</b>
<b>(1) 総務省</b> [精神保健福祉法] [言語聴覚士法] ○言語聴覚設備の指定・監督等 ○小規模共聴施設放送の業務 開始届出等 <b>(2) 厚生労働省</b> [児童福祉法] [あん摩マッサージ指圧師・はり師・きず師等に関する法律] [消費生活協同組合法] [食品衛生法] [理容師法] [保健師助産師看護師法] [歯科衛生士法] [身体障害者福祉法] [社会福祉法] [診療放剤技師法] [歯科技工士法] [美容室法] [臨床検査技師等に関する法律] [認理師法] [知的障害者福祉法] [理学療法士及び作業療法士法] [製薬衛生師法] [柔道整復師法] [聴能訓練士法] [社会福祉士・介護福祉士法] [臨床工学技師法] [義肢装具士法] [食鳥処理法] [救急救命士法]	<b>(1) 文部科学省</b> [農林水産省の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法] ○農林水産製造業者等への立入検査等 [地方法令の組織及び運営に関する法律] [公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律] ○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担額費負担額算定の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定 [自動車運転代行業運営法] ○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督 [直轄道路・河川に係る整備等に関する計画・工事及び管理の実施等] ○国と地方公共団体の協議が整ったものについて移譲 関係する市町村の意見を十分に聽取し、反映するよう調整 ○併せて、地力管理道路河川の直轄権を含め必要な見直し <b>(3) 農林水産省</b> [農産物検査法] ○登録検査機関一部の登録・監督 <b>(4) 経済産業省</b> [商工会議所法] ○商工会議所の定款変更の認可(一部) [中小企業団体法](再掲) [中小企業新事業活動促進法] ○特定期新規中小企業の確認 [b]中小企業経営承継活性化法[/b] ○支援措置に係る認定 <b>(5) 國土交通省</b> [戸籍運送法] ○自家用有償旅客運送の登録・監査等【別紙参照】 ○自動車道事業一部に係る供用約款の認可 [自動車運送代行業運営法] ○自動車運送代行業の認定等に係る同意・監督 [直轄道路・河川に係る整備等に関する計画・工事及び管理の実施等] ○国と地方公共団体の協議が整ったものについて移譲 関係する市町村の意見を十分に聽取し、反映するよう調整 ○併せて、地力管理道路河川の直轄権を含め必要な見直し <b>(6) 環境省</b> [土壤汚染对策法] ○指定調査機関一部の指定・監督
<b>2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限 (18事項)</b>	<b>2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限 (4事項)</b>
<b>(1) 法務省</b> [食鳥処理法](再掲) ○指定検査機関の指定・監督 人権啓発活動地方委託事業 ○移譲方針の検討 <b>(2) 厚生労働省</b> [職業安定法等] ○ハローワークの求人情報の提供等【別紙参照】 ○特定感染症指定医療機関への費用負担適正化による報告請求等 [食品衛生法](再掲) ○総合衛生管理製造過程の承認・連携・紛争解決関係機関認証 [労働争議法] ○労働相談・紛争解決関係機関 ○養成施設の配置状況を踏まいた連携を促進 [健康増進法] [医療法](再掲) ○医療施設等の開設承認・命令 監督	<b>(1) 内閣府</b> [災害対策基本法] ○指定都市の都道府県防災会議委員会の位置付けに關する法律 <b>(2) 外務省</b> [旅券法] ○事務処理特例制度の活用の周知・情報提供等 <b>(3) 文部科学省</b> [認定こども園法] ○幼保連携型以外の認定こども園の認定に關する事務処理特例制度を活用可能にする等 <b>(4) 厚生労働省</b> [認定こども園法](再掲) <b>(5) 農林水産省</b> [農地法及び農業振興地域の整備に関する法律] ○農地転用の許可等【別紙参照】

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年6月  
内閣府地方分権改革推進室  
平成26年5月28日成立  
平成26年6月4日公布

### 1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方にに対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方にに対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方にに対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

（63法律を一括改正）

### 2. 改正内容

#### 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

#### 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）に関する都市計画の決定（45条）

### 3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

14

## 養成施設の指定権限の移譲について(1)

### 権限移譲の概要

- 医療関係資格、衛生関係資格、福祉関係資格の①養成施設の指定、②変更の承認又は届出、③年次報告、④報告徴収及び指示、⑤指定の取消し等に係る事務は、現在、地方厚生局で行っているが、下の資格に係る事務について都道府県に移譲する。
- 移譲する権限については、自治事務として移譲する。
- 国の関与として、「国による一元的情報管理」のため、都道府県知事が管理することになる養成施設の情報を厚生労働大臣に報告させることとする。（国が国家試験を行う際に、養成施設の情報が必要となるため。）

### 関係する国家資格等

#### ○医療関係資格

保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、はり師、きゅう師、柔道整復師

#### ○衛生関係資格

理容師、美容師、調理師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者

#### ○福祉関係資格

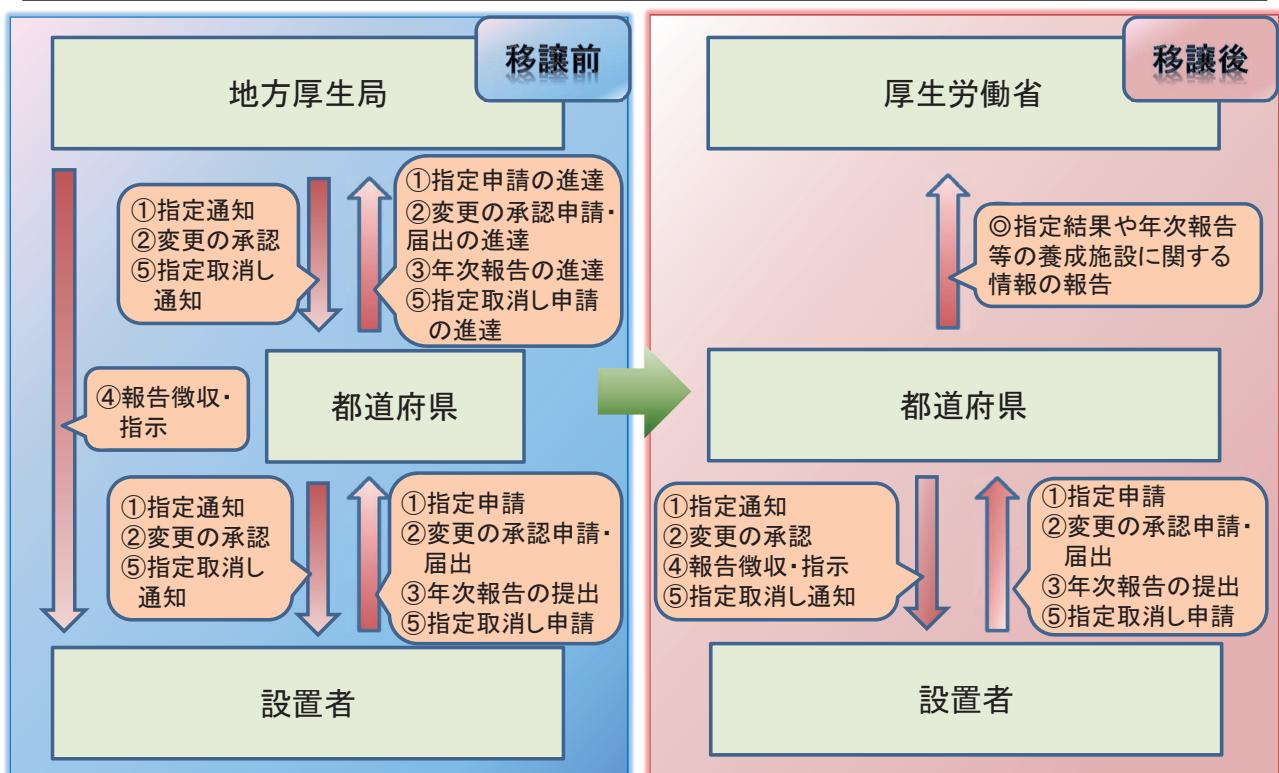
児童福祉司、保育士、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、社会福祉主事、知的障害者福祉司、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

※ 下線は、国が国家試験を行っている国家資格等

15

## 養成施設の指定権限の移譲について(2)

- 事務の移譲のイメージ(例)は以下のとおり(①養成施設の指定、②変更の承認・届出、③年次報告、④報告徴収・指示、⑤指定の取消し)



16

## 商工会議所法の一部改正について

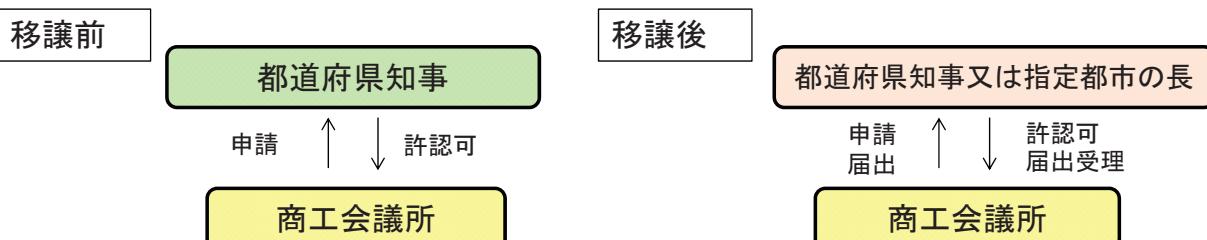
### 現行法の概要

- 商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織運営について定めることを目的として制定された。
- 同法においては、政令で定めるところにより、経済産業大臣の事務・権限の一部については、都道府県知事が行うこととすることができる旨を規定している(第84条)。
- 同条に基づき、政令において、特定商工業者該当基準の許可、特定商工業者に対する負担金賦課の許可、商工会議所の定款変更の認可(一部に限る。)等に係る権限が都道府県知事に移譲されている。

### 改正の概要

- 商工会議所の定款変更の認可について、一部(※)を届出制に変更する。
 

※ 事業、会員、役員等に係る定款変更(目的、名称及び地区に係る定款変更を除く。)
- 第84条を改正し、経済産業大臣の事務・権限の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加えて指定都市の長が行い得ることとする。



# 自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業

- バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、自家用有償旅客運送の利用が拡大している。



18

## 自家用有償旅客運送の実施に係る事務・権限等

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会(市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議)において合意が調った後に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。

### 運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村(都道府県も可)

【構成員】 地方運輸局(又は運輸支局)、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価

合意

### 国土交通大臣の登録（道路運送法第79条）



権限の委任により、都道府県ごと(北海道は7ヶ所)の運輸支局長が実施

【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。

②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)

→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

### 国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督（道路運送法第79条の9 等）



運輸支局長が実施

○ 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督

○ 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

※希望する市町村への移譲を基本とし、移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

(市町村立学校教職員給与負担法等の改正)

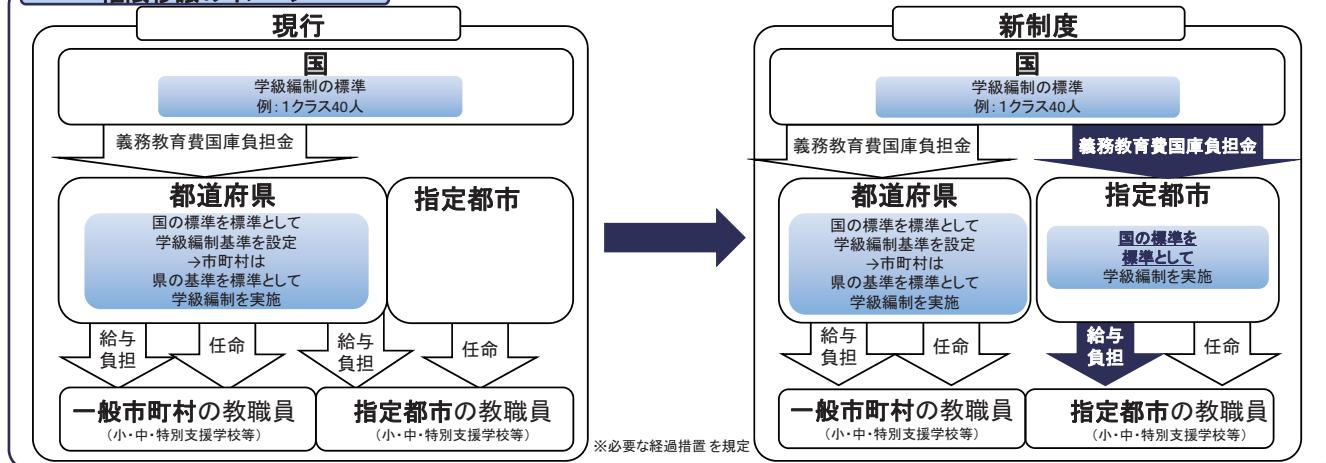
## 背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、昨年11月に税源移譲の方策について両者が合意。
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出。

## 権限移譲のイメージ



## 今後のスケジュール

- 平成26年：第四次一括法において関係法律の改正(通常国会に提出)
- 平成29年度目途：新制度へ移行。

20

# 病院の開設許可等の権限移譲について(1)

- 病院の開設許可(医療法第7条第1項)およびそれに付随する事務(変更許可、休廃止届、開設許可取消等)については指定都市に移譲することとする。
- なお、病院の開設の許可については、指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るために工夫を講じた上で移譲する。

## 移譲後

## 指定都市の事務

### ■病院開設等に係る各種事務

- ・開設許可(医療法第7条第1項)
- ・変更許可(医療法第7条第2項)
- ・休止届(医療法第8条の2 第2項)
- ・廃止届(医療法第9条第1項、第2項)
- ・開設者の管理免除許可(医療法第12条第1項)
- ・管理者の兼任許可(医療法第12条第2項)
- ・使用制限命令等(医療法第24条第1項)
- ・開設許可の取消等(医療法第29条第1項、第2項)

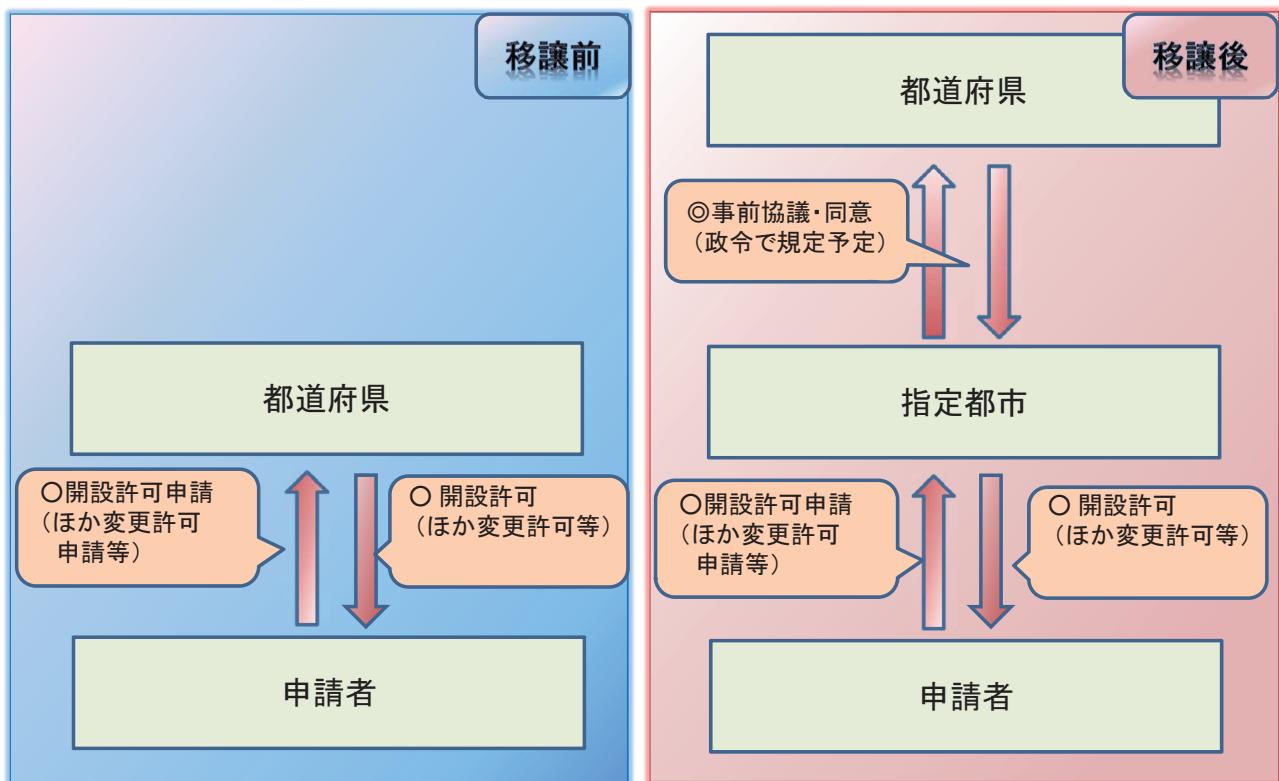
※ 病院の開設の許可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るために工夫を講じた上で移譲する。

(※)平成25年12月20日閣議決定において、「指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るために工夫を講じた上で移譲する。」とされているところであり、情報の共有を図るために工夫(事前協議・同意)について政令で規定する予定。(平成27年4月1日 施行予定)

地方自治法第252条の19(指定都市の権能)に、新たに「医療に関する事務」を規定し、地方自治法施行令において移譲する事務・権限の内容や当該情報共有のための措置を規定することを予定している。

## 病院の開設許可等の権限移譲について(2)

- 事務の移譲のイメージは以下のとおり(①開設許可申請(開設申請者→指定都市)、②事前協議・同意③開設許可(指定都市→開設申請者))



22

## 都市計画区域マスタープランについて

都市計画区域マスタープランの決定等の事務・権限（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る）を、都道府県から指定都市へ移譲。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称「都市計画区域マスタープラン」）とは、都市計画区域ごとに定める都市計画の総合的な方針であり、記載事項は以下のとおり。

### 都市計画区域マスタープラン(都市計画の総合的な方針)

- ・区域区分(線引き)の有無及び線引きを行う場合の方針
- ・都市計画の目標
- ・主要な都市計画の決定の方針

**土地利用に関する都市計画**  
区域区分(線引き)、用途地域 等

**都市施設に関する都市計画**  
道路、公園、下水道 等

**市街地開発事業に関する都市計画**  
土地区画整理事業、市街地再開発事業 等

23

# (参考)地方分権改革に関する 提案募集について

平成26年8月7日  
内閣府地方分権改革推進室  
参事官補佐 田林 信哉

平成26年6月  
内閣府

## 個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望(ポイント)～

- 地方分権改革は、平成5年衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」を起点に、**20年を経過**
- 第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討を行い、数多くの改革を実現
  - … 権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%))、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

### 新たなステージにおける地方分権改革

- 従来からの課題への取組に加え、**地方の発意**と**多様性**を重視した改革を推進
  - ・ 地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る**「提案募集方式」**を開始  
(募集期間 5月20日～7月15日)
  - ・ 権限移譲に当たり、**「手挙げ方式」**を導入
  - ・ 地方分権改革有識者会議の**専門部会**を活用して、議論を深掘り
- 優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催(6月30日)等により、情報発信を強化
  - ・ 国民が地方分権改革の成果を実感することで改革の推進力に

## 地方分権改革における「提案募集方式」の概要

(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を平成26年4月30日に地方分権改革推進本部で決定)

### 1 提案の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)

②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

※ 従来の委員会勧告で対象外としていた事項も提案可能(本府省の事務・権限の移譲、補助要綱に基づく規制緩和など)

### 2 提案主体

①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)

### 3 スケジュール

○ 5月20日～7月15日 提案主体からの提案募集を受付

・制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的支障事例など)等を示して提案するよう求める。



○ 7～11月 政府における検討

・受け付けた提案は内閣府が実現に向けて関係府省と調整。関係府省と提案団体との間のやり取りを重ねる。  
・地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議。



○ 12～3月 対応方針の決定

・年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。  
・通常国会に所要の法律案を提出。

※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表。

### 提案募集検討専門部会の開催について

#### 1. 提案募集検討専門部会

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき、提案募集方式による地方分権改革に関する提案の検討・整理を行うため、提案募集検討専門部会を開催する。

#### ○ 構成員

地方分権改革有識者会議の座長が指名する者

磯部哲	慶應義塾大学法科大学院教授
伊藤正次	首都大学東京大学院社会科学研究科教授
小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
勢一智子	西南学院大学法学部教授
◎高橋滋	一橋大学大学院法学研究科教授
山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(◎は部会長)

#### 2. 今後の予定

提案募集検討専門部会において、地方からの提案のうち特に重要なものについて、提案団体、関係府省等からのヒアリングを行い、その検討・整理を行った上で、提案の対応方針案を作成し、地方分権改革有識者会議に報告する。

特に、

- ・土地利用に関連する提案（農地については、農地・農村部会で検討）
- ・地方の創生と人口減少の克服に関連する提案
- 等を重点事項として検討を行う。

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数府省にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

4

### 提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方（案）

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
A-① 76件（40項目） これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※  B-① 76件（18項目） これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※	A-② 292件（220項目） これまでに議論されていなかった事項であって、A-①以外のもの  B-② 26件（23項目） これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの
※特に重要なものについての基本的な考え方 ○土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの ○「地方の創生と人口減少の克服」に関連するもの ○多数の団体から提案されているもの等	C 344件（176項目） A・B以外のもの（これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項）

注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件（11項目）ある。

注2 A-②、B-②、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

**提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項一覧表（案）**

A-① これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なものの 76 件（40 項目）

分野	提案主体	提案事項	概要
土 地 利 用 (農地除く)	函館市	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲 (都市計画法)	都市計画道路のうち、一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る都市計画の変更権限を市町村へ移譲する。
	横浜市、二本松市	都市計画の轻易な変更の見直し (都市計画法)	市町村が決定する都市計画の変更において、都市計画の決定手続が準用されない「轻易な変更」として取り扱うことができる項目を追加する。
	川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発行為における公園の設置等について、全国一律的な基準となっていることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行う。
	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を置く際、既設の建築物を増築して設置する場合等であっても、設置可能とする。
	北上市	都市公園の占用期間の条例委任 (都市公園法)	政令で定められた、都市公園に係る占用期間について条例で設定することができるようとする。

6

医 療 ・ 福 祉	滋賀県	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施要綱)	保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内就労者のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。
	埼玉県	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和 (児童福祉法)	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合、1年間の土地・建物賃借料に相当する額に加えて1,000万円の資金を有することとされている審査要件を緩和する。
	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止 (就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間(5年を超えない範囲)を廃止する。
	中国地方知事会	保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止 (保育所運営費国庫負担金交付要綱)	現在、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化する保育料軽減制度について、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃する。
	京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、相模原市、神戸市、中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱)	① 現在、1 クラブ当たりとされている障がい児受入加算の基準について、1 人当たりに見直す。 ② 現在、開所時間が 1 日 6 時間超とされている長時間開設加算の基準について、1 日 5 時間超に見直す。 ③ 現在、補助対象とされていない、利用者数が 9 人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。

7

医療・福祉	山梨県、特別区長会	産後ケア事業に対する補助条件の見直し (母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱)	<p>①市町村が実施主体とされた、「産後ケア事業」について、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、実施主体を都道府県に拡大する。</p> <p>②「母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーターの配置）」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の全てを実施することが補助条件とされている「妊娠・出産包括支援モデル事業」の当該条件を見直し、「産後ケア事業」の実施のみで補助対象とする。</p>
	長崎県、千葉県、萩市	介護保険事業に係る規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)	<p>①ユニット型施設と多床型施設を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要とされたが、併設型の施設基準を改めて位置付け、同一施設として認可・指定を行うこととする。</p> <p>②地域支援事業の認知症施策に携わる「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の対象として、地方が独自に養成している者を認める。</p> <p>③都道府県が、介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所を指定・許可する場合、市町村長との事前協議制を整備する。</p>
	大阪府、さいたま市、堺市	介護認定審査会委員の任期の条例委任（介護保険法）	<p>政令で定められた、介護認定審査会委員の任期を条例委任する。</p> <p>（参考）第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み</p>

8

医療・福祉	福井県、長野県、京都府、兵庫県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)	<p>①麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲する。</p> <p>②在庫量の不足のため調剤することができない場合に限るとされた譲渡許可条件を緩和する。</p> <p>③最長1年とされている、譲渡許可の有効期間を延長する。</p> <p>④最長2年とされている、麻薬取扱者免許の有効期間を延長する。</p> <p>⑤麻薬を廃棄する際の行政職員の立会いを廃止する。</p>
	熊本県、九州地方知事会	社会医療法人の認定要件緩和 (医療法)	<p>①社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とする。</p> <p>②都道府県が社会医療法人を認定する際、複数の県に医療施設を設置している医療法人については、各県において救急医療確保等事業を実施することが要件とされているが、医療施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合には、各県で事業を実施していないなくても、要件を満たすこととする。</p>
教育・文化	新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)	<p>指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃止する。</p> <p>（参考）指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定</p>

B-① これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの 76件（18項目）

分野	提案主体	提案事項	概要
土地利用 (農地除く)	磐田市、東広島市、中津市	開発行為の許可権限の希望する市への移譲（都市計画法）	現在、特例市まで移譲されている、開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようとする。
	酒々井町、全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（都市計画法）	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意（市は協議）を廃止し、協議のみとする（市と同様の制度とする。）。
	芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化（都市公園法）	都市の集約化や人口減少などの課題に対応するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止ができるようにする。
	青森県、群馬県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（森林法）	国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲する。
	宮城県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が行う保安林の指定、解除に係る国への同意協議を廃止する。
	愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。

10

教育・文化	京都府、兵庫県	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	市立高校の就学支援金の認定申請審査や支給決定業務を都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。
環境・衛生	埼玉県	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	有害鳥獣の捕獲許可、鳥獣飼養の登録、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲する。
	徳島県、兵庫県、長崎県	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	一律3年とされている狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定(延長)できるよう見直す。
	三豊市	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、優良な事業者に対しては、原則2年間を4年間とできるよう見直す。
	愛媛県	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)、現在、全ての都道府県において許可が必要とされているが、主たる事務所を所管する都道府県の許可のみで足りることとする。
産業振興	山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。

11

産業振興	神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。
	埼玉県	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し (高圧ガス保安法等)	水素ステーションの設置を促進できるよう、都道府県知事の許可基準を緩和する。
	神奈川県	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲 (中小企業等協同組合法)	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限を地方農政局から都道府県へ移譲する。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定
消防・防災・安全	京都市、九州地方知事会	災害応急住宅に係る規制緩和 (災害救助法、建築基準法)	最長2年とされている応急仮設住宅の入居期間について、被災地域の実情に応じて延長することができるよう、弾力化する。
土木・建築	愛知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止 (河川法)	① 二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止する。 ② 一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意協議を廃止する。

12

土木・建築	茨城県	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲 (河川法)	指定区間内(都道府県管理)の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を国から都道府県へ移譲する。
	岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準(無余地性の原則※)を緩和する。 (※) 道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる(道路法第33条)。
	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和 (公営住宅法)	① 公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額の収入の基準を、条例に委任する。 ② 公営住宅の入居収入基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準について、「非婚の母」及び「非婚の父」についても寡婦(夫)控除規定が適用されるよう、対象を見直す。 ③ 公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等(現在はグループホーム事業等に限定)について、小規模多機能型居宅介護事業等の事業に拡大する。 (参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任
	全国市長会	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和 (建築基準法)	備蓄(防災)倉庫を設置する際の、建築確認手続を不要とするなど規制緩和を行うとともに、用途地域における制限緩和を行う。

13

土木・建築	神奈川県	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲 (建設業法、宅地建物取引業法)	建設業許可及び宅地建物取引業免許の事務のうち、事務所・営業所が複数都道府県にまたがる業者に係る国土交通大臣の事務・権限を都道府県等に移譲する。 (参考) 2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定
	京都府、徳島県	市町村営ほ場整備の換地計画に係る都道府県認可の廃止 (土地改良法)	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の都道府県の認可を廃止し、事後報告とする。
運輸・交通	京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、神戸市、広島市、山武市	地域バス路線に係る補助要件の緩和 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱)	中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助対象路線の1日当たり輸送量(現行は一律に15人以上)等の要件緩和を行う。
	鳥取県、徳島県	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域限定通訳案内士となるための要件について、現在は法律で定められているが、都道府県の条例で定められるようにするなどの規制緩和を行う。
その他の その他	佐賀県	CIQ業務権限の都道府県への移譲 (出入国管理及び難民認定法等)	地方管理空港における国際ビジネス機受入について、出入国の際に必要となるCIQ業務を、国から希望する都道府県に移譲する。
	金沢市	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲 (特定非営利活動促進法)	第2次一括法により指定都市まで移譲されている、NPO法人の認証等の権限を中核市まで移譲する。

14

その他の その他	長崎県	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長 (特定非営利活動促進法)	仮認定申請は、法人設立の日から5年まで可能であるが、平成26年度までは経過措置が設けられ、設立から5年を超える法人も仮認定申請が可能となっている。経過措置終了後も、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となるよう見直す。
	九州地方知事会	マイナンバー利用事務の拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	現在、マイナンバーの活用対象とされていない、社会保障等に関する法律等に基づく事務に活用対象を拡大する。 (例)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等
	東京都	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)	消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。

15

医療・福祉	埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、鹿児島県、長岡市、瑞穂市、安城市、萩市、中国地方知事会、九州地方知事会	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（児童福祉法）	保育所等の児童福祉施設に係る居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。  (参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、平成26年度末まで
	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（児童福祉法）	現在、中核市まで移譲されている、認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	京都府、兵庫県、徳島県	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（医師法）	国の臨床研修病院の指定権限を都道府県に移譲し、研修医受入定員の調整について、都道府県が実情に応じて設定することができるようとする。

教育・文化	大阪府、和歌山市、松本市、大分市、中核市市長会、全国特例市市長会、特別区長会	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	県費負担教職員の人事権、給与負担等を中核市、特別市、特別区、一般市へ移譲する。  (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定
-------	--	---	---

環境・衛生	福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、中国地方知事会	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（水道法）	水道事業（給水人口5万人超であって水利調整をするもの）及び水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5千立方メートルを超えるもの）の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。  (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み
	埼玉県、長崎県	浄化槽設置届出権限の市等への移譲（浄化槽法）	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限等を都道府県から市町村に移譲する。また、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合、現在、都道府県及び保健所設置市双方において浄化槽保守点検業登録が必要とされているが、どちらか一方で足りることとする。
	九州地方知事会	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（旅館業法、採石法、砂利採取法）	都道府県が行う旅館業、採石業、砂利採取業の許可等に際し、暴力団であることを理由に拒否することが可能となるように不許可事由を見直す。  (参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免許に係る暴力団排除については、本年6月に改正法成立

産業振興	埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（中小企業地域産業資源活用促進法）	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
------	--	--	---

産業振興	神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会、九州地方知事会	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す（一部事項の事後報告化等）。
	広島県、聖籠町、中国地方知事会	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）	第2次一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。
	愛媛県	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。
土木・建築	愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和（公営住宅法）	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。

# 地方公会計基準の統一化等について

---

平成26年11月14日  
総務省自治財政局  
財務調査課

## 目 次

1. 地方公会計基準の統一化 · · · · 2頁
2. 公共施設等総合管理計画 · · · · 43頁
3. 地方公共団体財政健全化法 · · · 76頁

# **1．地方公会計基準の統一化**

2

---

## **①地方公会計整備の意義・目的**

3

## 現金主義と発生主義

### 現金主義

現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- ✗ 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

### 発生主義

経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- ✗ 主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない



「現金主義」に加えて「発生主義」を取り入れることで、  
減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

4

## 単式簿記と複式簿記

### 単式簿記

経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に  
行う簿記の手法（官庁会計）

### 複式簿記

経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う  
簿記の手法（企業会計）

（例）現金100万円で車を1台購入した場合

＜単式簿記＞ 現金支出100万円を記帳するのみ

＜複式簿記＞ 現金支出とともに資産増を記帳

（借方）車両100万円 （貸方）現金100万円



「単式簿記」に加えて「複式簿記」を取り入れることで、  
資産等のストック情報が「見える化」

5

# 地方公会計の意義

## 1. 目的

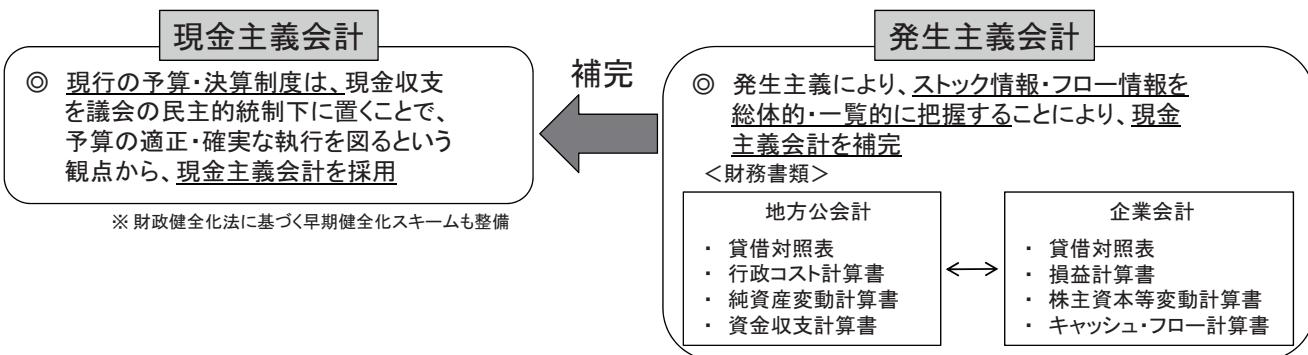
### ① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

### ② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行うまでの基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

## 2. 具体的内容(財務書類の整備)



## 3. 財務書類整備の効果

### ① 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

### ② 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

6

# 地方公会計の位置付け

## 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

### 5 政府資産・債務改革

#### (5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検とともに、改革の方向と具体的な施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号) [行革推進法]

### (地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。

二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力をうるものとする。

➡ 「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成

## 経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定) [骨太の方針2014]

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 主な歳出分野における重点化・効率化的考え方

##### (3) 地方行財政制度

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

➡ 「統一的な基準」による財務書類の作成

7

# 財務書類の活用方策

行政内部での管理会計的な活用 ⇒ 人口減少が進む中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

## マクロ的視点

## ミクロ的視点

### 財政運営上の目標設定

財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定  
例) 資産老朽化比率(50%→40%)  
純資産比率(50%→60%) 等

### 資産の適切な管理

- 将来の施設更新必要額の推計  
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化  
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

### セグメント分析

- 事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能
- 行政評価との連携  
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価
  - 受益者負担の適正化  
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
  - 施設の統廃合  
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
  - 予算編成への活用  
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

### 行政外部での財務会計的な活用

#### 情報開示

- IR資料等としての活用  
→ 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用
- 地方議会での活用  
→ 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮

8

参照：「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」(平成22年3月 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)

## 財務書類の活用例～財政運営上の目標設定①

### 世代間公平性

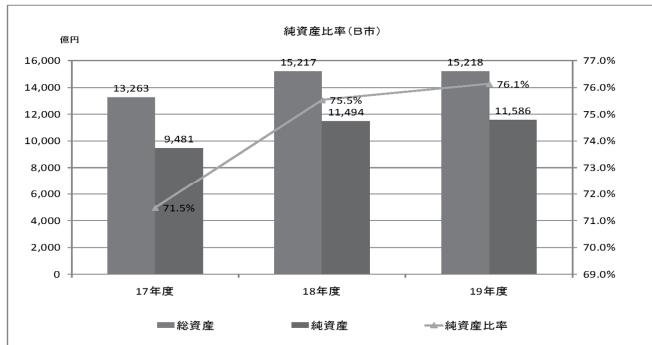
#### 『純資産比率』

純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動されたことを意味する。例えば純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、純資産の増加は、現世代が自らの負担により将来世代も利用可能な資源を蓄積したものといえる。

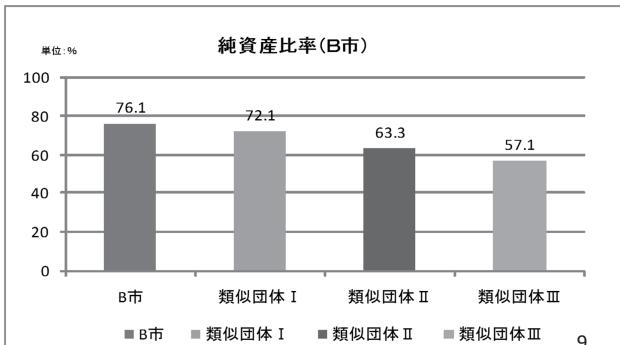
$$\text{純資産比率} = \text{純資産総額} / \text{資産総額}$$

※純資産総額：「純資産合計」(B/S) 資産総額：「資産合計」(B/S)

#### ○ 自団体の経年比較



#### ○ 類似団体比較



9

## 財務書類の活用例～財政運営上の目標設定②

### 持続可能性(健全性)

#### 『住民一人当たりの負債額』

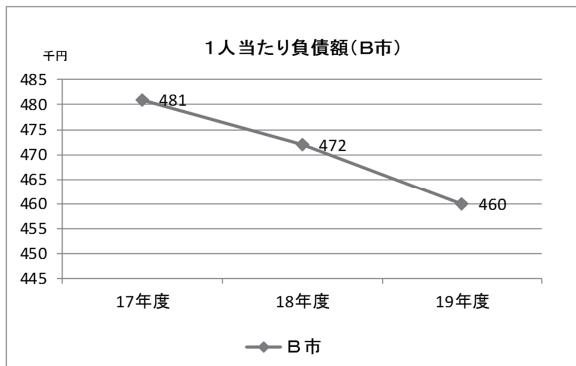
現行の予算・決算制度では見えにくい退職手当引当金等を含む負債額を見ることによって、将来負担を総体的に把握することができる。

負債額は次式により住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、類似団体との比較が可能。

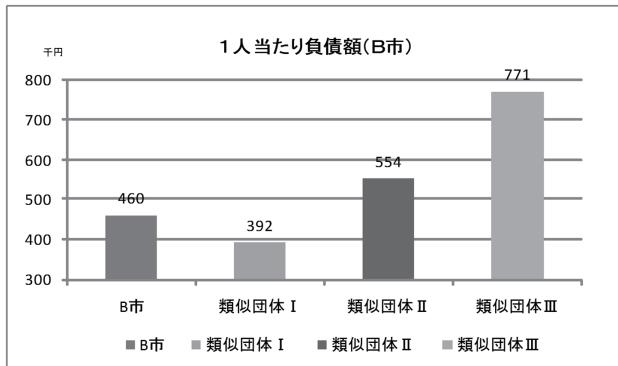
$$\text{住民一人当たり負債額} = \text{負債総額} / \text{住民基本台帳人口}$$

※負債総額:「負債合計」(B/S)

#### ○ 自団体の経年比較



#### ○ 類似団体比較



10

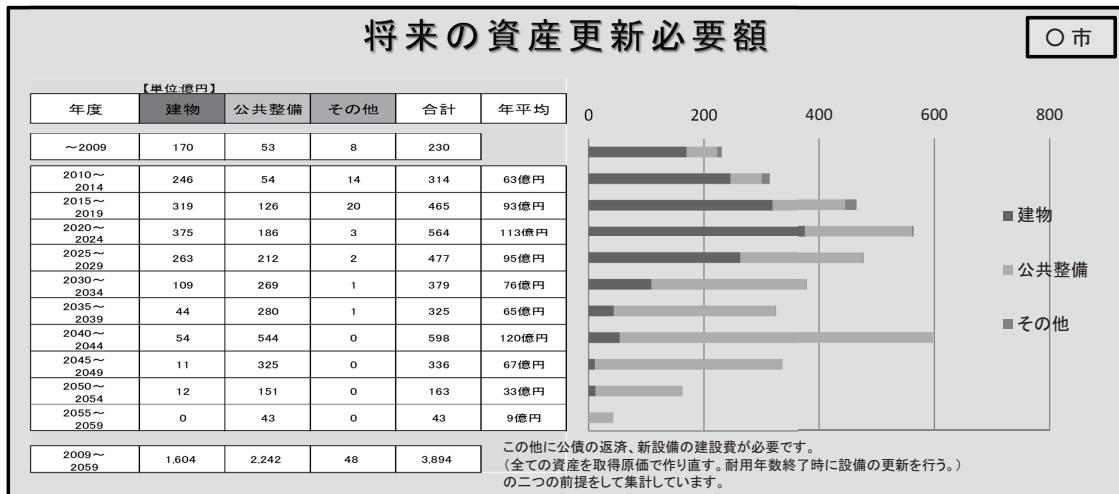
## 財務書類の活用例～資産の適切な管理①

### <資産の適正な管理>

- 財務書類を作成する上で、整備する必要がある資産台帳や債権の把握により資産管理、債権管理への活用が可能

#### 【事例】資産管理への活用(将来的資産更新必要額の推計)

- 将来的資産更新必要額について、①全ての資産を取得原価で作り直す、②耐用年数終了時に設備の更新を行う、という二つの前提に基づき下表のように推計。○市においては、2020年～2024年を中心に資産更新が集中することが想定され、これを見通した財政運営を行う必要性が認識されるとともに、維持補修など資産の延命化による更新時期の平準化や施設の用途・必要性の見直しの検討など計画的な資産管理が可能。



11

## 財務書類の活用例～資産の適切な管理②

### ＜大規模施設の更新需要の対応＞

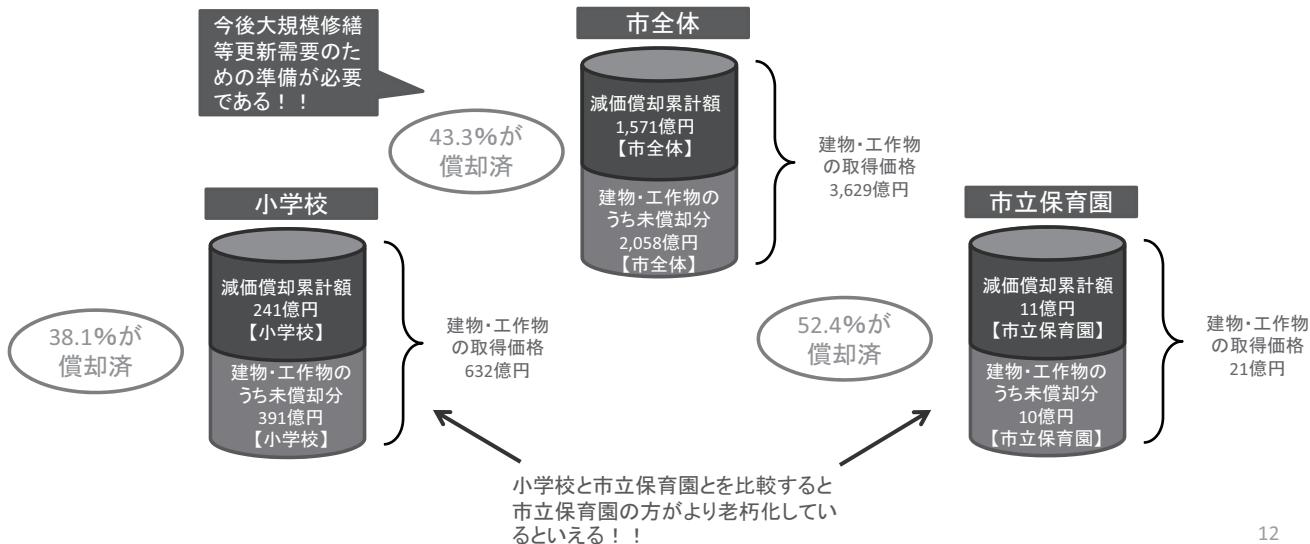
- ・償却資産の老朽化比率を算定、活用することにより、今後の公共施設の大規模修繕及びそのための財源である基金の積み立てを行う。
- ・公共施設の目的・種類別等施設の老朽化比率を個別に分析することにより、どの施設の老朽化が進んできているかを把握する。

### 【事例】大規模施設の更新需要の対応

#### ☆固定資産の老朽化比率

固定資産の老朽化比率とは、建物及び工作物の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産の価値がどれくらい減耗しているかを把握するものである。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の} + \text{減価償却累計額}} \quad \text{貸借対照表上額}$$



12

## 財務書類の活用例～セグメント分析①

### ＜行政評価との連携＞

- ・行政コスト計算書を事業別・施設別に細分化させ、行政評価と連携させることにより、正確なコストに基づいた行政サービスの評価が可能

### 【事例】図書館運営に係る行政評価

- 貸出サービス、施設サービス及び講座サービスを実施している図書館の運営状況を評価するため、当該施設の行政コスト計算書をもとにアウトプット指標を算出・分析を行った。

#### 行政コスト計算書

項目	18年度	17年度	増減
人にかかるコスト	43,431	44,917	△ 1,486
人件費	39,714	41,782	△ 2,069
退職手当引当金繰入額	3,717	3,134	583
物にかかるコスト	71,653	63,830	7,823
物件費	45,908	38,843	5,065
維持補修費	250	0	250
減価償却費	27,495	24,987	2,508
その他のコスト	12,653	12,198	455
公債費利子	12,653	12,198	455
その他	0	0	0
合計	127,737	120,945	6,792
内訳			
貸出サービス	89,416	84,662	4,754
施設サービス	12,774	12,095	679
講座サービス	25,547	24,188	1,359

#### 利用状況等

図書貸出サービス業務	(貸出利用者数)	(冊数)	(回数)
貸出利用者数 (人)	95,031	100,657	△ 5,626
貸出冊数 (冊)	334,949	344,561	△ 9,612

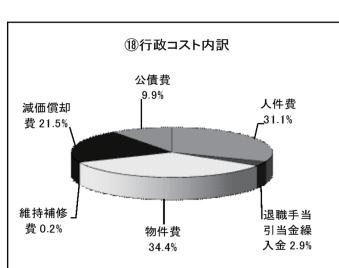
施設サービス業務	(回数)
施設利用回数 (回)	10,086

講座サービス業務	(人)
講座受講者数 (人)	2,866

#### 評価指標

貸出利用者1人当コスト	(単位: 円)
941	841
267	214
1,267	998
8,914	7,667



#### ＜実際の分析＞

##### 1 行政コスト計算書の比較

・合計額は、H17は120,945千円、H18は127,737千円 (対前年度6,792千円増)

##### 2 利用状況の比較(年間)

###### ①図書貸出サービス

###### ・利用者人数

5,626人の減(H17:100,657人、H18:95,031人)

###### ・貸出冊数

9,612冊の減(H17:344,561冊、H18:334,949冊)

###### ・1人当たり貸出冊数

0.1冊/人の増(H17:3.42冊/人、H18:3.52冊/人)

###### ②貸出利用者1人当たりコスト

100円の増(H17:841円、H18:941円)

###### ③貸出1冊当たりコスト

21円の増(H17:246円、H18:267円)

18年度は、貸出利用者1人当たりのコストは941円、貸出1冊当たりのコストは267円となりました。270円程度で本を1冊約2週間借りることができたら、借りるでしょうか?借りないでしょうか?この結果が市民の満足度であり、行政評価の基準となるものです。今後も満足度を低下させないようコスト削減に努めるとともに、各種広報メディアの活用などによる利用者・貸出冊数の増などにも努めていくこととします。

13

## 財務書類の活用例～セグメント分析②（1／2）

### 〈施策見直しのツールとしての活用〉

- ・受益者負担の適正化や施設管理の効率化などの施策見直しのツールとして活用

#### 【事例】施設使用料の改定

- 長期にわたって定額に据え置いてきた施設の使用料を受益者負担の適正化を図るため改定し、改定率の決定に当たっては、施設別行政コスト計算書を活用し、コストの算出、使用料等の算定、現行使用料等の評価、今後の取組方針を策定。

行政コスト計算書

(単位:千円)

	文化会館	
	17年度（改定前）	19年度（改定後）
<b>【経常費用】</b>		
1. 経常業務費用	358,989	334,480
①人件費	0	0
②物件費	129,793	134,360
減価償却費	128,409	132,886
その他	1,384	1,474
③経費	223,738	195,042
④業務関連費用	5,458	5,078
2. 移転支出	28	13
経常費用合計	359,017	334,493
<b>【経常利益】</b>		
経常業務収益	25,425	27,504
①業務収益	25,425	27,504
②業務関連収益	0	0
経常収益合計	25,425	27,504
純経常費用（純行政コスト）	333,592	306,989

#### アウトプット指標

利用者数（延べ）	204,106	224,629
一人当たりコスト（円）	1,634	1,367
税外負担金（受益者負担の割合）	7.1%	8.2%

14

## 財務書類の活用例～セグメント分析②（2／2）

#### （算定方法）

- ①行政コストの算出
  - ・行政サービスに要する費用をできるだけ正確に算出するため、原則として、使用料等算定表（別表1）に基づきコストを算出。
- ②使用料等の算定
  - ・①により算出された行政コストに対し、受益者負担率を選定し（100%、75%、50%、25%、0%）、これを基準に使用料等を算出。
- ③評価及び今後の取組み
  - ・②で算出した額を踏まえ、現行の使用料等を評価するとともに、今後、受益者負担の適正化に向け、どのように取り組むかを具体的に記載（別表2）。

（別表1）

使用料等算定表	施設名	文化会館	
(算式) <大会議室>			
使用面積に対する1時間当たり使用料			
= 経常費用 × 使用床面積 / 建物延面積 ÷ 年間利用可能日数 ÷ 1日利用可能時間			
= 359,017(千円) × 179 / 8,688 ÷ 271 ÷ 12 × 1,000			
= 2,275円			
1時間当たり現行使用料 全日 11,760 ÷ 12 = 980			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

（別表2）

評価	今後の取り組み
文化会館の稼働率は約50%程度であり、そのうち、減額・免除団体の利用も多いことから、使用料収入は約10%とかなり低い。特に一般利用者の件数は約47%である。使用料料金は近隣団体と比較しても高くないと思われる。	使用料収入の増が必要であり、そのためには、使用料の値上げや減額・免除団体の縮小も必要不可欠となってくる。使用料の上限幅をどのくらいにするかは今後の課題となってくるが、市民文化施設という位置づけから大幅に上げることはできない。

#### 使用料改定の考え方



現行使用料（980円）と負担率後の額（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

15

## 財務書類の活用例～セグメント分析③

＜施設管理の効率化＞

- 施設別財務書類を作成することにより、各施設における行政サービスの効率性の分析や改善点の抽出を行うことができる

### 【事例】施設白書を用いた施設の統廃合

平成20年に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を行った。

#### ■ 施設白書の効果

- 同種グループでの分析による行政コストの可視化
- 担当職員自身により作成された施設別BS・PLによる意識改革
- 担当課長による「調査結果と将来計画」のプレゼンテーションによる情報共有
- 議会・市民への客観的な情報提供

分析・検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を決定。

(公民館類似施設として利用されているコミュニティセンターの機能性向上の改修工事を実施し、コミュニティセンターについて公民館機能を兼ね備えた複合施設として運営し、公民館は老朽化のため解体。)

### 【施設群名: 公民館】 施設別バランスシート (単位:千円)

整理No.	16-1	16-2	16-3	16-4	16-5
施設名称	○○公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館
【資産】					
建物等	401,016	157,456	212,534	3,423	29,248
土地	34,814	36,278	33,912	59,718	55,035
資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283
【負債】					
市債	20,673				
【純資産】					
純資産	415,157	193,734	246,446	63,141	84,283
負債・純資産合計	435,830	193,734	246,446	63,141	84,283

### 施設別行政コスト計算書 (単位:千円)

【行政コスト】					
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908
需用費	2,705	631	5,145	1,477	2,207
減価償却費	9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他	298	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計	35,372	22,956	36,546	19,395	18,126
【収入】					
使用料	209	255	131	363	154
その他	35	31	177	147	228
収入合計	244	286	308	510	382
受益者負担割合					
0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%	
利用者一人当たりコスト	1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円

16

## 財務書類の活用例～セグメント分析④

〈予算編成への活用〉

- 財務書類を予算編成過程における具体的な政策決定の資料として活用

### 【事例】予算資料としての活用(施設建設決定のための施設別行政コスト計算書)

(概要)

○ 「青少年の家」を建設するにあたり、建設費用だけでなく、ライフサイクルコストやランニングコストも把握するため、予算編成の過程で、施設別行政コスト計算書を作成し、建設するか否かの政策決定の判断資料とした。

#### 「青少年の家」行政コスト計算書

自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日

(単位:千円)

【経常行政コスト】				
(人にかかるコスト)				
人件費	19,000			
退職手当引当金繰入等	1,263			
小計		20,263		
(物にかかるコスト)				
物件費	18,800			
減価償却費	9,884			
小計		28,684		
(移転支出的なコスト)				
小計		0		
(その他のコスト)				
小計		5,625		
経常行政コスト			54,572	
【経常収益】				
使用料・手数料	3,500			
分担金・負担金・寄附金	30			
経常収益合計			3,530	
(差引) 純経常行政コスト				51,042

※減価償却却是、建築50年、電気設備・機械設備15年で算出

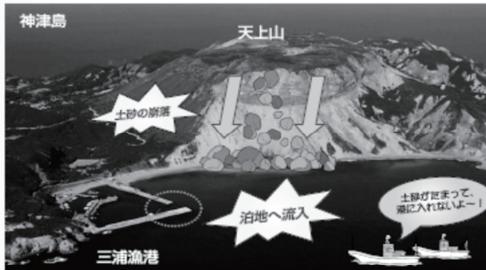
1人あたりの利用に係る経費 宿泊 3,962円 (利用者3,000人で算出)  
賃貸 1,255円 (利用者34,000人で算出)

17

## 財務書類の活用例～セグメント分析⑤

【事例】神津島三浦漁港防砂潜堤設置

これまで…



天に山からの土砂が流入し、毎年しゅんせつ<sup>\*</sup>していました

しゅんせつ費用は 每年8,000万円



※しゅんせつ：海底にたまつた土砂を取り除くこと

出典：平成23年度 東京都予算案の概要

事業評価では…



防砂潜堤を設置し、土砂の流入を防止することを検討

- 堆積する土砂は90%減少、しゅんせつは、10年に1回に
- コンクリート製で、50年維持管理費不要



〈防砂潜堤の設置によるコストメリット〉

(発生主義による試算) (単位：百万円)

区分	防砂潜堤設置	現行 (毎年度しゅんせつ)	差 引
減価償却費	29	—	29
しゅんせつ経費	8	80	△72
合計	37	80	△43

現金主義では…潜堤設置費用 約16億円の是非が争点に

結論 毎年4,300万円のコスト減になることが明らかになりました。

単年度の収支だけでなく、将来にわたるフルコストで比較できるようになりました。

18

## 財務書類の活用例～セグメント分析⑥

【事例】還往丸と黒潮丸に係る代替船の建造

現状…



八丈島・青ヶ島の地域振興のため、都からの補助を受けて、この2隻の旅客・貨物輸送の船が整備されていました。



老朽化が進んできました

【現状】現行2隻をこのまま修繕して使用し続けても、いつかは建造する時期を迎えます。

事業評価では…



- 2隻の船を修繕して使用する
- 集約して新たに1隻の代替船を建造する

の2案で検討



〈代替船建造と現行2隻の修繕のコスト比較〉

(発生主義による試算) (単位：百万円)

区分	代替船建造	現船の修繕	差 引
減価償却費	54	—	54
維持経費	203	267	△64
燃料代	65	72	△7
修繕費	24	39	△15
人件費	114	156	△42
合計	257	267	△10

現金主義では…代替船建造費用 約15億円の是非が争点に

結論 代替船を建造して1隻に集約した方が、毎年1,000万円のコスト減になることが明らかになりました。

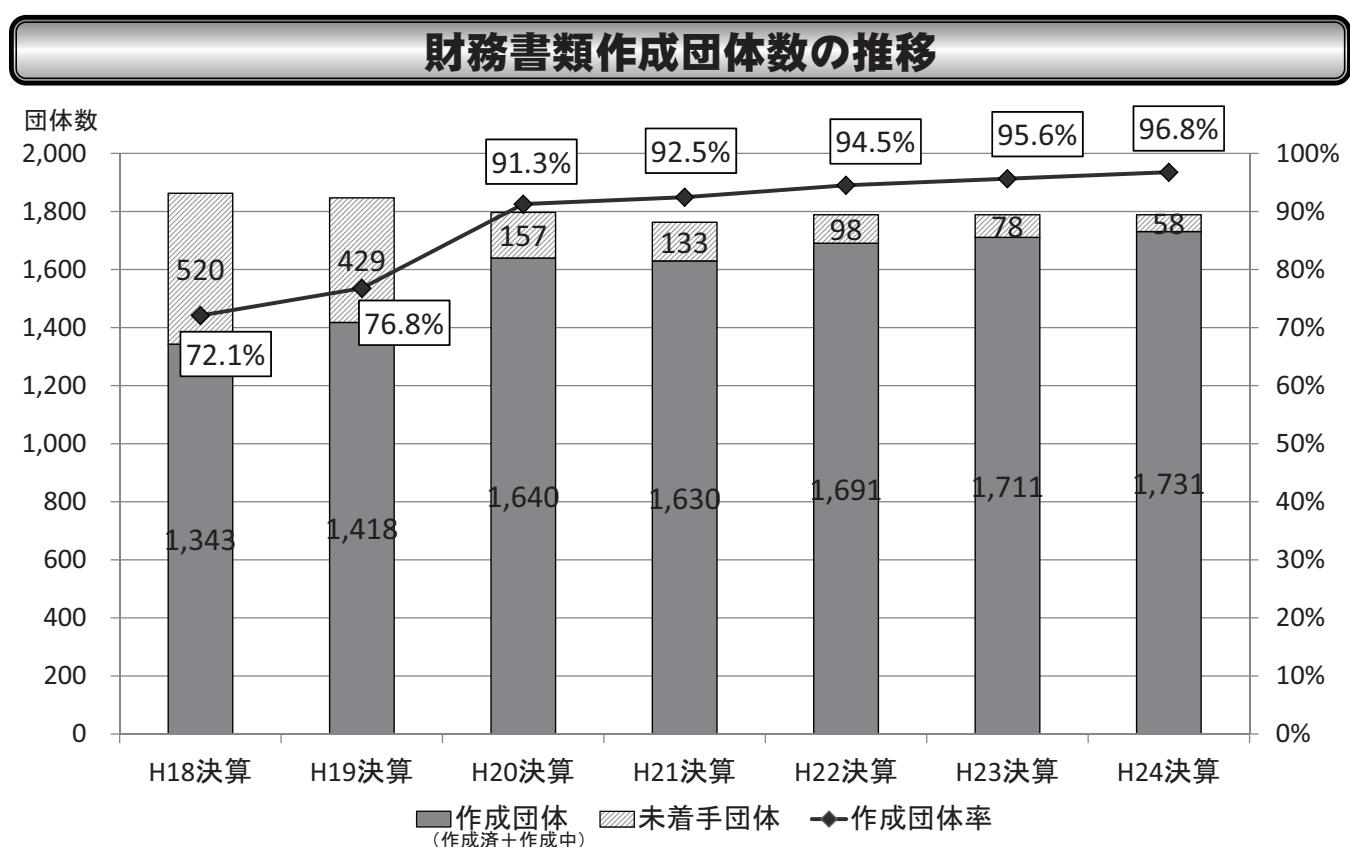
あらゆるコスト情報から、資産の更新方法の比較が可能になりました。

出典：平成24年度 東京都予算案の概要

19

## ②地方公会計整備の現状

20

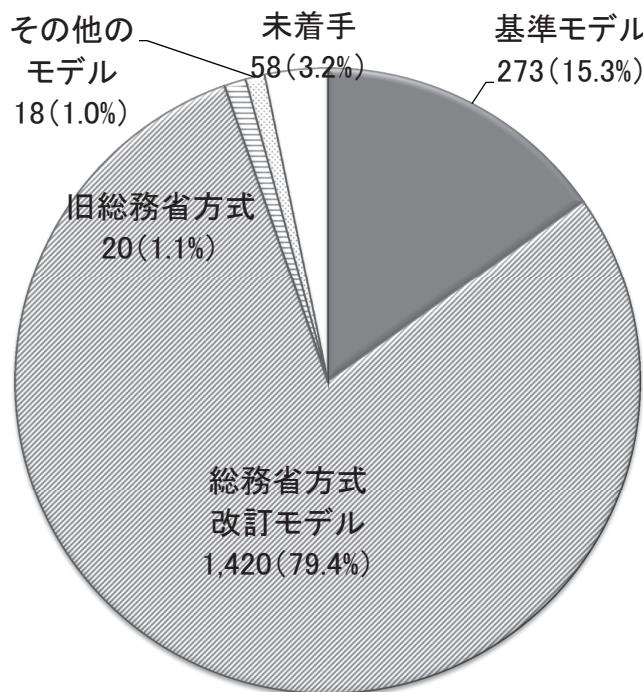


※ 都道府県及び指定都市は、平成18～24年度決算いずれにおいても全団体が作成団体  
※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体(34団体)は集計対象外  
※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

21

## モデル別の財務書類作成状況（平成24年度決算）

(平成26年3月31日時点)

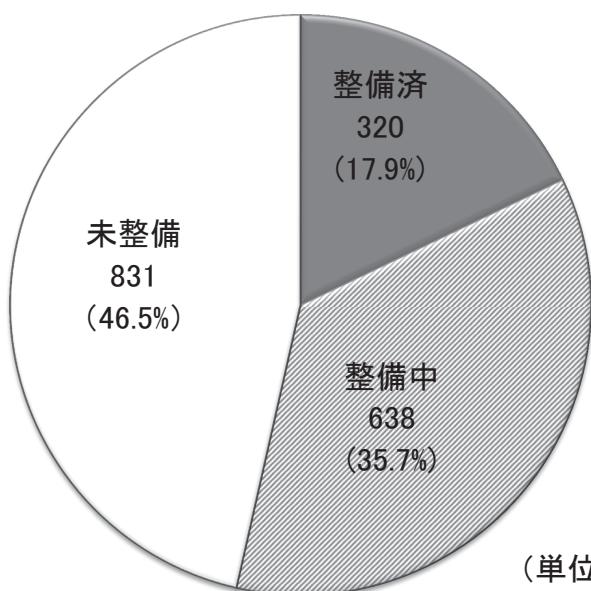


(単位:団体、%)

22

## 固定資産台帳の整備状況（平成24年度決算）

(平成26年3月31日時点)



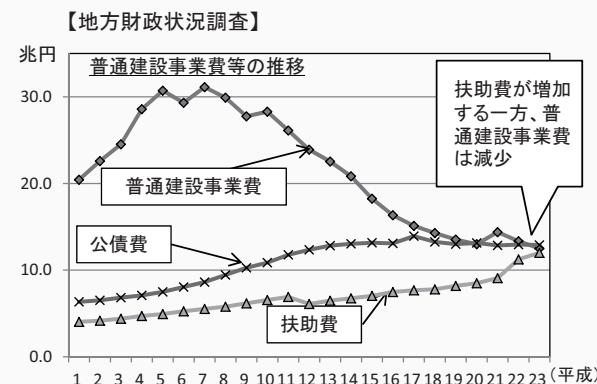
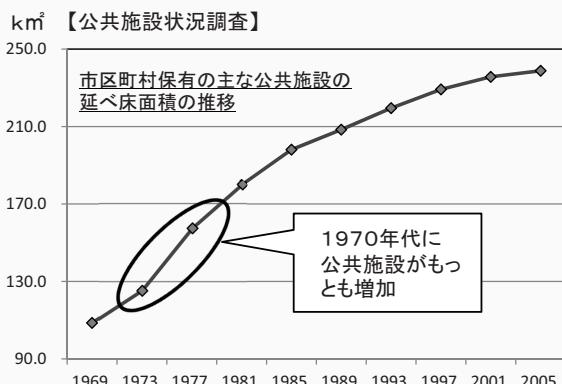
(単位:団体、%)

※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理(更新)ができていない団体(84団体)を含む

23

## 固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

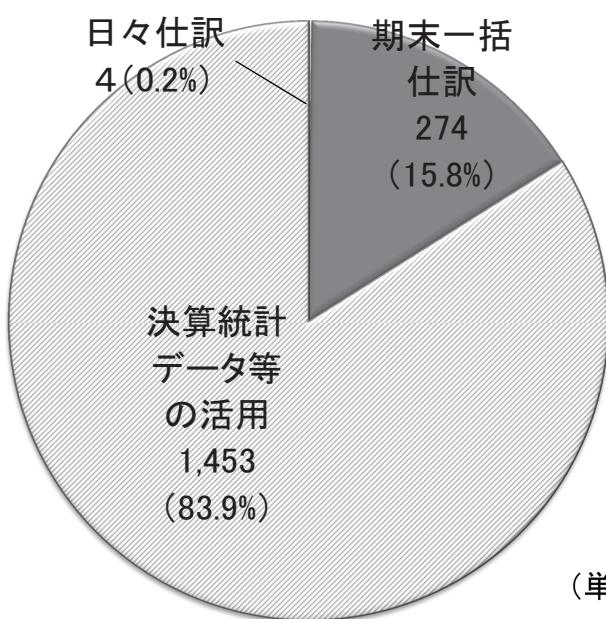


財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

24

## 複式簿記の導入状況（平成24年度決算）

(平成26年3月31日時点)



区分	団体数	割合
日々仕訳	4	(0.2%)
期末一括仕訳	274	(15.8%)
決算統計データ等の活用	1,453	(83.9%)
合計	1,731	(100%)

※ 日々仕訳及び期末一括仕訳はいずれも複式仕訳  
※ 平成24年度決算に係る財務書類の作成団体(1,731団体)における導入状況

25

## ③今後の地方公会計の整備促進 ～今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書～

26

### 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要①

#### 1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル）を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところ。

新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催（第1回：平成22年9月）。

#### 2. 検討項目

- ・作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
- ・国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
- ・財務書類等の作成に関する統一的な基準の策定
- ・その他新地方公会計の推進に必要な事項 等

#### 3. 構成員

- ・学識経験者及び公認会計士（IPSASBに日本代表として出席している者を含む）  
座長は、鈴木 豊 青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授
- ・オブザーバー：財務省主計局法規課公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局 等

27

## 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要②

### 4. 構成員名簿

(敬称略)

(メンバー)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授)

(五十音順)

伊澤 賢司 (新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員)

石原俊彦 (関西学院大学専門職大学院教授)

鵜川正樹 (青山学院大学大学院特任教授 公認会計士)

川村義則 (早稲田大学商学学術院教授)

小西砂千夫 (関西学院大学大学院教授)

小室将雄 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

坂邊淳也 (株式会社KPMG FAS 公認会計士)

菅原正明 (公認会計士・税理士)

関川正 (公認会計士)

関口智 (立教大学准教授)

(オブザーバー)

川野 豊 (財務省主計局法規課公会計室長)

小菅秀記 (東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長)

谷脇博之 (大阪府会計局会計指導課長)

28

## 今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

### 現 状

①発生主義・複式簿記の導入

総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成

②固定資産台帳の整備

総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない

③比較可能性の確保

基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式(東京都方式等)が混在

### 今 後

発生の都度又は期末一括で複式仕訳(決算統計データの活用からの脱却)

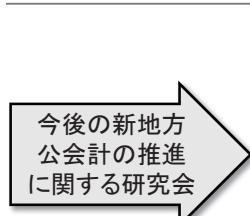
固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用可能

統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保

H26.4.30

H27.1頃

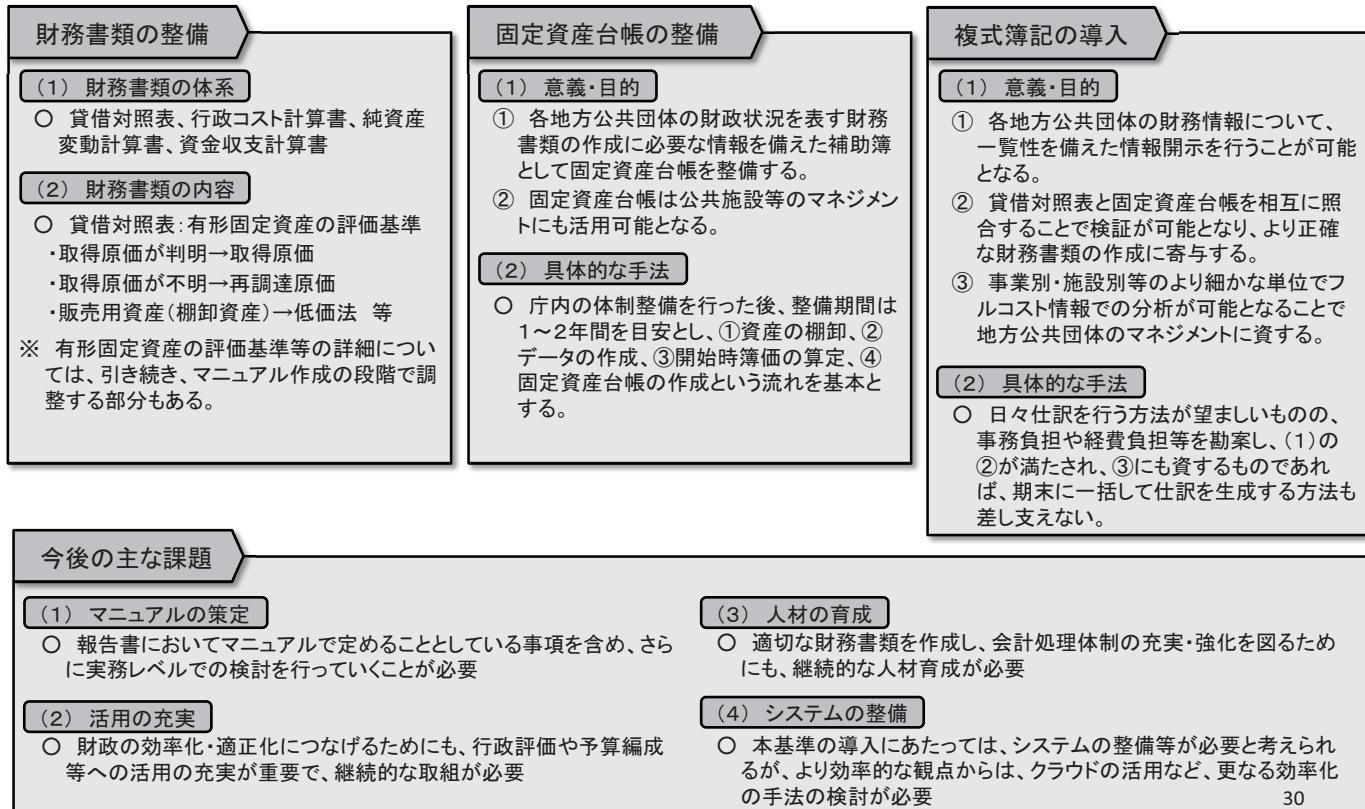
H30.3末 H32.3末



※ 移行期間は概ね3年間  
(やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間)

29

# 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要



30

# 「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」概要

## 1. 背景・目的

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)において示された統一的な基準による財務書類等の作成について、より詳細な取扱いを定めた要領等の作成に係る実務的な検討を行うため、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催する。(第1回会合: 平成26年5月28日)

## 2. 検討内容

主に以下の要領等の作成に係る実務的な検討を行う。

- (1) 財務書類作成要領
- (2) 固定資産台帳整備の手引き
- (3) 資産評価の手引き
- (4) 連結財務書類作成の手引き
- (5) 財務書類等活用の手引き
- (6) Q&A集

## 3. 構成員

(メンバー)

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授)

(敬称略)

(五十音順)

遠藤 尚秀(新日本有限責任監査法人 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事)

小室 将雄(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

菅原 正明(公認会計士、税理士)

中川 美雪(有限責任あずさ監査法人 公認会計士)

(サブメンバー)

伊藤 正勝(東京都会計管理局管理部特命担当課長)

田中 弘樹(愛媛県砥部町企画財政課財政係長)

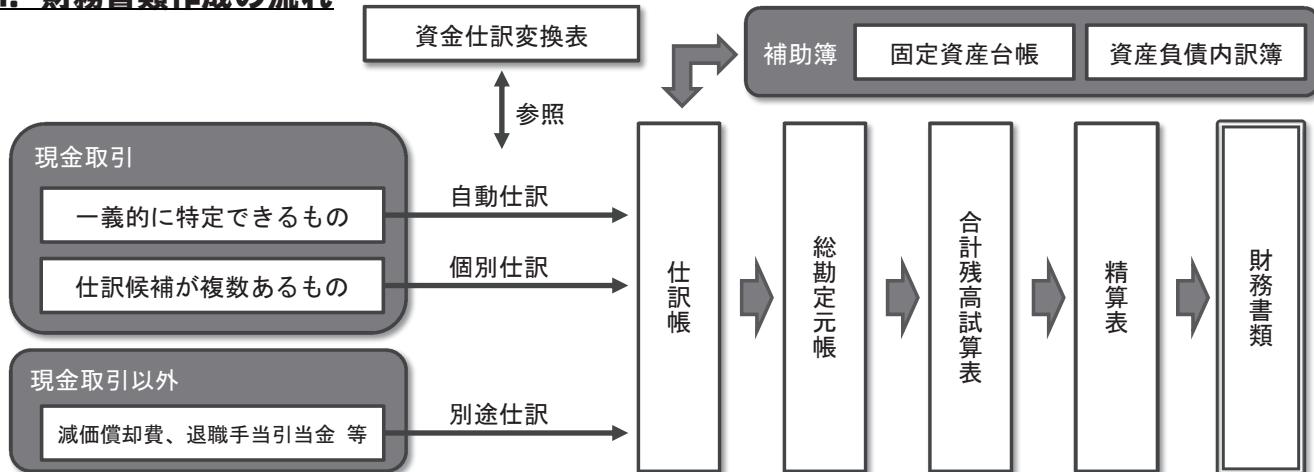
宮澤 正泰(千葉県習志野市会計管理者)

31

## 「財務書類作成要領」の概要

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

### 1. 財務書類作成の流れ



### 2. 資金仕訳変換表～仕訳候補が複数ある工事請負費の例～

	借 方		貸 方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出

32

## 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の概要

- 統一的な基準による固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
- 住民等に対する説明責任、PPP・PFIの導入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
- 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

<目次>

- I はじめに
- II 固定資産台帳の整備目的
- III 固定資産台帳の記載項目

- IV 固定資産台帳の記載対象範囲
- V 固定資産台帳の記載単位
- VI 減価償却・耐用年数等

- VII 資産の評価基準・評価方法
- VIII 固定資産台帳の整備手順
- IX 固定資産台帳の整備後の管理手順

### 1. 有形固定資産等の主な評価基準

[ ] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [ 再調達原価 ]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路等の敷地	備忘価額1円	取得原価 [ 備忘価額1円 ]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [ 再調達原価 ]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

(注) 基準モデル等で既に評価されている資産については、一定の経過措置が講じられている。

### 2. 再調達原価の算出方法（例）

土地：（地目・地区別）地積 × （地目・地区別）平均単価（円／m<sup>2</sup>）※平均単価は固定資産税評価額を基礎

建物：延べ床面積 × 構造・用途別単価（円／m<sup>2</sup>）※構造・用途別単価は保険金額を基礎

道路：幅員別道路延長 × 道路幅員別単価（円／m）※道路幅員別単価は工事費実績を基礎

33

## 統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による地方公会計を整備するよう、来年1月頃に全ての地方公共団体に要請する予定であるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

### 1. マニュアルの公表

マニュアルのうち固定資産台帳の整備等に係る部分については平成26年9月末に取りまとめて公表しており、平成27年1月頃までにQ&A等も含めたマニュアルの全体を取りまとめて公表する予定

➡ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

### 2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

➡ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（大部分が自動仕訳化）

### 3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）  
※詳細は別途資料「統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置」を参照

➡ 特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

### 4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方策も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

➡ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

34

## 統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置

### 1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

### 2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

### 3. 対象経費

#### ➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

#### ➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。  
(都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み)

※3 地方公会計システムの導入・改修に要する経費については、平成27年度以降の対象経費とすることを検討。

35

## 【参考】今後の地方公会計の整備促進について（大臣通知）

今後の新地方公会計の整備促進について(平成26年5月23日付け総務大臣通知(総財務第102号))

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは極めて重要であると考えております。

各地方公共団体における財務書類の作成は着実に進んでおりますが、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないか、また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないか、といった課題があります。

そのため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進めてきましたが、平成26年4月30日に報告書を取りまとめております。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であります。

さらに、こうした財務書類等を作成するためには、各地方公共団体においてICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担に配慮する必要があると認識しております。また、システム整備の重複投資を回避するため、地方公共団体共通のシステムを一括構築することも重要な課題であります。そのため、地方共同法人の活用も視野に入れながら、ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えております。なお、それまでの間、地方公共団体におかれましては、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備の準備（資産の棚卸等）等を進めていただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村に対して、この通知の趣旨について適切に助言いただきますようお願いします。

36

## 【参考】公会計基準・モデル比較表

	新基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キヤッショ・フロー計算書	○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判断不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を記載	○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価	○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額	○取得原価	○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

37

## 【参考】財務書類の体系（4表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】			【行政コスト計算書】		
科目	金額	科目	科目	金額	
<b>固定資産</b>	25,177	<b>固定負債</b>	5,197	1. 経常費用	3,996
有形固定資産	23,134	地方債	4,332	業務費用	2,757
事業用資産	7,561	その他	865	人件費	965
土地	1,924	<b>流动負債</b>	670	減価償却費	897
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670	その他	895
減価償却累計額	△ 5,637	<b>負債合計</b>	5,867	移転費用	1,239
インフラ資産	15,573			2. 経常収益	175
土地	2,781	<b>固定資産等形成分</b>	25,185	使用料及び手数料等	175
建物等	25,584	余剩分(不足分)	△ 5,509	3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
減価償却累計額	△ 12,792			4. 臨時損失	-
投資その他の資産	2,043			資産除売却損等	-
基金等	2,043			5. 臨時利益	-
流動資産	366			資産売却益等	-
現金預金	152			6. 純行政コスト(3+4-5)	3,821
その他	214	<b>純資産合計</b>	19,676		
<b>資産合計</b>	25,543	<b>負債及び純資産合計</b>	25,543		

【資金収支計算書】			【純資産変動計算書】		
科目	金額	科目	合計	固定資産等形成分	余剩分(不足分)
<b>【業務活動収支】</b>					
支出合計	3,038	1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
収入合計	4,442	2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
<b>業務活動収支①</b>	1,404	3. 財源	4,244		4,244
<b>【投資活動収支】</b>		4. 税収等	3,465		3,465
支出合計	1,221	国県等補助金	779		779
収入合計	156	5. 本年度差額(2+3)	423		423
<b>投資活動収支②</b>	△ 1,065	6. 固定資産等の変動(内部変動)	221		221
<b>【財務活動収支】</b>		有形固定資産等の増加	756		△ 756
支出合計	928	有形固定資産等の減少	△ 897		897
収入合計	607	貸付金・基金等の増加	519		△ 519
<b>財務活動収支③</b>	△ 321	貸付金・基金等の減少	△ 157		157
<b>本年度資金収支額④(①+②+③)</b>	18	7. 資産評価差額	-		-
<b>前年度末資金残高⑤</b>	134	8. その他	-		-
<b>本年度末資金残高⑥(④+⑤)</b>	152	9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
<b>本年度末資金残高⑥(④+⑤)</b>	152	10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

## 【参考】財務書類の体系（3表形式）

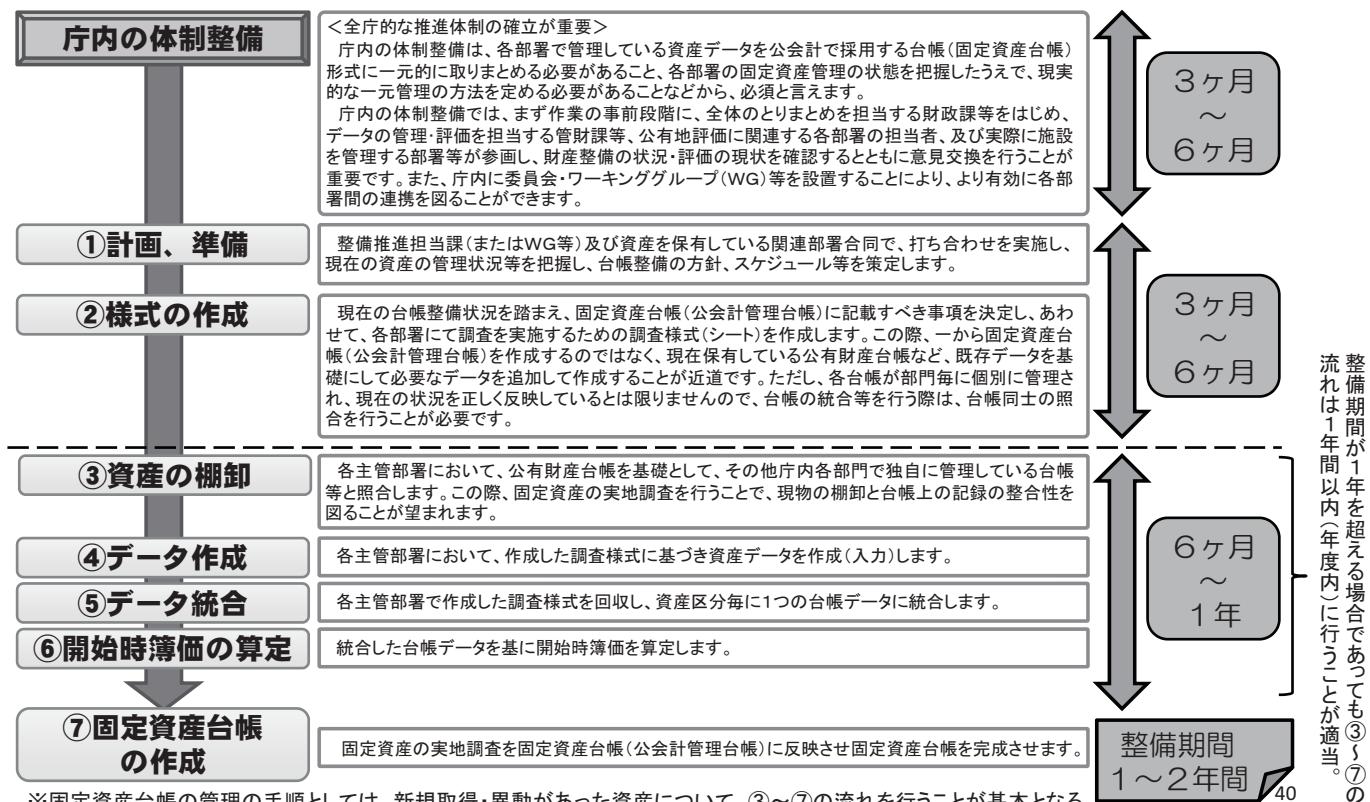
[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】			【行政コスト及び純資産変動計算書】(単位:百万円)		
科目	金額	科目	科目	金額	
<b>固定資産</b>	25,177	<b>固定負債</b>	5,197	1. 経常費用	3,996
有形固定資産	23,134	地方債	4,332	業務費用	2,757
事業用資産	7,561	その他	865	人件費	965
土地	1,924	<b>流动負債</b>	670	減価償却費	897
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670	その他	895
減価償却累計額	△ 5,637	<b>負債合計</b>	5,867	移転費用	1,239
インフラ資産	15,573			2. 経常収益	175
土地	2,781	<b>固定資産等形成分</b>	25,185	使用料及び手数料等	175
建物等	25,584	余剩分(不足分)	△ 5,509	3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
減価償却累計額	△ 12,792			4. 臨時損失	-
投資その他の資産	2,043			資産除売却損等	-
基金等	2,043			5. 臨時利益	-
流動資産	366			資産売却益等	-
現金預金	152			6. 純行政コスト(3+4-5)	3,821
その他	214	<b>純資産合計</b>	19,676		
<b>資産合計</b>	25,543	<b>負債及び純資産合計</b>	25,543		

【資金収支計算書】			【純資産変動計算書】		
科目	金額	科目	合計	固定資産等形成分	余剩分(不足分)
<b>【業務活動収支】</b>					
支出合計	3,038	1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
収入合計	4,442	2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
<b>業務活動収支①</b>	1,404	3. 財源	4,244		4,244
<b>【投資活動収支】</b>		4. 税収等	3,465		3,465
支出合計	1,221	国県等補助金	779		779
収入合計	156	5. 本年度差額(7-6)	423		423
<b>投資活動収支②</b>	△ 1,065	6. 固定資産等の変動(内部変動)	221		221
<b>【財務活動収支】</b>		有形固定資産等の増加	756		△ 756
支出合計	928	有形固定資産等の減少	△ 897		897
収入合計	607	貸付金・基金等の増加	519		△ 519
<b>財務活動収支③</b>	△ 321	貸付金・基金等の減少	△ 157		157
<b>本年度資金収支額④(①+②+③)</b>	18	7. 資産評価差額	-		-
<b>前年度末資金残高⑤</b>	134	8. その他	-		-
<b>本年度末資金残高⑥(④+⑤)</b>	152	9. 本年度純資産変動額(8~12の合計)	423	221	202
<b>本年度末資金残高⑥(④+⑤)</b>	152	10. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
<b>本年度末純資産残高(13+14)</b>	19,676	11. 本年度末純資産残高	19,676	25,185	△ 5,509

## 【参考】固定資産台帳整備の流れの例

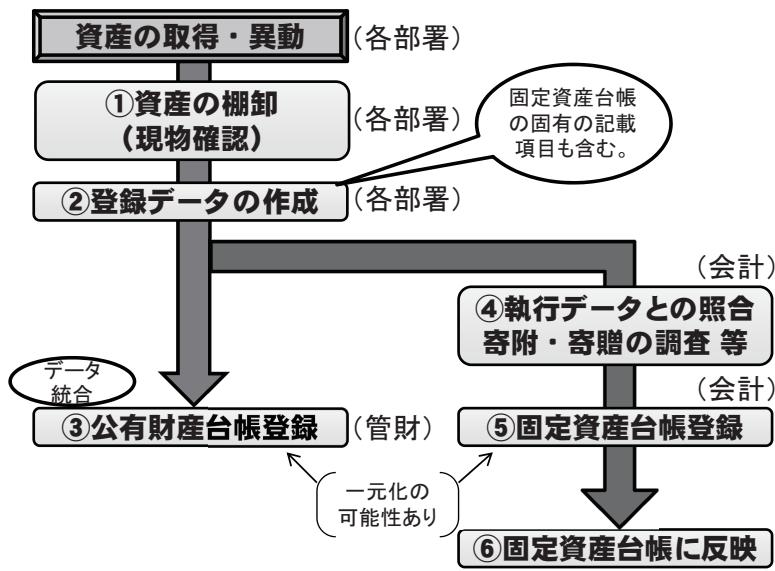


## 【参考】固定資産台帳管理(毎年)の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提

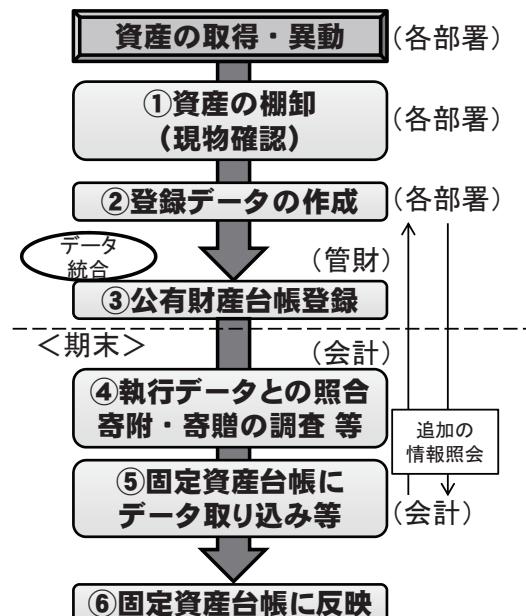
### I. 日々仕訳

<隨時>



### II. 期末一括仕訳

<随时>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

## 【参考】固定資産台帳の記載項目の例

### ①基本項目

1 番号	31 増減異動後簿価(期末簿価)
2 枝番	32 会計区分※
3 所在地※	33 予算執行科目
4 所属(部局等)	34 用途
5 勘定科目(種目・種別)	35 事業分類
6 件名(施設名)	36 開始時見積資産
7 リース区分	37 各種属性情報
8 耐用年数分類(構造)	38 売却可能区分
9 耐用年数	39 時価等※
10 取得年月日	40 完全除却済記号
11 供用開始年月日	41 数量((延べ床)面積)※
12 取得価額等	42 階数(建物)※
13 増減異動日付	43 地目(土地)※
14 増減異動前簿価	44 稼働年数※
15 増減異動事由	45 目的別資産区分※
16 今回増加額	46 減価償却累計額※
17 有償取得額	47 財産区分(行政財産・普通財産)※
18 無償所管換増分	48 公有財産台帳番号※
19 その他無償取得分	49 法定期帳番号※
20 調査判明増分	
21 振替増額	
22 評価等増額	
23 今回減少額	
24 除売却額	
25 無償所管換減分	
26 その他無償譲渡分	
27 誤記載減少分	
28 振替・分割減額	
29 減価償却額	
30 評価等減額	

### ②追加項目

50 取得財源内訳
51 耐震診断状況(建物)※
52 耐震化状況(建物)※
53 複合化状況※
54 利用者数(件数)※
55 稼働率※
56 運営方式※
57 運営時間※
58 職員人数※
59 ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

42

## 2. 公共施設等総合管理計画

43

## ①公共施設マネジメントの背景 (地方公共団体の置かれた状況)

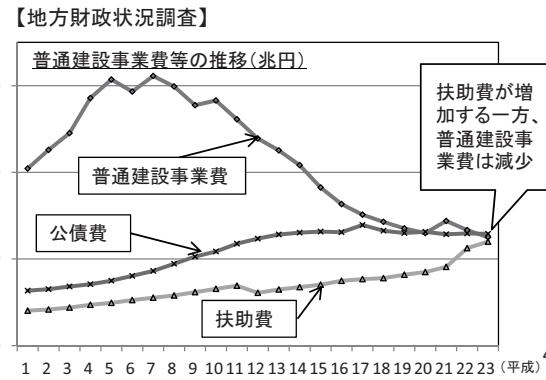
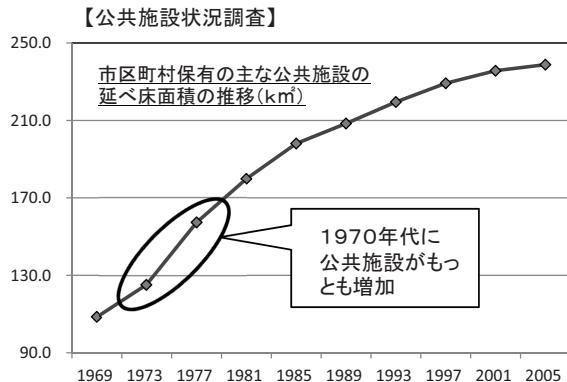
44

### 総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

#### 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

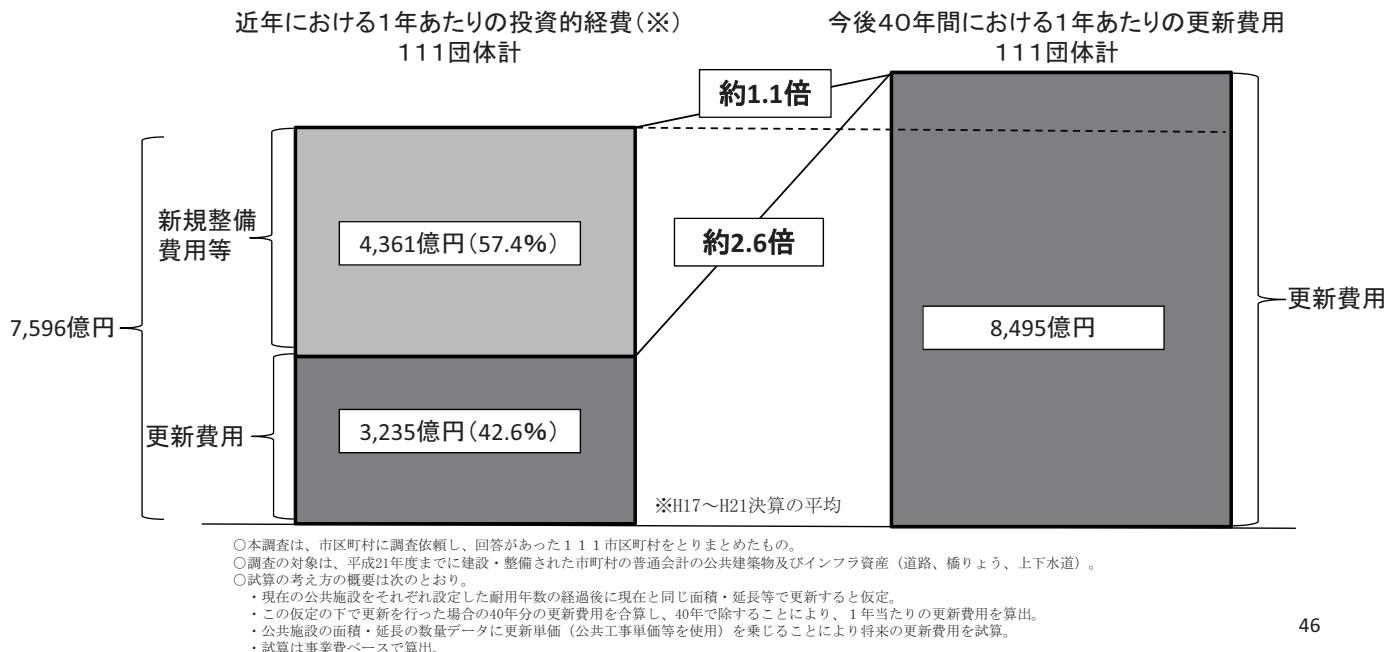


## 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(H24.3)

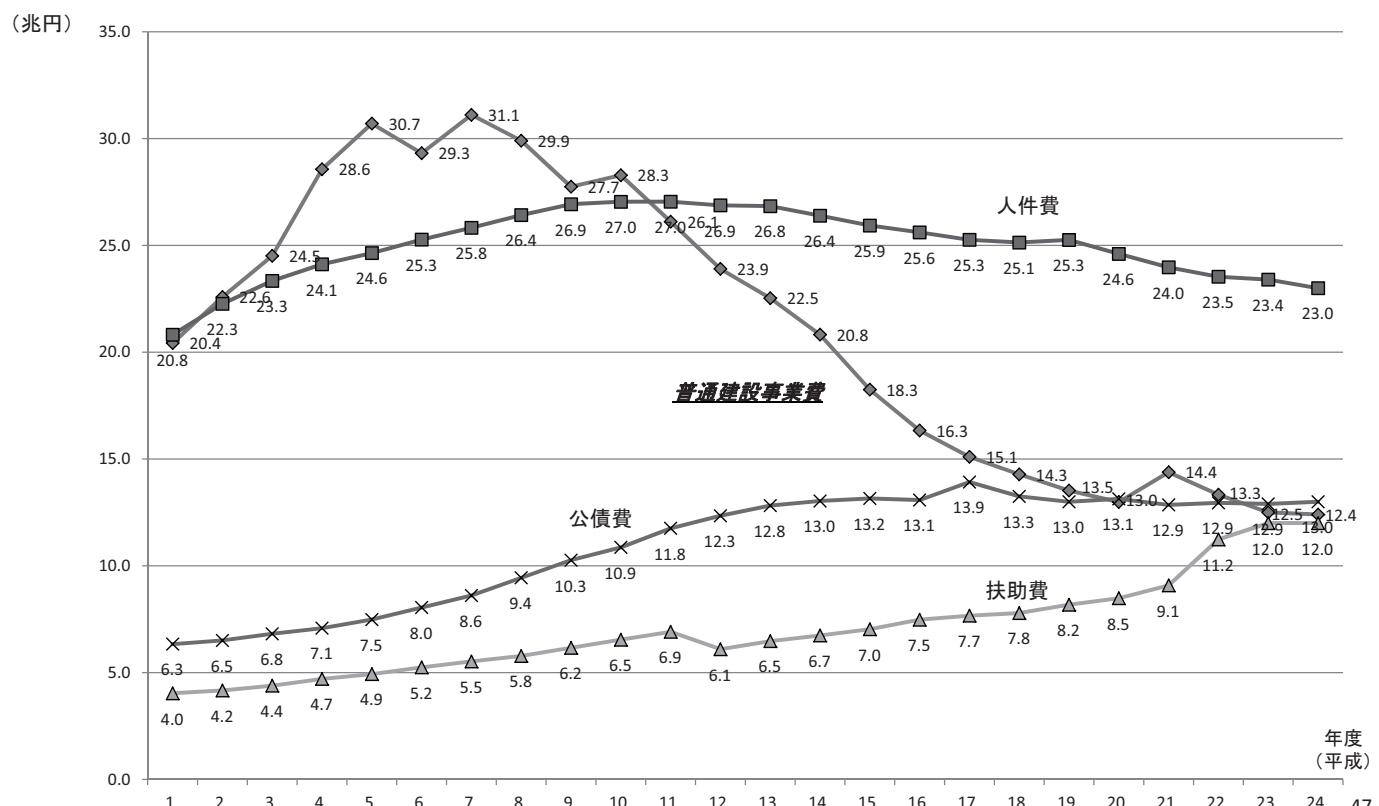
○調査対象の111団体の今後40年間における1年あたりの更新費用は、

①現在の投資的経費の約1.1倍、②現在の更新費用の約2.6倍

の額になると試算(全ての施設を更新した場合)。(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



## 地方の投資的経費の推移



## 公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

### 1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）  
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

### 2. 調査結果の概要

- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。  
時期未定のものも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

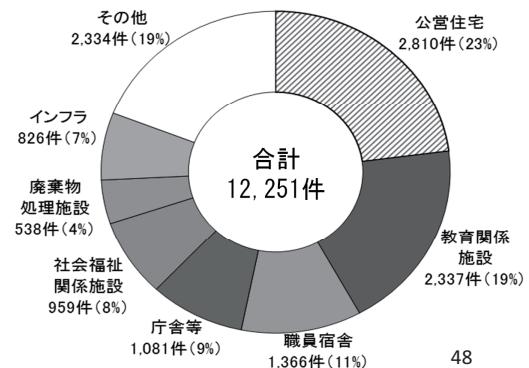
#### 【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期					
		緊急(1～2年以内)	数年程度後	未定			
1 回答施設数(件)	12,251	3,969 32.4%	3,273 26.7%	5,007 40.9%			
2 平均築年数(年)	41	42	41	42			
3 解体撤去費用 (百万円)	403,944	115,411 28.6%	127,567 31.6%	160,965 39.8%			

※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。

※解体撤去費用（概算値）は、各団体からの有効回答を集計したものである。

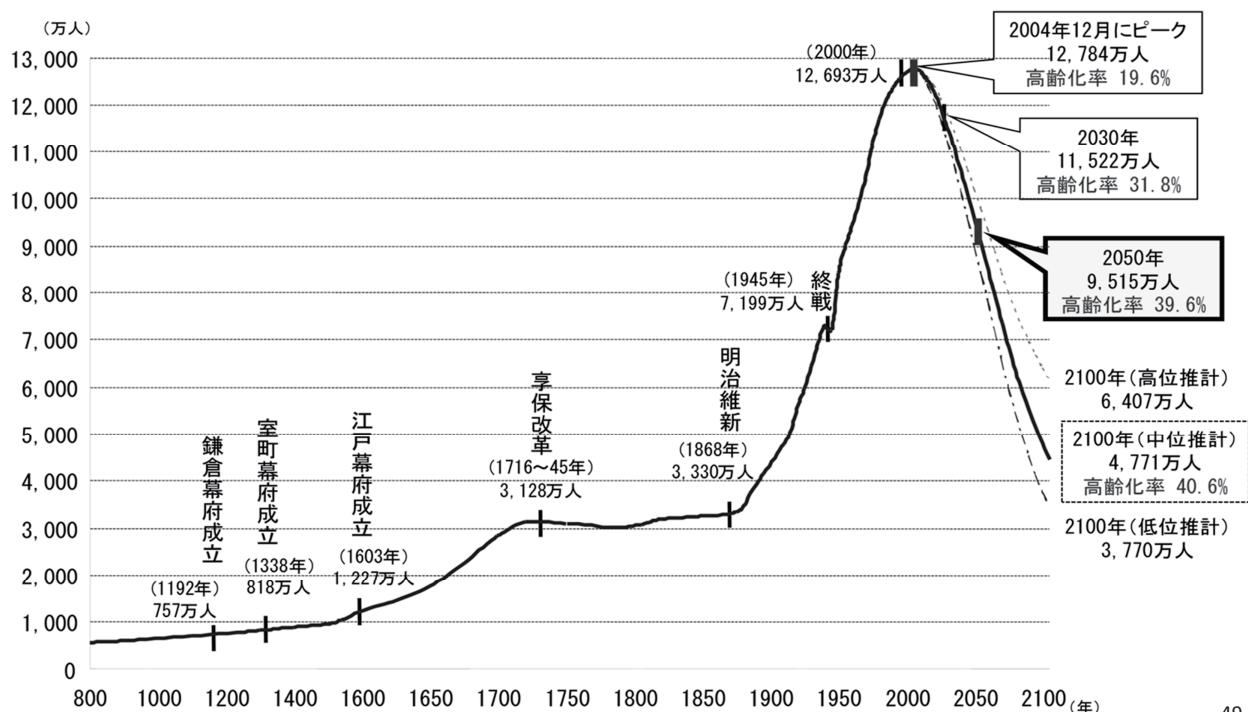
#### 【施設分類別の件数（全国計）】



48

## 我が国における総人口の長期的推移

- 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

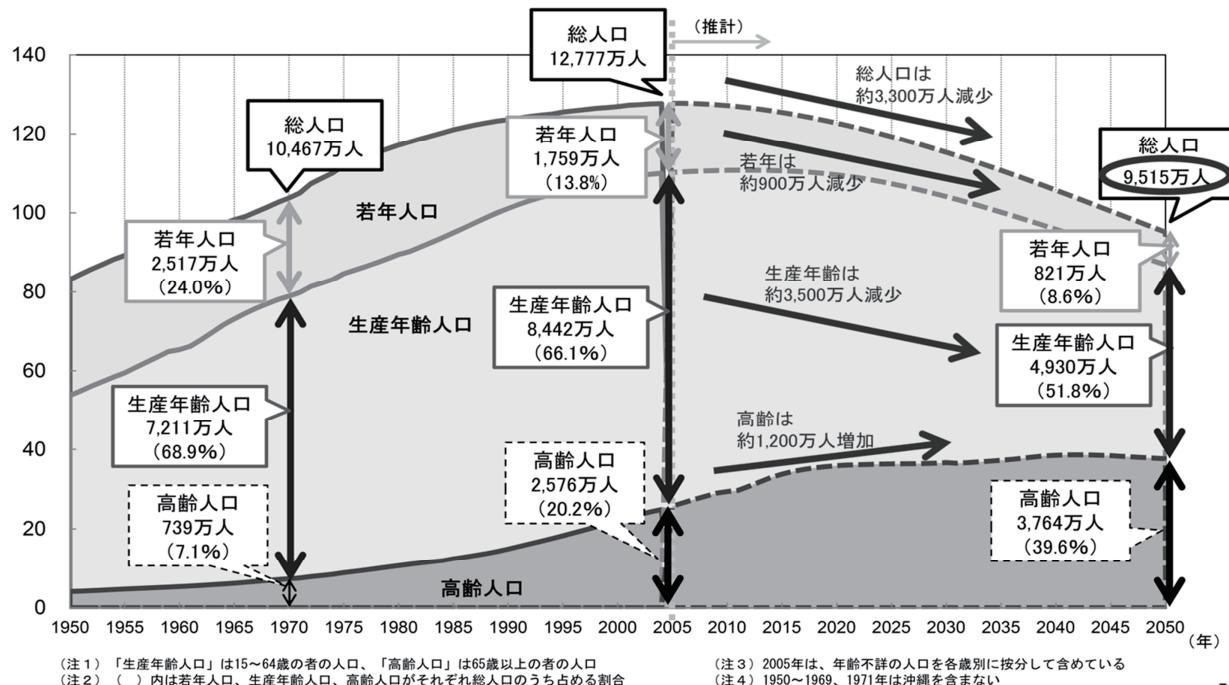


出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

49

## 我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。

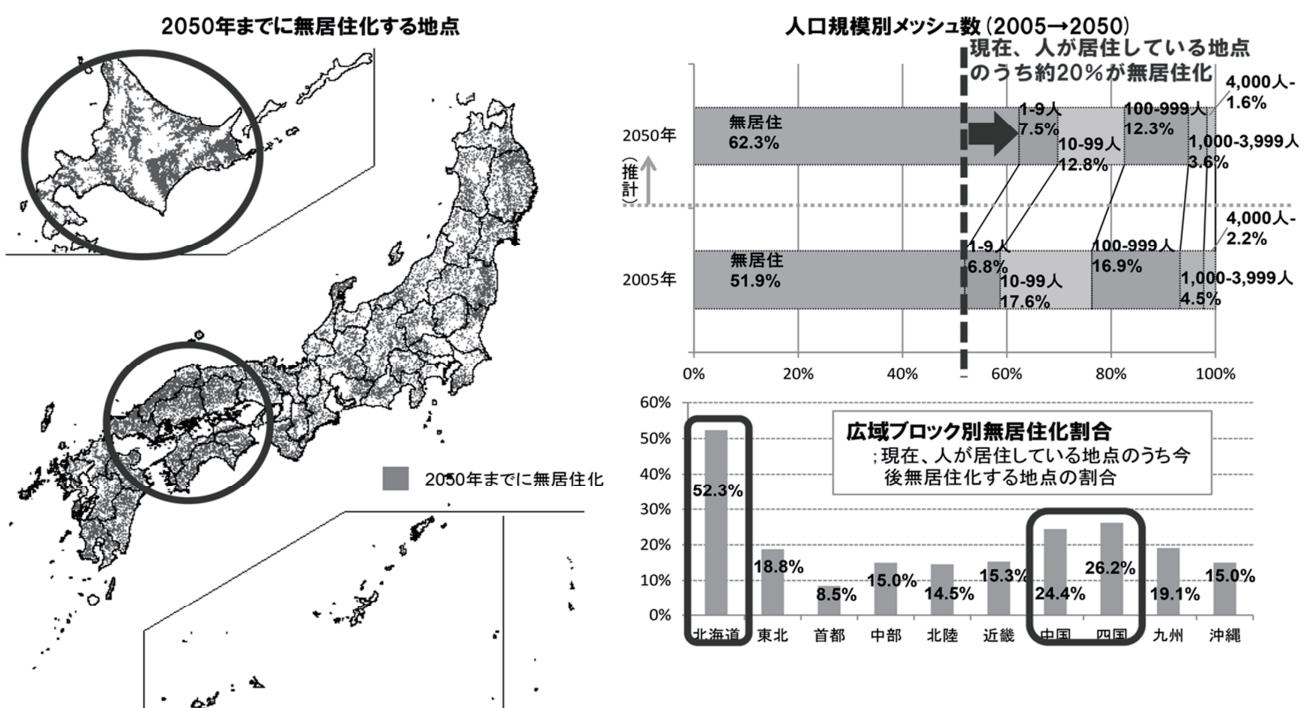


出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

50

## 居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

51

## ②国における取組と インフラ長寿命化基本計画

52

### 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き①

#### ①「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告(総務省行政評価局)(H24)

##### 勧告事項(H24.2)

###### (1)法令台帳等の整備

- 1 国土交通省は、施設を適切に維持管理するため、法令台帳等の整備を徹底すること【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適切に整備するよう要請すること【港湾、下水道、河川】

##### 改善措置状況(H24.9)

- 1 国土交通省は、不備のあった法令台帳等について、全て修正を終了【空港、河川】
- 2 国土交通省は、管理者(地方公共団体)に対し、法令台帳等を適正に整備するよう要請【港湾、下水道、河川】

###### (2)定期点検等の実施

- 1 国土交通省は、施設の安全性・信頼性を確保するため、定期点検・補修等の実施について、
  - ① 管理する施設の定期点検・補修等を適切に実施すること【空港、河川】
  - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう必要な支援等を行うこと【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、点検調査・機能診断の計画的かつ効率的な実施が図られるよう必要な支援を行うこと【上水道】

- 1 国土交通省は、定期点検・補修等の実施について
  - ① 施設を管理している地方整備局、地方航空局等に対し、定期点検・補修等を適切に実施するよう指示【空港、河川】
  - ② 管理者(地方公共団体)に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施が図られるよう、講習会の開催等による必要な支援を実施。また、各種会議等により、定期点検・補修等の実施を要請【港湾、空港、下水道、河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、簡易支援ツールの提供など、アセットマネジメント導入のためのサポートを行う予定【上水道】

###### (3)長寿命化計画等の策定の推進

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
  - ① ライフサイクルコスト縮減額の算定方法等の検討を計画的に推進すること【港湾】
  - ② 長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた管理手法について検討すること【空港】
  - ③ 市町村等に対し、長寿命化対策の必要性の周知等の支援を引き続き行うこと【下水道】
  - ④ 維持管理計画を早期に策定すること。また、ライフサイクルコストを最小化するための算出方法等の検討を推進すること【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の必要性等の一層の周知等の支援を行うこと【上水道】

- 1 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を推進するため、
  - ① ライフサイクルコストの縮減額の算出方法等について、維持管理費を簡便に算出するためのツールを開発中【港湾】
  - ② 今後、長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた維持管理手法を確立させる予定【空港】
  - ③ 市町村等に対し、各種会議等において、長寿命化対策の必要性等を周知【下水道】
  - ④ 地方整備局等に対し、長寿命化計画の早期の策定について指示。また、ライフサイクルコストの最小化に向けて、維持管理費の将来推計手法の検討等を推進【河川】
- 2 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マクロマネジメントの実施の方法等について周知【上水道】

## 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き②

### ② トンネル等の緊急点検・集中点検(H25)

#### 中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故の発生【H24.12】

##### 【緊急点検】トンネル内道路附属物(ジェットファン、照明、標識等)

管理者	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25.12末)
国	約1,400本	100%
高速道路会社	約1,800本	100%
地方公共団体	約6,200本	97%



トンネル内  
道路附属物点検

##### 【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル 等

管理者	点検対象橋梁	点検対象トンネル	点検実施状況 (H25年度末見込み)
国	約2.8万橋	約1,400本	完了
高速道路会社	約1.7万橋	約1,800本	完了
地方公共団体	約40万橋	約7,200本	約8割



橋梁点検

社会资本整備審議会第44回基本政策部会資料から抜粋

54

## 公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き③

### 1. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(平成26年6月24日閣議決定)

#### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. (2)社会資本整備

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画(行動計画)等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

### 2. 「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)

#### 5. 立地競争力の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的な施策

…(略)…PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

…(略)…

#### iii) PPP/PFIの活用 ③制度活用のためのインセンティブ付与

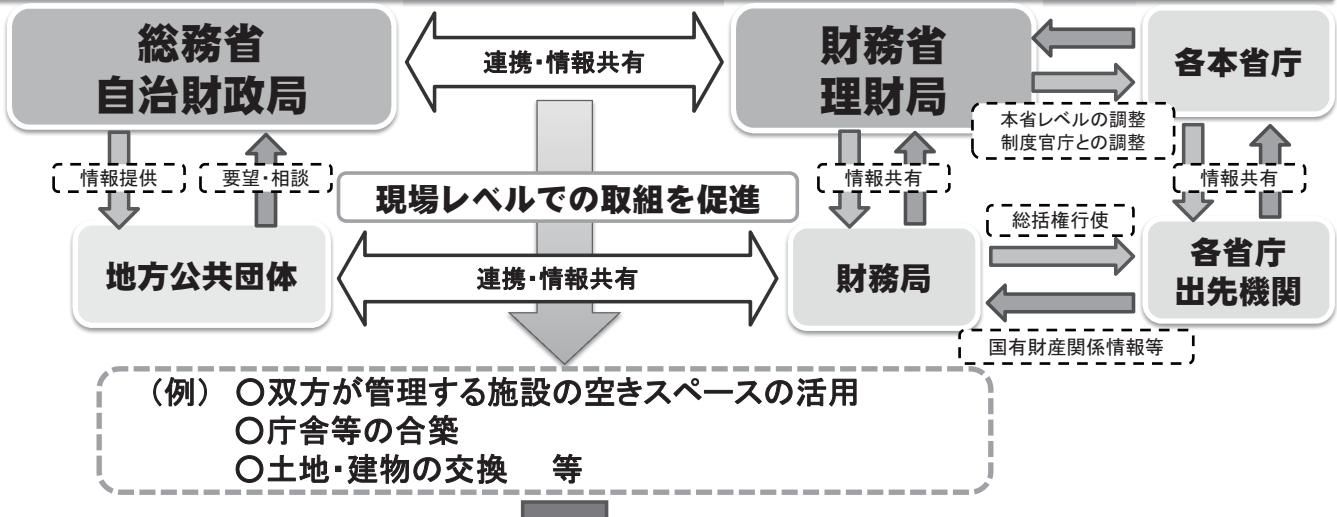
・地方公共団体が管理する公共施設等に関する標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

55

## 公共施設マネジメントに係る最近の動き②

### 国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用

- 公的施設の老朽化対策や耐震化等は、国家的課題であり、厳しい財政事情の下、効率的に老朽化対策・防災対策を実施することが必要。
- 国と地方公共団体が連携し、それぞれが管理する財産の最適利用を図ることが重要。
- 財務省及び総務省は、地域の国公有財産に関する情報、現場の要望や提案について、財務局及び地方公共団体とともに共有することにより、現場レベルでの取組を支援。



### 国と地方公共団体が連携し、地域における国公有財産の最適利用を推進

56

## インフラ長寿命化基本計画の概要

内閣官房HPより

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

### 1. 目指すべき姿

#### ○安全で強靭なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要なインフラの重大事故ゼロ（2030年）等

#### ○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

#### ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロンティナーの地位を得る
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

### 2. 基本的な考え方

#### ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

#### ○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

#### ○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

### 3. 計画の策定内容

#### ○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性等）

#### ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等）

### 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 【民間企業】入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

### 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

57

### ③総務省の取組と 公共施設等総合管理計画

58

#### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

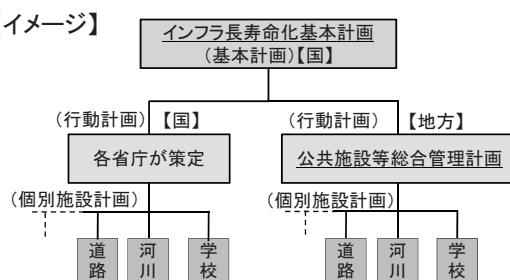
地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靭化の推進を図る。

##### 取組の内容

###### (1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請 (平成26年4月22日総務大臣通知)

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

###### 【イメージ】



###### (2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

###### <支援の内容>

- ・計画策定に当たっての指針を発出
- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

###### 【特例期間】

平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%  
(資金手当)

###### 【地方債計画上額】

300億円(一般単独事業(一般)の内数)

※ 計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用の検討を要請

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靭化の推進にも寄与

59

## 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

### 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

### まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

### 国土強靭化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

### 民間からの提案・投資促進

60

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）①

### 公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

61

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）②

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

##### 【主な分析項目】

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

62

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）③

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

##### 【主な記載項目】

###### (1) 計画期間(10年以上)

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。(名古屋市)

###### (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的・かつ効果的に推進するため、既存の庁内会議(県有施設建築計画検討会議等)を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局(県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁)の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。(神奈川県)

###### (3) 現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。(名古屋市)

###### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (次ページ以降で詳述)

###### (5) フォローアップの実施方針

【例】PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。(長野県)

#### 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (※ 個別施設計画との整合性に留意。)

施設類型(道路、学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。<sup>63</sup>

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）④

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### （4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようになるためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。（名古屋市）

#### 【記載事項】

##### ① 点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。（群馬県）

##### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。（名古屋市）

##### ③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。 64

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑤

### 総合管理計画に記載すべき事項

#### 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### （4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### 【記載事項（その2）】

##### ④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。（神戸市）

##### ⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC（ライフサイクルコスト）を5カ年で30%以上低減し、次の5カ年も同様とする。（神戸市）

##### ⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。（さいたま市）

##### ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのため、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。（静岡県）

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑥

### 総合管理計画策定にあたっての留意事項

#### 一 行政サービス水準等の検討

- ・あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。（相模原市）

#### 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- ・まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- ・不断の見直しを実施し順次充実。

#### 三 議会や住民との情報共有等

- ・議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用する、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。（名古屋市）

#### 四 数値目標の設定

- ・計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

#### 五 PPP/PFIの活用について

- ・民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- ・PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。（さいたま市）

#### 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- ・圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。（堺市）

#### 七 合併団体等の取組について

- ・合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

66

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑦

### その他

#### 一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）に該当。

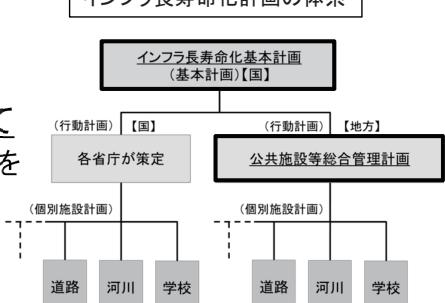
インフラ長寿命化計画の体系

#### 二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

#### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。



#### 四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

#### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）  
計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

#### 六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

67

## 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

### その他

#### 三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(平成26年10月1日現在)

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計		
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
計画策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,715	99.7%	1,782	99.7%	
内訳	策定済	0	0.0%	4	20.0%	1	0.1%	5	0.3%
	未策定	47	100.0%	16	80.0%	1,714	99.6%	1,777	99.4%
	H26年度	12	25.5%	5	25.0%	94	5.5%	111	6.2%
	H27年度	11	23.4%	5	25.0%	444	25.8%	460	25.7%
	H28年度	24	51.1%	6	30.0%	1,147	66.6%	1,177	65.8%
	H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	29	1.7%	29	1.6%
H28年度までに策定予定			47	100.0%	20	100.0%	1,686	98.0%	
計画策定予定無			0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%	
							6	68.0.3%	

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑨

### 先進団体の事例（さいたま市の事例①）

**現状と課題**

多くの公共施設を保有している

- 施設数：約1,700施設
- 建物の床面積：約260万m<sup>2</sup>
- 建物の床面積割合：
  - 学校教育系：約51%
  - 行政系：約11%
  - 市民文化・社会教育系：約9%

今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる

- 昭和40～50年代築の建物が多い
- 旧耐震基準の建物の床面積割合は約52%
- 特に学校、市営住宅などで老朽化が進展

公共施設の分野別延床面積の割合と老朽化的状況

公共施設の建築年別延床面積の状況

人口・ニーズ

今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる

- 全国の令和市の中でトップスピードで高齢化と少子化が同時に進行
- 平成27～32年を境に人口減少に転ずる

地区によって傾向が大きく異なる

- 市平均地域、郊外型高齢化進展地域、都心型高齢化進展地域、若年層集積地域など、地区により傾向が異なる

市全体の人口動態(推計)及び市平均地域の例

公共施設の改修・更新コストの大額な増加による破綻回避の必要性

- 従来の延長では破綻または他の行政サービスに重大な影響を及ぼす
- 更新の波が訪れる前、早期にマネジメントに取り組む

全局的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性

- 公共施設に関するフルコストや利用効率に関するデータの収集・分析が必要
- データが所管部署で個別に保有・管理され不統一

全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効率的活用も必要

既存の公共施設のすべてを維持することは困難

全局的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効率的活用も必要

市民との情報・問題意識の共有、協働での取組みの必要性

- 市民と情報・問題意識を持ち、市民の理解を得るとともに、市民の実情の把握・運営への参加しやすい連携体制が必要
- 民間のノウハウや活力を取り入れることも必要

投資の経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向

- 平成18～20年度の市民関連施設にかかる投資的経費は横ばい
- 一方で維持補修・改修経費は増加傾向

今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足に

- 現状の施設を維持すると、今後40年の年平均で155億円の財源不足（投資額（一般財源））が同じなら45%しか維持できない

現状の公共施設の改修・更新にかかる経費（一般財源分）の算込み

現状と今後40年（及び前半20年・後半20年）の平均との比較

**公共施設マネジメントの必要性**

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑩

### 先進団体の事例(さいたま市の事例②)

全体方針

**「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信**

- さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント
- 県庁所在地の政令指定都市であること
- 旧4市の中古市であること
- 高齢人口の急増が見込まれること

**【ハコモノ三原則】**

- 新規整備は原則として行わない（総量規制の範囲内で行う）
  - ・無効化、アセットマネジメントなど適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
  - ・新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。
- 施設の更新（建替）は複合施設とする
  - ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
  - ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。
  - ・施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。
- 施設総量（総床面積）を縮減する（40年間で15%程度の縮減が必要）
  - ・本市の施設全体の総床面積を40年間で15%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルトを徹底する。
  - ・総人口が今後25年で5%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
  - ・旧市単位で設置される重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
  - ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。
  - ・改修・更新コスト・維持管理コストを縮減する。

**【インフラ三原則】**

- 現状の投資額（一般財源）を維持する
  - ・少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な都市づくりを推進する。
  - ・本市のインフラは十分な水準に達していないため、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。
- ライフサイクルコストを縮減する
  - ・長寿化を可能な限り図るために、計画的、効率的な改修・更新を推進する。
  - ・PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。
  - ・道路や公園などの公共空間の立体利用や公共空間の有効活用により、コストの縮減及び自主財源の確保を図る。
- 効率的に新たなニーズに対応する
  - ・バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進する。

**5つの柱**

- ・中長期的な視点からのマネジメント
  - ・ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
  - ・人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
  - ・時代の要請に対応したマネジメント
  - ・あらへき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
  - ・公共施設マネジメント基本条例の制定等を含めた、中長期的な枠組みによるマネジメント
- ・全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント
  - ・トータルマネジメントによるマネジメント
  - ・数値目標の明示、施設の現状の把握と問題意識（切迫感）の共有、PDCAを前提としたマネジメント
  - ・個別計画との整合・調整を踏まえたマネジメント
- ・財政と連動した実効性の高いマネジメント
  - ・施設の維持管理・改修・更新にかかるコストの実態を踏まえたマネジメント
  - ・今後の改修・更新にかかるコスト試算が財政に与える影響を踏まえたマネジメント
  - ・予算編成方式を含めた実効性の高いマネジメント
- ・施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント
  - ・「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
  - ・「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント
  - ・施設の維持管理指標を用いたマネジメント
  - ・適切な評価指標を用いたマネジメント
  - ・システム化等による一元化したマネジメント
  - ・「機能複合化」・「用途見直し」を含むマネジメント
- ・市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント
  - ・白書発行による市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
  - ・受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
  - ・施設の維持管理・運営に市民の参加を促進するマネジメント
  - ・PPPの推進によるマネジメント

70

## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑪

### その他

#### 四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトにより、公共施設等の整備状況の可視化や将来の更新費用の試算などを行うことが可能であり、公共施設マネジメントにも資する。

#### ＜試算の考え方＞

##### ◆ 推計の対象

1. 市町村の公共施設(普通会計の建築物及び病院)及びインフラ資産(道路、橋りょう、上水道及び下水道)

##### ◆ 推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

総務省HPからアクセス可能

<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

	更新の考え方	数量	資料
公共施設	60年で建替え（30年で大規模改修）	延床面積(m <sup>2</sup> )	公有財産台帳
道 路	15年で舗装部分の更新（打換え）	面積(m <sup>2</sup> )	道路施設現況調査
橋りょう	60年で架替え	面積(m <sup>2</sup> )	道路施設現況調査
上水道管	40年で更新	延長(m)	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長(m)	下水道事業に関する調書

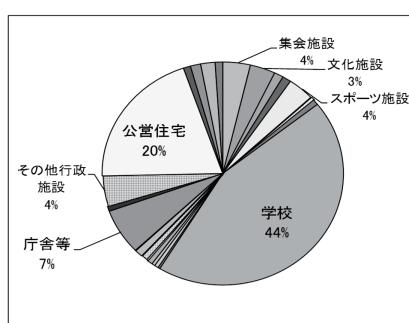
71

-194-

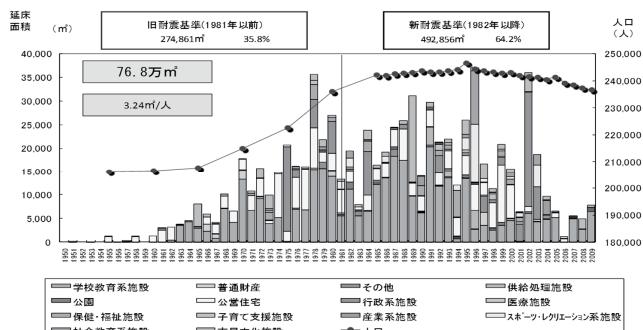
## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑫

### 更新費用試算ソフトによる試算イメージ

公共施設の建物面積の内訳



公共施設の築年別整備状況

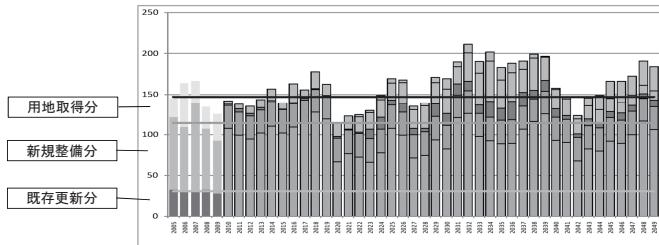


公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算

このグラフは、インフラ資産及び公共施設の将来の更新費用の試算結果の合計を示したものである。

40年間整備額 6,455.9 億円

1年当たり整備額 161.4 億円



(注) この団体は架空のものであり、数字は仮定のものです。

72

## 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑬

### その他

#### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

平成26年度以降当分の間、充当率75%（資金手当）  
平成26年度地方債計画上額 300億円（一般単独事業債（一般）の内数）

##### 【参照条文】

○地方財政法（抜粋）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

○地方債に関する省令（抜粋）

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四 法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し  
二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 公共施設等総合管理計画の提出

- 事務連絡発出に際して提示した確認リストにより、各団体において適債性を確認する。
- 公共施設等総合管理計画の策定は、適債性の要件となっているため、総務省（市町村分については各都道府県の市町村担当課）においても、地方債の同意等に当たり、計画が指針に合致しているかを確認。
- スケジュール ※ 詳細は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の提出について」（平成26年5月22日財務調査課事務連絡）に記載。
 

（簡易協議等）第1次分から

（届出・報告）条件決定日が7月のものから

6月上旬提出締切

73

## 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑯

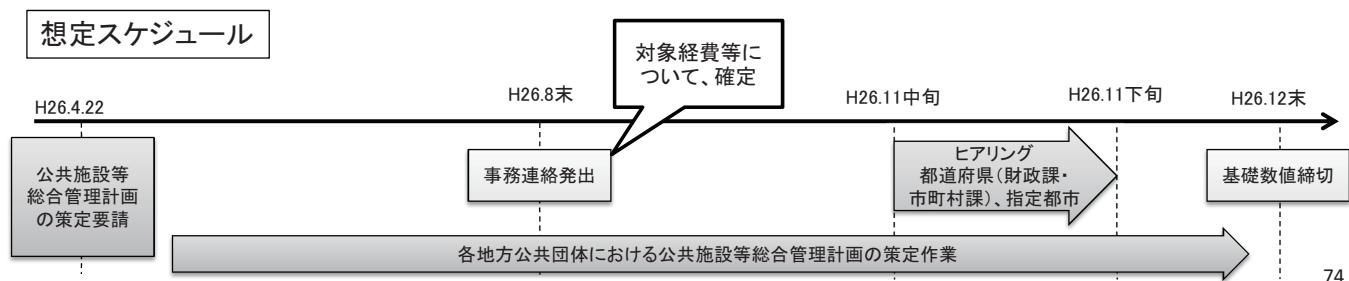
### その他

#### 五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）

- ◆ 平成26年度からの3年間（平成26年度は3ヶ月分）
- ◆ 措置率1／2
- ◆ 特別交付税措置の対象となる計画であることを確認リストにより確認（総務省及び各都道府県）。
- ◆ 対象経費の例（今後更に詳細を検討するため、対象経費の追加・変更がありうる）

- ・ 先進自治体視察、職員研修に要する経費（旅費等）
- ・ 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）
- ・ 近隣団体との連携検討・協議に要する経費（旅費、施設利用料等）
- ・ 施設情報の整理・一元化等に要する経費（賃金等）
- ・ 市民への普及・啓発活動等に要する経費（印刷費、施設利用料等）
- ・ 計画の作成に要する事務費（印刷費、消耗品費等） ※ これらの対象経費は、委託料として支出する場合も含む。



## 公共施設等総合的管理計画策定にあたっての指針（概要）⑯

### その他

#### 六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

##### 固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

##### 公有財産台帳との主な相違点

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

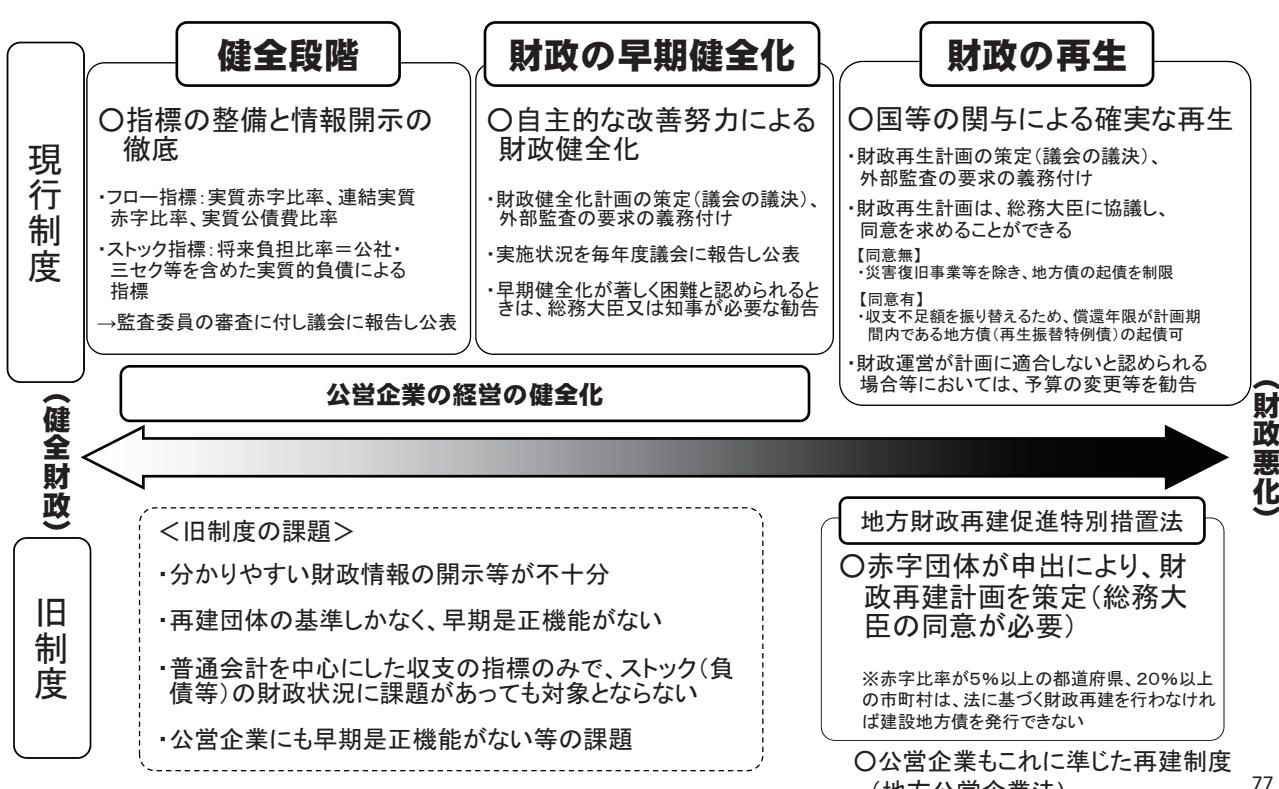
75

### 3. 地方公共団体財政健全化法

76

#### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



77

## 地方公共団体財政健全化法創設までの経緯①

平成18年の地方分権21世紀ビジョン懇談会での議論を契機に、「新しい地方財政再生制度研究会」等において地方公共団体の財政再建制度のあり方について議論されました。これらの議論を踏まえ、地方公共団体財政健全化法が創設されています。

### 地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月3日)

#### 2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”的整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”的整備すべきである。  
その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”的制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

### 「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

### 新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のとおり具体的な提言を行うものである。

78

## 地方公共団体財政健全化法創設までの経緯②

### 新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)(続き)

- この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
- 新しい地方財政再生制度においては、…特に、
  - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
  - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

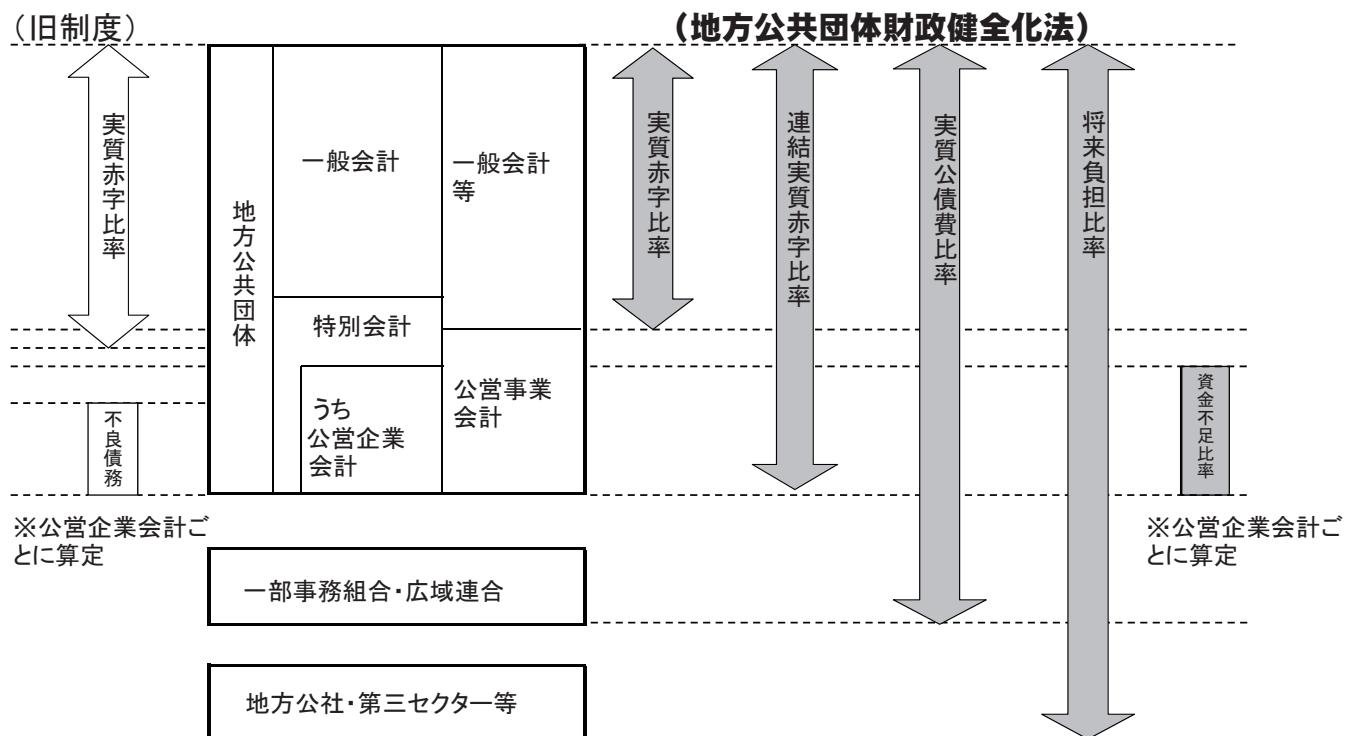
79

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過

80

#### 健全化判断比率等の算定の対象となる会計

- 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。



81

## 健全化判断比率等の算出式

- 健全化判断比率・資金不足比率の算出式は以下のとおり。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \text{ 標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

82

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額  
資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額  
※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。  
※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- ・事業の規模：事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

83

## 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（速報）

### I. 健全化判断比率の状況

※速報値であり、今後変動する場合がある。

#### 1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし(24年度決算も同じ)

\* 一般会計等の赤字の程度を指標化したもの  
 \* 早期健全化基準 市町村：財政規模に応じ11.25%～15%、道府県：3.75%  
 財政再生基準 市町村：20%、道府県：5%

#### 2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし(24年度決算も同じ)

\* 一般会計等と公営企業会計等の赤字の程度を連結して指標化したもの  
 \* 早期健全化基準 市町村：財政規模に応じ16.25%～20%、道府県：8.75%  
 財政再生基準 市町村：30%、道府県：15%

#### 3. 実質公債費比率

- 財政再生基準以上の団体：1団体(夕張市:47.2%)  
 (24年度決算：夕張市40.0%)

○ 都道府県平均 13.5%、市区町村平均 8.6%  
 (24年度決算：都道府県平均 13.7%、市区町村平均 9.2%)

\* 交付税算入分以外の公債費等の程度を指標化したもの  
 \* 早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%

#### 4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体：1団体(夕張市:748.7%)  
 (24年度決算：夕張市816.1%、泉佐野市:352.0%)

○ 都道府県平均 200.7%、市区町村平均 51.0%  
 (24年度決算：都道府県平均 210.5%、市区町村平均 60.0%)

\* 地方債現在高、公営企業や第三セクターに対する債務を指標化したもの  
 \* 早期健全化基準 市町村(政令市を除く。):350%、都道府県及び政令市:400%  
 なお、財政再生基準の設定はない。

#### 【参考】財政健全化団体等の状況(見込み)

- 財政再生団体：北海道夕張市 (24年度決算も同じ)

- 財政健全化団体：青森県大鰐町 (24年度決算：青森県大鰐町、大阪府泉佐野市)

(※1) 大鰐町は早期健全化基準未満であるが、財政健全化計画上、今後、実質公債費比率が早期健全化基準を上回る見込みであるため、今年度は完了報告を行わず、引き続き財政の健全化に取り組むこととしている。

(※2) 大阪府泉佐野市は、平成25年度決算で将来負担比率が早期健全化基準を下回ったため、今年度完了報告を行う見込み。

### II. 資金不足比率の状況

#### ○ 経営健全化基準以上である公営企業会計…18会計 (24年度決算:20会計)

\* 18会計の内訳：簡易水道事業1会計、交通事業3会計、ガス事業1会計、病院事業1会計、市場事業1会計、宅地造成事業3会計、下水道事業1会計、観光施設事業6会計、その他事業1会計

\* 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

84

## 財政再生団体及び財政健全化団体の推移（平成25年度決算（速報））

	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算 (速報・見込)
<b>財政再生 団体</b>	北海道 夕張市					→
	青森県 大鰐町					→
	大阪府 泉佐野市					→
	北海道 洞爺湖町 奈良県 御所市 沖縄県 座間味村 伊是名村					
<b>財政健全化 団体</b>	北海道 江差町 由仁町 中頓別町 福島県 双葉町 奈良県 上牧町 鳥取県 日野町 沖縄県 伊平屋村		→			
	北海道 歌志内市 浜頓別町 利尻町 山形県 新庄市 群馬県 嫩恋村 長野県 王滝村 兵庫県 香美町 高知県 安芸市					
<b>団体数合計</b>	<b>22団体(1団体)</b>	<b>14団体(1団体)</b>	<b>7団体(1団体)</b>	<b>3団体(1団体)</b>	<b>3団体(1団体)</b>	<b>2団体(1団体)</b>

※団体数合計の( )内の数値は、うち財政再生団体数。

85

## 夕張市財政再生計画の概要

### I 夕張市財政再生計画のポイント

1. 財政再生の期間 平成21年度から平成41年度まで  
〔赤字解消までの実質的な計画期間は  
平成22年度から平成38年度までの17年間〕
2. 解消すべき赤字額 322億円  
〔平成20年度決算額 標準財政規模(46億円)の約7倍〕
3. 基本方針と具体的措置

- ・市民生活の安全安心の維持確保の観点から、財政再建計画策定後に生じた問題に的確に対応しつつ、財政を健全化
- ・地域の活力の維持や将来的なまちづくりのため、限られた財源の中で効果的政策を展開

#### (1) 赤入の確保

引き続き、財政再建計画と同様の取組を実施

- 〔財政再建計画における取組内容  
・税率等の引上げ（市民税、固定資産税 等）  
・使用料、手数料の見直し（ごみ処理手数料 等）〕

#### (2) 赤出の削減

##### ① 人件費の見直し

- ・職員数：人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化
- ・給与：全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減  
基本給平均20%削減、各種手当削減（期末勤務手当1月削減等）により、  
平均年収ベースで全国最低水準  
特別職給与等は、財政再建計画同様の取組を実施

##### ② 事業事業の抜本的見直し

- ・経常的経費：効率的な行政運営の継続により徹底した削減
- ・投資的経費：真に必要なもののみ  
市営住宅再編整備、老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活直結する課題には対応

### ③ 施設に係る経費の削減

- ・必要最小限の経費を計上するとともに、指定管理者等の活用により経費削減

### (3) まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮

- ・まちづくり：コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
- ・敬老バス：自己負担額の引下げ（300円→100円）
- ・保育料：引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き

### II 国・道等の対応

- ・地方交付税総額を増額確保するとともに、夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスを実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うことにより、結果として財政状況が改善
- ・再生振替特例債の利子の一部を国・道が負担
- ・地方債資金については、公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）の配分について配慮  
再生振替特例債には財政融資資金を全額配分。地方公共団体金融機構資金もその他の事業債等に配分し、夕張市の再生を支援
- ・その他、道の支援として、市町村振興基金貸付金の借換制度の創設、職員派遣、一部市道の除雪の実施など

## 健全化判断比率等の評価に係る留意事項

- ✓ 早期健全化基準を下回れば問題がないということでは全くない。
- ✓ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については、赤字・資金不足があれば、解消すべき。
- ✓ 連結実質赤字比率の数値上問題がないとしても、赤字会計については対処が必要。
- ✓ 実質公債費比率、将来負担比率については、その要素の分析が重要。
- ✓ 将来負担比率については、同じ水準でもいかなる債務償還ペースかが財政運営に大きく影響。
- ✓ 資金不足比率については、一般会計からの繰り出しの状況も合わせた分析が重要。

## 連結実質赤字比率の一例

連結実質赤字比率は0%であるが…

一般会計等の収支

一般会計等  
2%

上水道事業会計  
12%

公営事業会計の収支

- ✓ 一般会計の実質収支は安定的か。
- ✓ 基金の取崩しによる収支改善など、特殊要因はないか。
- ✓ 資金不足額の存在する会計ごとの経営健全化の取組方針は具体化されているか。
- ✓ 一般会計等の今後の収支見通しと公営事業会計の今後の経営状況を総合的に予測した財政運営を行っているか。

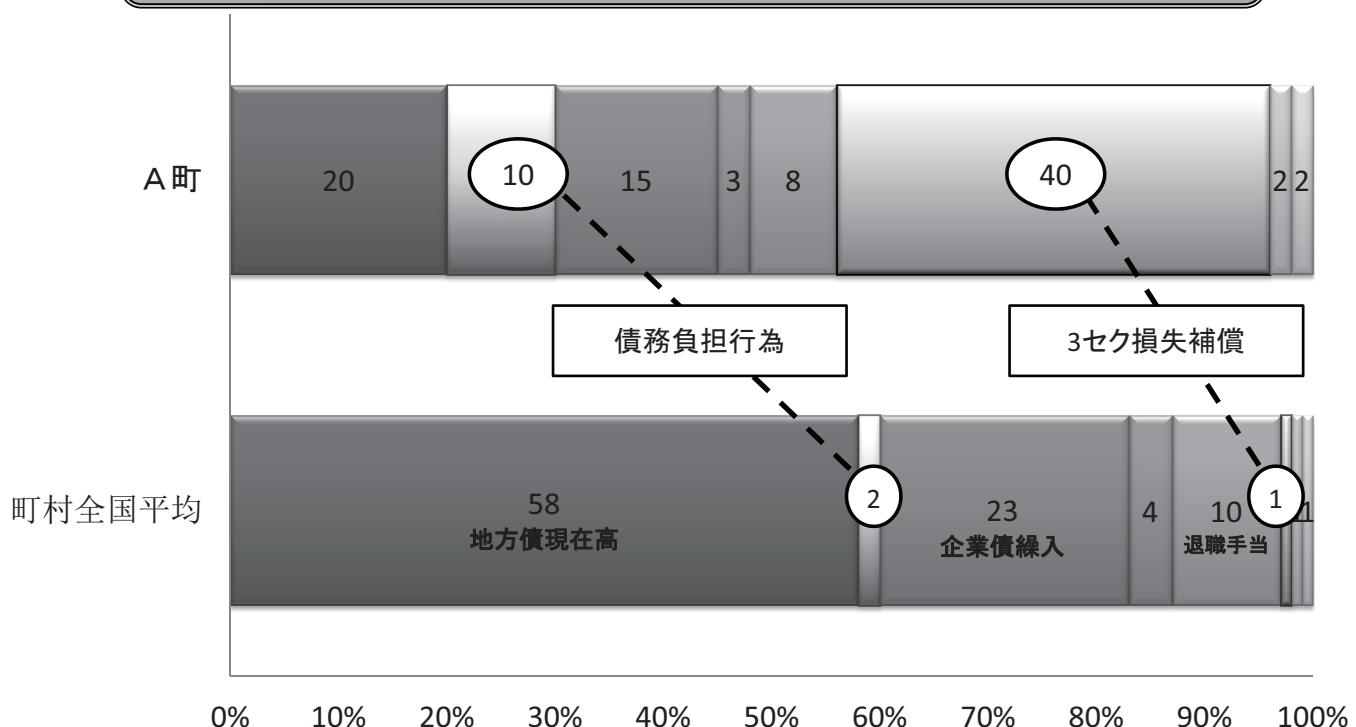
病院事業会計  
8%

下水事業会計3%

国保会計3%

88

## 将来負担額の構成比比較



- ✓ 債務負担行為に基づく支出予定額等が全国平均より高い原因を分析の上、将来的な財政負担を想定した財政運営を行うことが重要。

89

## 【参考】財政健全化法と地方公会計の関係

- 財政健全化法と地方公会計整備はあわせて進めていくことが重要

### 1 健全化判断比率への企業会計的な考え方の導入

- ① 連結の考え方:  
地方公共団体だけでなく、地方公社、第3セクター等にかかる将来負担見込額を算入
- ② 発生主義的な考え方:  
債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給見込額など、当期までに将来の支出の要因が発生した事項を将来負担に算入
- ③ 低価法の導入:  
土地開発公社などの将来負担の算定の際に、低価法(会計における棚卸資産の評価方法)を導入

### 2 財務会計の透明性の一段の向上

財政健全化法上の財政指標に加え、財務書類上の資産・債務のストック情報を開示し、財務会計の透明性の一段の向上を推進

### 3 実効性ある財政健全化計画等の策定

財務書類の整備により把握できる資産の実態を踏まえ、未利用資産の売却収入を一定の精度の下に、計画に計上可能  
※ 財政再生計画については「財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置」を定める必要  
※ 資産把握が不十分な場合、売却による歳入見込額を計画に計上できず、それに代わる歳出抑制が必要

#### ◎ 財政健全化法:

5指標で財政状況を捉え、計画策定や議会の関与を以て財政の健全化の取組を促す

#### ◎ 地方公会計:

ストックとコストの面で包括的に財政状況を把握。資産・債務改革に活かすほか、財政健全化に向けた具体的な取組を推進

並行した  
取組みが  
重要

90

## (参考)

### ○ 地方公会計基準の統一化

<http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/>

### ○ 公共施設等総合管理計画

<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhyou.html/>

### ○ 地方公共団体財政健全化法

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

91

# 社会保障制度改革について

平成27年2月5日  
総務省自治財政局調整課  
徳大寺 祥宏

# 社会保障改革プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）

## 【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布）

## 【法律の主な概要】

### ■ 講すべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、  
医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

### ■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

### ■ 施行期日

公布日（平成25年12月13日）

（ただし、改革推進本部関連は平成26年1月12日、改革推進会議関連は平成26年6月12日）1

## 社会保障・税一体改革による社会保障制度改革の実施状況等

- 平成25年12月に成立した社会保障改革プログラム法に沿って、着実に改革を推進。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
少子化対策	○ <u>子ども・子育て関連3法 成立（平成24年8月10日）</u>	● ○ <u>次世代育成支援対策推進法の改正法案提出⇒成立（平成26年4月16日）</u> ● ○ ⇒ ▲ <u>雇用保険法の改正法案提出⇒成立（平成26年3月28日）</u> 【予算措置】 ・待機児童解消加速化プラン ・保育緊急確保事業	▲ 新制度 施行（予定） ⇒ ▲ 施行		
医療・介護 サービスの 提供体制、 介護保険 制度		● ○ <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律案提出⇒成立（平成26年6月18日）</u>	▲ 順次施行		
医療 介護	医療保険 制度	【予算措置】 ・診療報酬改定 ・財政支援制度（基金）の創設	【予算措置】 ・介護報酬改定	【予算措置】 ・診療報酬改定	
			● <u>国保法その他医療保険各法の改正法案提出</u>	順次施行	→
	難病・ 小児慢性 特定疾病 対策	● ○ <u>難病の患者に対する医療等に関する法律案（新法）、 児童福祉法の改正法案提出⇒成立（平成26年5月23日）</u>	→ ▲ 施行		
公的年金 制度	○ <u>年金関連4法成立（平成24年8月10日、同年11月16日）</u>	▲ 〔財政検証 結果公表〕	▲ 順次施行	→ ▲	2

●: 法案提出 ○: 法案成立 ▲: 施行時期

## 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

### 趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

### 概要

#### 1. 医療と介護に係る計画の整合性の確保と新たな基金の創設（介護施設等整備法等関係）

- ①都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、厚生労働大臣が基本方針を策定
- ②平成30年以降、**医療計画のサイクルを介護に合わせて5年から6年に**（在宅医療など介護と関係する部分は中間年（3年）で見直し）
- ③都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、介護サービスの充実、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステム構築等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**

#### 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告**
- ②都道府県は**地域医療ビジョン**（病床の機能ごとの将来の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を策定
  - ※地域医療ビジョンの実現方策：・医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により推進することを基本  
・医療機関相互の協議の合意に従わない医療機関が現れた場合等の必要な対処処置を設ける
- ③**医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能の位置づけ、**医療機関の勤務環境改善**のために都道府県ごとの支援の仕組み等を構築
- ④医療事故に係る調査を行う第三者機関を設置する等、**医療事故に係る調査の仕組み**を構築
- ⑤在宅医療推進、有床診療所等の役割、臨床研究中核病院、医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置

#### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①**地域支援事業の充実**（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
- ②**全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化** ※地域支援事業は、介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ③**特別養護老人ホームの「新規」入所者を、原則、要介護3以上に限定**（既入所者は除く。また、要介護1・2でも一定の場合には入所可能）
- ④**低所得者の保険料軽減を拡充**
- ⑤**一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ**（ただし、月額上限あり）
- ⑥低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する**「補足給付」の要件に資産などを追加**

#### 4. その他、医療従事者の業務範囲の見直し等（保健師助産師看護師法等関係）

- ①看護師について、診療の補助のうち高度な専門知識と技能等が必要となる**特定行為を明確化**し、医師等の指示の下、手順書に基づき特定行為を行う看護師に係る**研修制度を新設**。その他、診療放射線技師、臨床検査技師及び歯科衛生士の業務範囲及び業務実施体制の見直し
- ②看護職員の復職支援を推進するための**ナースセンターへの届出制度**の創設等
- ③外国医師等臨床修練制度の見直し、歯科技工士国家試験の全国統一化

### 施行期日（予定）

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

3

## 平成26年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額5兆円（※）については、
  - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に2.95兆円を向け、
  - ②残額を満年度時の
    - ・「社会保障の充実」と「消費税引上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

※ 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。

### （26年度消費税増収分の内訳）

#### 《増収額計：5兆円》

##### ○ 基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

2.95兆円

##### ○ 社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

0.5兆円

##### ○ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.2兆円

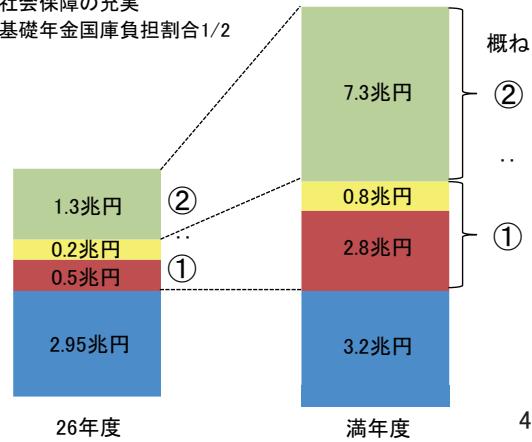
##### ○ 後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

1.3兆円

### （参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

4

## 平成26年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	計(注1)	国分	地方分
子ども・子育て支援の充実	待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 ('待機児童解消加速化プラン'の推進、保育緊急確保事業の実施)	2,915	1,348 (注3)	1,568
	社会的養護の充実	80	40	40
	育児休業中の経済的支援の強化	64	56	8
医療・介護の充実	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 (1) 消費税財源の活用による診療報酬の改定 (2) 新たな財政支援制度の創設(※)	353 544	249 362	105 181
	地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)	43	22	22
	医療保険制度の改革 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
	高額療養費制度の見直し	42	37	5
難病・小児慢性特定疾患への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	298	126	172
年金制度の改善	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	10	0
合計		4,962	2,249	2,713

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

5

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省に計上。

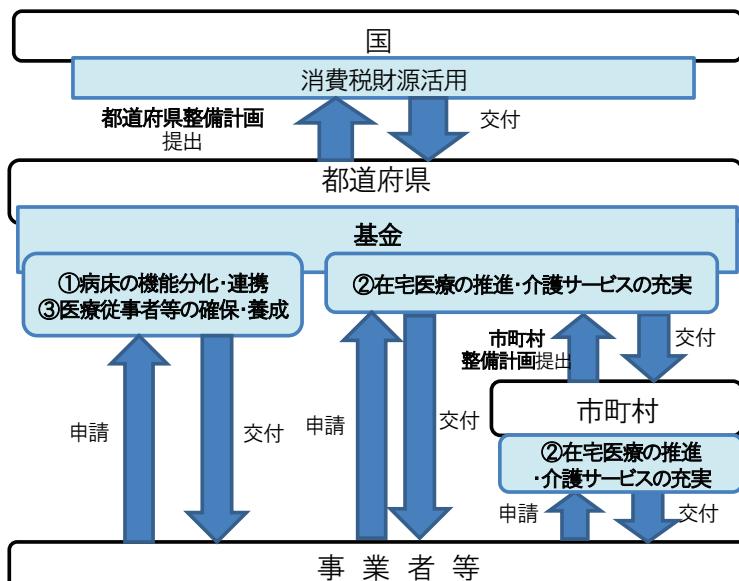
### 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度: 公費で904億円  
消費税増収活用分 544億円  
その他上乗せ措置 360億円

厚生労働省作成  
資料を一部加工

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した整備計画に基づき事業実施。
- △ この仕組みについては、平成26年通常国会へ提出予定の医療・介護の法改正の中で、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設けることを検討。
- △ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療ビジョンの策定後に更なる拡充を検討。

#### 【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



#### 地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本方針を策定し、対象事業を明確化。
  - ②都道府県は、整備計画を厚生労働省に提出。
  - ③国・都道府県・市町村が基本方針・計画策定に当たって公平性、透明性を確保するための協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。

#### 新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
  - (1) 地域医療ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
  - (1) 在宅医療を推進するための事業
  - (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
  - (1) 医師確保のための事業
  - (2) 看護職員等の確保のための事業
  - (3) 介護従事者の確保のための事業
  - (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

6

# 社会保障改革プログラム法に基づく改革推進体制について

## 社会保障制度改革推進本部

(総理及び関係6閣僚)

- 当面の改革の総合的・計画的な推進
- 当面の改革の実施状況の検証
- 改革推進会議における検討等に基づく改革の企画立案等

※ 平成26年1月12日施行

- ⇒ 第1回:平成26年2月14日（一体改革関連法案及び予算等）  
第2回:平成26年7月1日（専門調査会の設置）  
第3回:平成27年1月13日（医療保険制度改革骨子等）

## 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会

(有識者15名)

- 地域横断的な医療・介護情報の活用方策等の調査・検討

ワーキンググループ(WG)

(委員から選任(6名))

### 専門調査会 WG

- 第1回:平成26年8月11日 第1回:平成26年9月1日  
第2回:平成26年11月11日 第2回:平成26年10月10日  
第3回:平成26年12月24日 第3回:平成26年11月5日  
第4回:平成26年12月4日 第4回:平成26年12月4日  
第5回:平成26年12月8日 第5回:平成26年12月8日  
第6回:平成26年12月17日 第6回:平成26年12月17日  
第7回:平成27年1月28日 第7回:平成27年1月28日

## 社会保障制度改革推進会議

(有識者11名)

- 2025年を展望し、中長期的に持続可能な制度の確立のための改革の総合的な検討

※ 平成26年6月12日施行

- ⇒ 第1回:平成26年7月17日（推進会議の役割等）  
第2回:平成26年10月10日（子ども・子育て分野）  
第3回:平成26年11月6日（医療・介護分野）

伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究科教授

遠藤 久夫 学習院大学経済学部長

大日向雅美 恵泉女子大学大学院平和学研究科教授

権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授

神野 直彦 東京大学名誉教授

清家 篤 慶應義塾長

武田 洋子 三菱総合研究所政策・経済研究センター

主席研究員 / チーフエコノミスト

土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授

増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

7

## 「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」の設置について (社会保障制度改革推進本部)

厚労省資料を一部加工

- 社会保障制度改革推進本部の下に、有識者からなる専門調査会及びワーキンググループを設置し、社会保障制度改革を推進する観点から、地域横断的な医療・介護情報の活用方策等の調査・検討を行う。

### 【検討体制】

#### 社会保障制度改革推進本部 (総理及び関係閣僚)

#### 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 (有識者(15名)により構成)

※ 政令(改革推進本部令)で、専門調査会を置くことができる規定を整備した上で、「改革推進本部決定」により設置。

#### 医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ (専門調査会委員から選任(6名))

※ 必要に応じ、地方関係者・保険者団体もオブザーバーとして参加。  
※「専門調査会決定」により設置。

- 専門調査会における調査・検討に資するよう、医療・介護情報に係る実務的な分析・検討及び論点整理等を行うために設置（地域における医療・介護情報の分析、地域における医療・介護情報の連携・推進方策の検討、専門調査会における検討課題の論点整理等）

※ 上記のほか、関係省(内閣官房、総務省、財務省、厚労省)のメンバーによる検討チームを設置。

【医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ 構成員】 ※ ○は主査

佐藤 主光 一橋大学国際・公共政策大学院教授

筒井 孝子 兵庫県立大学大学院経営研究科教授

土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授

鳥羽 研二 独立行政法人国立社会保障・医療研究センター長

○永井 良三 東京医科大学大学院医学系研究科医療政策情報学分野教授

伏見 清秀 東北大学大学院医学系研究科・医学部医療管理学分野教授

藤森 研司 独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員

増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

○松田 晋哉 産業医科大学医学部教授

山口 俊晴 がん研究会明治病院副院長

山本 隆一 東京大学大学院医学系研究科医療経営政策学講座特任准教授

## 平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の增收額8兆円程度については、
  - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円程度を向け、
  - ②残額を満年度時の
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

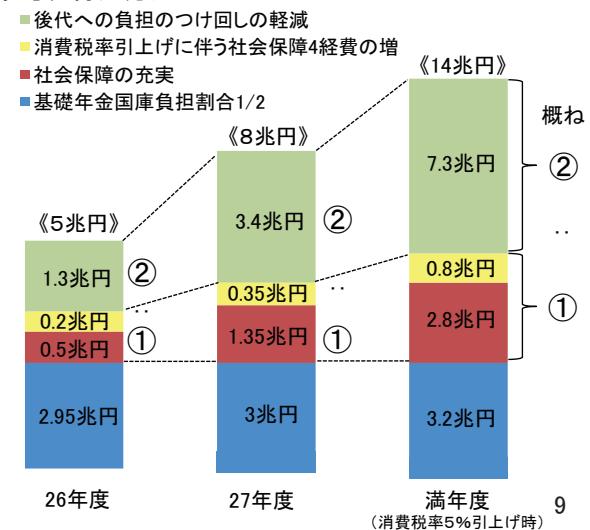
### 〈27年度消費税増収分の内訳〉

**《增收額計：8兆円程度》**

- **基礎年金国庫負担割合2分の1**  
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)  
**3兆円程度**
- **社会保障の充実**  
・子ども・子育て支援の充実  
・医療・介護の充実  
・年金制度の改善  
**1.35兆円程度**
- **消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増**  
・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増  
**0.35兆円程度**
- **後代への負担のつけ回しの軽減**  
・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費  
**3.4兆円程度**

(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

### (参考) 算定方法のイメージ



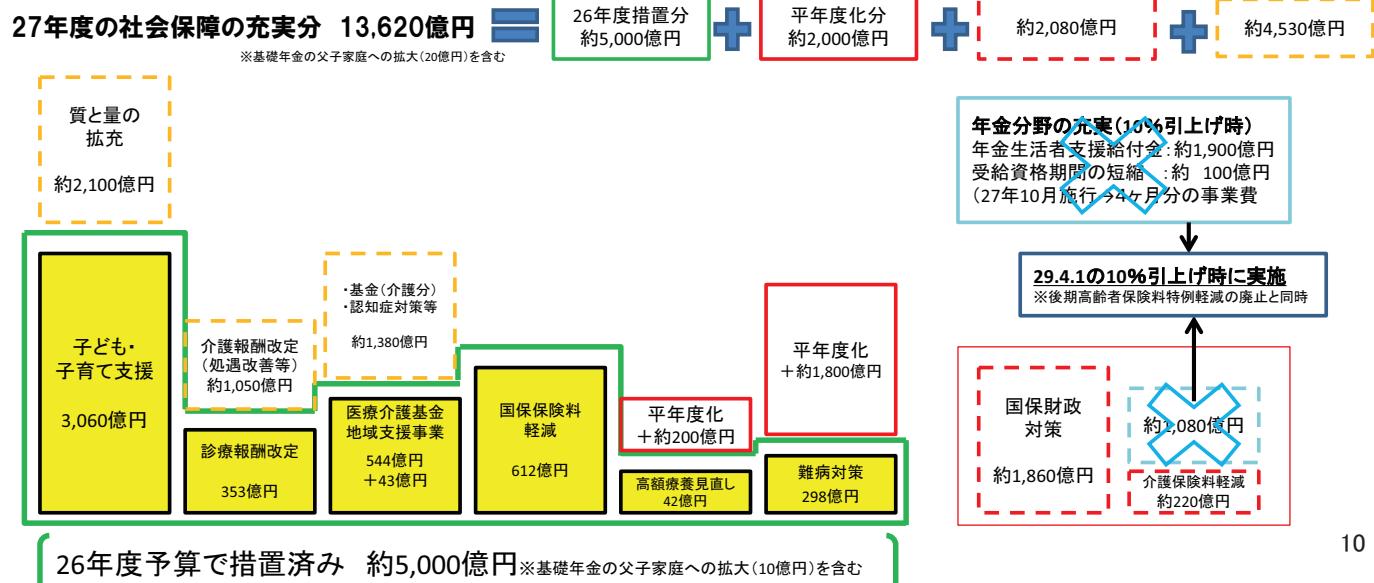
## 平成27年度の社会保障の充実（イメージ）

未定稿

H26.11.18 安倍総理大臣 消費増税延期・衆議院解散に関する記者会見

- ・「私は、消費税10%への引き上げを、法定通り、来年10月には行わず、18ヶ月延期すべきである、との結論に至りました」
- ・「平成29年4月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく、確実に実施いたします」

→ 延期に伴い、平成27年度の社会保障の充実については、消費税増収分1.35兆円程度の枠の中で実施する(10%に引上げていた場合1.8兆円程度)ことになるため、実施項目を調整※プログラム法に基づく重点化・効率化による財源も活用(0.14兆円程度)



## 平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

### 優先的に取り組む施策

#### ① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

→ 市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

#### ② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

→ 地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置  
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置  
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

#### ③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

→ 低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

### 限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

11

## 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 <sup>(注1)</sup>	国分		(参考) 平成26年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 <small>(注3)</small>	2,649	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 <small>(注4)</small>	6	64
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904 392	602 277	301 115	(注5) 544 353
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,051	483 531	241 520	— —
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
	被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
医療・介護保険制度の改革	高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,048	894	1,154	298
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	20	20	0	10
	合 計	13,620	6,786	6,833	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全国内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計904億円。

12

## 平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目

- 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施。

	量的拡充	質の改善
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
量的拡充・質の改善 合計 5,127億円		

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

13

## 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目指し、医療や介護が必要な状態になつても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

### I 介護サービスの充実と人材確保

#### (1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるとともに、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

##### ①介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るために改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

##### ②介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合  
国2/3 都道府県1/3

#### (2) 平成27年度介護報酬改定における介護職員の待遇改善等 1,051億円

- 介護報酬改定において、介護職員の待遇改善等を行う。

- ・1人あたり月額1万2千円相当の待遇改善  
(784億円<改定率換算で+1.65%>)
- ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実  
(266億円<改定率換算で+0.56%>)

(参考:改定率)

改定率▲2.27%

(待遇改善:+1.65%、介護サービスの充実:+0.56%、その他:▲4.48%)

### II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 236億円

- 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

#### 在宅医療・介護連携(26億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

#### 認知症施策(56億円)

初期集中支援チームの開設による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

#### 地域ケア会議(47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

#### 生活支援の充実・強化(107億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。平成26年度予算では認知症施策及び生活支援の充実・強化に43億円を確保。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%（公費割合は78%）。

※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

14

# 国民健康保険への財政支援の拡充

## ○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。

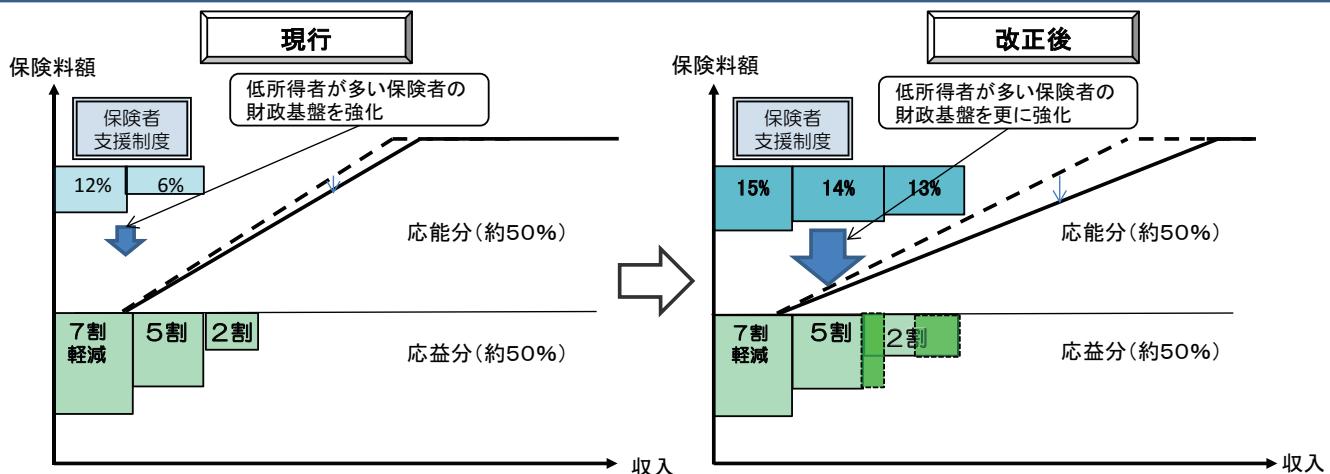
《拡充の内容》

- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
  - ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
  - ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。
- ※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)

※ 所要額(公費) 1,664億円(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)



## ○ 財政安定化基金の創設

財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保。

15

※ 所要額(国費) 200億円(今後も積み増す予定)

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

## 介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

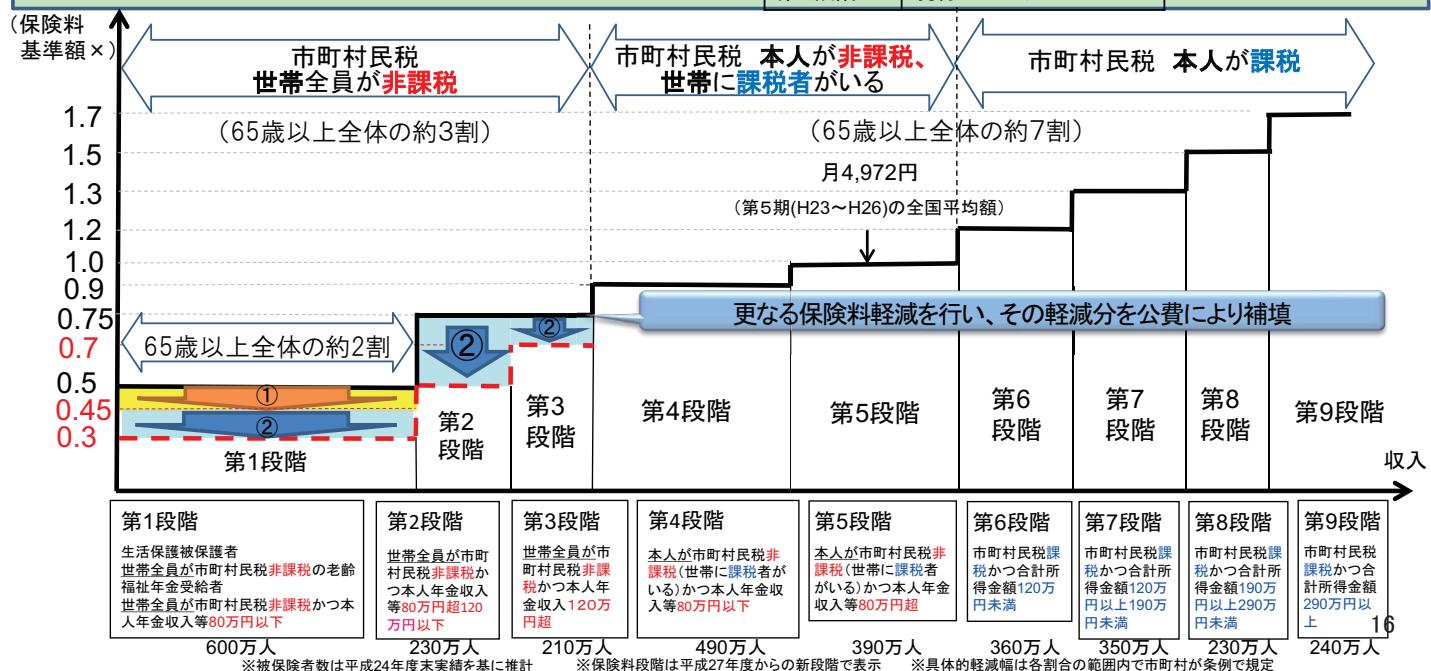
	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



## 【参考】持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(H25.12.5成立)における主な改革項目の概要

分野	主な改革項目	改革実施時期	法案提出時期
少子化対策	子ども・子育て関連法（成立済）の着実な実施 ※待機児童解消に向けた保育緊急確保事業は26年度に実施	平成27年4月1日	—
医療	医療提供体制整備等	①医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ②ビジョン実現のための都道府県の役割強化、新たな財政支援制度 等	平成26年6月25日から順次実施 <b>平成26年6月18日成立</b> (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)
	医療保険制度	①国保への財政支援の拡充、運営主体の見直し ②国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 等	平成27年度から平成29年度までを目途（順次実施） 平成27年常会 (○○に関する法律案（仮称）)
	難病対策・小児慢性特定疾患対策	①都道府県の超過負担の解消 ②安定的な医療費助成制度の確立	平成27年1月1日 <b>平成26年5月23日成立</b> (難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法の一部を改正する法律)
介護	①地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業や要支援者への支援の見直し ②第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成27年4月1日から順次実施	<b>平成26年6月18日成立</b> (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)

17

### 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（国保基盤強化協議会）について

厚労省資料を一部加工

#### 1. 協議事項

- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
- ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
- ③ その他、地方からの提案事項

#### 2. メンバー

##### ○政務レベル協議

【厚生労働省】 厚生労働大臣、副大臣、政務官

【地方代表】 栃木県知事、高知市長（高知県）、井川町長（秋田県）

##### ○事務レベルWG

【厚生労働省】 厚生労働省保険局

総務課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、調査課長

【地方代表】 （全国知事会）… 山形県、栃木県、愛知県、鳥取県、愛媛県

（全国市長会）… 見附市（新潟県）、裾野市（静岡県）、高松市（香川県）、高知市（高知県）

（全国町村会）… 井川町（秋田県）、奥多摩町（東京都）、聖籠町（新潟県）、九重町（大分県）

#### 3. 進め方

平成26年 1月31日	政務レベル協議
2月 ↓	毎月1回程度 事務レベルWG（計7回）
7月 ↓	
8月8日 ↓	政務レベル協議（中間整理）
2月中旬 ↓	毎月1回程度 事務レベルWG（計7回） 政務レベル協議（最終とりまとめ）

18

## 国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

### ○ 国保への財政支援を拡充 （平成27年度から順次実施し、29年度以降は毎年約3,400億円）

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<公費拡充の主な内容> ※具体的な内容は次ページ

### ○ 低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充

（27年度～ 約1,700億円）

消費税財源  
を活用

### ○ 子どもの多い自治体や、医療費適正化に積極的に取り組む自治体への財政支援の強化 等

（29年度～ 全面総報酬割による国費約2,400億円のうち約1,700億円）

高齢者医療における  
後期高齢者支援金の  
全面総報酬割実施※により  
生じる国費を  
優先的に活用

※社会保障・税一体改革の一環として  
行うプログラム法に基づく措置

19

## 国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、  
毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

### <平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

### <平成30年度から実施>

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等）
- 保険者努力支援制度（仮称）…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等） 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成（平成27年度約200億円）
- ・平成29年度には、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1,700億円

財政基盤を強化するため、公費の拡充とともに、以下の施策により、事業運営の改善を一層推進

- ・医療費の適正化に向けた取組の推進
- ・賦課限度額の引上げ（平成27年度は4万円）

- ・収納対策の推進
- ・被保険者資格の適用の適正化

20

# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・保険料負担の平準化を更に進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営



- ・**国の財政支援の拡充**
- ・**都道府県が、国保の運営に中心的な役割を果たす**

(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの  
※事務の平準化、効率化、広域化を進める

○引き続き、地方との協議を進める

### 【改革後】都道府県が中心的役割

市町村 分賦金納付

都道府県

市町村

費用支払い

国保運営方針(仮称)  
(県内の統一の方針)

- ・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）

- ・市町村ごとの分賦金決定  
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の平準化、効率化、広域化を促進

21

※ 国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

## 病床機能報告制度と地域医療構想（ビジョン）の策定

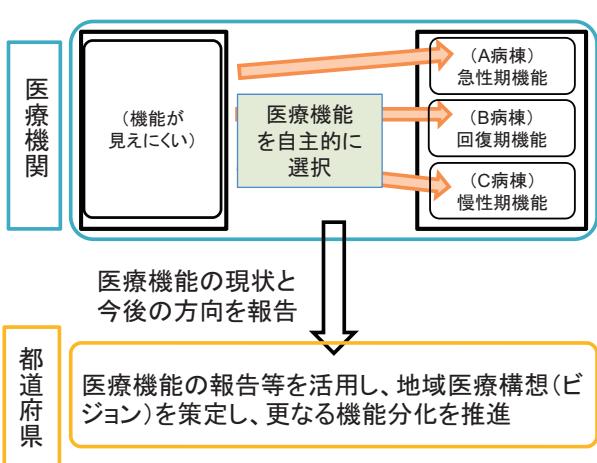
### ○ 病床機能報告制度（平成26年度～）

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

### ○ 地域医療構想（ビジョン）の策定（平成27年度～）

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドラインを策定する（平成26年度中）。



### （地域医療構想（ビジョン）の内容）

#### 1. 2025年の医療需要 入院・外来別・疾患別患者数 等

#### 2. 2025年に目指すべき医療提供体制 ・二次医療圏等（在宅医療・地域包括ケアについては市町村）ごとの医療機能別の必要量

#### 3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例）医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

22

# 医療費適正化計画の概要について

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国・都道府県は、医療費適正化計画を定めている。

根拠法	：高齢者の医療の確保に関する法律
作成主体	：国、都道府県
計画期間	：5年（第1期：平成20～24年度、第2期：平成25～29年度）
主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療費の見通し（必須記載事項）</li><li>・健康の保持の推進に関する目標・具体的な取組</li><li>・医療の効率的な提供の推進に関する目標・具体的な取組</li></ul>
	】（任意記載事項）

## ＜都道府県医療費適正化計画において定める目標＞

### ・住民の健康の保持の推進に関する目標

- (1) 特定健康診査の実施率に関する目標(数値)
- (2) 特定保健指導の実施率に関する目標(数値)
- (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する目標(数値)
- (4) たばこ対策に関する目標

### ・医療の効率的な提供の推進に関する目標

- (1) 医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
- (2) 後発医薬品の使用促進に関する目標

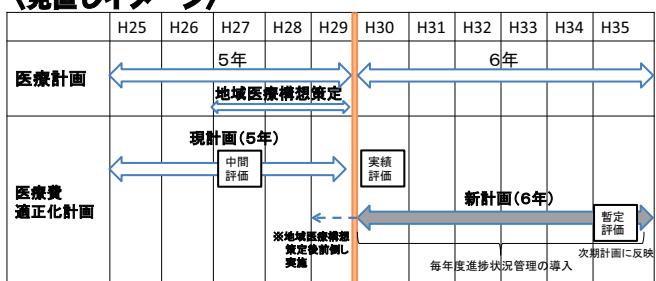
23

# 医療費適正化計画の見直し

## 1. 目標設定等の見直し

- 都道府県が、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を図るために策定される地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定し、国においてこの設定に必要な指標等を定めることとする。
- 上記の見直しにあわせて現行の指標(特定健診・保健指導実施率、平均在院日数等)について必要な見直しを行うとともに、後発医薬品の使用割合等を追加する。  
※ 効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に対応した指標も設定
- 目標が実績と乖離した場合は、都道府県はその要因分析を行うとともに、必要な対策を検討し、講ずるよう努めるものとする。

## 〈見直しイメージ〉



## 2. 計画策定プロセス等の見直し

### i) 医療計画等との整合性の確保

- 医療計画や介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、計画期間を5年から6年に変更する。また、特定健診等実施計画も同様に変更する。

- 都道府県は地域医療構想の策定後、同構想と整合性が図られるよう医療費適正化計画を見直すこととし、第3期計画(平成30～35年度)を前倒して実施する。

### ii) 効果的な評価の仕組みの導入

- PDCAサイクルを強化するため、計画期間終了前に暫定的な評価を行い、当該評価結果を次期計画に反映させる仕組みを導入する。
- 中間評価に代えて、毎年度、計画の進捗状況管理等を行い、その結果を公表することとする。

### iii) 保険者協議会の役割の強化

- 都道府県は、医療費適正化計画の策定等に当たり、保険者協議会に協議を行うこととする。また、保険者協議会を通じて各保険者に協力を要請することができる仕組みを導入し、計画の策定や目標達成に向けた取組を実効あるものにする。

24

